

松原市地域防災計画

令和5年2月

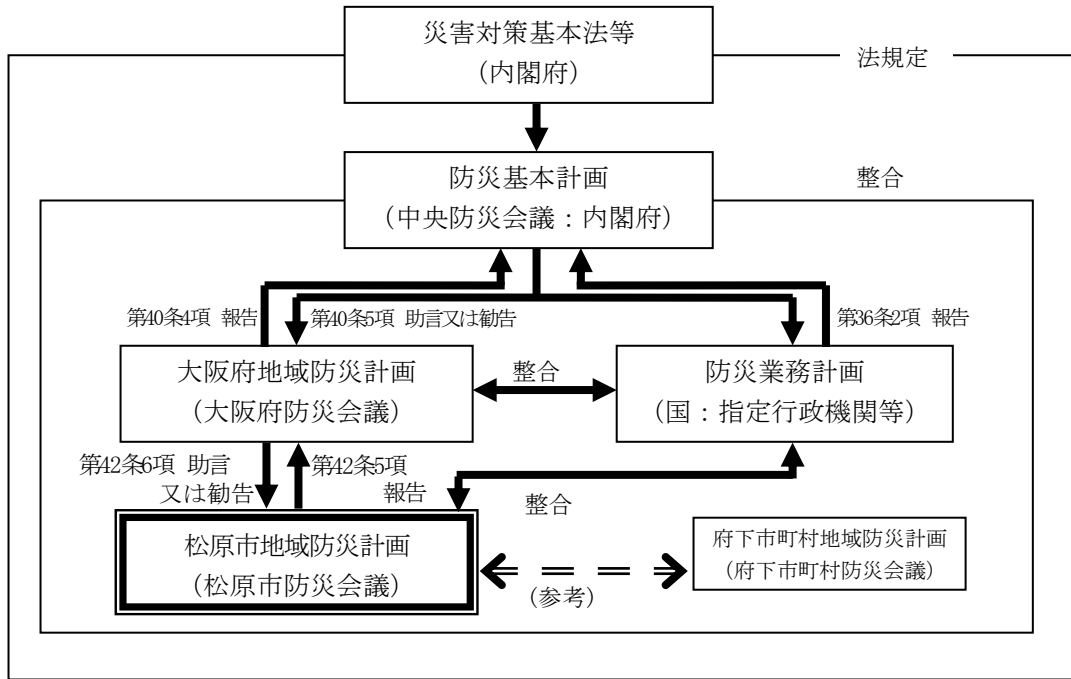
松原市防災会議

第1編 総則 目次

第1節	目 的	1
第2節	市域の概況	2
第1	地理的条件	2
第2	地質構造と主要な活断層の長期評価の概要	2
第3	気象	4
第4	社会的条件	5
第3節	災害素因の把握（防災基礎アセスメント）	6
第1	自然的素因の把握	6
第2	社会的素因の把握	6
第3	地域の危険性の総合的把握	6
第4	求められる防災対策	7
第4節	災害の想定	8
第1	想定災害	8
第2	地震被害想定	9
第3	被害想定調査結果の活用	11
第5節	防災関係機関の業務大綱	12
第1	松原市	12
第2	松原市社会福祉協議会	15
第3	大阪府	15
第4	大阪府警察本部（松原警察署）	16
第5	大阪航空局（八尾空港事務所）	16
第6	大阪管区気象台	16
第7	近畿地方整備局（大和川河川事務所）	16
第8	自衛隊（陸上自衛隊第3師団）	17
第9	指定公共機関及び指定地方公共機関等	17
第6節	住民、事業者の基本的責務	20
第1	住民の基本的責務	20
第2	事業者の基本的責務	21
第3	ボランティア等多様な機関との連携	21
第7節	計画の習熟と修正	22
第1	計画の習熟	22
第2	計画の修正	22

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条（推進計画）の規定に基づき、本市の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。



また、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、市域の枠組みを超えた広域災害においては、市をはじめ関係機関が行う「公助」による災害対応には限界があることが明らかになった。

このため、市民・事業者等が「自らの命は自らで守る」という「自助」、市民・事業者等が「相互に助け合う」という「共助」と「公助」との連携によって、災害時における人命や建物等の被害を最小化し、災害からいち早く復旧・復興することが可能な「減災のまちづくり」をめざす。

第2節 市域の概況

第1 地理的条件

1 位置

本市は、金剛、葛城連峰を望む河内平野の一角にあり、大阪府のほぼ中央部に位置している。北は大和川を隔てて大阪市と接し、南と西は堺市、東は羽曳野市、藤井寺市、八尾市に接している。

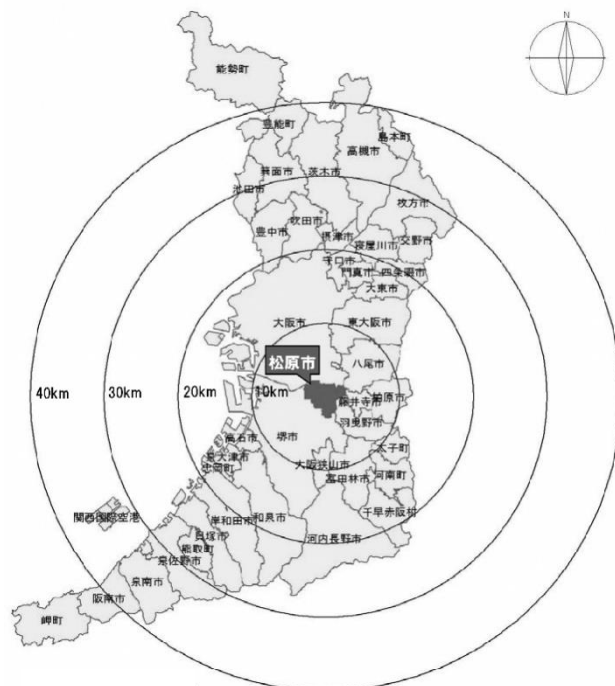
区分	東端	西端	南端	北端	市役所
経度	東経135° 35' 09"	135° 31' 16"	135° 33' 26"	135° 32' 37"	135° 33' 06"
緯度	北緯 34° 35' 24"	34° 35' 22"	34° 33' 14"	34° 35' 58"	34° 34' 41"
町名	若林2丁目	天美西6丁目	丹南5丁目	天美北4丁目	阿保1丁目1番1号

2 地勢

本市は、ほとんどが平坦な地形で、その60%が20m以下の低位地帯であるが地盤は良好で、住宅地、工業用地に適している。

また、古くから灌漑用として多くのため池が造られてきた。近年、都市的土地利用の進展などで、ため池の数が減少したものの、今でも多くのため池が残っている。

一方、河川については、市城北側を東から西にかけて流れる全長約68kmの大和川、その支流である西除川、東除川、落掘川などの河川がある。しかし、全体的に本市を流れる河川は、掘割方式で人工的な河川構造となっている。



第2 地質構造と主要な活断層の長期評価の概要

松原市の地形は、大きく中位段丘面（泉北台地、河内台地）、低位段丘面（河内台地）、谷底平野・はん濫平野（大和川低地）に分けられるが、非常に平坦な地形となっている。

これは、松原市域の地表面を構成する堆積物がせいぜい15万年前（地質時代では第四紀更新世に該当）の堆積であり、隆起・侵食といった大きな地形の変化を受けるほど時間が経過していないことに起因するものと考えられる。

1 中位段丘面の形成（更新世＝洪積世：15万年前～10万年前）

現在、松原市域に広く見られる泉北台地、河内台地等の中位段丘面は、地質年代の第三紀更新世（洪積世）、すなわち15万年前～10万年前に堆積した扇状地面であるといわれている。

この扇状地面に堆積物となる砂れきを運んだのは、現在の河床よりも数mから十数m高い位置を流れていた西除川、東除川である。

2 低位段丘面（沖積段丘面）の形成（ウルム氷期～完新世＝沖積世前半期：約3万年前～約6000年前）

中位段丘面（扇状地面）形成後、しゅう曲や断層に伴う地盤変動、気候変化に伴う海面変動の影響により、上記の扇状地面は下へ刻み込む侵食（下刻）の作用を受けることになる。西除川、東除川は旧扇状地面を北流し、侵食しながら谷底平野を形成していった。これが中位段丘の形成及び低位段丘面（沖積段丘面）の形成である。

このような作用は、ウルム氷期初期にあたる約3万年前から完新世（沖積世）前半期にあたる約6000年前に進行したと推定されている。

3 低位段丘（沖積段丘）の形成＝谷底平野・はん濫平野、自然堤防の形成（完新世＝沖積世前半期以降：約4500年前～）

低位段丘面が形成された後、さらに下刻が進み、低位段丘面は侵食作用を受けて段丘化した。これが低位段丘（沖積段丘）の形成である。以降、最も新しい地形面としてはん濫平野・谷底平野、自然堤防等の形成が進み、現在の地形が形成されていった。

4 本市に影響を及ぼす活断層の長期評価の概要

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等を評価し、随時公表している。これらの事項について、本市に関わる事項を以下に示す。

主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日令和4年1月1日）

	断層帯名 (起震断層/活動区)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の 主な活断層に おける 相対的評価	地震発生確率			平均活動間隔
				30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
①	中央構造線断層帯 (五条谷区間)	7.3程度	-	-	-	-	- 約2200年前以後、7世紀以前
	中央構造線断層帯 (根来区間)	7.2程度	我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する	0.008% ～0.3%	0.01% ～0.5%	0.04% ～1%	約2500年 -2900年 7世紀以後-8世紀以前
②	中央構造線断層帯 (金剛山地東縁区間)	6.8程度	-	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約6000年 -7600年 1世紀以後 -3世紀以前
③	上町断層帯	7.5程度	我が国の主な活断層の中では高いグループに属する	2%～3%	3%～5%	6%～10%	8000年程度 約28000年前 -9000年前
④	生駒断層帯	7.0～7.5程度	我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する	ほぼ0% ～0.2%	ほぼ0% ～0.3%	ほぼ0% ～0.6%	3000年 -6000年
							400年頃以後、1000年頃以前
⑤	有馬-高槻断層帯	7.5程度	-	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1000年

第4 社会的条件

1 人口

本市の人口は、高度成長期に著しく増加したが、昭和50（1975年）年以後は停滞し、平成2年をピークに減少に転じている。令和2年国勢調査によると、市の総人口は117,641人となっている。

一方、65歳以上の高齢人口は、増加傾向にある。高齢化が進むことによる避難行動要支援者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加などが防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

したがって、これらの背景を踏まえて、災害時の防災対策のあり方が重要になってくる。

（各年10月1日現在、国勢調査）

年	人 口	世 帯 数	一世帯あたり 人 員	老 齢 人 口 (65歳以上)	
				人 口	割 合
平成2年	人 135,919	世帯 44,510	人 3.05	人 12,100	% 8.90
7	134,457	47,203	2.84	14,994	11.15
12	132,562	48,835	2.71	19,212	14.52
17	127,276	48,480	2.63	24,343	19.13
22	124,594	49,218	2.53	29,905	24.00
27	120,750	49,958	2.41	34,335	28.43
令和2	117,641	51,902	2.27	35,266	30.00

2 都市構造

(1) 土地開発

本市は、高度成長期に大阪市に隣接する住宅地として開発が進み、これらの住宅地と古くからある集落が共存する形で都市が形成されている。古くからある集落は、都市の風格や歴史を伝える反面、木造住宅が密集していることが多く防災上の課題となっている地区もある。

(2) 交通

ア 道路

市内には阪和自動車道、阪神高速道路（14号松原線及び6号大和川線）、西名阪自動車道、近畿自動車道など自動車専用道路が走っており、それらが松原ジャンクションで接続している。また、阪和自動車道と並行して主要地方道大阪中央環状線が走っており、西大阪における道路交通の要衝地となっている。

一方、市内の主要な幹線道路となっているのは、市の中央を南北に走る国道309号と、東西に走る主要地方道堺大和高田線である。

イ 鉄道

市内には近鉄南大阪線が通っており、河内天美駅、布忍駅、高見ノ里駅、河内松原駅の4駅が設置されている。近鉄南大阪線は大阪阿部野橋駅（大阪府大阪市）と橿原神宮前駅（奈良県橿原市）を結ぶ路線で、特急、急行、区間急行、準急、普通電車が運行されているが、本市内で停車するのは準急と普通電車で、準急は河内松原駅にのみ停車する。

駅別の乗降人員は準急の停車する河内松原駅がもっとも多く、1日あたり約2万5,000人の乗

降人員がある。乗降人員が2番目に多いのは河内天美駅で約1万6,000人、次いで高見ノ里駅が約6,000人、布忍駅が約4,500人となっている（令和3年11月調べ）。

ウ 路線バス

松原市内を運行するバス路線は、4社局（近鉄バス、南海バス、北港観光バス、大阪シティバス）が運行する路線と松原市が運行する市内公共施設循環バス（ぐるりん号）がある。

第3節 災害素因の把握（防災基礎アセスメント）

災害素因とは、「当該地域の災害に対する特性」を規定する要因である。つまり、災害が発生した場合、当該地域において生じる事象は、その災害素因（自然的素因／社会的素因）によってある程度決定される。

「松原市防災基礎アセスメント調査」では、次のような市域の災害素因が把握されている。

第1 自然的素因の把握

1 地震災害の自然的素因

- (1) 地盤振動が強く現れる可能性がある地域
- (2) 液状化の可能性がある地域

2 風水害の自然的素因

- (1) 河川はん濫（内水はん濫）の可能性がある地域
- (2) 崩壊の可能性がある地域

第2 社会的素因の把握

1 建物の現況

- (1) 年代別構造別建物棟数
- (2) 木造建ぺい率

2 危険物施設の現況

- (1) 危険物施設数
- (2) 危険物の指定数量の倍数

第3 地域の危険性の総合的把握

松原市域における地震災害及び風水害に対する危険性を総合的に把握すると、次のとおりである。

1 地震災害に対する危険性の総合的把握

地盤振動が強く現れる可能性、あるいは液状化の可能性がある地域のうち、木造建物の密集度（老朽木造建物棟数、木造建ぺい率）が高い地域があり、これらの地域における建物倒壊などの可能性が指摘される。

さらに、危険物施設が多く存在する、あるいは保有している危険物の指定数量の倍数が高い施設

が存在する地域では、二次的に火災等の災害が発生する可能性も指摘される。

2 風水害に対する危険性の総合的把握

一部の地域で床上浸水が発生する可能性がある。

ただし、これまで下水道を始めとしたインフラ整備を推進してきた結果、近年では浸水不安について大幅に解消されている。

第4 求められる防災対策

1 災害予防対策

災害に強いまちづくりの一環として、建築物の安全化・耐震化や延焼遮断帯としての道路・緑道整備を、市街地整備と一体的に推進することが求められる。

これにより、発災直後の人的被害抑止、建物倒壊による避難路遮断の防止、延焼遮断による財産保護など、さまざまな効果が期待される。

2 地震災害応急対策

危険性が指摘される地域に対し、早期に被害情報を収集・伝達し適切な対策を講じることが求められる。

また、要援護高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への迅速な対応が求められる。

3 風水害応急対策

災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。危険性が指摘される地域に対しては特に留意して水防活動を実施することが求められる。

また、市民（特に避難行動要支援者）への広報活動と避難誘導を適切に実施することが求められる。

4 その他危機事象についての応急対策

多種多様化する危機事象において、迅速な対応が求められる。

第4節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、松原市における地勢、気象等、地域の特性並びに過去において発生した各種の災害状況を勘案して起こり得る災害を想定し、これを基礎とした。また、以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

発生が予想される主な災害は、次のとおりである。

第1 想定災害

1 地震による災害

- (1) 地震による家屋、都市施設の損壊等
- (2) 地震に伴う火災等

2 台風による災害

- (1) 台風に伴う大雨による河川のはん濫、浸水、ため池の破堤による水害等
- (2) 台風に伴う強風による家屋の倒壊等

3 集中豪雨等異常降雨による災害

- (1) 河川、ため池等のはん濫による水害等
- (2) 低平地域等の排水不良による浸水等

4 市街区域等の家屋密集地域における大規模火災

5 危険物の爆発等による災害

6 その他

- (1) 航空
- (2) 道路
- (3) 鉄道
- (4) 放射線

第2 地震被害想定

1 大阪府による地震被害想定

大阪府では、次の5つの震源断層を対象として被害想定を実施している。

<大阪府被害想定の対象震源断層>

直下型地震（活断層型地震）	上町断層帯
	生駒断層帯
	有馬高槻断層帯
	中央構造線断層帯
海溝型地震	南海トラフ地震

※海溝型地震については、従来のように南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を一つの領域として考えて地震活動の長期評価が行われることとなった。

2 本市における地震被害想定

本市では、上記の断層以外に、国道309号線東約300m付近を南北に走る活断層（以下、「推定松原断層」という。）の存在が指摘されている。

本市では、市の地震災害対策上、上記の断層に加え、推定松原断層による被害想定を行うことが重要であると判断し、独自の手法により被害想定を行った。

松原断層の諸元は次のとおりである。なお断層の深さは、大阪府による地震被害想定調査と同様に、兵庫県南部地震に合わせた。

<推定松原断層の諸元>

震源断層	断層の長さ	断層の深さ	備 考
推定松原断層	5 km	16km	地形的な特徴により、活断層の存在が推定されるが、現時点では明確に特定できないもの、又は今後も活動を繰り返すかどうか不明なもの。*

※国土地理院技術資料D.1—No333「都市圏活断層図 大阪東南部 1：25,000」（平成17年11月発行）より

資料編	資料2-1	大阪府域に関する計測震度等想定結果一覧
	資料2-2	南海トラフ巨大地震による計測震度及び液状化の可能性想定結果一覧

3 大阪府との地震被害想定方法の相違

本市では、推定松原断層の被害想定に際し、想定に必要なデータの制約等から、大阪府が行った被害想定とは別に、独自の方法を用いている。

想定にあたっては、府の行った断層の想定結果との比較を行う必要があることから、断層についても市独自の手法で被害想定を行い、府の想定結果による被害規模や地域特性等に大きな隔たりがないことを確認している。

本市で実施した被害想定結果と、大阪府が実施した被害想定のうち、本市に最大の被害を及ぼす結果が得られた被害想定結果は、大阪府被害想定による上町断層系の想定結果であることが分かる（なお、一部のライフライン被害については、南海トラフ地震による被害想定が最大となることに留意する）。

＜松原市被害想定結果＞

		上町断層帯	生駒断層帯	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	南海トラフ地震	推定松原断層 ^{※3}
震 度		震度6弱 ～6強	震度5強 ～6強	震度4 ～5弱	震度5弱 ～5強	6弱	震度5強
建物被害	全壊棟数	10,173棟	2,070棟	0棟	93棟	228棟	87棟
	半壊棟数	9,227棟	3,383棟	2棟	231棟	3,126棟	193棟
出火件数(夕) ^{※1}		14件 (焼失40件)	5件 (焼失3件)	3件	3件	3件	4件
死者数 ^{※1}		144人	11人	0人	0人	12人	0人
負傷者数 ^{※1}		1,422人	891人	0人	54人	366人	69人
罹災者数 ^{※1}		60,943人	16,842人	5人	983人	—	575人
避難所生活者数 ^{※1}		17,674人	4,885人	2人	286人	1,895人	168人
ライフライン被害	停電 ^{※2}	26,356軒 (43.9%)	5,193軒 (8.7%)	0軒	98軒 (0.2%)	27,957軒 (49%)	—
	ガス供給停止 ^{※2}	47,000戸	6,000戸	0戸	0戸	—	—
	水道断水 ^{※2}	93,000人 (72.7%)	96,000人 (75.1%)	12,000人 (9%)	66,000人 (51.4%)	123,253人 (100%)	—
	電話不通 ^{※2} (固定)	22,181回線	1,643回線	164回線	1,643回線	11,000回線	—

※1 建物被害より算定。

※2 大阪府被害想定結果より算定。

※3 地盤等の想定手法

(1) 地盤

地盤データ未整備のため地盤種によらない簡便法を使用した。

(2) 震度計算

距離減衰式を用いて基盤最大加速度を算出し、各250mメッシュごとに震度を計算した。

(3) 建物被害

築年別震度別の建物大破率テーブルを基に町丁目別に算出した。なお各町丁目がかかるメッシュの最大震度を、各町丁目の代表震度とした。

4 本市の地震被害想定調査結果の位置付け

被害想定調査の結果、推定松原断層による被害規模は、大阪府被害想定の上町断層系による被害規模を大きく下回ることが分かった。

また、これらの断層による被害の地域的な分布を考慮しても、市域内の特定の地域で、推定松原断層による被害が上町断層系による被害を上回るという状況は確認されなかった。

このことから、上町断層系による被害（一部のライフラインについては、南海トラフ地震による被害）を最大級の被害規模と想定し、これに耐え得る対策を実施することにより、推定松原断層を含めた他の断層系による被害にも十分対応可能であるという判断に基づいて、地震災害対策を行うこととする。

第3 被害想定調査結果の活用

被害想定調査結果のうち、被害が最大となる上町断層系による想定に基づき、アルファ化米等（高齢者用・幼児用）、粉ミルク又は液体ミルク、ほ乳瓶、毛布、おむつ、生理用品、簡易トイレ・車椅子用簡易トイレ、トイレトーパー、マスクなどの重要備蓄物資、避難所の必要面積などの目標値を設定する。

また、整備目標を達成するために、市域における整備状況を把握して、目標値を下回るものについて重点的な整備を図ることに努める。

第5節 防災関係機関の業務大綱

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める事項を大綱として示す。

第1 松原市

1 市長公室

- (1) 防災計画及び予防対策に係る総合計画との調整に関すること。
- (2) 広域行政に関すること。
- (3) 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
- (4) 広報の総合企画に関すること。
- (5) 広報活動に関すること。
- (6) 広報の編集及び発行に関すること。
- (7) 報道機関との連絡に関すること。
- (8) 情報提供の総括に関すること。
- (9) 防災会議及び地域防災計画に関すること。
- (10) 災害対策本部に関すること。
- (11) 災害救助及び災害見舞金に関すること。
- (12) 災害用備蓄品の整備・保管に関すること。
- (13) 自主防災組織の整備に関すること。
- (14) 被災者生活再建支援法に関すること。
- (15) 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。
- (16) 観光客等の避難支援対策に関すること。
- (17) 観光関係団体及び物産関係団体への情報提供及び情報収集に関すること。
- (18) 被災観光客の帰省支援対策に関すること。
- (19) 情報システムの管理運営及び安全対策に関すること。

2 総務部

- (1) 統計資料の編集及び整理に関すること。
- (2) 文書の整理、保存及び書庫に関すること。
- (3) 資金計画に関すること。
- (4) 市有財産及び公の施設の総括管理に関すること。
- (5) 庁舎の管理に関すること。
- (6) 電話の維持管理に関すること。
- (7) 車両の運用、維持及び管理に関すること。

3 福祉部

- (1) 福祉事業の企画及び調査に関すること。(他の所管に属するものを除く。)
- (2) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉関係団体の指導監督等に関すること。

- (4) 総合福祉会館との連絡調整に関する事。
- (5) 社会福祉施設（福祉部所管に限る。）に関する事。
- (6) ボランティアに関する事。
- (7) 民生委員及び児童委員に関する事。
- (8) 募金その他義援金品に関する事。
- (9) 児童福祉施設の企画立案及び管理運営に関する事。
- (10) 私立保育所の育成及び連絡調整に関する事。
- (11) 母子生活支援施設の入所に関する事。

4 健康部

- (1) 老人福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律に定める医療に関する事。
- (3) 母子保健法に定める未熟児養育医療に関する事。
- (4) 重度障害者の医療費の助成事業に関する事。
- (5) ひとり親家庭医療の助成事業に関する事。
- (6) 子ども医療費の助成事業に関する事。
- (7) 老人福祉施設等との連絡調整に関する事。
- (8) 保健センターの管理運営に関する事。
- (9) 感染症予防に関する事。
- (10) 保健所との連絡調整に関する事。
- (11) 医師会、衛生諸団体等に関する事。
- (12) その他地域医療及び保健増進に関する事。

5 市民協働部

- (1) 自治振興会に関する事。
- (2) 広聴の総合企画に関する事。
- (3) 広聴活動に関する事。
- (4) 広聴及び相談に係る各部課等との連絡調整に関する事。
- (5) 苦情、申出及び要望等の受付並びにその情報処理に関する事。
- (6) セーフコミュニティに関する事
- (7) 男女共同参画に関する事
- (8) 交通・防犯に関する事
- (9) 国際化対策に関する事
- (10) コミュニティセンターに関する事

6 市民生活部

- (1) し尿処理施設に関する事。
- (2) し尿処理に係る委託に関する事。
- (3) 作業用自動車の運用、維持及び管理に関する事。
- (4) 墓地及び火葬場に関する事。
- (5) 屋外広告物に関する事。
- (6) 防疫資材及び防疫薬品の整備に関する事。
- (7) ごみの収集及び運搬に関する事。

- (8) ごみ処理に係る委託に関する事。
- (9) 分別（資源化）センターに関する事。
- (10) ごみの終末処理に関する事。
- (11) 埋火葬許可に関する事。
- (12) 身分証明に関する事。
- (13) 農業用施設の危険防止に関する事。
- (14) 家畜保健衛生に関する事。
- (15) 帰宅困難者に関する事。

7 都市整備部

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 住環境に関する事。
- (3) 都市公園、児童遊園、緑地、街路樹及び緑道等（以下「公園等」という。）の維持管理、運営及び保全に関する事。
- (4) 公園等の占用及び使用許可に関する事。
- (5) 公園等の調査、計画及び事業決定に関する事。
- (6) 公園等に係る工事の設計、施行、監理、監督及び検査に関する事。
- (7) 道路、橋りょう及び交通安全施設の管理及び危険箇所の把握に関する事。
- (8) 市道の災害予防措置に関する事。
- (9) 道路交通の通行制限及び関係機関への連絡協議に関する事。
- (10) 作業用自動車の運用、維持及び管理に関する事。
- (11) 危険防止に関する事。（他の所管に属するものを除く。）
- (12) 市営住宅の営繕に関する事。
- (13) 市営住宅入居者の異動管理に関する事。
- (14) 建築基準法に基づく建築指導に関する事。
- (15) 建築物の耐震化に関する事。
- (16) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づく事前協議等に関する事。

8 上下水道部

- (1) 今池水みらいセンターとの連絡調整に関する事。
- (2) 流域下水道計画との調整に関する事。
- (3) 公共下水道の維持管理に関する事。
- (4) 公共下水道台帳に関する事。
- (5) 下水道施設の災害予防措置に関する事。
- (6) 下水道施設災害の復旧資機材の整備に関する事。
- (7) 水道施設の災害予防措置に関する事。
- (8) 水道施設災害の復旧資機材の整備に関する事。
- (9) 災害時における給水活動計画に関する事。
- (10) 広域治水対策に係る関係機関等との協議及び調整に関する事。
- (11) 一級河川の改修工事に係る関係機関等との協議、調整等その推進に関する事。
- (12) 浸水対策ポンプ施設の維持管理に関する事。（公共下水道として管理する施設を除く。）
- (13) その他治水対策に関する事。

9 会計部

- (1) 寄付金の保管に関する事。

10 消防本部

- (1) 建築物等の火災予防に関する事。
- (2) 危険物施設等への査察、指導に関する事。
- (3) 危険物災害予防対策に関する事。
- (4) 火薬類災害予防対策に関する事。
- (5) 高圧ガス災害予防対策に関する事。
- (6) 液化石油ガス災害予防対策に関する事。
- (7) 火災予防の広報公聴及び消防広報に関する事。
- (8) 消防車両及び通信施設の整備計画に関する事。
- (9) 消防計画に関する事。
- (10) 水利計画に関する事。
- (11) 火災統計に関する事。
- (12) その他水火災の予防に関する事。

11 教育委員会

- (1) 防災に関する教育及び訓練に関する事。
- (2) 防災倉庫の管理、運営の協力に関する事。
- (3) 教育委員会施設に関する事。
- (4) 文化財の被害調査及び応急対策に関する事。

12 議会部

- (1) 議会との連絡に関する事。

13 行政委員会部

- (1) 他部との応援調整に関する事。

14 農業委員会部

- (1) 他部との応援調整に関する事。

第2 松原市社会福祉協議会

- 1 災害ボランティアセンターに関する事。
- 2 災害時における要配慮者に関する事。
- 3 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事。

第3 大阪府

1 富田林土木事務所

- (1) 府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関する事。
- (2) 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への伝達に関する事。
- (3) 災害予防、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関する事。

2 藤井寺保健所

災害時における保健衛生活動・医療救護活動に関し、本市が処理する事務又は業務の指導、指示等の連絡調整に関すること。

3 南河内農と緑の総合事務所

- (1) 災害時における本市域の農地、農業用施設等の調査、報告、情報の収集に関すること。
- (2) 災害復旧に関すること。
- (3) 農地防災事業の推進に関すること。

第4 大阪府警察本部（松原警察署）

- 1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- 2 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。
- 3 交通規制・管制に関すること。
- 4 広域応援等の要請・受入れに関すること。
- 5 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること。
- 6 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。
- 7 災害資機材の整備に関すること。

第5 大阪航空局（八尾空港事務所）

- 1 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること。
- 2 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。
- 3 空港施設の応急点検体制の整備に関すること。
- 4 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること。
- 5 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること。

第6 大阪管区气象台

- 1 観測施設等の整備に関すること。
- 2 防災知識の普及・啓発に関すること。
- 3 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。
- 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- 5 府や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。

第7 近畿地方整備局（大和川河川事務所）

- 1 公共土木施設（直轄）の整備と防災管理に関すること。
- 2 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること。

- 3 直轄河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関する事。
- 4 公共土木施設（直轄）の応急点検体制の整備に関する事。
- 5 公共土木施設（直轄）の二次災害の防止に関する事。
- 6 公共土木施設（直轄）の復旧に関する事。

第8 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

- 1 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事。
- 2 災害派遣に関する事。
- 3 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事。

第9 指定公共機関及び指定地方公共機関等

1 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事
- (2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事
- (3) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事

2 西日本電信電話株式会社（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事。
- (4) 災害時における重要通信確保に関する事。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。
- (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事。

3 日本赤十字社（大阪府支部）

- (1) 災害医療体制の整備に関する事。
- (2) 被災者等へのこころのケア活動の実施に関する事。
- (3) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事。
- (4) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。
- (5) 義援金品の募集、配分等の協力に関する事。
- (6) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事。
- (7) 救援物資の備蓄に関する事。

4 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- (1) 管理道路の整備と防災管理に関する事。
- (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関する事。
- (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
- (4) 被災道路の復旧事業の推進に関する事。

5 阪神高速道路株式会社

- (1) 管理道路の整備と防災管理に関すること。
- (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- (4) 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

6 大阪ガスネットワーク株式会社

- (1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
- (3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること。
- (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

7 関西電力送配電株式会社

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。
- (3) 災害時における電力の供給確保に関すること。
- (4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

8 土地改良区

- (1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備及び防災管理に関すること。
- (2) ため池の治水活用に関すること。
- (3) 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。
- (4) 湛水防除活動に関すること。
- (5) 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。

9 近畿日本鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社

- (1) 鉄道施設の防災管理に関すること。
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (4) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- (5) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

10 松原市医師会

- (1) 災害時における医療救護の活動に関すること。
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること。

11 松原市歯科医師会

- (1) 災害時における医療救護の活動に関すること。
- (2) 被災者に対する歯科保健医療活動に関すること。

12 松原市薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。
- (2) 医薬品等の確保及び供給に関すること。

13 松原市開業獣医師会

- (1) 災害時における獣医療に関すること。

14 松原市議会災害対応連絡会

- (1) 災害時における議員の活動に関すること。

資料編	資料 1-1	防災関係機関一覧
-----	--------	----------

第6節 住民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 住民の基本的責務

1 住民の役割

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

- (1) 災害等の知識の習得
 - ア 防災訓練や防災講習等への参加
 - イ 地域の地形、危険場所等の確認
 - ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (2) 災害への備え
 - ア 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
 - イ 指定緊急避難場所又は指定避難所、避難経路の確認
 - ウ 家族との安否確認方法の確認
 - エ 7日分（最低3日分）の生活必需品等の備蓄
 - オ 災害時に必要な情報の入手方法の確認
- (3) 地域防災活動への協力等
 - ア 地域の防災活動等への積極的な参加
 - イ 初期消火、救出救護活動への協力
 - ウ 避難行動要支援者への支援
 - エ 地域住民による避難所の自主的運営
 - オ 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

2 自主防災組織等の役割

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という共助の考え方に立ち、地域が一体となって安心安全なまちづくりを進めるセーフコミュニティ[※]の形成に向けて、災害発生時に地域住民が協力して消火、救援活動を行えるように、日常から地域の連帯感を高め、地域の実情に即した防災体制の確立に努めるものとする。また、災害時には、自主防災組織や町会・自治会などの住民組織を中心とした初期消火活動や、近隣の負傷者及び避難行動要支援者への支援、避難所の運営等のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を行うものとする。

※ セーフコミュニティとは、セーフコミュニティ認証センターが推進している「けがや事故などは偶然の結果ではなく、予防することができる」という理念に基づく予防に重点をおいた地域との協働による

安心安全なまちづくりである。重点取り組み分野としては、災害時の安全のほか、子どもの安全、高齢者の安全、交通安全、犯罪の防止、自殺予防の6分野を設定している。

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するように努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 指定緊急避難場所又は指定避難所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確認
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 7日分（最低3日分）の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 発災時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第3 ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティア等多様な機関との連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第7節 計画の習熟と修正

第1 計画の習熟

市及び防災関係機関においては、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から訓練その他の方法によって、この計画の習熟に努めるものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもちろんのこと、企業等においても災害を未然に防止し、又は災害時に迅速かつ的確に災害に対処できるよう、適時、地域住民等の参加を得て防災に関する教育及び訓練を実施する。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識の高揚、災害知識の普及を図るため、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を利用して防災広報の徹底を図る。

第2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。

なお、計画の修正に際しては、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、NPO等、多様な主体の参画促進に努める。

また、市、府、指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出する。

第2編 災害予防対策 目次

第1章	災害に強いまちづくり	1
第1節	都市の防災機能の強化	1
第1	基盤整備	1
第2	防災空間の整備	2
第3	都市基盤施設の防災機能の強化	3
第4	木造住宅が密集している地域の防災性向上の促進	3
第5	空き家等の対策	4
第6	土木構造物の耐震対策の推進	4
第7	ライフライン施設の災害予防対策	4
第8	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	5
第2節	建築物の安全化	7
第1	住宅・建築物の耐震対策の促進	7
第2	文化財の保護	8
第3節	水害予防対策の推進	9
第1	河川の改修	9
第2	水害減災対策	9
第3	下水道（雨水）の整備	11
第4	農地防災対策	11
第5	避難指示等の判断・伝達マニュアル（大雨災害編）の見直し	12
第4節	危険物等災害予防対策の推進	13
第1	現況	13
第2	危険物災害予防対策	13
第3	高圧ガス災害予防対策	14
第4	火薬類災害予防対策	14
第5	毒物、劇物災害予防対策	15
第6	管理化学物質災害予防対策	15
第2章	災害応急対策・復旧対策への備え	16
第1節	総合的防災体制の整備	16
第1	防災対策を推進する組織体制	16
第2	災害警戒対策本部体制の整備	17
第3	災害対策本部体制の整備	17
第4	防災プラネット体制の整備	19
第5	職員配備体制の整備	20
第6	防災中枢機能等の確保、充実	21
第7	防災拠点の体系的整備	21
第8	装備資機材等の整備	22

第9 防災訓練の実施	23
第10 人材の育成	24
第11 防災に関する調査研究の推進	25
第12 広域防災体制の整備	26
第13 自治体被災による行政機能の低下等への対策	27
第14 事業者、ボランティアとの連携	28
第2節 情報収集伝達体制の整備	29
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	29
第2 情報収集伝達体制の強化	30
第3 災害広報体制の整備	32
第4 気象等観測装置の活用	33
第3節 火災予防対策の推進	34
第1 建築物等の火災予防	34
第4節 消火・救助・救急体制の整備	36
第1 消防力の充実強化	36
第2 広域消防応援体制の整備	38
第5節 災害時医療体制の整備	39
第1 災害医療の基本的考え方	39
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	40
第3 現地医療体制の整備	41
第4 後方医療体制の整備	42
第5 医薬品等の確保体制の整備	43
第6 患者等搬送体制の確立	43
第7 個別疾病対策	43
第8 関係機関協力体制の確立	43
第9 医療関係者に対する訓練等の実施	44
第6節 緊急輸送体制の整備	45
第1 陸上輸送体制の整備	45
第2 航空輸送体制の整備	46
第3 輸送基地の確保	46
第4 交通規制の計画	46
第7節 避難受入れ体制の整備	47
第1 避難場所、避難路の指定	47
第2 避難場所、避難路の安全性の向上	48
第3 指定避難所等の指定、整備	49
第4 指定避難所の管理運営体制の整備	50
第5 避難誘導體制の整備	51
第6 市民による事前確認事項	52
第7 広域避難体制の整備	52
第8 避難者の受入	52

第9	応急危険度判定体制の整備	52
第10	応急仮設住宅等の事前準備	53
第11	罹災証明書の発行体制の整備	53
第8節	緊急物資確保体制の整備	54
第1	給水体制の整備	54
第2	食料・生活必需品の確保	55
第9節	ライフライン確保体制の整備	56
第1	上水道	56
第2	下水道	57
第3	電力（関西電力送配電株式会社）	57
第4	ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）	58
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社等）	59
第6	住民への広報	60
第7	倒木等への対策	60
第10節	交通確保体制の整備	62
第1	鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）	62
第2	道路施設	62
第11節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	63
第1	計画の初年度	63
第2	計画対象事業	63
第3	地震防災上必要なため池の整備	64
第3章	セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動による地域防災力の向上	65
第1節	防災意識の高揚	65
第1	防災知識の普及啓発等	65
第2	学校における防災教育	67
第3	防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及	68
第4	避難行動要支援者に対する啓発	68
第5	南海トラフ地震防災対策に係る相談窓口の設置	68
第6	災害教訓の伝承	69
第2節	自主防災体制の整備	70
第1	地区防災計画の策定等	70
第2	自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動促進	71
第3	事業所による自主防災体制の整備	72
第4	救助活動の支援	73
第3節	ボランティアの活動環境の整備	74
第1	受入窓口の整備	74
第2	事前登録	74
第3	ボランティアの活動拠点等の整備	75
第4	ボランティア活動の普及・啓発	75
第5	NPOとの連携	75

第6	人材育成	75
第7	情報共有会議の整備・強化	75
第4節	要配慮者対策	76
第1	避難行動要支援者に対する支援体制整備	76
第2	社会福祉施設の安全対策	78
第3	外国人に対する防災対策の充実	79
第5節	帰宅困難者支援体制の整備	80
第1	帰宅困難者対策	80
第6節	企業防災の促進	82
第1	事業者の業務継続計画（BCP）等の策定	82
第2	重要施設及び災害応急対策に係る機関	83

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

■ 計画方針

市は、国、府などと連携し、「松原市都市計画マスタープラン」を踏まえ、災害に強いまちの骨格となる都市基盤施設の耐災・耐震化や防災空間の整備・確保並びに市街地の不燃化等の総合的な推進に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 基盤整備	都市整備部
第2 防災空間の整備	産業振興課、みち・みどり整備課、危機管理課
第3 都市基盤施設の防災機能の強化	危機管理課、産業振興課、消防本部
第4 木造住宅が密集している地域の防災性向上の促進	まちづくり推進課
第5 空き家等の対策	まちづくり推進課
第6 土木構造物の耐震対策の推進	産業振興課、まちづくり推進課、みち・みどり整備課、上下水道管理課
第7 ライフライン施設の災害予防対策	上下水道部
第8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保	環境政策課

第1 基盤整備

市は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

また、府及び市は、災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

さらに、いかなる災害等が発生しようとも、人命の保護が最大限図られること、市域及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興などを基本目標とする松原市国土強靱化地域計画に基づく施策を推進する。

第2 防災空間の整備

市は、指定緊急避難場所又は指定避難所、避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路などの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間を確保する。

また、市は農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設の有効活用を図り防災空間を確保する。

1 防災公園等の整備

市は、緑地の確保や市街地の緑化を推進するとともに、都市環境の改善のため、重点的に緑地の整備と緑化を図る地区を定め、市街地の防災機能の構造的な強化を図る。

防災公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課（他））、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。市は、「松原市緑の基本計画」（平成16年3月）を策定し、これらの公園施設を以下に示す避難場所として順次位置付けていく。

（1） 広域避難場所となる都市公園等の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。その際、市街化調整区域等の大規模な空地を確保できる機会がある場合には、用地の確保及び整備に努める。

（2） 指定緊急避難場所となる都市公園等の整備

近隣の住民が緊急的に避難する概ね面積1ha以上の都市公園等を整備する。

なお、災害の発生状況や被害の状況に応じて、広域的な避難が必要であると判断される場合には、近隣住民に限らず市域内の他の地域からの避難場所として活用する。

（3） 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

（4） その他防災に資する身近な都市公園等の整備

緊急避難の場所となる都市公園等を整備するとともに、市内を縦横する骨格的都市計画道路である堺港大堀線、大阪河内長野線、堺松原線の沿道において、防災まちづくりの拠点、災害時の活動拠点として機能する施設の整備を推進する。

資料編 資料5-1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所

2 道路・緑道の整備

市民が安全、確実に避難するための避難路については道路周辺における木造家屋の密集度合、危険物施設の有無、交通事情及び道路幅員等を考慮して設定するものであり、今後、国・府道の周辺から整備する。

整備にあたっては、「松原市都市計画マスタープラン」等との連携をとりながら、幹線道路ネットワークの整備、幹線道路沿道における防災まちづくり拠点施設等の整備、木造住宅が密集している地域における道路の整備、沿道緑化など、防災機能の向上にも資するよう効果的に施策を推進して

いく。

- (1) 都市計画道路の堺大和高田線、堺港大堀線、大阪河内長野線、堺松原線については市内を縦横する骨格的計画道路で、沿道には防災まちづくり拠点施設を整備し、災害時における物資等の広域的輸送道路として整備を促進する。
また、高見の里新堂線、新堂南線、松原駅松ヶ丘線、高木清水線についても避難路、延焼遮断空間及び消防活動困難区域の解消を図るため道路整備の促進に努める。
- (2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる道路の整備を推進する。また、公園施設と歩行者動線を結ぶなど、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路のネットワーク化に留意する。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3 農地・緑地の保全

本市の都市計画区域は行政区域全域で、1,666haとなっている。また、市街化区域は市域の80.8%の1,346ha、市街化調整区域は19.2%の320haとなっている（令和4年3月現在）。市街化調整区域には常住人口は少なく、土地利用の方向によっては開発余力としての利用の可能性がある。また、隣接する大阪市の状況（市街化調整区域なし）と比較すると、本市には空間的なゆとりがまだあることが分かる。

オープンスペースを確保することは、有事の際に避難場所としての機能、延焼遮断帯としての機能、物資等の輸送拠点機能など、防災の様々な面での有効活用が可能であるため、防災協力農地登録制度などにより農地・緑地の計画的な保全に努める。

第3 都市基盤施設の防災機能の強化

市は、府及び近畿地方整備局と連携しながら、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

1 防災施設の整備

指定緊急避難場所、指定避難所又は避難路となる施設等における災害応急対策上必要な施設（備蓄倉庫、耐震性防火水槽、防災行政無線及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置を図る。

2 ため池の防災機能の強化

災害時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の耐震対策を推進する。

第4 木造住宅が密集している地域の防災性向上の促進

市は、木造住宅が密集している地域における防災性の向上を図るため、建物の不燃化・耐震化促進と住環境や都市基盤施設の整備により、燃えにくいまち、避難できるまちの形成を進める。

そのための取り組みとして、すでに実施している準防火地域の指定拡大に加え、補助制度の活用による老朽住宅の除却や、耐震性を満たしていない建物の所有者への働きかけの強化による耐震改修を促進する。

第5 空き家等の対策

市は、管理不十分な空き家を増やさないため、空き家所有者の責任において、空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

第6 土木構造物の耐震対策の推進

市は、市域内の土木構造物について、府、近畿地方整備局及び近畿日本鉄道株式会社と連携しながら、次の方針で耐震対策を推進する。

1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、次の地震動を共に考慮の対象とする。
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震による高レベルの地震動
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が発生しないこと、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性強化に加え、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 道路施設の安全確保

道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。

3 河川・水路の安全確保

河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、府・近畿地方整備局と連携し整備の向上に努める。

4 ため池施設の安全確保

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」(令和4年3月)に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

資料編 資料2-4 ため池施設一覧

第7 ライフライン施設の災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 上水道

市は、災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設整備にあたっては、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。

- (2) 重要施設の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 他市との緊急連絡管、水源等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道

市は、災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐え得る十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。
- (3) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、把握できるようにするため監視体制の強化を推進する。

3 共同溝、電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、市は、府及び国と連携して、ライフライン事業者と協議の上、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

- (1) 収納するライフラインの種類により、次の区分とする。
 - ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
 - イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。
- (2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連携化を図る。

4 その他の事業者

市域内にサービスを提供する電力（関西電力送配電株式会社）、ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）、電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店））等については、各事業者の予防対策による。

第8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 災害廃棄物等処理

- (1) 市は、松原市ごみ処理基本計画及び本計画に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方

等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。

- (2) 市は、災害時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物については、適切な処理方法を市民、事業者等に周知するとともに、相談窓口等の設置も検討する。
- (3) 市は、ホームページのほか、掲示板への貼り出し、報道発表、広報車、防災行政無線、回覧板、SNS、町会や避難所等での説明会等あらゆる手段・媒体を活用し、発災時のごみの排出ルール等（分別方法、便乗ごみの排出禁止等）について適切な情報を発信する。また、平時から市職員・事業者等に対し、災害廃棄物処理計画等の内容について周知する。

第2節 建築物の安全化

■ 計画方針

市は、府及び防災関係機関と連携して、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の向上に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 住宅・建築物の耐震対策の促進	まちづくり推進課、施設所管課、危機管理課
第2 文化財の保護	文化財課

第1 住宅・建築物の耐震対策の促進

市は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に即して策定した「松原市耐震改修促進計画」等に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び必要な耐震改修の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策や建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

市は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、「松原市耐震改修促進計画」の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

1 公共建築物の耐震化

- (1) 市有建築物等の耐震診断及び耐震改修の実施に努める。特に、公共建築物について防災活動の拠点となる庁舎及び避難所となる学校施設等は、防災上重要な施設であるので速やかに耐震診断を実施し、その診断結果を公表するとともに、診断結果に応じて耐震改修の計画的な実施に努める。
- (2) 市は、公共住宅について、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備、及び必要な耐震改修の実施に努める。
- (3) 市は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。
- (4) 市は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を図るものとする。
- (5) 市は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じる。

2 民間建築物の耐震化

- (1) 建築物の耐震性の強化は、災害対策上重要な施策の1つであり、市は、耐震工法、補強方法

の周知徹底を「広報まつばら」、防災パンフレット等を活用して実施し、建築物の安全化、耐震化の促進を図る。

- (2) ブロック塀等の倒壊は、人的被害の要因となるだけでなく、避難路や緊急交通路の遮断要因ともなり得ることから、ブロック塀の建設並びに既存のブロック塀等について、被害発生抑制に努める。
- (3) 多数の人が通行する道路に面する建物のガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止などの安全対策や看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- (4) 市は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、広報紙、パンフレット等の配布を通じて、住民に対して家具類の安全対策等の普及啓発を図る。
- (5) 避難所に指定されている公共施設については、バリアフリー等に配慮した施設の福祉的整備について、次のような対策を推進する。
 - ア 多人数の避難に供する施設の管理者は、「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づいた整備・改善に努める。
 - イ 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内にユニバーサルデザインのトイレを設置するよう努める。
 - ウ 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
 - エ 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。

第2 文化財の保護

- (1) 市は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、市民に対し講演会、特別展の開催等により文化財保護について啓発活動を行う。
- (2) 指定文化財の所有者又は管理責任者は、常に文化財の現状を把握し、滅失、損傷等を発見したときは、速やかに届け出て修復する。
- (3) 市は、防災関係機関や地域住民との連携、自衛組織の確立など、文化財を災害から守るための体制づくりを進める。
- (4) 指定文化財の所有者又は管理責任者は、火災に備えて、自動火災報知設備等の消防用設備等の整備を推進するとともに、消火器を要所に備え付ける。
- (5) 指定文化財の所有者又は管理責任者は、台風時には、特に劣弱な部分の応急補修を施し、万全を期する。
- (6) 指定文化財の所有者又は管理責任者は、建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進を図る。

資料編 資料16-1 市内指定文化財等一覧

第3節 水害予防対策の推進

■ 計画方針

市は、府、関係機関と連携して、河川・下水道・ため池における洪水、雨水出水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 河川の改修	上下水道管理課
第2 水害減災対策	危機管理課、消防本部
第3 下水道（雨水）の整備	上下水道部
第4 農地防災対策	産業振興課
第5 避難指示等の判断・伝達マニュアル（大雨災害編）の見直し	危機管理課

第1 河川の改修

本市には、市域北側を東から西にかけて流れる全長約68kmの大和川、その支流である西除川、東除川、落堀川などがある。市は、これらの河川の実態を常に把握し、緊急性の高い河川から計画的に改修事業、護岸の整備を図るために、府、近畿地方整備局に整備の推進を要請する。

第2 水害減災対策

洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ確かな情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 市は、指定された浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

ア 洪水予報等の伝達方法

洪水予報等の伝達にあたっては、府及び近畿地方整備局からの河川の状況や今後の見通し等を確実に取得し、防災行政無線の活用等により、地域住民に対して伝達するとともに、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

イ 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

洪水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、消防団・自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

ウ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への対応

浸水想定区域内において、避難行動要支援者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、FAX、電話、メール等により洪水予報等を伝達する。

資料編	資料5-3	要配慮者利用施設一覧
	資料2-3	河川の浸水想定区域

- (2) 上記(1)のウに該当する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。
- (3) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

2 洪水リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

- ア 府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。
- イ 市長は、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水リスク及び避難に関する情報の周知

府及び市は公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 防災訓練の実施・指導

市は、防災週間、水防月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期

的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。併せて、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

4 水防体制の強化

- (1) 市は、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。
また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。
- (2) 府及び市は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。
- (3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3 下水道（雨水）の整備

市は、浸水対策として下水道（雨水）の整備に努める。

現在、本市には、既に供用開始している天美ポンプ場をはじめ、市内の主要な雨水管渠について概ね建設が完成しており、懸案となっている水路等から各雨水管渠への取込施設の建設を順次整備している。

第4 農地防災対策

市をはじめ、水路、ため池を管理する水利組合、土地改良区、財産区等は、水路のはん濫、ため池の決壊等による農地等のたん水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 ため池防災対策

- (1) 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨に対して、ため池の安全を保てるよう計画的に改修を進める。
- (2) 危険箇所早期発見や適正な維持管理を進める。

2 ため池の減災対策

ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

3 農業用水路、排水施設の防災対策

農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化を進める。

資料編 資料2-4 ため池施設一覧

4 ため池の治水活用

市は、府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第5 避難指示等の判断・伝達マニュアル（大雨災害編）の見直し

市内で大雨に起因した水害が発生するおそれが予測された時の、具体的な避難指示等の発令基準を定め、適切なタイミングによる発令及び迅速かつ的確な情報伝達によって、市民のかけがえのない生命を守ることを目的とし、最新の知見に基づき避難指示等の判断・伝達マニュアルを随時見直す。

第4節 危険物等災害予防対策の推進

■ 計画方針

市及び消防本部は、関係機関と連携して、適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成を図り、危険物の爆発・漏洩等による災害発生の未然防止及び拡大防止を図る。

■ 施策

	担当課等
第1 現況	消防本部
第2 危険物災害予防対策	消防本部
第3 高圧ガス災害予防対策	消防本部
第4 火薬類災害予防対策	消防本部
第5 毒物、劇物災害予防対策	消防本部
第6 管理化学物質災害予防対策	環境予防課

第1 現況

本市における危険物施設等の現況は、資料編に掲載してある危険物施設一覧のとおりである。

資料編 資料3-4 危険物施設一覧

第2 危険物災害予防対策

市は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安調査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物の貯蔵又は取扱を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (4) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (5) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講じるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施方法について指導する。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、啓発ポスターの掲示を行う。

5 事業者の危険物災害予防対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第3 高圧ガス災害予防対策

市は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 施設の耐震化の促進

事業所の管理者は、消防法、高圧ガス保安法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより、液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査し、耐震性の向上に努めるものとする。

4 啓発

啓発ポスターの掲示により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 火薬類災害予防対策

市は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 啓発

啓発ポスターの掲示により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第5 毒物、劇物災害予防対策

1 規制・指導

消防本部は、毒物、劇物を業務として製造、貯蔵又は取り扱おうとする者に届出をさせるとともに、被害発生時の消防活動の障害とならないよう関係行政機関との連携のもとに指導する。

第6 管理化学物質災害予防対策

市は、管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「生活環境保全条例」という。）で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例をはじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

1 規制

管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を府へ通報するよう、指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 総合的防災体制の整備

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ円滑な防災対策を実施するため、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 防災対策を推進する組織体制	危機管理課
第2 災害警戒対策本部体制の整備	危機管理課
第3 災害対策本部体制の整備	危機管理課
第4 防災プラネット体制の整備	危機管理課
第5 職員配備体制の整備	危機管理課
第6 防災中枢機能等の確保、充実	危機管理課
第7 防災拠点の体系的整備	危機管理課
第8 装備資機材等の整備	危機管理課、上下水道部、消防本部
第9 防災訓練の実施	危機管理課、消防本部
第10 人材の育成	危機管理課、課税課、消防本部
第11 防災に関する調査研究の推進	危機管理課
第12 広域防災体制の整備	危機管理課、消防本部
第13 自治体被災による行政機能の低下等への対策	危機管理課
第14 事業者、ボランティアとの連携	危機管理課、福祉総務課

第1 防災対策を推進する組織体制

1 松原市防災会議

松原市防災会議は、松原市防災会議条例に基づいて設置される組織で、市長を会長とし、市地域防災計画の策定と実施、災害時における情報の収集等を行う。

資料編	資料10-1	松原市防災会議委員一覧
	資料11-1	松原市防災会議条例
	資料11-2	松原市防災会議条例施行規則

2 松原市防災対策連絡会議の設置

平常時において防災対策について協議する機関として防災対策連絡会議を設置し、防災体制の整備・充実を図る。

＜防災対策連絡会議＞

組 織	構 成 員
委員長	副市長
副委員長	市長公室長
委員	市長部局の次長等 消防本部次長 議会事務局次長(※) 行政委員会総合事務局次長(※) 農業委員会事務局次長(※) 教育委員会教育総務部次長 教育委員会学校教育部次長 (※)その職にある者がいない場合は、局長とする。
事務局	市長公室危機管理課

第2 災害警戒対策本部体制の整備

市域で震度5弱未満でも地震の継続的な発生が見られる、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときなど、災害発生のおそれがある場合、市は、災害警戒対策本部を設置し、災害予防対策及び災害応急対策を実施する。

なお、災害警戒対策本部は、被害の規模が判明した段階において、必要に応じて災害対策本部へと移行する。

※ 風水害においては、「台風の接近・上陸に伴う各河川の洪水を対象とした、松原市の避難準備・高齢者等避難開始等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）」に基づいて整備を行う。

＜災害警戒対策本部の構成＞

災害警戒対策本部長	副市長
災害警戒対策副本部長	市長公室長、都市整備部長、上下水道部長、消防長等
本部長付	関係部局の次長、課長等
本部員	市長公室危機管理課職員、都市整備部員、上下水道部員、消防本部員等

第3 災害対策本部体制の整備

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2第1項により、市長が災害対策本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。

- (2) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- (3) 市域で震度5弱以上を観測したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

また、大阪府が現地災害対策本部を設置した場合、市災害対策本部は、これと連携し、災害予防対策及び災害応急対策を効果的に実施することに努める。

＜災害対策本部の構成＞

組 織	構 成 員
災害対策本部長	市長
災害対策副本部長	副市長、教育長
本部長付	市長部局の部長等、消防長、議会議務局長、行政委員会総合事務局長、農業委員会事務局長、教育委員会の部長
本部員	市長部局の次長、課長等 消防本部の次長、課長等 議会議務局次長 行政委員会総合事務局次長 農業委員会事務局次長 教育委員会の次長、課長

資料編 資料10-2 松原市災害対策本部の組織及び事務分掌
資料11-3 松原市災害対策本部条例

2 災害対策本部の閉鎖

- (1) 本市の地域に災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- (3) その他市長が適当と認めたとき。

3 災害対策本部の開閉通知

市長は、災害対策本部を設置し、また閉鎖したときは速やかに知事その他関係機関に通知する。

4 災害対策本部会議

- (1) 本部会議は本部長、副本部長、本部長付及び必要な本部員をもって構成し、次の事項について方針を決定しその実施を推進する。
ただし、緊急時において本部会議を招集するいとまのないときは、本部長の判断で決定することができる。
- (2) 本部会議で決定すべき事項
 - ア 災害対策本部の閉鎖に関すること。
 - イ 災害の予防応急対策に関すること。
 - ウ 配備体制の決定に関すること。
 - エ 国、大阪府及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - オ 自衛隊派遣の要請に関すること。

- カ 災害救助法の適用に関すること。
- キ 災害対策に関する重要なこと。
- ク その他災害に関する重要な事項

(3) 職員への周知

本部員は、本部会議の決定事項を職員に周知するとともに各班の連絡調整を図るものとする。

第4 防災プラネット体制の整備

市域の状況を迅速かつ的確に把握するために、市域を7地区（中学校区）に分けて、各地区に防災プラネット（出先地区）（以下「防災プラネット」という。）を設置する。また、防災プラネットは支援班と避難所運営班で構成する。

支援班：初期活動をより実効性のあるものとするため、市域で震度5弱以上を観測した場合に自主参集できる職員を支援班指定者に任命する。また、自主参集後は、災害（災害警戒）対策本部をもとに活動を行う。

避難所運営班：被害状況の掌握並びに災害発生に伴う災害予防対策及び災害応急対策等を、迅速かつ確実に実施するために、市域で震度5強以上を観測した場合に、又は災害（災害警戒）対策本部指令室から指令があった場合に派遣する職員を避難所運営班指定者に任命する。

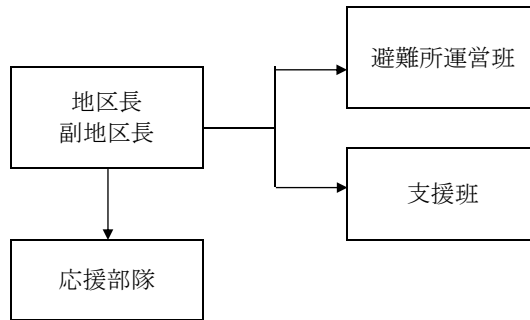
また、市域で震度5弱以上を観測した場合に自主参集できる職員についても指定しておく。

※ 風水害においては、「台風の接近・上陸に伴う各河川の洪水を対象とした、松原市の避難準備・高齢者等避難開始等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）」に基づいた活動を行う。

資料編 資料9-1 防災プラネット設置箇所一覧

1 防災プラネットの機構

防災プラネットの機構は、次のとおりである。



2 防災プラネットの配備車両及び資機材

配備車両等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 資料9-2 防災プラネットの配備車両及び配備資機材一覧

3 応援部隊の要請

防災プラネットにおいて、地区長は、効果的な災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し完全な応急対策が推進できないと判断したときには、災害対策本部に応援部隊を要請する。

第5 職員配備体制の整備

職員の動員は、次のとおりである。

また、市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。

<職員の動員区分>

配備区分	配備基準	動員部署等
第1号配備	ア 市域で震度5弱未満でも地震の継続的な発生が見られるとき。 イ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。 ウ その他の必要により市長が当該配備を指令するとき。	危機管理課 消防本部 都市整備部 上下水道部
第2号配備	ア 小・中規模の災害（地震の場合震度5弱）が発生したとき。 イ その他の必要により市長が当該配備を指令するとき。	第1号配備に加え、全部署の課長級以上 防災プラネット（支援班・避難所運営班）
第3号配備	ア 大規模の災害（地震の場合震度5強以上）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ その他の必要により市長が当該配備を指令するとき。	全部署

※風水害においては、「台風の接近・上陸に伴う各河川の洪水を対象とした、松原市の避難準備・高齢者等避難開始等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）」に基づいた配備基準とする。

第6 防災中枢機能等の確保、充実

1 防災中枢施設の整備

市は、発災時に速やかな体制がとれるように、災害発生後、防災中枢施設として、関係各部課との連絡調整の中枢機能を果たす災害対策本部室指令室を市庁舎内に速やかに確保するとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

また、市庁舎に備えられている、自家発電等のバックアップ機能の確保や自家発電設備等の整備（十分な期間の発電が可能な燃料の備蓄を含む）とともに平常時からの点検、訓練等に努める。

2 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

第7 防災拠点の体系的整備

災害時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、防災上重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していく。

1 防災拠点の種類

防災拠点の種類及び市内における拠点箇所は、次のとおりである。

- ・災害対策活動拠点 ⇒ 市役所（代替施設：消防本部）
- ・物資輸送拠点 ⇒ 松原防災備蓄センター、天美西防災備蓄センター、大堀町会防災センター等
- ・備蓄拠点 ⇒ 各小中学校、松原防災備蓄センター、天美西防災備蓄センター、大堀町会防災センター
- ・災害防御拠点 ⇒ 消防本部、消防署、西分署、各コミュニティ消防センター等
- ・医療活動拠点 ⇒ 災害医療センター（松原徳洲会病院）、災害医療協力病院、医療救護所等
- ・避難拠点 ⇒ 各指定避難所等
- ・応援部隊活動拠点 ⇒ 松原市民運動広場、大塚運動広場等
- ・応急給水拠点 ⇒ 丹南浄水場、阿保浄水場、天美我堂配水場、松原ポンプ場

資料編	資料5-1	指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所
	資料6-1	大阪府内災害拠点病院一覧
	資料6-2	救急搬送病院一覧
	資料6-3	市内医療機関一覧
	資料9-1	防災プラネット設置箇所一覧
	資料13-2	応援部隊受入れ・活動拠点

2 拠点施設の整備

- (1) 災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる市庁舎及び避難所となる学校その他公共施設においては浸水想定区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進し、新築、改築の際には耐震化・不燃化を図るとともに、被災者が災害情報を入手するためのテレビ、ラジオ等の確保に努める。また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

(2) 災害時における関係機関との情報収集伝達体制の強化を図るため、防災行政無線の適正な配置に努める。

3 住民との連携

発災時に自主防災組織等の住民団体が自主的に防災活動を実施できるよう、自主防災組織等への資機材等の整備及び使用方法の指導等に努める。

4 地域防災拠点の整備

市は、市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

第8 装備資機材等の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて、防災資機材等を整備充実し、その機能を十分発揮させ防災活動が円滑に実施できるよう、点検整備を推進する。

また、資機材等の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、協力体制の整備を推進しておく。

1 資機材の点検整備

(1) 水防・消防等の備蓄資機材

災害時に有効適切に使用できるよう常に水防、消防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるとともに、適時点検及び補充交換を行い保管に万全を期する。

資料編	資料3-2	消防水利の現況
	資料4-3	水防備蓄資機材一覧

(2) 給水資機材

災害時において、1日1人あたり3リットルの飲料水を確保できるよう、給水車、応急給水用資機材等について整備増強を図る。

2 調達・協力体制の確立

市は、災害時に応急活動が円滑に実施できるように関係機関、民間団体、業者等が所有する救助用機械器具等や技術者の実態を把握しておくとともに、災害発生時にはこれらの機械器具の借上げ又は出動要請ができるよう協力体制を確立しておく。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。

また、医薬品、防疫用資機材、食料等についても、不足する事態に備え、関係機関、業者等からの調達体制を確立しておく。

3 自主防災組織による救出資機材の整備

自主防災組織を育成する上で、倒壊家屋等からの負傷者の救出を図るため、自主防災組織等にジャッキ、バール、鋸、角材等の救出資機材の整備の推進を図る。

4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第9 防災訓練の実施

市及び消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、各種災害に関する被害想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

訓練後には事後評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるように努める。

1 総合訓練

市内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者が一体となり、住民並びに府・警察その他の関係機関の協力を得て、年1回次のとおり実施する。

実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(1) 総合訓練の実施

総合訓練は、防災関係機関相互の協力体制の強化を図ることを目的とし、特に多数住民の参加を得て実施する。

(2) 訓練の種目

- ア 通信連絡訓練
- イ 図上訓練
- ウ 各種実技訓練
- エ 消火訓練
- オ 救助救急訓練
- カ 防災資機材操作訓練
- キ 初期消火、通報、避難訓練
- ク その他

2 広域訓練

大規模災害を想定した広域訓練を実施し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、協定締結市町村間における広域連携体制の強化を図る。

3 個別訓練

市関係課及び防災関係機関において、随時実施する。

(1) 水防訓練

水防技術の向上を図るため、本市の実情に即した効果的な訓練を次のとおり実施し、洪水防御に万全を期する。

- ア 水防訓練は、必要に応じて主要河川又はため池において実施する。

イ 水防工法等訓練の内容については、府水防計画の定めるところによる。

(2) 消防訓練

消防訓練は、消防水利の活用器材の操法などの訓練をはじめ、特殊火災に対する消防知識を併せてかん養するものとし、各種、各地区にわたる防火対象物の状況想定に基づく訓練を実施する。

また消防訓練は、訓練の種目ごとに計画を立て、定期的又は随時に実施する。

(3) 避難救助訓練

避難救助訓練は、水防訓練、消防訓練と併せて、あるいは総合訓練の一部として実施することになるが、避難の指示、伝達、誘導、救出、避難所の防疫、給水、給食等を中心に関係機関と緊密な連携の下に実施する。

また、自力避難不可能な場合を想定し、高齢者、障がい者等要配慮者に重点を置いた救助・救出訓練を実施する。

(4) 災害時通信連絡訓練

通信連絡訓練は、平常時通信から災害時通信への迅速円滑な切り替え、有線無線電話の通信方法、通信内容の確実な伝達及び受報などについて十分な効果が発揮できるように実施する。

(5) 非常参集訓練

非常参集による職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡、非常参集などについて訓練する。

4 学校などにおける訓練

園児、児童、生徒については、その身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種災害の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に際し臨機応変の措置がとれるよう常にその指導に努める。

5 自主防災組織や防災士における訓練

地域における自主防災組織や防災士において、地域の特性を踏まえ、自主防災組織のリーダーや防災士が中心となって実施する。

6 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

市は、南海トラフ地震を想定した次のような防災訓練を実施する。

- (1) 地震情報の収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練

第10 人材の育成

市は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

また、自主防災組織や防災士においては、地域の状況等に精通したリーダーの育成と市民の意識高揚に努める。

さらに、国や府と連携して、市長及び幹部職員の災害対応能力向上に努める。

1 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するた

め、府をはじめとした防災関係機関と連携して、職員に対して防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずるべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

- ア 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象その他災害発生原因に関する知識及び災害種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の適用
- キ 図上訓練の実施
- ク その他必要な事項

2 消防団、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会に対する防災教育

(1) 防災訓練等を通じた防災教育の実施

(2) 教育の内容

- ア 初動時の行動と限界についての周知徹底
- イ 地域の防災情報の収集、伝達方法等
- ウ 防災資機材利用の習熟
- エ 防災知識及び技術
- オ その他必要な事項

3 家屋被害認定を行う者の育成

災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、府が実施する市町村における家屋被害認定調査員向けの研修に参加する。

第11 防災に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な推進に努める。

1 防災パトロールによる危険予想箇所の調査

災害時に生命、身体及び財産を保護するため、関係機関の協力及び関係課と調整し防災パトロールを強化、実施し、市内の危険予想箇所を把握する。

2 被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定してこれらに対する予防及び復旧の諸対策を推進す

る。

3 調査結果

調査結果を整理し、それに基づき防災体制の見直し又は強化を行う。また、防災上危険な箇所について関係機関及び市民に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して災害の予防と被害の軽減に努める。

第12 広域防災体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図る。

1 相互応援協定の推進

大規模災害時には、市だけで全ての対策を行うことは困難であり、また隣接する市は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが今後一層重要である。

本市では、市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、今後とも大規模な災害を想定し、府内及び府外の市町村との応援協定締結の推進を図る。

2 府、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の府、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、派遣要請手続、情報伝達方法等について受援計画に基づき、職員への周知徹底を図る。

3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において応急対策等について積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

4 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についての受援計画に基づき、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

5 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び受援計画に基づき、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

6 消防応援体制の整備

災害時における消防活動の万全を期するため、市町村相互の応援協定の締結に努める。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておく。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておく。

資料編	資料12-1	災害関連協定（危機管理課）
	資料12-2	災害関連協定（消防本部）
	資料12-3	災害関連協定（上下水道部）

7 緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、大阪府「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携、受入体制の整備を図る。

8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

市は、府と連携して、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同訓練実施や派遣の要請手続の明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第13 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 松原市業務継続計画（BCP）の運用

南海トラフ地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、市庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、松原市業務継続計画（BCP）に基づき適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な電力、通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2 市の体制整備

- (1) 市における業務継続の体制整備
松原市業務継続計画（BCP）の運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。
- (2) 相互応援体制の強化
市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3 受援計画の運用

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、受援計画の運用に努めるものとし、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員

派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(1) 受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- キ 人的・物的資源の管理及び活用

第14 事業者、ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、被災者や支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努めるものとする。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

資料編 資料12-1 災害関連協定（危機管理課）

第2節 情報収集伝達体制の整備

■ 計画方針

市は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害軽減のため、気象等観測装置の活用を図る。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを活用する。

■ 施策

	担当課等
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	危機管理課、消防本部
第2 情報収集伝達体制の強化	危機管理課、消防本部
第3 災害広報体制の整備	危機管理課、観光・シティプロモーション課
第4 気象等観測装置の活用	危機管理課

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 防災情報システムの整備

災害発生時、その被害規模に見合った応急対策の活動規模を迅速に把握できるように、あるいは収集した災害情報を適切に管理できるように、防災情報システムの整備及び導入検討を推進することに努める。

2 府防災情報システム等の活用

災害発生時は、Lアラート（災害情報共有システム）及び府防災行政無線の活用能力の向上に努める。

3 市防災行政無線・消防無線・防災相互通信用無線の整備

市は、防災行政無線、消防無線の整備充実を進めるとともに、防災関係機関は、災害時に相互に通信できる防災相互通信用無線の整備及び増強を図る。この他に携帯端末導入などによる情報収集伝達経路の多重化に努める。

4 災害時優先電話、携帯電話等

(1) 災害時優先電話

災害発生時に、西日本電信電話株式会社等の指定している優先電話が十分に機能し、市の電

話交換システムの円滑な対応が図れるよう、常に点検整備に努める。

(2) 携帯電話等

災害時における防災行政無線の補完施設として情報収集や災害対策本部との迅速な連絡調整を行い、災害応急対策の初動体制を早期に確立し、また被災者への情報提供等のため、携帯電話、インターネット等の活用を努める。

第2 情報収集伝達体制の強化

市をはじめ防災関連機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、各種警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、災害情報共有システム（Lアラート）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化に努める。

また、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

1 防災プラネット（支援班）による情報収集伝達（地震発生から災害対策本部設置まで）

初動期において、情報収集伝達等をはじめとした諸活動を実施する部隊として、防災プラネット（支援班）を整備する。

(1) 情報収集

初動時消防本部等が収集した各種情報を分析し、優先情報等の選択など速やかに本部体制に移行できるよう整理するとともに、市庁舎に職員を派遣し、市域全般の被害状況の把握に努める。

(2) 広報

市民に伝達する必要がある情報、マスコミ対応の情報等を整理し、市民に対して緊急性のある情報については、直ちに防災行政無線を通じて各防災プラネットに連絡し、市民に伝達する。

(3) パトロール

消防本部等の情報を基に、市域7地区に分散し、各防災プラネットと協力して、正確な情報収集と情報の確認を行う。

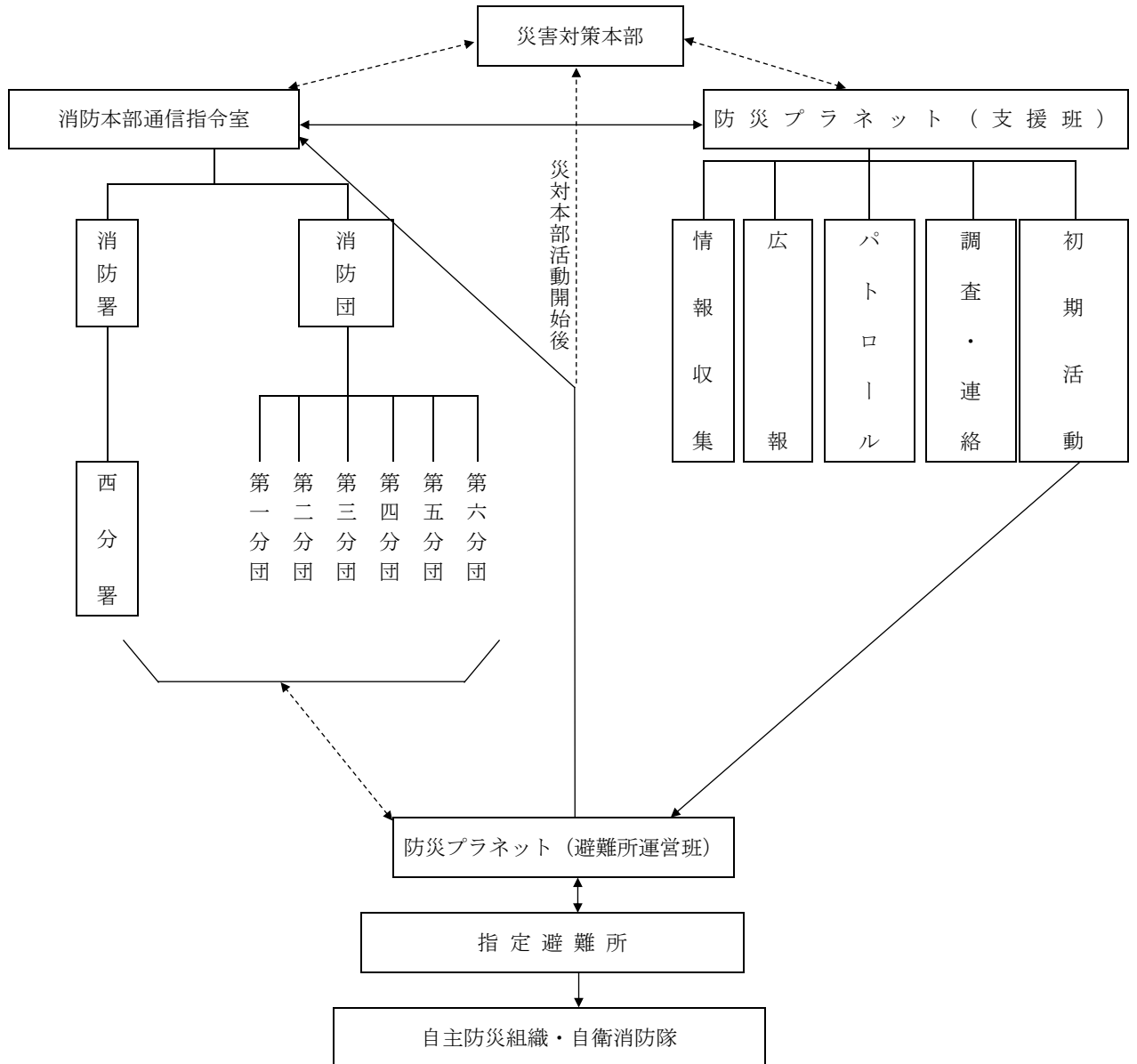
(4) 調査・連絡

市庁舎、出先機関の被害状況を調査するとともに、協力関係機関に非常事態を通報し、活動を依頼する。

(5) 初期活動

消防本部、消防団、自主防災組織等の支援活動又は初動活動の空白域のカバーとして活動を行う。

＜初動時の体制（消防本部と防災プラネット支援班の連携）＞



2 防災プラネット（避難所運営班）における情報収集伝達（災害対策本部設置以降、風水害時）

(1) 庶務

- ア 本部及び各班の連絡調整に関すること。
- イ 情報の収集及び伝達に関すること。
- ウ 災害記録に関すること。
- エ 応援部隊の要請に関すること。

(2) 広報（担当地区内の広報に関すること。）

- ア 2人1組、1隊計2名をもって編成する。
- イ 広報は、担当地区内を常時巡回広報し、地区住民に正しい情報を提供する。

(3) パトロール

危険地域の早期発見と被害状況の早期通報を図る

- ア 2人1組、1隊計2名をもって編成する。

イ 危険地域、被害を受けやすい区域等、地区で事前に協議し、その箇所を重点的にパトロールする。

ウ パトロールの巡回は、地区長と協議し活動する。

3 多様な情報通信手段の確保

府は、市町村防災行政無線や地域防災無線等が被災により使用不可能となる事態に備え、確保可能な代替通信経路を定めている。

市においては、警察無線と消防無線の2種類が代替通信経路とされており、大阪府との連絡調整に活用する。

第3 災害広報体制の整備

市は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

1 広報体制の整備

(1) 市長公室観光・シティプロモーション班を中心に、防災プラネットと連携して、広報体制を確立する。

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位・放射線量等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ

エ 要配慮者への支援の呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

2 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

3 災害時の広聴体制の整備

防災プラネット派遣職員、避難所管理者、医療救護班、健康部地域保健班などが連携して、避難所をはじめとする被災現場において広聴活動を実施するとともに、市及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用FAX、相談窓口などの体制を整備し、市民協働部市民協働班へ連絡できる広聴体制を確立する。

4 停電時の住民への情報提供

市、府、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に

努めるとともに、通信障害が発生した場合の避難者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

6 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市、府、防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実な情報を提供できる体制の整備を図る。

第4 気象等観測装置の活用

市は、府をはじめ防災関係機関が整備を進めている地震等観測体制を活用し、市域の災害対策に有効な情報の収集体制を図る。

また、大阪府防災情報システム（O-DIS）によって提供される情報を積極的に活用する。

資料編 資料4-1 市内観測所一覧

第3節 火災予防対策の推進

■ 計画方針

市街地における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 建築物等の火災予防	消防本部

第1 建築物等の火災予防

市は、一般建築物、高層建築物、大規模建築物等における出火防止及び初期消火の徹底を図るため、消防法に基づいて策定された消防計画に基づいて建築物等の火災予防に努めるよう、関係者に対して指導する。

1 一般建築物

(1) 立入検査の強化

市域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条に基づく予防査察を実施して火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の適正な維持管理等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

市は、学校、病院、工場等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気の使用又は取扱いに関する監督

エ 収容人員の管理

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に関する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

市は、住宅における住宅用火災警報器や消火器の設置及び維持管理を促進する。

(5) 市民、事業所に対する指導、啓発

市民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具、電気器具の取扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動、防火図画の募集等による火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

2 高層建築物等

高層建築物、大規模建築物（以下「高層建築物等」とする）等については、上記1に掲げる事項の徹底のほか、必要に応じて防災計画・統括防火防災管理体制の確立、防災規制など所有者等に対し指導する。

(1) 対象施設

ア 高層建築物

高さが31mを超える建築物

イ 大規模建築物

防災センターの設置を必要とする建築物

(2) 防災計画の作成指導

高層建築物等の新築に際し、高層建築物等の関係者が出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画を作成する必要がある場合、関係者の求めに応じて適切な助言を行う。

(3) 高層建築物等における防災体制

消防法に基づく防火管理者の選任及び消防計画の整備・充実の徹底、高層建築物等の防災センターにおける総合操作盤及び要員の配備など、高層建築物等の防災体制の整備について指導する。

(4) 統括防火防災管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物等において、統括防火防災管理体制の確立を指導する。

(5) 防災規制

高層建築物等において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(6) 可燃物及び火気の取扱い

高層建築物等における防災物品の使用や高層階の店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用について指導する。

(7) 避難対策

緊急時の避難経路確保及びその周知方法並びに利用者等の避難誘導計画について指導する。

(8) 防災訓練の実施

高層建築物等の関係者、消防機関等が一体となった防火・防災訓練の実施及びその内容等について指導する。

第4節 消火・救助・救急体制の整備

■ 計画方針

市は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者等への協力を努める。

なお、消防職員及び消防団の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

■ 施策

	担当課等
第1 消防力の充実強化	危機管理課、消防本部
第2 広域消防応援体制の整備	消防本部

第1 消防力の充実強化

1 消防施設等の充実

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき、消防署等の設置、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制の整備、地域の防災力向上に資する消防資機材等の整備充実など、総合的な消防力の充実に努める。

資料編 資料3-1 消防本部等の配置及び分団担当区域

2 消防水利の確保

「消防水利の基準」に基づき、消火栓等の消防水利の整備充実を図る。特に、耐震性防火水槽の整備を図るとともに、池やプール等の自然水利と人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進する。

資料編 資料3-2 消防水利の現況

3 初動期における速やかな体制整備

災害が発生した場合、初動期における活動を速やかに実施できるよう、非常警備体制を明確化し、初動体制の強化に努める。

4 消防職員の知識・技術の向上

災害により傷病者等が発生した場合の、救出現場における適正な処置が求められる負傷病態等に関する知識や、がれきや倒壊家屋の下敷きになっている負傷者を救出するのに必要な資機材の有効活用能力等、消防職員に求められる知識や技術の向上を、日常の訓練等を通じて図る。

5 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善などにより、組織強化に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

コミュニティ消防センターの耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、コミュニティ消防センターの整備に努める

資料編 資料3-3 消防車両及び消防団無線機一覧

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するために教育訓練を実施する。

(4) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

6 連携体制の整備

市は、府、消防、警察、自衛隊及び市域内の自主防災組織、防災士と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

7 防災資機材等の整備

市は、災害発生時に避難所となる小学校又は中学校が災害防御拠点として機能するよう、簡易な防災資機材の充実に努める。

8 市民防災活動の促進

(1) 自主防災組織・自衛消防隊の育成強化

市は、災害発生後の初動期において、被害の拡大抑止を効果的に実施するために、地域住民で組織する自主防災組織や事業所職員で構成する自衛消防隊の育成強化を図る。

(2) 危険物等の管理指導

学校、事業所等に保管されている化学薬品等、災害発生時において出火危険を有する物質の管理について、万全を期するよう指導教育を行う。

(3) 住民による安否確認体制の構築

タオル運動や両隣声かけ運動などのセーフコミュニティ活動を通じて、迅速な安否確認作業につなげるための体制づくりを進める。

※ タオル運動： 大規模災害発生時に、自宅に救助を要する者がいない場合、玄関のドアや門扉などにタオルをくくりつけ、安否確認の必要がないことを意思表示するもの。

※ 両隣声かけ運動： 大規模災害発生時、避難する際などに、自宅の両隣に対して安否確認を行う運動。救助を要する者がいないことがわかれば、タオルをくくりつけて、迅速な安否確認作業につなげる。

第2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、近隣市との応援協定の締結に努めるほか、受入体制の整備に努める。

第5節 災害時医療体制の整備

■ 計画方針

市は、府と連携して、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

■ 施策

	担当課等
第1 災害医療の基本的考え方	地域保健課、消防本部
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	地域保健課、消防本部
第3 現地医療体制の整備	地域保健課
第4 後方医療体制の整備	地域保健課
第5 医薬品等の確保体制の整備	地域保健課
第6 患者等搬送体制の確立	地域保健課、消防本部
第7 個別疾病対策	地域保健課
第8 関係機関協力体制の確立	危機管理課、地域保健課
第9 医療関係者に対する訓練等の実施	危機管理課、地域保健課

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当又は一次医療を、次の2種類の救護所において医療救護班等が適切に実施する。

(1) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

(2) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の治療や被災住民の健康管理等を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療及び三次医療を、災害拠点病院を中心に被災を免れた

(被災地域内と被災地域外を含め)すべての医療機関で実施する。

(1) 被害規模への対応

被害が甚大であればあるほど、被災地域外の医療機関は、可能な限り後方医療活動を優先することに努める。

(2) 広域連携

広域搬送の可能な患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療することに努める。

(3) 医療機関への負荷の軽減

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、可能な限り(府域外も含め)多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。特に、重症患者については早期治療を受けられるよう、特定の医療機関へ集中しないように努める。

(4) 医療機関の体系化

医療機関を機能別や地域別に体系化し、重症度及び緊急度に合った適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は、松原市医師会、医療関係機関及び健康部地域保健班と連携し、災害時における医療情報の収集・伝達体制を整備する。

1 大阪府広域災害・救急医療情報システムの活用

発災後、医療機関の診療応需体制等を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう平常時から大阪府広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用し、利用能力の向上に努める(入力操作等の研修や訓練への参加等)。

また、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 松原市医師会災害本部の設置

松原市医師会は、原則として市役所に松原市医師会災害対策本部を設置し、災害時初期医療体制のコーディネーターとして、医療情報の一元化、他医師会への支援要請などを担う。

3 地域保健班を中心とした連絡体制の確立

地域保健班では、松原市医師会及び市内各医療機関との間で、発災後、市内医療関係機関の被害状況や空床状況など保健医療に関する情報を迅速かつ正確に把握できるような体制の整備を図る。

4 情報通信手段の確保

地域保健班は、各医療機関及び医療救護班との間で、発災後、市内医療関係機関の被害状況や空床状況など保健医療に関する情報を正確に把握できるような連絡体制の整備(連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等の明確化)を図る。

5 大阪府広域災害・救急医療情報システムのダウンに備えた伝達体制

大阪府広域災害・救急医療情報システムがダウンした場合、地域保健班は、災害医療情報連絡員を指名し、収集した災害医療情報を、あらゆる情報通信手段を用いて災害対策本部へ伝達する。

第3 現地医療体制の整備

市は、医療関係機関と協力して医療救護班の整備を図り、災害時においても通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や医療機関の被害により医療機能が喪失、低下した場合にも、適切な医療が実施できるよう体制を整える。

また、医療救護班の整備については、被害想定結果の負傷者数に対応できる医療救護班を確保できる体制を整えることに努める。

1 医療救護班の構成人員・班数

(1) 医療救護班

市では、現地医療の拠点として機能する災害医療センターを松原徳洲会病院とする。

医療救護班の構成人員及び班数については下表のとおりである。松原徳洲会病院において対応不可能な場合は、松原市医師会が市内医療機関の協力を得て医療救護班の編成を行う。

更に医療救護班が不足する場合は、災害対策本部からの要請に応じて府から派遣が行われるようあらかじめ体制を整える。

医療救護班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った専門的訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。

医療救護班の構成人員及び班数

構成人員	医師（1名）、看護師又は保健師（2名）、その他（1名）
班数	松原徳洲会病院 外科系／内科系：各1班 松原市医師会 適宜編成

(2) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所で活動する。

(3) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

2 医療救護班の派遣基準

災害対策本部指令室は、災害の状況に応じ松原市医師会災害対策本部と連携を図り、速やかに医療救護班の派遣を指示する。

(1) 派遣の指示

地域保健班は、消防本部、各避難所班長、医療関係機関等の要請を受け、災害対策本部の指示のもとに、随時医療救護班を派遣する。

(2) 派遣場所

救護所が設置された場所には、医療救護班を派遣する。

(3) 自主的な派遣

ア 災害対策本部

現場からの要請がなくとも災害対策本部が必要と判断した災害現場には、地域保健班が医療救護班を派遣する。

イ 松原徳洲会病院

松原徳洲会病院長は、消防本部、避難所班長、災害現地から直接要請がある場合で、急を要す

ると認められるときは、地域保健班の指示を待たずに医療救護班を出動させることができる。

その場合は、速やかに地域保健班にその旨を連絡する。

3 関係機関との協力体制

地域保健班は、松原市医師会、松原市歯科医師会、松原市薬剤師会と協力体制の確立に努める。

4 医療救護所の設置場所の指定

各小・中学校の保健室や公民館等適切な公共施設を災害発生時の医療救護所として位置付け、医療救護所を迅速に開設できる体制を整備する。

また災害発生後、市内医療機関や他の避難所等においても設置する必要が生じた場合は、災害対策本部の指示のもとに随時設ける。

資料編 資料6-5 医療救護所の設置予定施設一覧

第4 後方医療体制の整備

市は、府が推進する後方医療体制に協力し、必要に応じて応援を受ける。

府は、後方医療体制を充実するため、機能別、地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

1 災害医療機関の整備

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して府内における中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

イ 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

(2) 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は、専門医療を必要とすることから、対策拠点として特定診療災害医療センターを整備する。

(3) 災害医療センター

市の医療救護活動の拠点として、市地域防災計画で位置付ける医療機関を災害医療センターとして整備する。

市では、後方医療の災害拠点病院としても、松原徳洲会病院を位置付ける。

(4) 災害医療協力病院

災害拠点病院、災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

資料編 資料6-1 大阪府内災害拠点病院一覧

2 病院防災マニュアルの作成

すべての医療機関は、防災体制や災害時の避難、応急対策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

3 医療救護班の派遣

松原市域外で災害が発生して医療救護班の派遣が要請された場合、市域内での医療救護班の派遣同様、地域保健班が窓口となって医療救護班を派遣する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

市は、災害拠点病院等に備蓄すべき医薬品や医療用資器材の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品等の確保・供給体制を整備する。不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

また、日本赤十字社大阪府支部と連携して輸血用血液の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市は、府と連携し、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

患者、医療救護班、医薬品等を迅速に搬送することができるよう、あらかじめ利用可能な救急車（消防本部所有）、公用車等を確保できる体制を整備する。市の搬送体制では対応不可能な場合に備え、府から搬送活動の応援が得られるよう事前に体制を整備する。なお、患者搬送にあたっては、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、災害時用臨時ヘリポートを確保するなど、空路による搬送体制の整備に努める。

資料編	資料 8-3	災害時用臨時ヘリポート一覧
	資料 8-4	災害時用臨時ヘリポートの選定基準

第7 個別疾病対策

市は、府と連携し、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

市は、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実態など、地域の実情に応じた災害時医療体制を関係機関と構築する。

また、府によって設置される災害拠点病院等で構成する連絡協議会を通じて、災害拠点病院間及び関係機関との連絡・協力体制を確立する。

資料編	資料 6-1	大阪府内災害拠点病院一覧
-----	--------	--------------

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

各医療機関は、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施するとともに、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

なお、市は防災関係機関や地域住民の参加による防災訓練を行うにあたり、医療機関の参加を呼びかける。

資料編	資料6-2	救急搬送病院一覧
	資料6-3	市内医療機関一覧

第6節 緊急輸送体制の整備

■ 計画方針

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

■ 施策

	担当課等
第1 陸上輸送体制の整備	危機管理課、総務課、みち・みどり整備課
第2 航空輸送体制の整備	危機管理課、消防本部
第3 輸送基地の確保	危機管理課
第4 交通規制の計画	危機管理課、みち・みどり整備課

第1 陸上輸送体制の整備

1 地域緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された地域緊急交通路の効率的な整備に努める。

また、地域緊急交通路の整備にあたっては、建物倒壊による道路途絶の防止効果がある沿道緑化等の対策をし、災害時における緊急交通路確保の確実性向上に留意する。

資料編 資料8-2 市内緊急交通路一覧

2 災害時の応急点検体制の整備

(1) 応急点検体制

都市整備部みち・みどり整備班は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。また、他の道路管理者や警察等の関係機関との連携を図る。

(2) 点検施設の事前把握

道路、橋りょう、その他の土木施設の応急点検を迅速かつ効率的に実施できるように、応急点検を実施する施設を事前に把握・整理することに努める。

3 緊急交通路の周知

市、府、松原警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から広報紙等を活用し住民へ緊急交通路の周知に努める。

4 陸上輸送における緊急輸送体制の確立

(1) 緊急通行車両の確保・整備

市は、平常時より市保有車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、災害時に緊

急通行車両等の不足に備え、平素より関係団体との協定締結等の検討を図り、車両等の調達体制の整備に努める。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

市保有車両のうち、緊急通行車両として使用する計画のある車両については、松原警察署に事前届出手続きを行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

市は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両等事前届出」を行う。

資料編 資料8-1 市有車両一覧
資料編 資料8-6 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証

5 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

負傷者や物資等の緊急輸送に際して陸上輸送の補完並びに自衛隊等の応援の受入れや他市町村への応援を迅速に行うため、本市では6箇所の災害時用臨時ヘリポートを選定しており、これらの臨時ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、整備を推進する。

市は、災害時に他府県等（消防・警察・自衛隊等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

本市の災害時用臨時ヘリポートは、資料編に掲載のとおりである。

資料編 資料8-3 災害時用臨時ヘリポート一覧
資料8-4 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

第3 輸送基地の確保

大阪府選定の広域緊急交通路からのアクセスや、物資輸送拠点として適当な広さや施設を有するものを、物資輸送拠点として選定する。市内における物資輸送拠点は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 資料8-5 物資輸送拠点一覧

第4 交通規制の計画

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を調達する。

市が管理する道路については、あらかじめ交通規制に関する計画を樹立するとともに、他道路についても、府等とも協議して通行に支障のないよう計画する。また、災害の状況に応じた規制が行えるよう平常時から市民に対し、周知徹底を図る。

第7節 避難受入れ体制の整備

■ 計画方針

災害から住民を安全に避難させるため、避難路、緊急避難場所、避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するとともに、総合的、計画的な避難対策を推進し、市民の安全を確保する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備を進める。

■ 施策

	担当課等
第1 避難場所、避難路の指定	危機管理課
第2 避難場所、避難路の安全性の向上	危機管理課
第3 指定避難所等の指定、整備	危機管理課
第4 指定避難所の管理運営体制の整備	危機管理課
第5 避難誘導体制の整備	危機管理課
第6 市民による事前確認事項	危機管理課
第7 広域避難体制の整備	危機管理課
第8 避難者の受入	危機管理課
第9 応急危険度判定体制の整備	まちづくり推進課
第10 応急仮設住宅等の事前準備	都市整備部
第11 り災証明書の発行体制の整備	市長公室、総務部、消防本部

第1 避難場所、避難路の指定

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 指定緊急避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の面積を有する公園、緑地等を指定緊急避難場所として活用する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

ア 想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）。

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地とする。

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く）。

(3) 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。

ア 原則として、幅員16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震被害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く）。

資料編 資料5-1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所

2 その他の避難場所及び避難路の指定

浸水等の水害時に備え、地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

なお、避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するよう努める。

あわせて、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法にかかる「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。また、指定した避難場所、避難路については、松原市防災マップ等により日頃から周知に努める。避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者1人あたり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、指定緊急避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 指定緊急避難場所（概ね1ha以上の面積を有する公園、緑地等）

(1) 避難場所標識等による住民への周知

(2) 周囲の緑化の促進

(3) 複数の進入口の整備

2 広域避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 複数の進入口の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

3 避難路

- (1) 落下・倒壊物対策の推進
- (2) 誘導標識、誘導灯の設置
- (3) 段差解消、誘導ブロックの設置
- (4) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

第3 指定避難所等の指定、整備

市は、小・中学校及び公共施設を指定避難所として指定しており、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症発生が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価し、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、SNS等の多様な手段の整備に努める。

1 指定避難所の指定

指定避難所に指定されている小・中学校等については、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備など、安全性の確保に努める。

また、市は、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- (1) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (2) 指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症発生が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

2 要配慮者に配慮した施設整備等

市は、各指定避難所について、災害時に要配慮者が利用しやすいよう、次の基準により要配慮者

に配慮した施設整備等に努める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

また、要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）と連携して、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいた整備・改善
- (2) ユニバーサルデザイントイレの設置
- (3) 支障なく移動できるルート（仮設スロープ等）の確保等、避難所生活（水、食料、物資の受取り、簡易トイレの使用等）に支障のないような配慮
- (4) 避難所生活に必要な日常生活用具等の管理体制の整備

3 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第4 指定避難所の管理運営体制の整備

市は、府が示す「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて指定避難所の管理運営体制を整備するとともに、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

1 避難所の周知徹底

- (1) 市の広報紙などに避難所の情報を掲載する。
- (2) 避難所を記したマップ等を作成し、各戸に配布する。
- (3) 市の防災訓練や町会や自治会等の会合等において周知を図る。
- (4) 避難所には外部の者もわかるように『避難所』と明示する。
- (5) 各市道の主要箇所には避難所の名称等を示した標識を設置する。

2 指定避難所の管理運営体制の整備

- (1) 地区長は、防災プラネットに配置する職員の中から、指定避難所開設時に各避難所に派遣する班長を事前に選定する。

- (2) 各指定避難所班長が主体となって、各避難所ごとに施設管理者、町会長や自治会長、自主防災組織のリーダー、防災士等と協働で指定避難所管理運営方法について協議を行う。
- (3) 市は「避難所運営マニュアル」を作成し、各指定避難所の施設管理者等に配布する。
- (4) 市は指定避難所としての管理運営に必要な備品を整備し、各指定避難所に配布する。
- (5) 日頃から防災訓練、町会活動や自治会活動を通して、避難所の管理運営に対する住民の意見を収集するとともに、指定避難所運営に対する理解を得ておく。
- (6) 指定避難所と災害対策本部との連絡方法を定めておく。

第5 避難誘導體制の整備

災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、町会や自治会など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

また、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、運用する。

1 避難誘導を行う者

- (1) 市は、災害時に各避難所ごとに編成される防災プラネット派遣職員をあらかじめ決定し、担当職員にその旨伝える。
- (2) 防災プラネット派遣職員に任命された職員は、災害時に迅速かつ安全な対応ができるよう指定避難所、指定緊急避難場所、避難路の確認・点検を行う。
- (3) 防災プラネットが主体となって、災害時における松原警察署、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会、町会や自治会等との連絡体制を整備しておく。

2 避難誘導単位

- (1) 避難誘導にあたっては、町会や自治会単位に行うため、町会や自治会の会合等で、指定避難所、指定緊急避難場所、避難路について確認を行い、住民への周知を図る。
- (2) 各町会や自治会ごとに名簿等を作成し、避難時には住民の確認が確実にとれる体制を整える。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の確立

平常時から避難行動要支援者の所在地等を本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ町会や自治会単位で把握し、災害時における確認、誘導が円滑に行えるよう体制づくりに努める。

また誘導にあたっては、町会や自治会や自主防災組織及び家族等が連携して、速やかに避難でき

るよう努めるとともに、平常時における防災訓練等を通して連携体制の強化を図っていく。

第6 市民による事前確認事項

地震による災害の態様は同一ではなく、地域によって、また地震の規模によっても様々である。したがって、市民は地震発生に備え、あらかじめ次の事項を心がける。

- (1) 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を確認しておく。
- (2) 避難路上の危険物（ブロック塀等）を把握しておく。
- (3) 非常持出品（貴重品、食料、水、医薬品、ラジオ等）を準備しておく。
- (4) 避難行動要支援者の避難を地域住民の協力で行えるよう、避難の際の協力者を決めておく。
- (5) 家族で地震発生時の役割分担、避難や連絡方法など行動予定を話し合っておく。

第7 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定の締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第8 避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

また、福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入を行う。大阪府では関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難を受入れるが、市はこれに協力し、受入体制を整備する（本市は、長浜市〔旧高月町〕の一部の自治会区を受入れ）。

第9 応急危険度判定体制の整備

市は、住民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物及び宅地の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定制度の整備

- (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、府及び建築関係団体と連携協力し、被災建築物応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定制度の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、府及び建築関係団体と連携協力し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施主体の整備

市は、判定主体として、被災宅地危険度判定士受入体制の整備など、実施体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

市は、府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第10 応急仮設住宅等の事前準備

市は、府の被害想定調査結果に基づく応急仮設住宅の建設用地確保のため、あらかじめ各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空地等の中から、建設予定地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動等に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

資料編 資料5-2 応急仮設住宅建設候補地一覧

第11 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第8節 緊急物資確保体制の整備

■ 計画方針

市は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 給水体制の整備	上下水道部
第2 食料・生活必需品の確保	危機管理課

第1 給水体制の整備

市は、府や府内水道（用水供給）事業者と連携して、発災後3日間は、1日1人あたり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

1 応急給水資機材等の整備

災害発生時の応急給水活動を十分に実施できるよう、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋などの応急給水用資機材等の整備や送配水管の耐震化促進、配水池の築造等に努める。

2 応急給水拠点の設置

市は、災害発生により給水施設が被災した場合には、市内に3箇所ある浄配水場を活用した応急給水拠点を設置するとともに、これらを基地として、給水車等を用いて、概ね各防災プラネットに1箇所の給水拠点を設置する。

3 井戸水による生活用水の確保

市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害用井戸を設置し、生活用水の確保を図る。

資料編	資料7-1	応急給水拠点箇所一覧
	資料7-2	緊急給水拠点一覧
	資料7-3	災害用井戸（生活用水用）設置箇所一覧

4 相互応援体制の整備

- (1) 市は、大阪府及び各水道事業者が設置する大阪府水道災害調整本部並びに（公社）日本水道協会関西地方支部と連携し、迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行い、また大阪市水道局へ人員派遣を要請する。
- (2) 市域を越えた広域相互応援体制を整備する。

第2 食料・生活必需品の確保

市は、府及び防災関係機関と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

1 重要物資の備蓄

市および府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

資料編 資料7-4 大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について

2 その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- (1) 簡易ベッド
- (2) 簡易テント
- (3) ブルーシート

3 備蓄・供給体制の整備

市は、危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

- (1) 各小中学校等における備蓄倉庫の確保
- (2) 備蓄物資の点検及び更新
- (3) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (4) 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む）
- (5) 物資拠点から各指定避難所への物資の配送及び支給体制の整備

4 住民における備蓄の推進

7日分（最低3日分）の水と食料、衣類などは、避難に際して非常持出品として用意しておくなど、各人が必要な当座の物資は自分たちで確保しておくよう周知する。

第9節 ライフライン確保体制の整備

■ 計画方針

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 上水道	上下水道部
第2 下水道	上下水道部
第3 電力（関西電力送配電株式会社）	関係機関
第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）	関係機関
第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等）	関係機関
第6 住民への広報	関係機関
第7 倒木への対策	関係機関

第1 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

また、平常時においても改修時に管路の耐震化を図るなどの防災対策を推進することに努める。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

- (1) 市は、大阪府が設置する大阪府水道災害調整本部並びに(公社)日本水道協会関西地方支部と連携し、総合調整、指示、支援を行い、また大阪市水道局へ人員派遣を要請する。
- (2) 市域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

また、平常時においても改修時に管路の耐震化を図るなどの防災対策を推進することに努める。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所へ保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時に必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、市は府との協力応援体制を整備する。

第3 電力（関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。

- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星通信の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社および電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定制、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を

図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ 消防及び水防
 - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- (2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- (1) 市は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- (2) 関西電力送配電株式会社並びに大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- (3) 西日本電信電話株式会社は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第7 倒木等への対策

府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策

として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市との協力を努めるものとする。

第10節 交通確保体制の整備

■ 計画方針

鉄道、道路の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）	関係機関
第2 道路施設	みち・みどり整備課

第1 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

鉄道管理者は、乗客の避難、応急復旧用のための資機材の整備、災害発生後、直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員確保等の応急点検体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第2 道路施設

市は、道路障害物除去のため、府及び市内建設業者と連絡体制及び協力体制の整備を図る。

また、災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制整備に努める。

第11節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

■ 計画方針

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律111号）に基づく第六次地震防災緊急事業五箇年計画を中心として、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

■ 施策

	担当課等
第1 計画の初年度	危機管理課
第2 計画対象事業	危機管理課、都市整備部、消防本部
第3 地震防災上必要なため池の整備	産業振興課

第1 計画の初年度

令和3年度

第2 計画対象事業

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設又はヘリポート
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 7～10までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- 12 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 13 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 14 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 15 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

- 16 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 17 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 18 1～17に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第3 地震防災上必要なため池の整備

市は、府をはじめ防災関係機関等と協力し、避難路、緊急輸送路として必要な道路の確保又は人家の地震防災上、改修等が必要なため池を計画的に整備する。

第3章 セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動による地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、セーフコミュニティの形成に向けて防災知識の普及啓発、防災訓練や研修の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

■ 施策

	担当課等
第1 防災知識の普及啓発	危機管理課、まちづくり推進課、消防本部
第2 学校における防災教育	危機管理課、学校教育部、消防本部
第3 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及	消防本部
第4 避難行動要支援者に対する啓発	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課
第5 南海トラフ地震防災対策に係る相談窓口の設置	危機管理課
第6 災害教訓の伝承	危機管理課、学校教育部、消防本部

第1 防災知識の普及啓発等

市及び防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震時の被害想定資料等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者

が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講じる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- カ 地域社会への貢献
- キ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 7日分（最低3日分）の飲料水、食料及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（貴重品、マスク、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡方法や避難ルールの取り決め等の確認
- キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練など防災活動への参加
- ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- コ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、指定避難所等での行動

(3) 災害時の行動

- ア 緊急地震速報を見聞きした場合を含む身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合を含む地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- オ 避難行動要支援者への支援
- カ 初期消火、救出救護活動
- キ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加

- コ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- サ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- シ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を活用するとともに、広報紙（広報まつばら）、市ホームページ、SNS、松原市安全安心メール及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映し、きめ細かな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティア週間をはじめ防災に関する諸行事に合わせた講演会等の開催、地域防災ネットワークプロジェクト協議会等による住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(3) 防災教育啓発施設の整備、活用

住民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災備蓄センター等の防災拠点施設を整備し、活用する。

第2 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

1 教育の内容

- (1) 気象、地形、地震についての正しい知識
- (2) 防災の正しい知識
- (3) 気象予警報や避難情報等の意味
- (4) 緊急地震速報を見聞きした場合を含む身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- (5) 災害についての知識
- (6) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- (7) 中学生に対する救命講習の実施

2 教育の方法

- (1) 防災週間等を利用した訓練の実施

- (2) 教育用防災副読本、DVDの活用
- (3) 特別活動を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用
- (5) 防災関係機関との連携
- (6) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- (7) 自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会、ボランティア等との連携

3 教職員の研修

市及び府は、地震に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

4 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

5 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

6 消防団等による防災教育

市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化ができるよう支援する。

7 災害時の備蓄品

市は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

第3 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

防災上重要な施設の管理者（危険物保安監督（取扱）者及び防火管理者等）に対して災害に関する知識の向上に努めるよう指導するとともに、特に地震発生時等における出火防止、初期消火、避難など災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処し得る自主防災体制の強化を図る。

第4 避難行動要支援者に対する啓発

- (1) 市及び防災関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかけ、避難路の確認等について周知する。
- (2) 日常の心得や災害時の避難方法等の防災知識の普及に努める。

第5 南海トラフ地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、南海トラフ地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講じる上で必要とする知識等を得るための体制の整備についても留意する。

第6 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する資料を整理し、適切に保存するとともに、正しく後世に伝えていくよう努める。

また、緊急消防援助隊の活動記録を伝える。

第2節 自主防災体制の整備

■ 計画方針

市は、市民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団や自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 地区防災計画の策定等	危機管理課
第2 自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動促進	危機管理課
第3 事業所による自主防災体制の整備	危機管理課、福祉指導課、消防本部
第4 救助活動の支援	危機管理課

第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、外国人、女性、小中高生等のセーフコミュニティ活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた新たな仕組みづくりを行うなど、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市の防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

地区防災計画の作成にあたっては、高齢者や障がい者、外国人、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

第2 自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動促進

大規模災害が発生した場合には、初期における対応が重要であるが、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、市をはじめ防災関係機関の防災活動が十分に即応できない事態が予想されることから被害の防止又は軽減を図るには、地域住民等による組織的な防災活動が必要である。

市は、セーフコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、町会や自治会等と連携を図り、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動促進を行う。

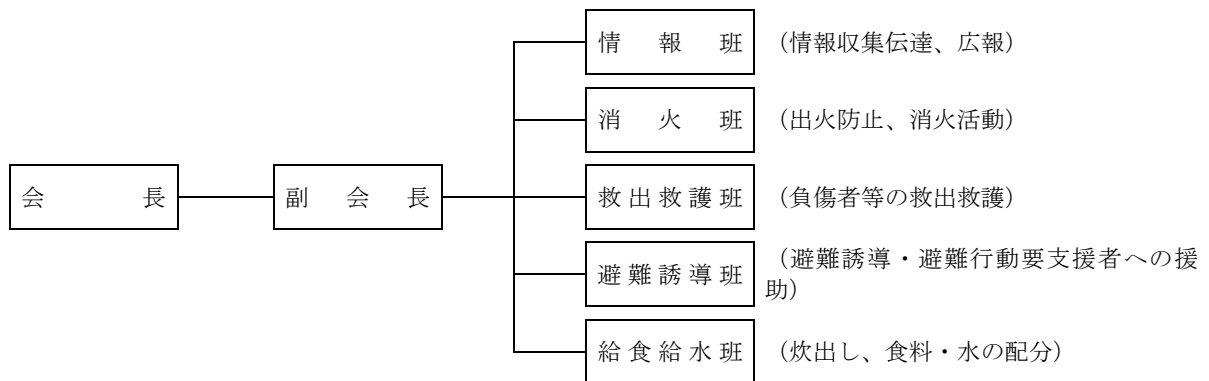
さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障がい者、女性、外国人、子どもたちの参画の促進に努める。

1 組織編成及び活動内容

(1) 組織編成

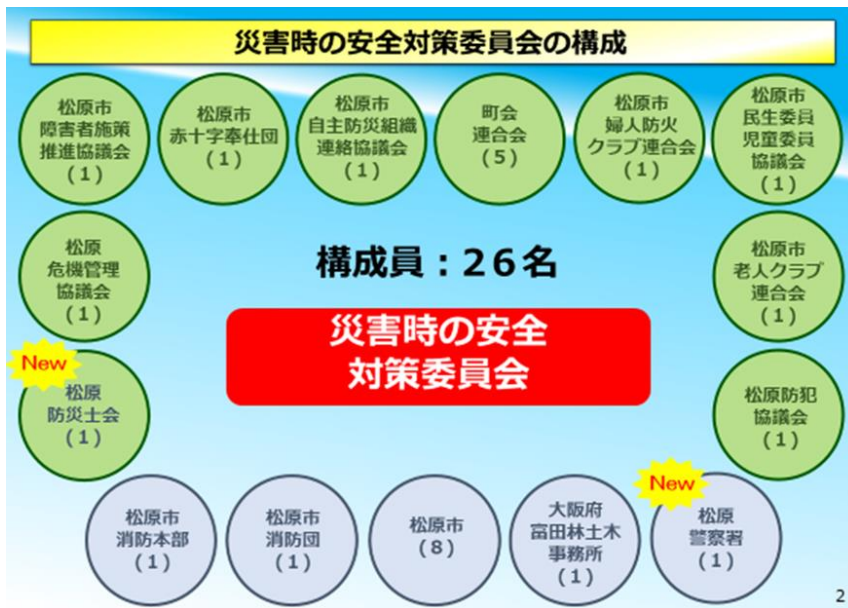
自主防災組織には会長、副会長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ平常時の活動と災害時の活動内容を定める。

自主防災組織の編成例



(2) 活動内容

平常時の活動	災害時の活動
ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）	ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
イ 災害発生時の未然防止（家庭内における家具の固定、建物等の耐震診断の実施、住宅用火災警報器、消火器などの防災用品の頒布あつせん）	イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）	ウ 出火防止・初期消火（消火器等による消火など）
エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）	エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの住民への周知など）
オ 復旧・復興に関する知識の習得	オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
	カ 指定避難所の自主的運営



2 促進方法

災害時の迅速、的確な防災行動力を身につけるには、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の各人が、平素から初期消火、救出・救護等の発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得しておく必要がある。

このため、市は、町会や自治会等と連携を図り、地域の実情に応じた自主防災組織の育成等に努める。

- (1) 自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の配布又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (6) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

3 各種組織の活用

地域の住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、自主防災組織、防災士として育成するなど、地域の実情にあった組織づくりを推進する。

また、婦人会、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

4 自主防災組織の活動への支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う救助・救護活動を支援するため、救助・救出用資機材を自主防災組織等への配備を支援する。

第3 事業所による自主防災体制の整備

市は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市は、事業者をセーフコミュニティ活動を担う重要な一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
ア 事業継続計画（BCP）の策定・運用	ア 従業員・利用者の生命の安全確保（従業員の家族を含む安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）	イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）	ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）	エ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）	オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、物資提供・貸出、一時避難等のための施設の開放など）
カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会との協力）	

2 啓発の方法

市は、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。特に、危険物製造所、取扱所、貯蔵所の事業所又は消防法により消防計画を策定すべき事業所に対しては、事業所及びその周辺地域の被害軽減を目的とした自衛消防の組織の形成を促す。

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防の組織の形成促進
- (3) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

市及び防災関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材の整備を支援する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

■ 計画方針

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、市は、府及び市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関と連携して、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。また、ボランティア本人とボランティア活動中における対人及び対物保険に加入する方法等について検討する。

■ 施策

	担当課等
第1 受入窓口の整備	福祉総務課、関係機関
第2 事前登録	福祉総務課、関係機関
第3 ボランティアの活動拠点等の整備	福祉総務課、関係機関
第4 ボランティア活動の普及・啓発	福祉総務課、関係機関
第5 NPOとの連携	市民協働課
第6 人材育成	福祉総務課
第7 情報共有会議の整備・強化	福祉総務課、関係機関

第1 受入窓口の整備

市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うため、ボランティアの窓口である松原市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に支援する。

第2 事前登録

市は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」の事前登録制度などを活用する。

第3 ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

第4 ボランティア活動の普及・啓発

市は、府及び社会福祉協議会と協力して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動が行えるよう、住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。

第5 NPOとの連携

日常的にボランティア活動や対人的サービスを行うNPOと、情報の共有と連携が図れる体制を整備する。

第6 人材育成

市は、各機関と連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

資料編 資料5-4 災害時におけるボランティア活動登録カード

第7 情報共有会議の整備・強化

市は、ボランティア等と連携し、平常時の事前登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 要配慮者対策

■ 計画方針

市及び府は、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、在宅の要配慮者対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進する。

また、避難住民の多様なニーズに応じた避難所運営を実施することができるよう、「安全確保・生活の場としての避難所」「要配慮者に配慮した避難所」「住民の共助により運営される避難所」の3つの視点に着目し「避難所運営マニュアル」の作成に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 避難行動要支援者に対する支援体制整備	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課
第2 社会福祉施設の安全対策	福祉部、健康部
第3 外国人に対する防災対策の充実	市民協働課、観光・シティプロモーション課

第1 避難行動要支援者に対する支援体制整備

大阪府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づいて作成した「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、以下のとおり、災害発生時における避難行動要支援者の支援体制を整備する。

1 避難行動要支援者情報の収集・共有（避難行動要支援者名簿の作成）

市は、それぞれの部局が把握している避難行動要支援者に関する情報、及び新たに収集した情報をもとに、「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害対策基本法及び松原市個人情報保護条例に基づき、市関係部局内で情報共有する。

なお、この名簿は、規定の目的以外での使用を制限するとともに、適正に保管するものとする。また、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(1) 避難行動要支援者の範囲

- ア 介護保険における要介護認定3以上
- イ 身体障害者手帳2級以上・療育手帳Aの交付者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持しているもの
- エ 難病患者
- オ その他災害時の避難に支援が必要な人

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する情報

- ア 氏名
- イ 年齢（生年月日）
- ウ 性別

- エ 住所又は居所
- オ 電話番号・FAX番号等
- カ 登録事由区分（高齢者等・身体障害・知的障害など）
- キ その他避難支援に関し、市長が必要と認める事項

(3) 避難行動支援等関係者への情報提供

避難行動支援等関係者は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、町会や自治会、自主防災組織その他関係者等とする。
災害時において生命又は身体の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めるときは、避難行動支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿に関する情報の提供を行う。

(4) 保管および使用の制限

市は、災害対策基本法及び松原市個人情報保護条例の規定に基づき、適正に保管するとともに、次に掲げる目的にのみ使用できるものとする。

- ア 避難行動要支援者の把握および情報の更新
- イ 避難行動要支援者の避難支援および安否確認

2 避難行動要支援者登録制度の活用

避難行動要支援者名簿に記載された個人情報は、市関係部局内での取り扱いを基本とするが、災害発生時に迅速な避難行動要支援者の支援を行うためには、避難支援等関係者がその情報を共有し、日頃から避難行動要支援者とのコミュニケーションを図り、災害の発生に備える。

(1) 避難行動要支援者登録名簿の作成

避難行動要支援者名簿の対象者の中から、自らの個人情報を避難行動支援等関係者に提供する旨を同意した住民を抽出・登録するとともに、「避難行動要支援者登録名簿」を避難行動支援等関係者に対し提供する。

(2) 名簿等の保管及び情報保護

市では、福祉部・健康部担当課で申請書等の原本および登録名簿を保管し、防災担当部課においても登録名簿を保管するものとする。

避難行動支援等関係者においては、名簿管理責任者の選任や誓約書等の提出により個人情報の守秘義務を確保するとともに、説明会の開催など情報の取扱いについての周知を図るものとする。

3 情報伝達・避難誘導體制の整備

市は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の中で、高齢者等避難情報等の発令基準を明確化するとともに、避難行動要支援者の支援指示等が迅速・的確に行えるよう情報伝達手段を確保する。

また、避難行動要支援者登録名簿や個別避難計画に基づき、安否確認・避難誘導が適切に行えるよう、日頃から支え合いの地域づくりや安全な避難の確保に努めるものとする。

4 避難生活支援

避難所内においては、段差解消など施設のバリアフリー化に努めるとともに、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する情報伝達方法について配慮するものとする。また、要配慮者のニーズを把握するための相談窓口の設置や、保健師等による巡回健康診断・相談など、心身の健康管理、生活リズムの維持などの支援対策が円滑に実施できる体制を整備する。

5 避難行動要支援者避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導支援について、実効性を担保するため、町会や自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した避難訓練を実施する。

6 個別避難計画の作成

- (1) 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (2) 消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
- (3) 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (4) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (5) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2 社会福祉施設の安全対策

1 防災組織体制の整備

- (1) 施設管理者は、災害時に備え、平素より職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、防災応急計画又は災害対策マニュアルを作成するとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。なお、整備を図るにあたっては、夜間、休日等の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保を第一に整備を行うこととする。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。
- (2) 市は、施設における防災組織体制の整備を促進するため、防災応急計画や災害対策マニュアルの作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全確保を図る。

2 緊急応援連絡体制の整備

- (1) 施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、施設管理者間での相互応援協定の締結、自主防災組織、防災士、NPO・ボランティア等

と連携等、施設入所者等の安全確保についての協力体制の整備を推進する。

- (2) 市は、施設相互間の応援協定の締結、施設との近隣住民（自主防災組織、防災士）、NPO・ボランティア等の連携の確保について協力する。

3 施設の整備

- (1) 施設利用者等の安全確保を図るため、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行う。なお、施設の新・改築にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー等の生活環境づくりを推進する。
- (2) 消防法等により整備を必要とする消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）や非常用自家発電機など防災資機材の整備を図る。
- (3) 水道、ガス等の供給停止に備えた非常食及び飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

4 防災教育、防災訓練の実施

- (1) 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。
- (2) 施設の構造や入所者の判断能力の実態等に応じた防災訓練を実施する。また、市の行う防災訓練に参加する。

第3 外国人に対する防災対策の充実

市は、日本語の理解が十分でない外国人のために、「やさしい日本語」の活用や多言語による防災知識の普及・啓発や防災情報の提供に努める。

また、災害時に多言語での情報提供や相談に対応するため、「災害時多言語支援センター」を設置する。

1 関係機関との協力体制の整備

市は、府や（公財）大阪府国際交流財団（OFIX）、国際協力活動を行うNPO、NGO事業者等の多様な機関と外国人支援について協力体制の整備を図る。

2 情報発信等による支援

- (1) 市内在住の外国人に対する支援

ア 市は、防災訓練や防災情報の提供に努める。

イ 市は、多言語や「やさしい日本語」を活用した英語等「防災マップ」「パンフレット」の作成等に努める。

- (2) 来阪外国人旅行者に対する支援

ア 市および府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手等の情報の周知に努める。

イ 市および府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。

ウ 市および府は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

3 避難所における支援

市は、避難所において円滑に多言語支援を行えるよう、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第5節 帰宅困難者支援体制の整備

■ 計画方針

市では、通勤者・通学者や訪日外国人を含めた観光客等が大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設受け入れ先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。

また、市は鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

■ 施策

	担当課等
第1 帰宅困難者対策	危機管理課、産業振興課

第1 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は企業等に対して次の施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- (3) 企業内に滞在するために必要な物資の確保。
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）

(6) これらを確認するための訓練の実施

2 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

市は、府や関西広域連合等と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、これらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

3 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

4 代替輸送確保の仕組み（バス等）

鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、市、道路管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整等を行う仕組みの構築を図る。

5 徒歩帰宅者への支援

(1) 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油所（「防災・救急ステーション」と呼ぶ）において徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

(2) コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼ぶ）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

第6節 企業防災の促進

■ 計画方針

事業者は、セーフコミュニティ活動を担う重要な一員として災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等）を十分に認識し、自ら自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 事業者の業務継続計画（BCP）等の作成促進	危機管理課
第2 重要施設及び災害応急対策に係る機関	危機管理課

第1 事業者の業務継続計画（BCP）等の策定

1 業務継続計画（BCP）等の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

2 業務継続計画（BCP）等の実施

- (1) 防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。
- (2) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との物資等提供の協定締結、地域防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- (3) 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (4) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、避難確保計画等を作成する。

3 事業者の業務継続計画（BCP）等の策定促進

市は、市内事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、府、松原商工会議所や経済団体、企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。

また、事業者による帰宅困難者への備えや従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

第2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、市および府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。

第3編 地震災害応急対策 目次

第1章	初動期の活動	1
第1節	組織動員	1
第1	組織動員配備体制	1
第2節	津波対策	3
第3節	災害緊急事態	3
第4節	災害情報の収集伝達	4
第1	情報収集伝達	4
第2	災害情報の収集伝達体制	7
第3	府及び国への被害状況等の報告	9
第4	被害状況調査の報告基準	10
第5	異常現象発見時の通報	10
第6	通信手段の確保	11
第5節	災害広報・広聴	12
第1	災害モード宣言	12
第2	災害広報	13
第3	報道機関との連携	14
第4	広報資料の収集等	14
第5	広聴活動	14
第6節	広域応援等の要請・受入れ	15
第1	応援要請	15
第2	職員の派遣要請	16
第3	緊急消防援助隊の派遣要請	16
第4	応援受入体制の確保	17
第5	災害相互応援協定	17
第6	知事による応急措置の代行	17
第7節	自衛隊の災害派遣	18
第1	派遣要請	18
第2	災害派遣要請基準	18
第3	災害派遣要請手続	19
第4	自衛隊の自発的出動基準(要請を待ついとまのない場合の災害派遣)	19
第5	派遣部隊の受入体制	20
第6	派遣部隊の活動	20
第7	撤収要請	21
第8節	消火・救助・救急活動	22
第1	市	23
第2	各機関による連絡会議の設置	27

第3	自主防災組織等による活動	28
第4	住民による初期救出活動	28
第5	惨事ストレス対策	28
第9節	医療救護活動	29
第1	医療情報の収集・提供活動	29
第2	現地医療対策	30
第3	後方医療対策	32
第4	医療器具、医薬品等の調達	32
第5	助産救護活動	32
第6	個別疾病対策	33
第10節	避難誘導	34
第1	避難の一般的基準	35
第2	避難の広報	35
第3	避難指示等の伝達方法（住民への周知）	35
第4	避難指示等の内容	36
第5	住民による確認事項	36
第6	学校、病院等防災上重要な施設の避難対策	37
第7	避難の方法	37
第8	避難者の他地区への移送	38
第9	知事への報告	38
第10	関係機関への連絡	38
第11	広域避難	39
第12	警戒区域の設定等	39
第11節	二次災害の防止	40
第1	公共土木施設等	40
第2	建築物等	40
第3	危険物施設等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所等）	41
第12節	交通規制・緊急輸送活動	42
第1	緊急輸送	42
第2	交通規制	44
第3	運転者のとるべき措置	45
第13節	ライフラインの緊急対応	47
第1	被害状況の報告	47
第2	上水道	47
第3	下水道	48
第4	電力（関西電力送配電株式会社）	48
第5	ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）	49
第6	電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDD I株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）	49
第14節	交通の安全確保	50

第 1	被害状況の報告	50
第 2	各施設管理者における対応	50
第 2 章	応急復旧期の活動	51
第 1 節	住民等からの問い合わせ	51
第 2 節	災害救助法の適用	52
第 1	実施責任者	52
第 2	適用基準	53
第 3	住家滅失世帯数の算定基準	53
第 4	適用手続	54
第 5	救助の内容	54
第 6	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	55
第 3 節	避難所の開設・運営等	56
第 1	避難所の開設及び管理等	56
第 2	避難所の早期解消のための取組み等	59
第 3	避難所の閉鎖	59
第 4 節	広域一時滞在	60
第 5 節	緊急物資の供給	61
第 1	給水活動	62
第 2	食料・生活必需品の供給	63
第 6 節	保健衛生活動	65
第 1	防疫活動	65
第 2	食品衛生監視活動	66
第 3	被災者の健康維持活動	66
第 4	保健衛生活動における連携体制	67
第 5	動物保護等の実施	67
第 7 節	福祉活動（避難行動要支援者への支援）	68
第 1	避難行動要支援者の安否確認・避難支援等	68
第 2	被災した避難行動要支援者への支援活動	69
第 8 節	社会秩序の維持	71
第 1	住民への呼びかけ	71
第 2	警備活動の強化	71
第 3	暴力団排除活動の徹底	72
第 4	物価の安定及び物資の安定供給	72
第 9 節	ライフラインの確保	73
第 1	上水道	73
第 2	下水道	73
第 3	電力・ガス・電気通信	74
第 10 節	交通の機能確保	75
第 1	障害物の除去	75
第 2	各施設管理者における復旧	75

第11節 農林関係応急対策	77
第1 農業用施設応急対策	77
第2 農作物応急対策	77
第3 畜産応急対策	77
第4 林産物応急対策	78
第12節 住宅の応急確保	79
第1 被災住宅の応急修理	79
第2 住居障害物の除去	80
第3 応急仮設住宅の建設	80
第4 応急仮設住宅の借上げ	81
第5 公共住宅への一時入居	81
第6 住宅に関する相談窓口の設置等	81
第7 建設用資機材等の調達	81
第13節 応急教育等	82
第1 安全確保	82
第2 教育施設の応急整備	83
第3 応急教育体制の確立	83
第4 就学援助等	84
第5 応急保育の整備	84
第6 文化財の応急対策	84
第14節 廃棄物の処理	86
第1 実施責任者	86
第2 し尿処理	86
第3 ごみ処理	87
第4 災害廃棄物等処理	88
第5 死亡獣畜処理	88
第15節 遺体対策	89
第1 実施責任者	89
第2 遺体の捜索	89
第3 遺体の検案等	90
第4 遺体の処理	90
第5 遺体の収容	90
第6 遺体安置所の設定	90
第7 遺体の火葬等	91
第16節 自発的支援の受入れ	92
第1 ボランティアの受入れ	92
第2 義援金品の受付・配分	93
第3 海外からの支援の受入れ	93
第3章 災害復旧・復興対策	95
第1節 生活の安定	95

第1	復旧事業の推進	95
第2	被災者の生活再建等の支援	96
第3	中小企業の復興支援	100
第4	農林業関係者の復興支援	100
第2節	復興の基本方針	101
第1	復興に向けた基本的な考え方	101
第2	本市における復興に向けた取組み	101

第1章 初動期の活動

第1節 組織動員

活 動 の ポ イ ン ト	
1	災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡
2	災害時における各課職員の担当事務の周知
3	災害対策本部を設置する前 ⇒ 災害警戒対策本部により対応
4	災害対策本部の設置場所 ⇒ 市庁舎
5	時間内・時間外における迅速な動員伝達体制の確立
6	防災プラネットの設置

■ 計画方針

市は、地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保、感染症や熱中症などによる体調管理に十分留意する。

■ 施策

		担当課等
第1	組織動員配備体制	危機管理課、消防本部

第1 組織動員配備体制

1 震度5弱以上の初動体制の確立

市域で震度5弱以上を観測したときは、災害対策本部設置基準に基づき、自動的に対策本部が設置される。このため、災害対策本部からの具体的指示、命令を待つまでもなく事前命令として直ちに初動活動を開始しなければならない。

ただし、災害対策本部長、本部役員等が登庁し、災害対策本部の実質的運営が可能となった場合に本部体制へ移行する。

(1) 災害対策本部の設置

災害発生と同時に災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の組織及び事務分掌は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 資料10-2 松原市災害対策本部の組織及び事務分掌

(2) 指令室の設置

災害対策本部と各部課との連絡及び指示伝達等の窓口として、危機管理課長を責任者とする災害対策本部指令室を危機管理課内に設置する。これにより、防災プラネット派遣職員が実施

する初動活動の状況や動員状況、被害状況等の各種情報を一元管理し、人的・物的資源の効率的な配備を図る。

(3) 防災プラネットの設置

市域で震度5強以上を観測した場合、災害時における関係機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に実施し、通信連絡の窓口を一本化して通信系統を明確化するとともに避難所運営及び地区災害の早期解決と応急対策を図るため、市内7箇所防災プラネットを設置する。

(4) 防災プラネット（支援班）の編成

市域で震度5弱以上を観測した場合、初動活動に直ちに入れるよう、発災後本庁舎に15分程度で参集できる職員をあらかじめ指定している（防災プラネット避難所運営班は除く）。これを防災プラネット（支援班）と称し、情報収集、広報、パトロール、調査・連絡を初動活動で行う。

(5) 防災プラネット（避難所運営班）の編成

市域で震度5強以上を観測した場合、防災プラネット（避難所運営班）にはあらかじめ指定された各地区の職員が参集し、庶務、避難誘導、広報、パトロールを組織し、所定の任務を遂行する。

(6) 消防本部（通信指令室）

消防署及び消防団からの情報を収集とし、発災時に、ここで集約された被害情報は、災害対策本部への連絡により共有される。

2 震度5弱未満の初動体制の確立

(1) 災害警戒対策本部の設置

市域で震度5弱未満でも地震の継続的な発生が見られるなど、災害発生のおそれがある場合、災害警戒対策本部を設置し、本部の窓口となる指令室を危機管理課内に置く。

なお、災害警戒対策本部長は、副市長とする。

(2) 指令室の設置

発災後、災害警戒対策本部と各部課との連絡及び指示伝達等の窓口として、危機管理課長を責任者とする災害警戒対策本部指令室を設置する。また、一般市民等からの通報窓口となり、被害状況等の情報収集を行う。

これにより、各部課が実施する初動活動の状況や動員状況、被害状況等の各種情報を一元管理し、効率的な配備を図る。

3 職員の動員

災害警戒対策本部は、各部課の初動活動の状況及び動員状況などから応援が必要であると判断した場合、あるいは各部課より応援要請があった場合、時間内においては登庁職員、時間外においては未参集職員も含めた動員配備の調整を行う。

4 災害対策本部体制への移行

災害救助法の適用を要する場合や、その他市長が必要があると認める場合は、災害警戒対策本部から災害対策本部体制へ移行する。

第2節 津波対策

■ 計画方針

津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づいて大阪府が設定した津波浸水想定によると、本市は浸水想定区域に含まれていないものの、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生した場合、津波が大和川を遡上し、市域内においても大和川河川敷が浸水する可能性も完全に否定できない。

津波による二次的な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき、災害（災害警戒）対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

市は、大阪府水防本部と連携し、市域内河川の水位の変動等、津波の遡上を示す情報に留意し、二次災害としての水害に備えた迅速な水防活動を実施する。

第3節 災害緊急事態

■ 計画方針

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、府、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第4節 災害情報の収集伝達

活 動 の ポ イ ン ト	
1	情報の取りまとめ ⇒ 危機管理班
2	被害状況の報告
	(1) 通常 ⇒ 府
	(2) 府への報告不能の場合 ⇒ 直接、消防庁
	(3) 消防機関への通報殺到の場合 ⇒ 府及び消防庁
3	各部の報告事項の周知徹底
4	通信設備の把握

■ 計画方針

市は、地震発生後、府をはじめ防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況を把握し、応急対策を実施するための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 情報収集伝達	危機管理課
第2 災害情報の収集伝達体制	全部全課
第3 府及び国への被害状況等の報告	危機管理課、消防本部
第4 被害状況調査の報告基準	危機管理課
第5 異常現象発見時の通報	危機管理課
第6 通信手段の確保	危機管理課

第1 情報収集伝達

地震発生後、直ちに府防災行政無線や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

1 地震・津波情報の収集

気象庁から発表される地震・津波に関する情報を収集する。

(1) 地震情報等

緊急地震速報	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合、強い揺れが予想される地域に対し発表され、テレビ放送や携帯端末などによる伝達される。
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

震源に関する情報	震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード。以下M）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。
震度・震源に関する情報	震度3以上の地震が観測されたとき等に、地震の発生場所（震源）やその規模（M）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（M）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、M7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（M）、津波の影響に関して、概ね30分以内に発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上が観測されたとき、各地の震度をもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(2) 津波警報等

津波警報等	地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表。
津波情報	津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、津波観測情報などを発表。
津波予報	津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表。 <ul style="list-style-type: none"> ・津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨 ・0.2m未満の海面変動が予想されたときは、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨 ・津波注意報解除後も海面変動が継続するときは、十分な留意が必要である旨

なお、発表基準が以下の状況に該当する場合は、特別警報に位置付けられる。

地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合	緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合	大津波警報を特別警報に位置付ける

2 被害状況の収集

次に掲げる防災関係機関等からの情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防機関への通報状況
- (3) 警察署からの情報（通報状況等）
- (4) 防災関係機関からの情報
- (5) 自主防災組織や防災士、住民等からの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報

- (7) 勤務時間外にあつては、職員の参集途上で目視した被害情報
- (8) その他

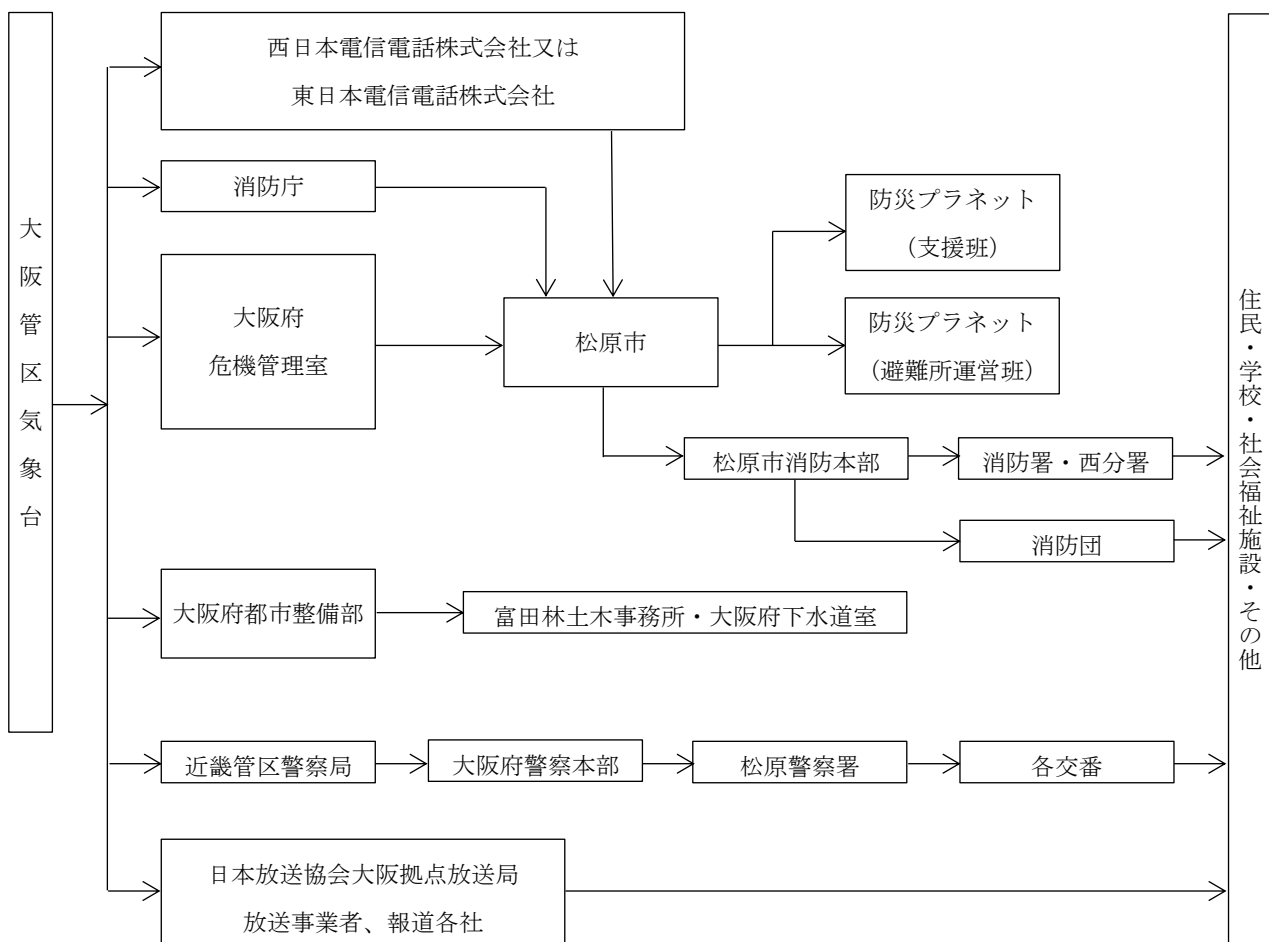
3 被害状況の伝達

市が収集した被害状況を、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 住民の生命財産の安否状況及び住民の避難状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、鉄軌道、河川、砂防、農地、ため池等の被害状況
- (5) 上水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防、医療救護等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) その他

4 地震情報伝達系統

地震及び津波の伝達系統は、次のとおりである。



第2 災害情報の収集伝達体制

1 災害情報収集伝達体制

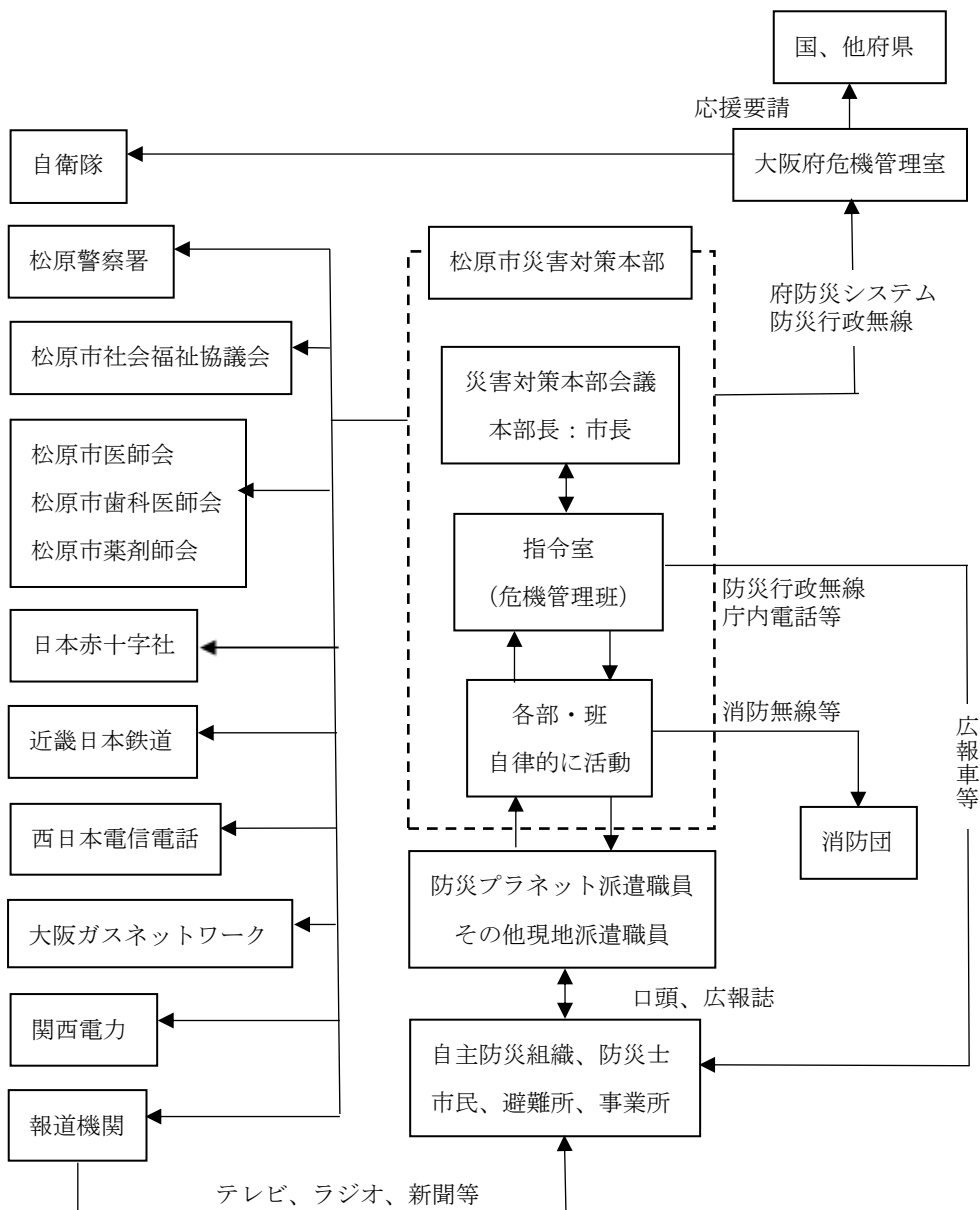
(1) 危機管理班

危機管理班は、発災後、各部各班及び防災関係各機関等あらゆる経路を利用して災害情報を収集し、災害対策本部が必要とする情報を一元管理する。

(2) 災害対策本部

災害対策本部は、危機管理班によって取りまとめられた情報のうち、必要事項について大阪府危機管理室へ報告する。

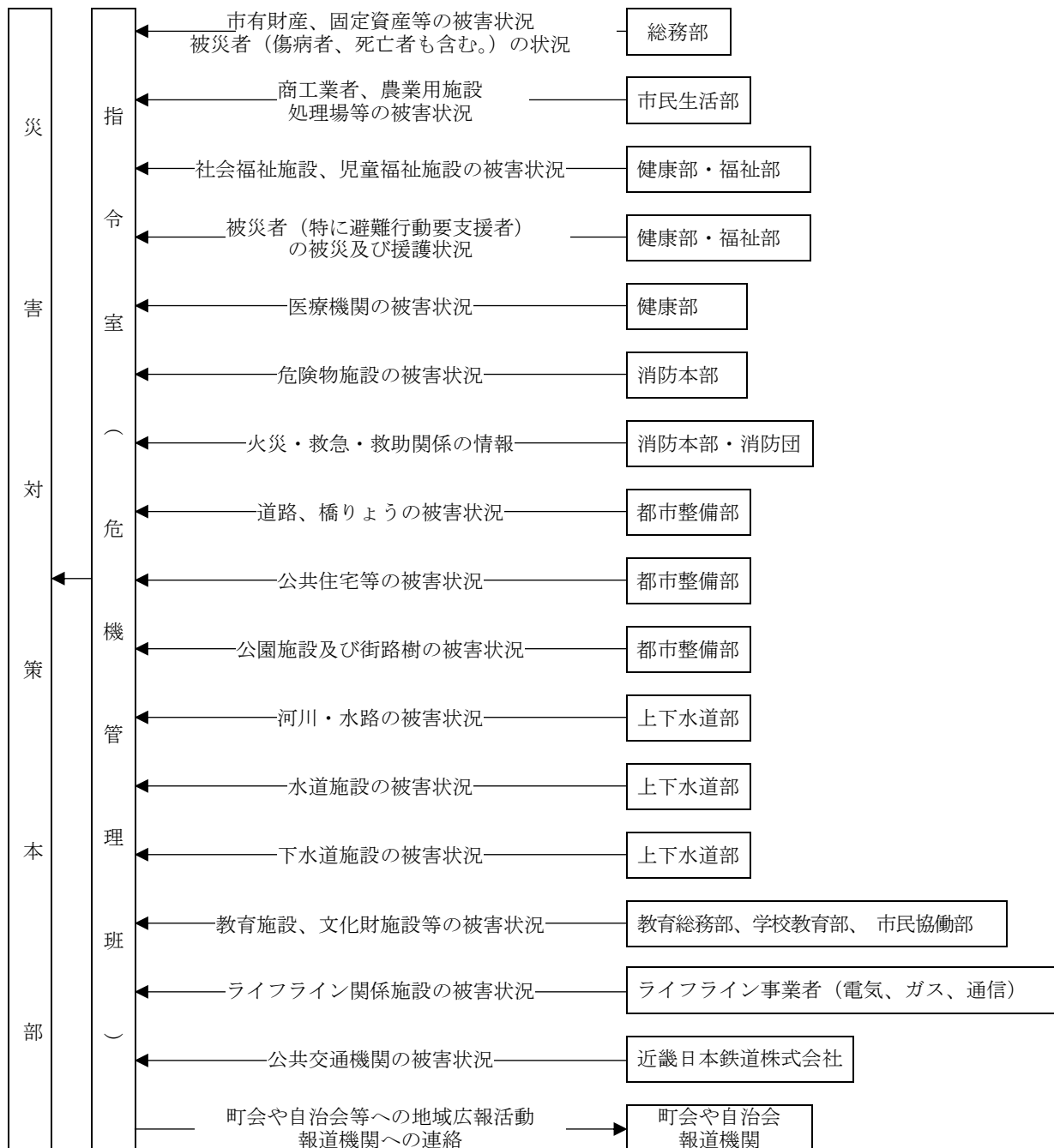
〈災害情報収集伝達体制〉



2 災害情報収集伝達の分担

- (1) 災害対策本部の分担は、次に掲げるとおりである。
- (2) 緊急を要する際の警報は、市防災行政無線・エリアメールなどによる。広報車、駅前ビジョンなどの活用により、周知の徹底を期する。

〈災害情報収集伝達の分担〉



3 調査収集報告の注意事項

- (1) 被害状況等の収集報告は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- (2) 被害状況等収集にあたっては、状況が明瞭にわかるよう写真撮影を行い、写真には、撮影年月日、場所、時刻、被害者氏名等を記入しておく。
- (3) 各部において収集した被害状況等は、事務局へ口頭等により速報し、調査が完了次第、文書等により報告する。

4 住民からの通報について

住民から被害状況等災害に関する通報があった場合は、その種類に応じ各部又は関係機関に連絡する。

第3 府及び国への被害状況等の報告

1 被害状況等の報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により、基本的に大阪府（危機管理室）へ報告する。ただし、地震が発生し、市区域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。また、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。

なお、府への報告は原則として府防災情報システムにより行うものとし、当該情報システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話、FAX等により行う。

また、人的被害の数について報告を行う際には、府等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 市が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

- ア 地震が発生し、市域内で震度5弱以上を記録したもの
- イ 人的被害又は住家被害を生じたもの

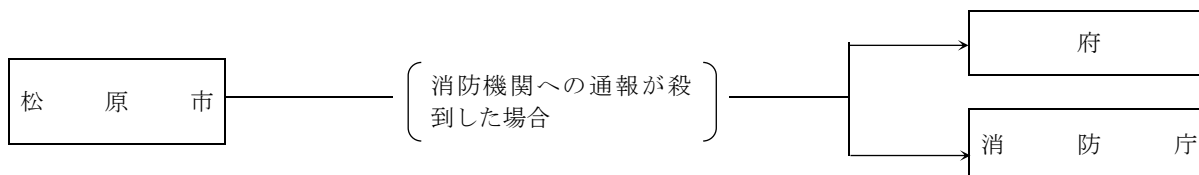
(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

資料編 資料15-1 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

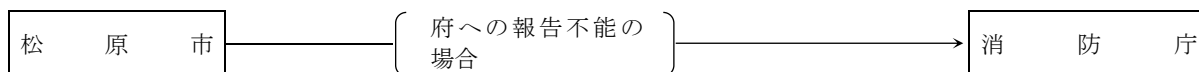
2 通報が殺到する場合

消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。



3 通信の途絶等の場合

府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。ただし、措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。



第4 被害状況調査の報告基準

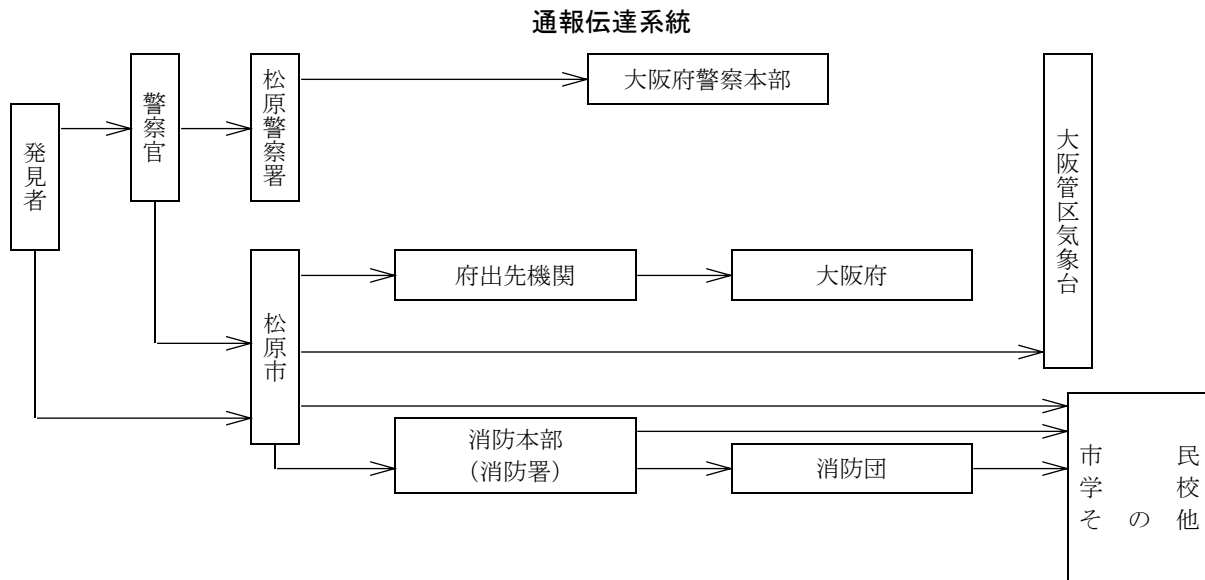
被害状況調査の報告基準は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 資料15-2 被害認定統一基準

第5 異常現象発見時の通報

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。



第6 通信手段の確保

市は、災害発生後、直ちに通信手段の確保に努める。

また、府、市は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。

1 通信機能の点検

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

2 災害時優先電話の利用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うものとするが、災害時においては加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難となることが予想される。

市は、非常・緊急事態が発生した場合には、あらかじめ登録してある災害時優先電話により通信を確保する。

3 大阪府防災行政無線の利用

大阪府防災行政無線を活用し、大阪府、府下市町村及び関係機関との通信の確保を図る。

4 非常通信の利用

災害のため有線通信系が不通となった場合、又は状況によりこれを利用することが著しく困難な場合には、電波法第52条第4号及び第74条に基づき、災害発生の通報、人命救助、被災者の救援及び応急復旧等に関し、通報を行う必要があるときは、消防本部、警察署、駅等において消防無線、警察無線、鉄道無線により通信の確保を図る。

5 市防災行政無線の利用

本部内での命令の指示、伝達及び災害状況の収集等については、有線電話等で行うほか、市防災行政無線を利用する。

第5節 災害広報・広聴

活 動 の ポ イ ン ト
1 問い合わせ電話への対応
2 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握
3 広報事項の整理（緊急広報事項の決定）
4 広報車両、掲示板等の確保
5 相談窓口の開設

■ 計画方針

市は、府及び防災関係機関と相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて、提供することに努める。

■ 施策

	担当課等
第1 災害モード宣言	観光・シティプロモーション課、危機管理課
第2 災害広報	観光・シティプロモーション課、危機管理課
第3 報道機関との連携	観光・シティプロモーション課
第4 広報資料の収集等	観光・シティプロモーション課
第5 広聴活動	市民協働課

第1 災害モード宣言

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

1 発信の目安

- (1) 地震
府域に震度6弱以上を観測した場合
- (2) その他自然災害等
その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

- (1) 地震
 - ア 自分の身の安全確保
 - イ 近所での助け合い
 - ウ むやみな移動の抑制
 - エ 出勤・通学の抑制

第2 災害広報

市は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 災害広報の体制

(1) 災害対策本部指令室

災害対策本部指令室では、災害広報に必要な情報を一元管理する。

(2) 観光・シティプロモーション班

観光・シティプロモーション班では、災害対策本部指令室から災害広報に必要な情報を得て、各種メディアを通じて災害情報等を広報する。

(3) 防災プラネット（支援班）

防災プラネット（支援班）は、災害情報、被害情報等を収集し、災害対策本部指令室へ伝達する。

2 災害広報の内容

観光・シティプロモーション班は、災害発生後の時間経過に伴って変化する広報へのニーズに対応した的確な広報を実施することに努める。

(1) 地震発生後の広報

地震発生後から、その後の広報は、概ね次のとおりである。

〔地震発生直後の広報〕

ア	災害時における住民の心構え
イ	地震の規模・余震・気象の状況
ウ	出火防止、初期消火の呼びかけ
エ	二次災害（建物倒壊等）の危険性
オ	避難指示等及び避難上の注意事項
カ	要配慮者等への支援の呼びかけ
キ	地域住民のとるべき措置
ク	規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起
ケ	その他必要事項



〔その後の広報〕

ア	避難所開設の状況
イ	二次災害の危険性
ウ	被災状況とその後の見通し
エ	医療機関、ガソリンスタンドなどの生活関連情報
オ	被災者のために講じている施策
カ	電気、ガス、水道等の供給状況
キ	災害用食料、生活必需品等の供給状況
ク	交通規制及び交通機関の運行状況
ケ	義援物資等の取扱い
コ	その他必要事項

(2) 住民に対する広報

ア 広報紙の内容変更・臨時発行

イ 広報車による現場広報

ウ 市防災行政無線による広報

エ 避難所への職員の派遣、広報紙・チラシの掲示・配布

オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報

カ 松原市安全安心メール、インターネットやSNSの活用

キ 点字やFAX、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用、外国語放送の要請等、多様な手段を活用した、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人等災害時の要配慮者に配慮したきめ細かな広報

ク 町会や自治会、自主防災組織や防災士、民生委員、ボランティアの協力による災害情報の伝達

第3 報道機関との連携

市は、被災地での生活に関わる情報、市民の安否情報、ボランティア活動の受入情報等の災害広報に関わる情報を直接あるいは府を通じて報道機関に提供し、広報活動を実施する。

第4 広報資料の収集等

1 現地取材

観光・シティプロモーション班は、各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における現地取材を行う。

2 災害写真の撮影

- (1) 災害現地に写真撮影員を派遣し、災害写真を撮影するほか、各部において撮影した写真の収集に努める。
- (2) 災害写真はデジタルカメラ等で撮影し、速やかに掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は個人情報の保護にも留意し提供する。

3 災害記録等の作成

災害の予防に資するため、災害に関する記事、写真、映像等を保存する。

第5 広聴活動

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、広聴活動を実施する。

1 相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは本部長が災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための専用電話及び専用FAXを備えた相談窓口を市民協働班が中心となり開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

相談窓口を開設した場合には、速やかに広報車等により市民へ周知する。

2 広聴内容の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第6節 広域応援等の要請・受入れ

活 動 の ポ イ ン ト	
1	応援要請先 (1) 近隣市、(2) 府、(3) 指定地方行政機関等
2	連絡窓口 ⇨ 市長公室
3	受入体制の確立 ⇨ (1) 作業内容、(2) 作業場所、(3) 宿泊場所等
4	応援部隊活動拠点 ⇨ 松原市民運動広場、大塚運動広場等

■ 計画方針

市は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに近隣市、府等の関係機関に対して応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊展開、宿営等のための拠点確保を図り、被災者の救助など応急対策に万全を期する。また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

府等が派遣する場合は、災害対応の進捗状況等や、その状況に応じた人的支援ニーズを把握し情報共有を図るなど、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

■ 施策

	担当課等
第1 応援要請	企画政策課、危機管理課
第2 職員の派遣要請	企画政策課、危機管理課
第3 緊急消防援助隊の派遣要請	危機管理課、消防本部
第4 応援受入体制の確保	企画政策課、危機管理課、消防本部
第5 災害相互応援協定	危機管理課、消防本部
第6 知事による応急措置の代行	危機管理課

第1 応援要請

1 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して文書により応援要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

2 他市町村に対する応援要請

災害対策基本法第67条に基づき他市町村長に対して文書により応援要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

3 応援要請基準

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- (1) 応急措置を実施するため必要があると認めるとき。
- (2) 市の消防力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合。

4 応援にあたっての要請事項

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

第2 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応できない場合は、府、他市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

1 府、他市町村又は指定地方行政機関に対する派遣要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に、災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うものである。なお、その場合の手続きは、次の事項を記載し文書で行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 職員派遣のあっせん要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、災害対策基本法施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、市の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、知事に緊急消防援助隊の派遣を要請

する。

第4 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市長は、府及び他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を危機管理班に定める。

2 受入体制の確立

市長は、府及び他市町村等からの応援を速やかに受け入れ、また、動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、松原警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

(2) 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域的支援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第5 災害相互応援協定

本市は、大阪府下広域消防相互応援協定、大阪府中ブロック消防相互応援協定をはじめ、広域的な災害相互応援を協定しており、応援協定に基づいて応援出動を要請する。

資料編	資料12-1	災害関連協定（危機管理課）
	資料12-2	災害関連協定（消防本部）
	資料12-3	災害関連協定（上下水道部）

第6 知事による応急措置の代行

被災により本市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため本市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、本市に代わって知事が行う。

第7節 自衛隊の災害派遣

活 動 の ポ イ ン ト	
1 派遣要請先	〔通常〕 ⇨ 知事 ⇨ 自衛隊 〔通信途絶時〕 ⇨ 直接、自衛隊に通知
2 派遣要請事項	⇨ ア 災害状況及び派遣要請理由、イ 派遣希望期間、ウ 派遣希望区域及び活動内容、エ その他参考事項
3 受入体制の整備	⇨ ア 必要資機材、イ 現場責任者の選定、ウ 宿泊予定地、エ 駐車場
4 災害時用臨時ヘリポートの選定	⇨ ア 被災地との位置、イ 災害時用臨時ヘリポート及び道路の被災状況の把握

■ 計画方針

市長は、住民の人命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、知事に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

■ 施策

	担当課等
第1 派遣要請	危機管理課
第2 災害派遣要請基準	危機管理課
第3 災害派遣要請手続	危機管理課
第4 自衛隊の自発的出動基準（要請を待ついとまがない場合の災害派遣）	危機管理課
第5 派遣部隊の受入体制	危機管理課
第6 派遣部隊の活動	危機管理課
第7 撤収要請	危機管理課

第1 派遣要請

災害時における自衛隊の災害派遣要請は、市長が行う。（災害対策基本法第68条の2第1項）

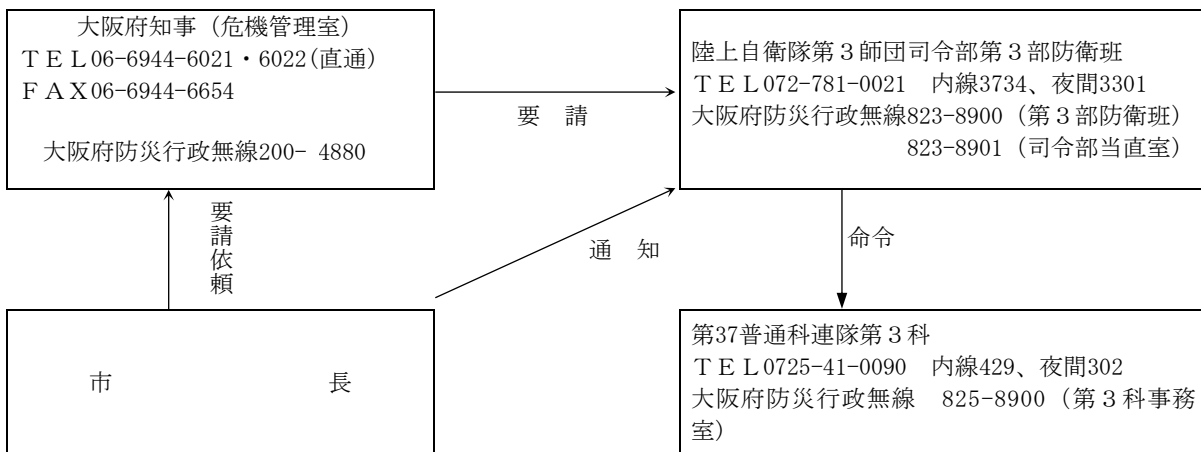
第2 災害派遣要請基準

市及び府並びに関係機関の機能をもってしてもなお応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に知事に対して派遣要請を行う。

第3 災害派遣要請手続

- (1) 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、迅速に警察署、消防本部等の関係機関と協議の上、知事に派遣要請を行う。
- (2) 知事に対して自衛隊の災害派遣を要請しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- (3) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の依頼ができない場合は、直接陸上自衛隊第3師団長に災害の状況を知照する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

派遣要請系統図



第4 自衛隊の自発的出動基準 (要請を待ついとまのない場合の災害派遣)

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合

- (5) その他災害に際し、(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つとまがないと認められる場合

第5 派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定した場合は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう受入体制を確立する。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営場所の準備を行う。

資料編 資料13-2 応援部隊受入れ・活動拠点

- (2) 派遣部隊の到着場所、駐車場等については、あらかじめ松原警察署と協議のうえ適地を選定する。
- (3) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現地責任者を選定し、府の現地連絡責任者とともに、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業の推進を図る。
- (4) 自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- (5) 災害に際し、ヘリコプターの要請を行った場合は、被災状況に応じ災害時用臨時ヘリポートを選定する。市の災害時用臨時ヘリポートは、資料編に掲載のとおりである。

資料編 資料8-3 災害時用臨時ヘリポート一覧

第6 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。また、市長は、派遣部隊の活動状況を適宜府に報告する。

区 分	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

消 防 活 動	「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日)により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第7 撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなると判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により速やかに知事に撤収の要請を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出する。

資料編 資料13-1 自衛隊災害派遣要請(撤収要請)依頼書

第8節 消火・救助・救急活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1	地震火災の特徴に応じた消防活動
2	地域住民、各分団等から被害情報の早期把握
3	消防資機材・救出用資機材の現況把握
4	消防水利の位置及び容量の確認
5	消火活動、救出活動 ⇒ 人命救助活動を最優先
6	応援要請 ⇒ 府、他市町村
〔応援要請の際の情報提供事項〕 ⇒ ア 火災状況、イ 地理、ウ 水利	

■ 計画方針

市は、府、警察及び自衛隊と、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

■ 施策

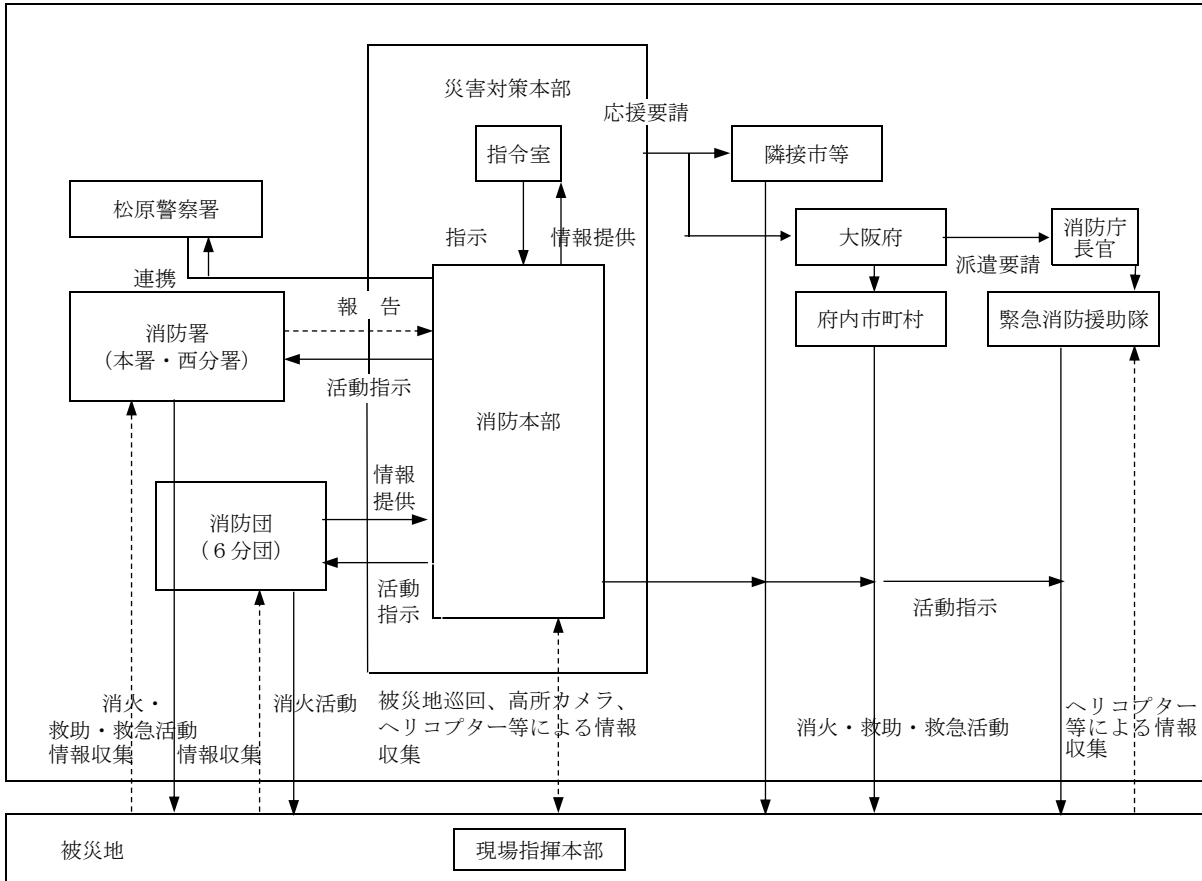
	担当課等
第1 市	消防本部
第2 各機関による連絡会議の設置	消防本部
第3 自主防災組織等による活動	危機管理課、消防本部
第4 住民による初期救出活動	消防本部
第5 惨事ストレス対策	消防本部

第1 市

1 消火・救助・救急活動の指示系統と各機関の役割

災害時における消火・救助・救急活動の指示・対応を迅速に行うための指示系統、各機関の役割は、次のとおりである。

(1) 消火・救助・救急活動の指示系統



注) —▶ 指示・要請
 - - - -▶ 情報の流れ

(2) 各機関の役割

各 機 関	役 割
災害対策本部指令室	ア 消防活動の優先順位などについて消防長と協議を行う。 イ 消防活動と他の災害対策活動との連絡調整を行う。
消防本部	ア 被災地巡回、高所カメラ、消防署、消防団等からの情報を通じて被災状況を把握する。把握した情報は、災害対策本部指令室へ報告する。 イ 消防活動における指示内容に関して災害対策本部指令室と協議を行う。 ウ 消防署、消防団に対して消防活動の指示を行う。被災地には「現地警防本部」を設置し、活動指示がより迅速に行われるようにする。 エ 応援協定に基づき、隣接市、大阪府等に対して消防活動の応援要請を行う。 オ 外部の応援部隊に対して被災地での活動等を指示する。
消防署	ア 被災地巡回を通じて被災状況を把握する。把握した情報は、消防本部へ報告する。 イ 消防本部の指示の下に、実際の消防活動を行う。
消防団	ア 被災地巡回等を通して被災状況を把握する。把握した情報は、消防本部へ報告する。 イ 消防本部の指示の下に、実際の消防活動を行う。

2 被災状況の早期把握

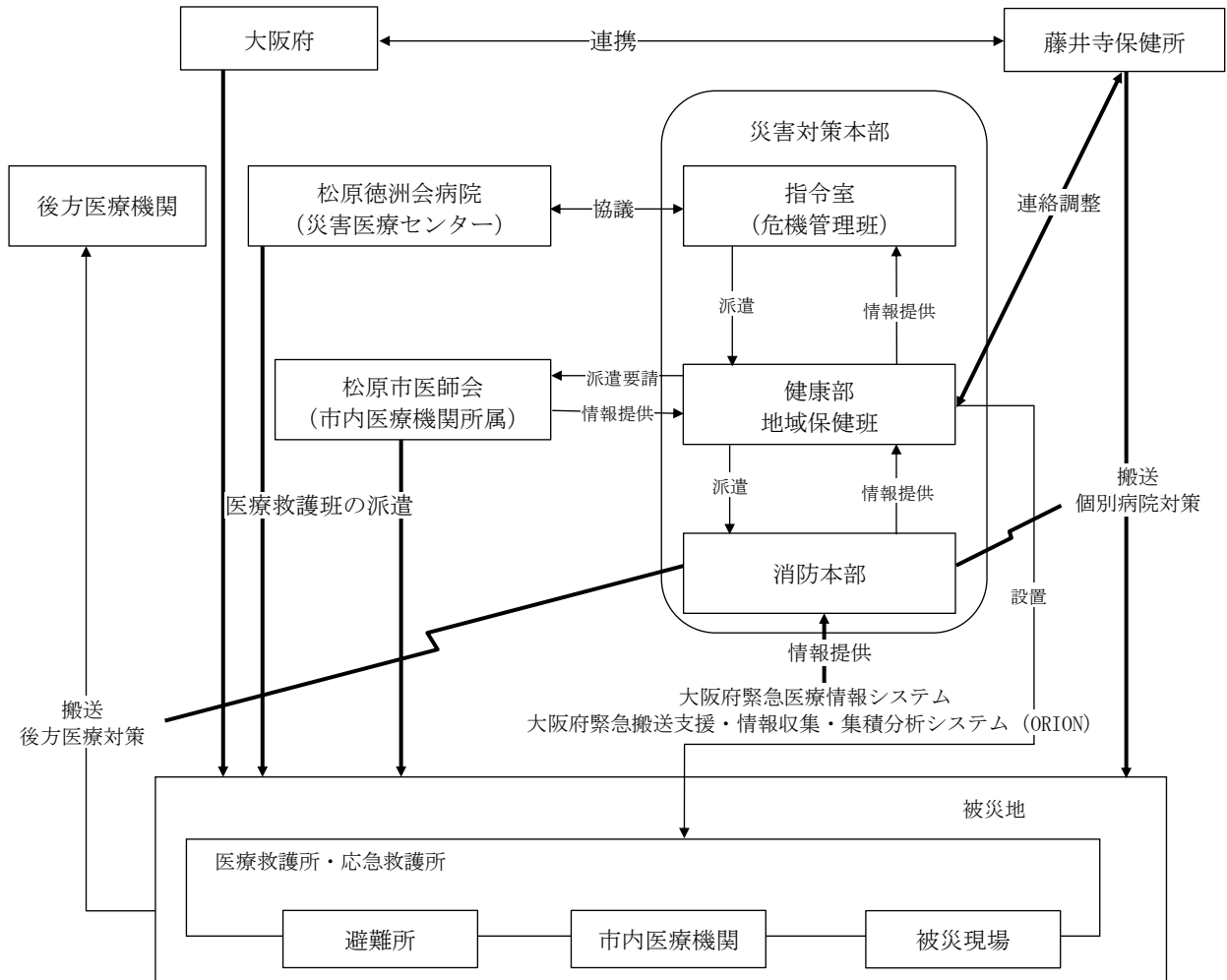
(1) 情報収集内容

- ア 火災の発生状況（発生場所、延焼程度及び方向等）
- イ 危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況
- ウ 救助・救急事案の状況（発生場所及び程度等）
- エ 消火・救助・救急活動上重要な道路、橋りょう等の被害状況及び交通障害（みち・みどり整備班と連携）
- オ 河川、堤防等の決壊状況（上下水道管理班等と連携）
- カ 家屋等の損壊状況
- キ 重要対象物の被害状況
- ク その他消火・救助・救急活動上、参考となる情報

(2) 情報収集方法

- ア 高所カメラ、巡回・巡視による情報収集
高所カメラを活用し、災害の早期発見に努める。また巡回・巡視を通して被害情報を収集する。
- イ ヘリコプター、高所カメラ等による情報収集
ヘリコプター、高所カメラ等の活用によって被害の映像情報を収集する。
- ウ 消防団による情報収集
消防団員は各管轄地区において、消防無線等を活用して分団長に被災情報を報告し、分団長は情報内容を取りまとめて消防本部に報告する。なお、管轄地区が被災していない場合は、他の被災地区の状況把握に努める。

<情報収集系統図>



3 消火・救助・救急活動の体制

消防本部、消防署、消防団は、松原警察署も含めて互いに連携し、消火・救助・救急活動を行う。また、これら市の消防力で対応できないと判断される大規模な災害については、時機を失することなく、広域応援協定に基づき応援を要請する。

(1) 非常警備体制区分及び発令基準

非常警備体制区分及び発令基準は災害発生の規模に応じ、次の区分により実施する。

<地震発生時における非常警備体制区分と発令基準>

非常体制区分	発令基準	招集対象者
当務員非常警備体制	市域に震度4の地震が発生したとき。	・当務員
1号非常警備体制	市域で震度5弱を観測し、松原市地域防災計画に基づく第1号動員発令がされたとき。	・毎日勤務者のうち課長級以上 ・隔日勤務者のうち週休に該当する職員 ・隔日勤務者のうち週休前非番に該当する職員 ・毎日勤務者の課員、署員
2号非常警備体制	市域で震度5弱を観測し、さらに職員を招集する必要があるとき、又は、松原市地域防災計画に基づく第2号動員発令がされたとき。	・毎日勤務者のうち課長級以上 ・隔日勤務者のうち週休に該当する職員 ・隔日勤務者のうち週休前非番に該当する職員 ・隔日勤務者のうち週休非番に該当する職員 ・毎日勤務者の課員、署員
3号非常警備体制	市域で震度5強以上を観測したとき。	・全職員（再任用含む）

(2) 活動体制

ア 市域で震度5強以上を観測した場合

- (ア) 震度5強以上の地震発生は、第3号非常警戒に相当するため、職員は全員参集となる。
この段階において、消防力の適正配分について災害対策本部又は災害警戒対策本部と協議し、全市的対応が可能な体制及び活動方針を確立する。
- (イ) 活動方針の下に、実際の消火・救助・救急活動を実施する。
- (ウ) 上記(ア)において、消防本部のみで対応が困難であると判断した場合は、消防長は消防団長と協議の上、消防団員を招集する。この場合、副団長以上の本団員は、消防本部に参集し、指揮本部要員として消防団部隊を指揮する。分団長以下の団員は各屯所に参集して、管轄区域の被害状況の掌握に努める。
- (エ) 消防団による消防力が加わっても対応不可能な大規模災害の場合は、事前に締結している応援協定に基づき、広域応援を要請する。
- (オ) 災害規模の大きさによっては、府に応援要請を行う。
- (カ) 被害が広範囲にわたる大規模災害の場合は、府に「緊急消防援助隊」の派遣要請を行う。
- (キ) 救助活動については、松原警察署や医療機関との連携の下に、迅速に対応する。

イ 市域で震度5弱以下を観測した場合

- (ア) 消防長は、市民(被災者、自主防災組織、消防団など)や職員等、あるいは松原警察署からの情報を基に、警戒区分を決定し消火・救助・救急活動方針を樹立する。
- (イ) 活動方針のもとに消火・救助・救急活動を実施する。
- (ウ) 消防本部のみで対応が困難な場合は、消防長は消防団長と協議の上、消防団員を招集する。この場合、副団長以上の本部員は、消防本部に参集し、指揮本部要員として消防団部隊を指揮する。分団長以下の団員は、各屯所に参集して、管轄区域の被害状況の掌握に努める。
- (エ) 消防団による消防力が加わっても対応不可能な大規模災害の場合は、事前に締結している応援協定に基づき、隣接市等に応援を要請する。
- (オ) 災害規模の大きさによっては、府に応援要請を行う。また被害が広範囲にわたる大規模災害の場合は、府に「緊急消防援助隊」の派遣要請を行う。
- (カ) 救助活動については、松原警察署や医療機関との連携の下に、迅速に対応する。

(3) 相互応援

- ア 市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。
- イ 被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。また、応援市町村に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

4 火災防御活動の要領

地震時に発生する火災の件数及び形態は、地震の強さ、地盤、発生時間帯等の条件により大きく影響される。したがって、火災の防御活動は、災害状況により適宜判断して以下のとおり実施する。

また、消防長又は消防署長は火災により著しい被害を受けると判断した場合には火災警戒区域を設定し、消防吏員又は消防団員は火災現場において必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(1) 一般的防御

地震時は、同時多発火災が予想されるので、原則としては火災の発見通報と同時に、消防本部は、消防署及び状況によっては地区担当の消防団から消防隊を出動させ、可能な範囲で火災の早期鎮圧を図り、延焼拡大防止を図る。

(2) 重点防御

同時多発火災の場合、延焼拡大の危険性の高い地域及び避難所、医療機関、地域防災拠点施設等住民の生命保護に重大な影響を及ぼすおそれのある施設に対して重点的に消火活動を実施する。なお消火活動の優先順位等の判断は、消防長が災害対策本部指令室と協議の上、決定する。

(3) 避難地・避難路防御

地震火災の延焼拡大により広域的に避難の必要があるときは、避難地・避難路確保に総力を挙げて防御活動を行い、避難者の安全確保を図る。

(4) 広域断水時防御

広域的な断水状況に陥ったときには、次のような方法によって水利の確保、火災予防の強化を図る。

ア 増水手配

イ ため池、井戸、河川等自然水利の確保

ウ 部隊の強化編成

エ タンク車の優先出動と活動

オ 有効的確な水利統制

カ 広報車の巡回による警戒体制の確立

キ 火気使用者に対する啓発

ク 危険区域の重点立入検査

5 救助・救急活動の要領

(1) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施する。

(2) 救助・救急活動については、救命処置が必要な者に対して優先的に救助する。これと同時に大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）や大阪府医療機関情報システムを用いた医療機関の選定やトリアージの実施などにより、迅速な救命処置を実施できるように努める。

(3) 同時に多数の救助・救急事案が発生している場合は、的確な状況判断に努め、初動体制を確立する。

第2 各機関による連絡会議の設置

市は、府、警察及び自衛隊と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行い、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第3 自主防災組織等による活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛の消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動の実施に努める。

また、消防署、警察署など防災関係機関は、自主防災組織と連携して効果的な初期消火、救助・救急活動を実施する。

第4 住民による初期救出活動

発災時には地域の被害状況の把握及び負傷者の早期発見に努め、警察、消防機関等へ速やかに連絡するとともに、自発的に被災者の救出活動を行う。

第5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第9節 医療救護活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1	要救助者数の状況把握
2	医療機関の被害状況及び活動状況の把握
3	医療救護班の編成と医師会への応援要請
4	救護所の設置（設置場所の決定） ⇨ 地域住民へ広報
5	医薬品等の確保 ⇨ ア 薬剤師会、市内医薬店からの調達、イ 府へ要請
6	重傷者の搬送
	（1） 医療機関の受入状況の把握
	（2） 搬送手段の確保 ⇨ ア 救急車、イ ヘリコプター等

■ 計画方針

市は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

■ 施策

	担当課等
第1 医療情報の収集・提供活動	地域保健課
第2 現地医療対策	地域保健課、消防本部
第3 後方医療対策	危機管理課、地域保健課
第4 医療器具、医薬品等の調達	危機管理課、地域保健課
第5 助産救護活動	地域保健課
第6 個別疾病対策	地域保健課

第1 医療情報の収集・提供活動

市は、松原市医師会と密接な連携のもとに、大阪府医療機関情報システムや地域保健班等を活用して、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ正確な把握を行う。市は、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについての情報を把握し、速やかに府へ報告する。また市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

1 大阪府医療機関情報システムの活用

大阪府医療機関情報システムを活用して医療施設の固定情報や診療応需体制（「診療の可否」「手術の可否」「男女別空床数」等）を把握する。

2 松原市医師会災害本部の設置

松原市医師会は、原則として市役所に松原市医師会災害対策本部を設置し、災害時初期医療体制のコーディネーターとして、医療情報の一元化、他医師会への支援要請などを担うものとする。

3 地域保健班による情報収集活動

地域保健班は、松原市医師会等の協力を得て、市内医療関係機関の被害状況や空床状況など保健医療に関する情報を迅速かつ正確に把握し、災害対策本部指令室に報告する。

第2 現地医療対策

1 医療救護班の派遣

(1) 医療救護班の編成

災害対策本部指令室は、災害の状況に応じ松原市医師会災害対策本部と連携を図り、速やかに医療救護班を編成する。

ア 災害対策本部指令室の指示により松原徳洲会病院で医療救護班を編成する。

イ 松原徳洲会病院によって編成される医療救護班では十分に対応できない場合、災害対策本部指令室の指示により地域保健班は、松原市医師会災害対策本部に依頼し、市内医療機関による医療救護班を編成する。

ウ 医療救護班（緊急医療班）の構成人員及び班数は、次のとおりである。

構成人員	医師（1名）、看護師又は保健師（2名）、その他（1名）
班数	松原徳洲会病院 外科系／内科系：各1班 松原市医師会 適宜編成

(2) 医療救護班の派遣・応援要請

ア 消防本部は、災害現場の状況により、医療救護班の派遣を要請する。

イ 各避難所班長は、避難所内の傷病者の状況を把握した上で、必要と判断される場合は地域保健班に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。

ウ 災害規模が大きく、市内医療機関による医療救護班のみで対応できない場合、災害対策本部指令室は保健所を通して日本赤十字社大阪府支部等に医療救護班の派遣要請を行う。

エ 医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

(3) 医療救護班の派遣基準

災害対策本部指令室は、災害の状況に応じ松原市医師会災害対策本部と連携を図り、速やかに医療救護班の派遣を指示する。

ア 地域保健班は、消防本部、各避難所班長、医療関係機関等の要請を受け、災害対策本部指令室の指示の下に、随時医療救護班を要請する。

イ 救護所が設置された場所には、医療救護班を派遣する。

ウ 現場からの要請がなくとも災害対策本部指令室が必要と判断した災害現地には地域保健班が医療救護班を派遣する。

エ 松原市医師会災害対策本部、松原徳洲会病院長は、消防本部、避難所班長、災害現地等から直接要請がある場合で、急を要すると認められるときは、地域保健班の指示を待たずに医療救護班を出動させることができる。その場合は速やかに地域保健班にその旨を連絡する。

オ 医療救護班の派遣先については、災害対策本部指令室が指示を行う。

(4) 医療救護班の業務内容

ア 患者に対する応急処置

- イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

2 救護所の設置

(1) 救護所の設置基準

災害対策本部指令室は、次の場合に救護所を設置し、医療救護班等による医療救護活動を実施する。

- ア 災害現地医療機関が被災し、その機能が喪失又は低下したため、市内医療機関では対応できない場合
- イ 被災現場での患者が多数で市内医療機関のみでは対応できない場合
- ウ 避難所に傷病者が多く、避難所内に救護所の設置が必要な場合
- エ 被災地から医療機関への傷病者の移送に時間を要するため、被災地での対応が必要な場合

(2) 救護所の設置場所

応急救護所を設置・運営するとともに、各小・中学校の保健室や適切な公共施設を災害発生時の医療救護所として位置付け、医療救護所を迅速に開設できる体制を整備する。

また、発災後、市内医療機関や他の避難所等においても設置する必要がある場合は、災害対策本部指令室の指示のもとに随時設ける。

資料編 資料6-5 医療救護所の設置予定施設一覧

3 搬送手段の確保

(1) 市内搬送手段の確保

医療救護班の搬送は公用車（市内医療機関所有）等で行う。

(2) 搬送手段の応援要請

- ア 地域保健班は、医療救護班員や傷病者を搬送するための交通手段が不足する場合、災害対策本部指令室に要請し、搬送手段の確保を図る。
- イ 災害対策本部指令室は、府に対して搬送活動の応援を要請する。なお、救急車での搬送が困難な場合は、ヘリコプターによる搬送を府に要請する。

4 救護所における現地医療活動

(1) 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に松原徳洲会病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

(2) 医療救護所における臨時診療活動

市、各医療関係機関等から派遣される医療救護班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。この場合、発災当初から外科系及び内科系診療等（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

第3 後方医療対策

災害規模が大きく、市内の医療関係機関で対応できない場合、災害対策本部指令室は府危機管理室に対して災害拠点病院等の後方医療機関の利用を要請する。

1 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者については、被災を免れた医療機関に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。救急車が確保できない場合は、隣接市及び府に搬送車両を要請する。

イ ヘリコプター搬送

市は、ヘリコプターによる患者の搬送が必要な場合、府にヘリコプターによる搬送を要請する。

2 拠点医療機関（災害医療センター）等での受入れ

明治橋病院、阪南中央病院、松原徳洲会病院（災害医療センター）は、市域内における初期医療救護活動の拠点として患者を受け入れ治療を行う。

また、大震災等においては、発災後72時間の急性期救急医療体制が極めて重要となることから、松原市医師会では明治橋病院、阪南中央病院、松原徳洲会病院へ医療資源を集約させ、初期の医療活動を集中的効率的に実施する。

なお、上記医療機関での対応が困難な場合は、災害医療協力病院及び医師会と調整を行い、患者の受入れ治療を行うとともに、災害拠点病院に協力を求める。

資料編 資料6-1 大阪府内災害拠点病院一覧

第4 医療器具、医薬品等の調達

災害対策本部指令室は、災害医療センター及び災害医療協力店、松原市医師会が、医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、松原市薬剤師会、医薬及び医療品等関係機関並びに府に応援を要請し、調達する。

第5 助産救護活動

1 救護班の編成

助産に関する救護班については、医療救護班の中の医師等の構成に必要な応じ産科系医師も組み入れて対応する。

2 助産救護活動の内容

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前後の処置

第6 個別疾病対策

市は、府と連携して、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動を行う。

第10節 避難誘導

活 動 の ポ イ ン ト	
1	避難者 ⇒ 指定緊急避難場所又は指定避難所へ避難
2	避難指示等の周知内容 ⇒ ア 避難対象地域、イ 避難理由、ウ 避難先、エ 避難経路、オ 避難時の注意事項
3	避難誘導の留意事項 (1) 町会や自治会等集団避難の奨励 (2) 安全な避難経路の選定 (3) 避難行動要支援者の優先避難
4	住民の避難時の確認事項 (1) 複数の避難所・避難経路の確認 (2) 避難経路上の危険物の事前確認 (3) 避難行動要支援者の避難支援
5	児童生徒等の避難対策 ⇒ ア 的確な情報収集、イ 適切な行動、ウ 保護者への連絡

■ 計画方針

発災時に際して、地震に伴い発生する同時多発的な災害から住民の生命又は身体を保護するために、時機を失することなく危険地域の住民を安全地帯に避難できるよう避難指示、誘導等必要な措置の迅速な遂行を図る。その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、避難行動要支援者制度等に沿った避難支援に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 避難の一般的基準	危機管理課
第2 避難の広報	危機管理課
第3 避難指示等の伝達方法（住民への周知）	危機管理課
第4 避難指示等の内容	危機管理課
第5 住民による確認事項	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課
第6 学校、病院等防災上重要な施設の避難対策	子ども未来室、地域保健課、教育総務課、教職員課、教育推進課
第7 避難の方法	危機管理課
第8 避難者の他地区への移送	危機管理課
第9 知事への報告	危機管理課
第10 関係機関への連絡	危機管理課
第11 広域避難	危機管理課
第12 警戒区域の設定等	危機管理課、消防本部

第1 避難の一般的基準

避難指示等は、原則として次のような状態になったとき発せられる。なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示し、これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難指示等に関する事項について、助言を求めらる。

- 1 大地震が発生し、避難の必要性が生じたとき。
- 2 洪水、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- 3 爆発のおそれがあるとき。
- 4 火災が拡大するおそれがあるとき。
- 5 その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき

第2 避難の広報

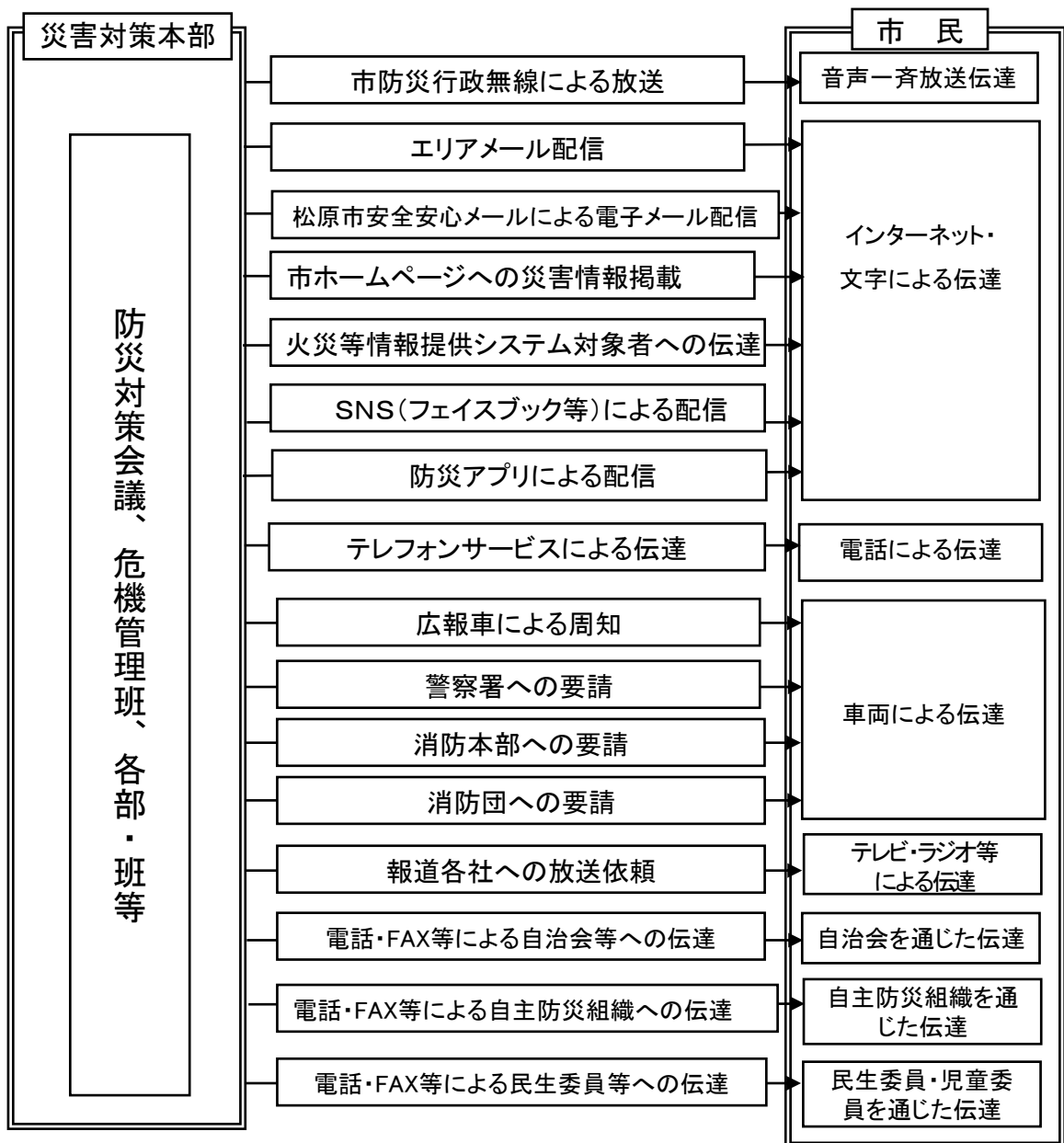
市長は、二次災害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難指示等を広報する。広報内容は、次のとおりである。

- 1 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- 2 避難者は、食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
- 3 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。
- 4 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- 5 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- 6 上記のうちから、必要なものを「非常持出袋」に準備しておく。
- 7 その他避難指示等が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

第3 避難指示等の伝達方法（住民への周知）

避難指示等を発令した場合は、市長は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、直ちに次の方法により当該地域の住民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、府及び市町村、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。



第4 避難指示等の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施する。

- 1 避難情報指示者名
- 2 避難対象地域
- 3 予想される災害危険及び避難理由
- 4 避難先

第5 住民による確認事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行う。

- 1 家から最も近い避難所を2箇所以上確認しておき、避難所に至る経路についても複数の道路を設定しておく。
- 2 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- 3 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶ。
- 4 避難行動要支援者に対しては、日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

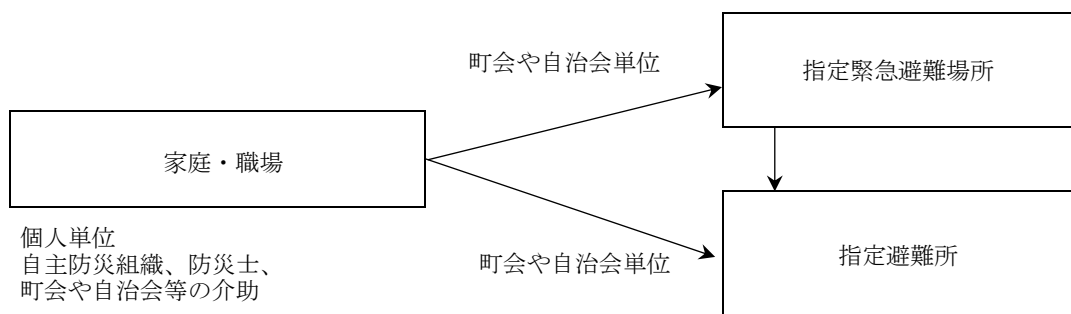
第6 学校、病院等防災上重要な施設の避難対策

- (1) 学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示等を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。
- (2) 保育所、幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。
 - ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素からあらゆる機会を捉えて集団行動の規律に基づきながら行動ができるように指導する。
 - イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

第7 避難の方法

1 避難者の誘導

- (1) 市は、指定緊急避難場所又は指定避難所、避難路等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、避難者の誘導は、防災プラネット派遣職員、消防団及び松原警察署と連携をもって行い、町会や自治会を単位とした集団避難を心がける。避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所又は指定避難所に誘導する。



- (2) 避難路については、緊急時の混乱を避けるため、特に危険な箇所には誘導員を配置し、また

夜間においては可能な限り投光機、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

- (3) 避難にあたっては、携帯品を必要最小限度に制限し、早期に避難を完了させる。
- (4) 災害が広範囲で大規模な移送を要し、市では対応不可能なときは、府に協力を要請する。

2 避難の優先

避難にあたっては、傷病者、高齢者、障がい者等避難行動要支援者の避難を優先する。

3 避難者の確認

- (1) 避難指示等を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出する。
- (2) 避難指示等に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

第8 避難者の他地区への移送

- (1) 市長は、避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、市保有車両又は借上車両等により避難者を移送する。移送を行うにあたっては、松原警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請する。
- (2) 市長は、被災地域が広域にわたり、市の地域内に予定した避難所が使用できなくなったため、近隣市に移送する必要がある、かつ自己の能力で処理できない場合は、近隣市並びに府に応援を要請する。

第9 知事への報告

市長は、避難指示等を行ったときは、速やかに知事に報告する。

第10 関係機関への連絡

1 施設の管理者への連絡

市の指定避難所としている学校等の施設の管理者に対し、連絡し協力を求める。

2 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため、警察等の関係機関に避難指示等の内容を伝えるとともに協力を求める。

3 近隣市への連絡

地域住民が避難のため、近隣市内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、近隣市に対しても連絡しておく。

第11 広域避難

1 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定緊急避難場所及び福祉避難所を含む指定避難所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。

第12 警戒区域の設定等

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定については、警察署、消防署、消防団等関係機関と連絡調整を図っておく。また、警戒区域を設定した場合には、退去の確認、並びにロープを張るなど立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、松原警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のパトロールを実施する。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にいらない場合	災害対策基本法第63条
消防職員又は消防団員	水災を除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。(消防警戒区域)	消防法第28条
消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。(火災警戒区域)	消防法第23条の2

第11節 二次災害の防止

活 動 の ポ イ ン ト	
1 被害状況の早期把握	} 必要に応じア 避難措置、イ 立入制限
2 被災施設・危険箇所の点検	
3 府へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請	
4 府へ被災宅地危険度判定士の派遣要請	

■ 計画方針

市は、余震又は大雨による浸水及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 公共土木施設等	都市整備部
第2 建築物等	都市整備部
第3 危険物施設等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所）	消防本部

第1 公共土木施設等

1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

2 避難及び立入制限

市は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2 建築物等

1 公共建築物

市は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

3 宅地

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ正確に把握し、危険度判定を実施する。実施に当って、必要に応じ府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 危険物施設等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所等）

1 施設の点検、応急措置

(1) 危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を迅速に行う。また、自らの応急措置では対処できない状況である場合は、速やかに消防本部等へ通報する。

(2) 消防本部は、危険物施設等の管理者から通報を受けた場合、二次災害の拡大を防止するために、速やかに適切な措置をとる。

危険物施設等の管理者が被災したため、二次災害発生の通報が不可能である状況も考えられる。このような場合には、電話等を利用して状況を把握し、必要に応じて出動して二次災害の拡大防止に努める。また府と連携して、必要に応じて立入検査を行うなど、適切な措置を講じる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに周辺の住民や消防本部等の関係機関へ通報し、可能な範囲で必要な措置をとる。

通報を受けた消防長又は市長は、必要に応じて施設周辺の住民を避難させ、被災施設及びその周辺の区域を警戒区域に設定して立入りを制限する。

第12節 交通規制・緊急輸送活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1	緊急輸送の方法 ⇨ ア 自動車、イ 鉄道、ウ ヘリコプター
2	公用車の集中管理及び配車 ⇨ 総務班（使用可能車両の把握及び配車計画の確立等）
3	車両及び燃料の確保
4	道路・橋梁等の被害状況調査及び安全点検 ⇨ 緊急交通路の確保
5	啓開作業実施業者との作業手順の取決め
6	交通規制状況の把握及び広報の実施
7	避難用自動車の使用禁止等の広報の実施

■ 計画方針

市は、救助・救急・消火、医療及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるとともに、松原警察署、道路管理者が相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、必要により交通規制等を実施し一般交通の安全と緊急通行車両等の交通を確保する。

■ 施策

	担当課等
第1 緊急輸送	危機管理課、総務課、みち・みどり整備課、消防本部
第2 交通規制	みち・みどり整備課、消防本部、関係機関
第3 運転者のとるべき措置	危機管理課

第1 緊急輸送

1 自動車による輸送

(1) 市保有車両

地震発生時における公用車の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務班が行い、各部署は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは総務班に依頼する。

なお、市保有車両の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 資料8-1 市有車両一覧

(2) 車両の借上げ

各部署からの要請等により市保有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、直ちに他の公共的団体に属する自動車又は市内の運送業者等に協力を依頼し調達を図る。

(3) 応援要請

市内で車両の確保が困難な場合は、知事に次の事項を明示して調達あっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集合場所及び日時

オ その他必要事項

(4) 車両燃料の確保

市内の燃料取扱事業所の協力により災害時における車両燃料の確保に努める。

2 鉄道による輸送

一度に多くの輸送が必要な場合など鉄道による輸送が適当な場合には、近畿日本鉄道株式会社に緊急配車を依頼し、輸送の確保を図る。

3 ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市長は、府に災害時用臨時ヘリポートの利用可能状況を報告した上でヘリコプターによる輸送を要請する。

資料編 資料8-3 災害時用臨時ヘリポート一覧

4 緊急通行車両等の届出

(1) 届出

災害対策基本法第76条第1項に基づく通行禁止又は制限の交通規制が実施された場合において、災害応急対策や災害応急復旧などの実施に必要な人員、物資等を緊急に輸送する必要がある場合は、府（危機管理室）又は府公安委員会（府警察本部交通規制課又は警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両等であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

資料編 資料8-6 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証
資料8-7 緊急通行車両等確認申請書及び確認証明書
資料8-8 緊急通行車両等の標章

(2) 届出の対象車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

資料編 資料8-9 緊急通行車両等事前届出済車一覧

5 緊急交通路の確保

(1) 被害情報等の収集および地域緊急交通路の確保

府、市、松原警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、地域緊急交通路に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、松原警察署は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、車両の移動命令及び自ら移動について要請する。

資料編 資料8-2 市内緊急交通路一覧

(2) 指定された緊急交通路に対する応急措置

道路管理者は、府、市、松原警察署と連携して、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。

なお、緊急交通路については、次の措置を講じ、その結果を松原警察署及び府に連絡する。

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び松原警察署に連絡する。

イ 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、松原警察署と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

ウ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、松原警察署、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行う。

6 緊急交通路の周知

道路管理者は、市及び報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、松原警察署と連携を図り緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

7 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第2 交通規制

1 交通規制の実施責任者

地震により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び松原警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路 管理 者	国土交通大臣 知 事	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第46条第1項
	市 長	2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	
警	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。	道路交通法第4条第1項
察	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第5条第1項

	警察官	<p>1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。</p> <p>2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき。</p>	<p>道路交通法第6条第2項、第4項</p>
--	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------

2 相互連絡

府公安委員会、松原警察署、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び理由を相互に通知する。

3 迂回路の選定

道路の交通規制を行った場合は、松原警察署と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

4 交通規制の標識等

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、規制の対象、期間等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員が現地において交通整理等の措置を講じる。

5 警戒区域の設定等

地震が発生したときは、速やかに道路、橋梁の通行可否の調査を実施し、通行不能又は障害のある地域については、警戒区域の設定、交通規制を行うとともに、障害物の除去等により災害対策に必要な車両の通行路線を確保する。なお、警戒区域を設定し、又は交通規制を行うときは、あらかじめ松原警察署長と協議する。

6 広報（交通規制の周知）

道路の交通規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し、広報することにより一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。

7 通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

イ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防職員は、警察官がその場にはない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講じる。

第3 運転者のとるべき措置

(1) 大規模な地震が発生した際には走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

- ・ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
 - ・ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - ・ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
 - ・ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- (2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は、次の措置をとる。
- ア 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
- ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することもある。

第13節 ライフラインの緊急対応

活 動 の ポ イ ン ト	
1	施設設備の被害状況の早期調査 (1) 被害が発生した場合 ⇨ 府に報告 (2) 二次災害が発生するおそれがある場合等 ⇨ 関係機関、付近住民に通報
2	復旧の順位 ⇨ 必要度の高いものを優先
3	関係機関、住民等への広報 ⇨ ア 被害状況、イ 供給状況、ウ 復旧状況、エ 今後の見通し

■ 計画方針

ライフラインに関わる事業者は、市と連携し、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する

■ 施策

	担当課等
第1 被害状況の報告	危機管理課、関係機関
第2 上水道	上下水道部
第3 下水道	上下水道部
第4 電力（関西電力送配電株式会社）	関係機関
第5 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）	関係機関
第6 電気通信（西日本電信電話株式会社関西支店等）	関係機関

第1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合、又はサービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。

第2 上水道

1 応急措置

市は、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部、松原警察署及び付近住民に通報する。

2 応急給水及び復旧

- (1) 大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、大阪府が設置する大阪府水道災害調整本部並びに（公社）日本水道協会関西地方支部と連携し、総合調整、指示、支援を行い、また大阪市水道局へ人員派遣を要請する。
- (2) 給水車等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

- (3) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、指定避難所、社会福祉施設等、緊急性の高い施設から優先的に応急給水・復旧を行う。
- (4) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

3 復旧

- (1) 被害状況 復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 被害状況等によっては、他の水道事業者に対し応援を要請する。

4 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第3 下水道

1 応急措置

- (1) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等、必要な措置を講じる。
- (2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じる。
- (3) 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプの設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。
- (4) 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防本部、松原警察署及び付近住民に通報する。
- (5) 被害状況等によっては、他の下水道管理者に対し応援を要請する。

2 広報

- (1) 生活排水の抑制に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第4 電力（関西電力送配電株式会社）

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、市、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

2 応急供給

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。
- (5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はプレー

カーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

1 応急措置

ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、市、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

2 応急供給

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第6 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講じるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

第14節 交通の安全確保

活 動 の ポ イ ン ト	
1	施設の被害調査 ⇨ (被害が生じた場合) ⇨ 市及び府に報告
2	交通の確保 ⇨ 障害物の除去
3	復旧の順位 ⇨ ア 被害状況、イ 緊急性、ウ 復旧の難易度を考慮
4	関係機関への連絡
	○連絡事項 ⇨ ア 運行状況、イ 復旧状況、ウ 今後の見通し

■ 計画方針

鉄軌道、道路の管理者は、市及び府と連携して、迅速な初動対応と利用者の安全を確保するための対策を講じる。

■ 施策

	担当課等
第1 被害状況の報告	危機管理課
第2 各施設管理者における対応	危機管理課、みち・みどり整備課、関係機関

第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。

第2 各施設管理者における対応

1 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防署、松原警察署等に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、府道路公社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防機関、警察機関に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、自らが管理する道路において通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

第2章 応急復旧期の活動

第1節 住民等からの問い合わせ

■ 計画方針

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めたうえで、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2節 災害救助法の適用

活 動 の ポ イ ン ト	
1	滅失状態の基準の周知徹底
2	滅失世帯数の早期把握 ⇨ 府に報告
3	住家滅失世帯数の算定基準
(1)	半壊・半焼等顕著な損傷世帯 ⇨ 1/2世帯
(2)	床上浸水・土砂堆積等による一時的居住困難世帯 ⇨ 1/3世帯
4	市の災害救助法適用基準
(1)	第1号基準 ⇨ 100世帯、
(2)	第2号基準 ⇨ 50世帯

■ 計画方針

一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

■ 施策

	担当課等
第1 実施責任者	危機管理課
第2 適用基準	危機管理課
第3 住家滅失世帯数の算定基準	危機管理課、総務部
第4 適用手続	危機管理課
第5 救助の内容	危機管理課
第6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	危機管理課

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。併せて、知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事に代わって実施する。また、知事の職権の一部を委任された事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

なお、この場合、応急救助活動を実施したときは、直ちに知事に報告する。

第2 適用基準

災害救助法施行令第1条に定めるところにより、本市については、次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 市の区域内の住家が滅失した世帯数が100世帯以上であること。
- (2) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家が滅失した世帯数が50世帯以上であること。
- (3) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が12,000世帯以上であって、市の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害に被った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

第3 住家滅失世帯数の算定基準

1 住家滅失世帯数の算定基準等

- (1) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、1/2世帯とする。
- (2) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住困難な世帯は、1/3世帯とする。

2 住家の滅失等の認定

- (1) 住家の全壊（焼）流出により滅失したもの
 - ア 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- (2) 住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの
 - ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
 - このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊する。
- (3) 住家の半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの
 - ア 損壊部分が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
- (4) 住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的に居住困難状態となったもの
 - ア (1) から (3) に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
 - イ 土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

- ・住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- ・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 世帯及び住家の単位

- (1) 世帯
生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (2) 住家
現実に居住のため使用している建物をいう。

第4 適用手続

- (1) 市長は、本市における災害が前記「第2 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法の適用について協議する。
- (2) 市長は、前記「第2 適用基準」の(4)及び(5)の状態被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請する。
- (3) 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受ける。

第5 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。但し、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

- (1) 受入施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編に掲載のとおりである。

なお、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

資料編 資料16-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第3節 避難所の開設・運営等

活 動 の ポ イ ン ト	
1	避難所の開設及び運営
	(1) 管理責任者の派遣
	(2) 避難者による自主的運営の促進
	(3) 避難行動要支援者への配慮
2	避難所の閉鎖
	(1) 避難者が帰宅できる状態になったとき。
	(2) 避難者が応急仮設住宅へ入居したとき。

■ 計画方針

市は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設する。

■ 施策

	担当課等
第1 避難所の開設及び管理等	危機管理課、市民協働課、環境予防課
第2 避難所の早期解消のための取組み等	危機管理課
第3 避難所の閉鎖	危機管理課

第1 避難所の開設及び管理等

1 避難所の指定及び確保

災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、SNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

避難受入れが必要と判断した場合は、避難所運営マニュアルに基づき、直ちに指定避難所、指定緊急避難場所等から必要な施設を選定するとともに、防災プラネット派遣職員等の避難所担当者を派遣し、避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

ただし、緊急を要する場合で、避難所担当者の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とする。

なお、避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要

請や、必要によっては屋外避難所を設置するとともに府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設することや、民間賃貸住宅等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、SNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

2 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
 - イ 現に災害を受けた者であること。
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難指示が発せられた場合
 - イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる者

3 避難所の管理

- (1) 市は、避難所の開設が必要と認めた場合、速やかに防災プラネット（避難所運営班）を派遣し、避難所の開設・管理に当たらせる。
- (2) 防災プラネット（避難所運営班）は、避難所を開設し避難住民を受け入れたときは、避難状況を把握する。
- (3) 避難所の班長は、次の事項を直ちに災害対策本部に報告する。
 - ア 避難所を開設したとき。
 - イ 避難者を受け入れたとき。（避難者名簿作成）
 - ウ 避難者に傷病等が発生したとき。
 - エ 避難者全員が退出又は転出したとき。
 - オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。

4 管理運営者及び管理運営方法

- (1) 各避難所では、避難所の班長、施設管理者、町会長や自治会長、ボランティア等が「自主管理組織」を発足させ、原則として当組織が避難所の管理運営に当たる。
- (2) 避難所の班長は、防災プラネット派遣職員とする。
- (3) 開設後一定期間経過した後、避難所の班長は、避難所の管理運営を町会長や自治会長、ボランティア等を管理運営責任者に委任し、当人は災害対策本部との連絡調整業務を主に行う。連絡調整の通信手段は電話を第一とするが、電話が利用不可能な場合は市防災行政無線等の代替通信手段を利用する。
- (4) 具体的な管理運営方法については、事前に作成する「避難所運営マニュアル」に従う。
- (5) 管理運営の概要は、次のとおりである。

- ア 受入避難者に係る情報（避難者名簿の作成等）の把握
 - イ 避難者数の災害対策本部への定期的報告
 - ウ 避難所における広聴活動及び災害対策本部との連絡調整
 - エ 食料、生活必需物資等の供給
 - オ 秩序の維持（混乱防止のための避難者心得の掲示、動物飼養者の周辺への配慮の徹底等）
 - カ 復旧状況の掲示（応急対策の実施状況・予定等）
- (6) 要配慮者（要援護高齢者、障がい者、妊産婦、外国人等）に配慮した運営に努める。
 - (7) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
 - (8) 自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握に努める。
 - (9) 避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
 - (10) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
 - (11) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮に努める。
 - (12) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること。
 - (13) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。
 - (14) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
 - (15) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
 - (16) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

5 避難行動要支援者への配慮

- (1) 避難行動要支援者が避難所において確認された場合、町会や自治会、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会、ボランティアの協力を得て、健康管理に努め、必要な生活用品等の支給に配慮する。また、避難行動要支援者に配慮した障がい者用トイレやベッドなどの設備の充実に努める。
- (2) 避難行動要支援者の避難所での健康状態などに応じて、福祉施設等での生活が望まれる者については、各施設への搬送について関係機関との調整を行う。

6 避難者の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。また、市は、応急対策の実施状況・予定等の情報、混乱防止のための避難者心得について避難住民に掲示し、人心の安定を図る。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) ごみ処理等生活上のルールへの遵守
- (3) 要配慮者への配慮
- (4) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

7 避難の中長期化への対応

避難の中長期化等の状況に応じて、次の把握に努め、必要な措置を講じる。

- (1) プライバシーの確保状況
- (2) 簡易ベッド、パーティション等の活用状況
- (3) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
- (4) 洗濯等の頻度
- (5) 医師や看護師等による巡回の頻度
- (6) 暑さ・寒さ対策の必要性
- (7) ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置等に配慮する）

第2 避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する避難者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

第3 避難所の閉鎖

- (1) 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるとき、又は応急仮設住宅等へ入居したときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示をあたえる。
- (2) 避難所の班長は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- (3) 市長は、避難者のうち住居の倒壊等により帰宅が困難なもの、又は応急仮設住宅等への入居ができない者がある場合は、避難所を縮小若しくは他の公共施設等に移して存続させるなどの措置をとる。

第4節 広域一時滞在

■ 計画方針

市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、市区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内市町村への受け入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たずに、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、他の都道府県から被災住民の受け入れの協議を受けた場合は、被災住民の受け入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第5節 緊急物資の供給

活 動 の ポ イ ン ト
<p>〈給水〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被災状況の早期把握 2 給水資機材の確保 3 災害の状況に応じた給水体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 給水順序 ⇨ 緊急性の高い所から実施（医療機関、避難所、社会福祉施設等） (2) 給水量 ⇨ 1日1人当たり3リットル（各地区の被災者数の把握） (3) 給水方法 ⇨ ア 拠点及び指定避難所における給水、イ 給水車による搬送給水、ウ 仮給水栓の設置 4 市民への広報 ⇨ ア 応急給水の実施（給水方法、場所、時間帯等）、イ 復旧の見通し <p>〈食料・生活必需品〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 供給要請の取りまとめ ⇨ 必要量・必要品目 2 災害時の調達 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内業者等に供給依頼 (2) 近隣市、府等へ応援要請 3 緊急物資集積場所 ⇨ 各小中学校等 4 炊き出しの実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 場 所 ⇨ 各避難所等 (2) 留意点 ⇨ 要配慮者への配慮 5 仕分け・配送要員の確保 6 調達体制の強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内小売業者のリストアップ (2) 業者等との協定締結の検討 7 住民への備蓄推進についての広報実施

■ 計画方針

市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は府に要請することができるとともに、府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送するものとする。

■ 施策

	担当課等
第1 給水活動	上下水道部
第2 食料・生活必需品の供給	危機管理課

第1 給水活動

市は、市内浄配水場等の応急給水拠点及び給水車を用いて、概ね各防災プラネットを中心とした給水活動を実施する。

1 給水方法

- (1) 拠点及び指定避難所における給水
飲料水の供給は、浄配水場等の拠点給水所及び指定避難所において実施する。
- (2) 給水車による搬送給水
断水地域へは、浄配水場を拠点として、給水車により搬送給水する。なお、給水車等及び給水タンクが不足する場合は、近隣市等から応援を受ける。
- (3) 仮設給水栓の設置
配水管路の復旧状況に応じて仮設給水栓を設置して、給水を実施する。

2 給水量

飲料水の供給を行うときは、1日1人当たり3リットルを基準とする。

3 給水の優先順位

被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、指定避難所、社会福祉施設等緊急性の高い施設から優先的に応急給水復旧を行う。

4 小中学校、松原防災備蓄センター、天美西防災備蓄センター、大堀町会防災センター

配備されているろ水機を活用し、自主防災組織、派遣職員又は避難者自らの手で、河川、池、プールなどから飲料水を確保することに努める。

5 広報（住民への給水活動に関する情報提供）

断水した場合には、市民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について広報車等により広報を実施する。なお、給水実施の広報については、給水方法、給水場所、時間帯その他必要事項の周知を図る。

6 補給水源

配水施設は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 資料7-1 応急給水拠点箇所一覧

第2 食料・生活必需品の供給

市は、防災備蓄センター等に備蓄している食料・生活必需品を用いて、緊急に食料、生活必需品を必要とする避難者や要配慮者を優先して、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

1 食料

(1) 調達方法

ア 被災者等の食料の供給は、防災備蓄センター等に備蓄している食料をもって行うが、状況に応じて協定を締結している事業者及び協定締結市町村等から必要量の食料を調達する。

イ 大規模な災害により、災害救助法の適用を受けた場合は、府と連携を図り、府の備蓄食料の供給及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領に基づく食料の緊急引渡しを知事に要請する。

(2) 食料の供給

被災者に対する食料供給については、被災者に不安を抱かせないように迅速に実施する。

ア 炊出しは、各避難所等において実施する。

市長は、各避難所等において炊き出しに使用する設備等の現況を把握しておくとともに、器材等の調達先を定めておく。

イ 要配慮者への配慮

高齢者、乳幼児に対する炊き出しその他による食料の供給は、温かいもの、軟らかいもの、調製粉乳など配慮したものを供与する。なお、避難行動要支援者のニーズやアレルギー対応等にも配慮する。

ウ 食料の供給については、品目、数量等被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。

エ 食料品の供給にあたっては、衛生面に注意して行う。

オ 住民等の協力

炊き出し及び食料の配給にあたっては、町会や自治会、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

(3) 災害時における食料物資輸送拠点

府等から輸送される食料は物資輸送拠点に保管する。なお、その所在地、経路等についてはあらかじめ知事に報告しておく。また、災害時には管理責任者を配置し、管理に万全を期する。

(4) 食料備蓄の啓発

市は、食料の備蓄に努めるものとするが、市民に対し「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に則り、平素から各家庭で食料の備蓄を図るよう、広報紙等で啓発する。

2 生活必需品

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 調達方法

ア 市長は、防災備蓄センター等の備蓄物資を配給、貸与するとともに、不足する品目等については、災害の規模に応じて災害応援協定を締結している事業者を中心に必要な生活必需品等を調達する。

なお、本市のみで必要量が確保できない場合は、府に対し物資の調達のあっせんを依頼するほ

- か、近隣市、協定締結市町村等に応援を要請する。
- イ 災害救助法が適用された場合は、知事に対し大阪府備蓄物資の応急供給を要請し調達を図る。
- (2) 生活必需品等の範囲
- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- エ 食器（茶わん、皿、はし等）
- オ 保育用品（ほ乳びん等）
- カ 光熱材料（マッチ、ローソク、燃料等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ク 衛生用品（おむつ、生理用品）
- (3) 供給及び配分の要領
- 物資の給与又は貸与については、町会や自治会、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。
- なお、配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等、被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。
- (4) 救援物資の物資輸送拠点
- 調達した物資又は府等からの救援物資は物資輸送拠点に保管する。

資料編 資料8-5 物資輸送拠点一覧

第6節 保健衛生活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1	被害状況の把握
2	被災地域及び避難所等における防疫指導
3	防疫用器具器材・薬品等の現状把握
4	防疫用器具器材・薬品等の確保 ⇒ ア 備蓄、イ 業者、府等からの調達
5	住民への衛生指導及び広報活動
6	巡回相談等による被災者の健康管理等

■ 計画方針

市は、府と連携して、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

■ 施策

	担当課等
第1 防疫活動	危機管理課、地域保健課、環境業務課
第2 食品衛生監視活動	危機管理課
第3 被災者の健康維持活動	地域保健課、人権交流室
第4 保健衛生活動における連携体制	地域保健課、環境予防課
第5 動物保護等の実施	環境予防課

第1 防疫活動

市は、府と緊密な連携をとりながら、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱に基づき、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自らの防疫活動が十分でないと認められるときは、府に協力を要請する。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から地域保健班と危機管理班が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 消毒活動

感染症が発生するおそれがある地区を重点的に消毒を実施するとともに（感染症法第27条）、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う（感染症法第28条）。

2 生活用水の供給

感染症の予防上、知事が生活用水の使用を停止したときは、知事の指示に従い、その停止期間中生活用水の供給を行う。

3 住居等の消毒

被災地域等において感染症が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、保健所と連携し速やかに患者の住居及びその周辺の消毒を行う。

施設名	所在地	電話 (F A X)
藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181 (072-939-6479)

4 避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生的観念の普及徹底を図る。

5 臨時予防接種の実施

被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、府の指示により市長は、予防接種の種類、対象者、期日又は期間を指定して、保健所、松原市医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する（予防接種法第6条）。

6 衛生教育及び広報活動

パンフレット等の配布、広報車の活用、また報道機関等を通じ、速やかに地域住民に対する衛生教育及び広報活動を行い、感染症の予防等に関する注意事項を周知させる。また、災害発生時には、あらゆる機会をとらえ、防疫指導等を行う。

7 薬品等の調達・配布

災害の状況に応じて関係業者から消毒薬剤・害虫駆除薬剤等を調達し、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症の予防に関する衛生指導を行う。

8 資器材の備蓄、調達

消毒用器具、器材は、定期点検により補充、整備に努める。また、大被害発生等により不足する場合に備え、事前に調達先を定めるなど協力体制の確立を図る。

第2 食品衛生監視活動

市は、府によって編成される食品衛生監視班や食品衛生協会等関係機関が実施する食品衛生監視活動に協力する。

第3 被災者の健康維持活動

市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

(1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施する。その際、女性

相談員も配置するよう配慮する。

- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食品生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 市は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について指導する。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所の設置に努める。
- (3) 男性も女性も相談しやすい環境づくりと、相談窓口の設置と周知に努める。

第4 保健衛生活動における連携体制

市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5 動物保護等の実施

市は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。
- (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第7節 福祉活動（避難行動要支援者への支援）

活 動 の ポ イ ン ト	
1	安否確認・被災状況の把握 ⇨ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町会や自治会、自主防災組織等への協力要請 (1) 避難行動要支援者 (2) 社会福祉施設・職員・入所者等
2	搬送体制の確立 ⇨ 救急車等の調達
3	負傷者の受入れ医療機関の確保
4	福祉ニーズの把握 ⇨ 巡回相談の実施（被災住宅・避難所・応急仮設住宅等）
5	補装具・各日常生活用具の調達及び必要人数の把握
6	保健師等による巡回健康相談等の実施
7	心の健康に関する相談窓口の設置

■ 計画方針

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を被災市町村へ派遣し、支援する。

■ 施策

		担当課等
第1	避難行動要支援者の安否確認・避難支援等	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課

第1 避難行動要支援者の安否確認・避難支援等

1 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者制度に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。なお、安否確認の手法については、通信が可能な場合は電話又はFAXにより、通信不通の場合は直接訪問により、それぞれ行うこととする。

また、府と連携して、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

2 被災状況の把握

市は、避難行動要支援者の被災状況の把握にあたって、健康部、福祉部が中心となって危機管理班と連携を取り、関係機関及び住民組織と協働して実施する。

(1) 緊急通報システム等の活用

市は、緊急通報装置を設置している人は、緊急通報システムを活用し、それ以外の人はFAX等を利用して、情報収集を図るとともに、聴覚障がい者に対してもFAX等を利用して情報収集を図り、被災者の把握に努める。

(2) 現地調査

担当各班は、民生委員、児童委員等と連携しながら、各戸訪問するなどして避難行動要支援者の被災状況の把握に努める。

3 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また市は、府と連携して、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等では、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 外国人に対する支援活動の確立

市は、社会福祉協議会等と連携して、被災した外国人に対して外国語による情報提供や相談活動を実施するボランティアを確保し、外国人に対する支援活動体制を確立することに努める。

4 広域支援体制の確立

市は府に対して、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を伝達し、介護職員等の福祉関係職員の派遣や、他地域の社会福祉施設へ要支援者が迅速に入所できるよう、広域調整、支援体制の

確立を要請する。

第8節 社会秩序の維持

活 動 の ポ イ ン ト
1 松原警察署との連携体制の確立
2 被害状況、応急・復旧対策に関する情報の積極的な提供
3 松原商工会議所等に対する物価安定の協力要請
4 生活必需品等の必要量の迅速な確保

■ 計画方針

市は、府及び防災関係機関と連携して、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

■ 施策

	担当課等
第1 住民への呼びかけ	危機管理課
第2 警備活動の強化	市民協働課
第3 暴力団排除活動の徹底	市民協働課
第4 物価の安定及び物資の安定供給	産業振興課

第1 住民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動を取るよう呼びかけを行う。

第2 警備活動の強化

松原警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 暴力団排除活動の徹底

松原警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第4 物価の安定及び物資の安定供給

市は、府及び関係機関と連携して、買占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることで、被災者の経済的生活の安定と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市は、府と連携し、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売り惜しみをする業者に対しては、売り渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講じる。

2 消費者情報の提供

市は、府と連携し、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

市は、府と連携し、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民は、これに応ずるよう努める。

第9節 ライフラインの確保

活 動 の ポ イ ン ト	
1	応急給水 ⇨ 医療機関、社会福祉施設等への給水を優先
2	関係機関、住民等への広報 ⇨ 復旧状況、今後の見通し等

■ 計画方針

災害により途絶したライフライン施設について、速やかに復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

■ 施策

	担当課等
第1 上水道	上下水道部
第2 下水道	上下水道部
第3 電力・ガス・電気通信	危機管理課、関係機関

第1 上水道

1 応急給水及び復旧

- (1) 市は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、大阪府が設置する大阪府水道災害調整本部並びに（公社）日本水道協会関西地方支部と連携し、総合調整、指示、支援を行い、また大阪市水道局へ人員派遣を要請する。
- (2) 給水車等により、応急給水を行うとともに、速やかな復旧に努める。
- (3) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、指定避難所、社会福祉施設等、緊急性の高い施設から優先的に応急給水、復旧を行う。

2 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。また、住民に節水を呼びかける。

第2 下水道

1 復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 被害状況等によっては、他の下水道管理者等に対し応援を要請する。

2 広報

- (1) 生活排水の抑制に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第3 電力・ガス・電気通信

各事業者が定める災害応急対策活動を災害対策本部と連携しながら、効果的に実施することに努める。

第10節 交通の機能確保

活 動 の ポ イ ン ト	
1	交通の確保 ⇨ 障害物の除去
2	復旧の順位 ⇨ ア 被害状況、イ 緊急性、ウ 復旧の難易度を考慮
3	関係機関への連絡
	○連絡事項 ⇨ ア 運行状況、イ 復旧状況、ウ 今後の見通し

■ 計画方針

鉄軌道、道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 障害物の除去	みち・みどり整備課
第2 各施設管理者における復旧	危機管理課、みち・みどり整備課、関係機関

第1 障害物の除去

市は、自らが管理する道路、道路施設に加え、市域内の道路に関わる各管理者に要請して、交通の支障となる障害物を除去する。

第2 各施設管理者における復旧

1 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

- (1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）

- (1) 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (3) 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村に情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段

等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。

- (4) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第11節 農林関係応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	
1	農作物被害の発生 ⇒ 応急措置の技術指導を実施
2	家畜伝染病の防除 ⇒ 関係機関、関係団体による技術指導及び防疫対策

■ 計画方針

市は、府及び農業協同組合と連携して、農林業に関する応急対策を講じる。

■ 施策

	担当課等
第1 農業用施設応急対策	産業振興課
第2 農作物応急対策	産業振興課
第3 畜産応急対策	環境予防課、環境業務課、産業振興課
第4 林産物応急対策	環境業務課、産業振興課

第1 農業用施設応急対策

農業用施設の被害状況について関係団体等の協力等により早期に把握し、また被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行うとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な指示を行い、災害の復旧が早急に図られるよう努める。なお、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関に連絡し、また協力を得て、施設の応急対策を実施する。

第2 農作物応急対策

市は、地割れなどにより農地、施設及び農作物に被害が生じた場合は、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を、南河内農と緑の総合事務所「農の普及課」の指導の下に大阪中河内農業協同組合及び大阪南農業協同組合等と協力して実施する。

第3 畜産応急対策

災害時において、家畜の伝染病発生には特に警戒を行い、伝染病の予防と、まん延防止のため応急対策として次の措置を講じ、家畜被害の未然防止に努める。

1 家畜伝染病の防止

- (1) 畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。
- (2) 伝染病の発生した場合には、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な活動を実施

する。

2 一般疾病対策

一般疾病の発生に際して治療を要する場合は、獣医師会に対し協力を要請する。

資料編 資料6-4 松原市開業獣医師会

3 飼料対策

災害地域内の被害状況及び家畜数に応じて、必要量を取りまとめ、府に依頼して国に供給を要請する。

第4 林産物応急対策

災害時において、林産物の被害を軽減するため、病虫害の防除等必要な対策に努める。

1 技術指導等

- (1) 市は、府に協力し、倒木に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 浸冠水した苗畑において速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

2 病虫害の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

第12節 住宅の応急確保

活 動 の ポ イ ン ト	
1	応急修理対象範囲 ⇒ 必要最小限度の部分
2	応急仮設住宅の設置場所の選定 ア 公有地を優先、イ 保健衛生、交通、教育等を考慮
3	建設上の留意点 ⇒ 災害時要援護者に配慮した仮設住宅
4	応急仮設住宅入居者の選考 (1) 特定の資産のない被災者の実情を調査 (2) 要配慮者を優先
5	住宅相談窓口の設置

■ 計画方針

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

■ 施策

	担当課等
第1 被災住宅の応急修理	大阪府、都市整備部
第2 住居障害物の除去	環境業務課、都市整備部
第3 応急仮設住宅の建設	都市整備部
第4 応急仮設住宅の借上げ	建築住宅課
第5 公共住宅への一時入居	建築住宅課
第6 住宅に関する相談窓口の設置等	建築住宅課
第7 建設用資機材等の調達	都市整備部

第1 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

住宅の応急修理は、知事が実施する。ただし、知事がその職権を委任したときは、市長が行う。

2 修理対象範囲

- (1) 災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力では応急修理できない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。
- (2) 自らの資力では応急修理できない者を例示すると、次のとおりである。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない高齢者、障がい者等
- ウ ア及びイに準ずる者

第2 住居障害物の除去

1 実施責任者

住居障害物の除去は、知事が実施する。ただし、知事がその職権を委任したときは、市長が行う。

2 除去対象者

浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力では除去できない者（上記の第1の2（2））であること。

3 除去方法

災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ市保有の機械器具を用い、又は市内土木建設業者の協力を得て速やかに行う。

4 府への応援要請

市長は、災害時において障害物除去が困難な場合は、府に対して要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請をする。

第3 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）の建設及び供与は、知事が実施する。ただし、知事がその職権を委任したときは、市長が行う。

2 供与対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を確保することのできない被災者（上記の第1の2（2））であること。

3 建設場所等

建設場所、建設戸数等については、府と十分に調整して決定する。また、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、その場合には所有者等と十分協議する。

資料編 資料5-2 応急仮設住宅建設候補地一覧

4 建設の方法

建設にあたっては、集会施設等生活環境の整備を促進するとともに、高齢者、障がい者に配慮するよう努める。

5 入居期間

入居期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

第4 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

第5 公共住宅への一時入居

市は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の各管理者へ同様の措置を要請する。

第6 住宅に関する相談窓口の設置等

- (1) 府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- (2) 市は、府と連携して、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第7 建設用資機材等の調達

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図る。

第13節 応急教育等

活 動 の ポ イ ン ト	
1	応急教育の実施 (1) 校舎の全部又は大部分が使用不可 ⇨ 集会所、公民館、寺院その他公共施設の利用 (2) 校舎の一部が使用可 ⇨ 特別教室、体育館等の活用
2	教職員体制の確立 ⇨ ア 当該校長との連絡・調整 イ 大阪府教育委員会との調整
3	保護者と連絡方法の確立
4	学校（園）の措置 ⇨ 園児・児童・生徒の安全確保
5	学校給食の確保 ⇨ 学校給食と避難者炊き出し用との調整
6	被災文化財の被害状況の調査 ⇨ 市及び府教育委員会へ報告

■ 計画方針

市は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

■ 施策

	担当課等
第1 安全確保	子ども未来室、教育総務部、学校教育部
第2 教育施設の応急整備	教育総務部、学校教育部
第3 応急教育体制の確立	教育総務部、学校教育部
第4 就学援助等	教育総務部、学校教育部
第5 応急保育の整備	子ども未来室
第6 文化財の応急対策	文化財課

第1 安全確保

1 園児、児童及び生徒の安全確保

(1) 登校（園）後の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各学校（園）長と協議のうえ、必要に応じて保育・授業打ち切りの措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童及び園児には教師が地区別に付き添う。

(2) 登校（園）前の措置

登校（園）前に臨時休業等の措置を決定したときは、直ちに広報車、電話等により伝達し、児童、生徒及び園児に対して周知徹底を図る。

2 保育所（園）児の安全確保

(1) 登所（園）後の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、保育所（園）長と協議のうえ、必要に応じて休所（園）の措置をとる。

直ちに電話等により保護者に伝達するとともに職員は、保育所（園）児の安全確保に努め、必要な措置をとる。

(2) 登所（園）前の措置

登所（園）前に臨時休所（園）の措置を決定したときは直ちに電話等により保護者に周知徹底を図る。

第2 教育施設の応急整備

市は、公立学校が被災した場合、授業実施のため、施設、設備の応急復旧を進める必要がある。この場合、写真撮影などにより被災の事実及びその状態を立証する措置を講じる。

また、校舎等の被災により代替施設を確保する必要がある場合には、近隣の公共施設やその他適当な場所を利用する。校舎の一部分が被災している場合は、利用可能な教室等で教育を行う。

第3 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校の措置

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、市教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講じる。

ア 校舎が指定避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市の措置

学校が指定避難所に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 市教育委員会の措置

市教育委員会は、児童・生徒の転校手続等の弾力的運用を図る。

2 学校給食の応急措置

学校は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、市に報告し、協議の上、給食実施の可否を決定する。この場合、下記の事項に留意する。

(1) 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。

(2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

(3) 被災地での学校給食については、伝染病発生のおそれが多いので、衛生については特に留意する。

第4 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

市は、市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講じる。

2 学用品の支給

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 児童・生徒の健康管理

市及び学校は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時の健康診断（学校保健安全法第13条による）、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第5 応急保育の整備

1 保育施設の応急整備

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、平常どおり保育できるよう努める。

2 保育所児の健康保持

保育所児の心と体の健康管理を図るため、必要に応じ、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

3 応急保育の実施

保育施設の被災により、通常保育が不可能な場合は、隣接保育所との合同保育、あるいは混合保育等応急保育の確保に努めるものとする。

4 保育所給食の応急措置

災害を受けるおそれが解消した場合、保育所開所にあわせ速やかに保育所給食が実施できるよう措置を講ずるものとする。ただし、次のような事情が発生した場合には給食を一時中止するものとする。

- (1) 給食調理室が被害を受け、給食実施が不可能なとき。
- (2) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (3) 給食物資の調達が困難なとき。
- (4) その他給食の実施が困難なとき。

第6 文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市を経由して府に報告する。市は、府と協議のうえ自ら所有又は管理する被災文化財の応急措置を講じるとともに、その他の所有者又

は管理者に対し、応急措置に係る指導・助言に努める。

資料編 資料16-1 市内指定文化財等一覧

第14節 廃棄物の処理

活 動 の ポ イ ン ト	
1	処理施設等の被害状況の調査
2	臨時集積所の選定及び広報
3	災害廃棄物等不燃物の一時保管場所の選定
4	収集順序の確立 (1) ごみ……生活上重大な支障を与えるごみ、腐敗性の高い生ごみ、被災地域のごみ等 (2) し尿……避難所等 (3) 災害廃棄物等…危険なもの、通行上支障のあるもの等
5	市民への施設復旧状況の広報
6	市民への協力要請 ⇨ ア 自己処理、イ 集積場所への運搬、ウ 分別、エ 風呂の水の汲み置き等
7	仮設トイレの準備 ⇨ 避難所・住家密集地等への設置
8	ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 ⇨ 不足の場合 ⇨ 近隣市、関係団体への応援要請

■ 計画方針

市は、府と連携し、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 実施責任者	環境業務課
第2 し尿処理	環境政策課
第3 ごみ処理	環境業務課、環境政策課
第4 災害廃棄物等処理	環境業務課、環境政策課
第5 死亡獣畜処理	環境予防課

第1 実施責任者

被災地における廃棄物の処理は、市が主体となって実施する。

第2 し尿処理

1 初期対応

- (1) 地震発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。

資料編 資料14-3 し尿処理施設一覧

- (2) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被

災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

- (3) 避難者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを避難所等に設置する。

2 収集方法

仮設トイレの使用に伴い、し尿汲取量の激増が予想されるので、時期を失することなく許可業者等に協力要請して収集、運搬作業を実施する。

資料編	資料14-1	し尿くみ取り許可業者一覧
	資料14-2	浄化槽清掃業の許可業者一覧

3 収集順位

避難所など緊急汲取りを必要とする所から優先的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って実施する。

4 処理方法

市は収集したし尿の処理を、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき若しくは処理が困難な場合は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うものとし、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

必要に応じて、府、近隣市、関係団体に応援を要請する。

5 住民への協力要請

水洗便所を使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、風呂の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。

第3 ごみ処理

1 初期対応

地震発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

委託業者と調整し、被災地を重点に効果的に清掃車両及び人員を投入し、迅速な収集を行う。

なお、災害の規模、状況により府及び近隣市等へ応援を要請する。

資料編	資料14-5	清掃車両等一覧
	資料14-6	ごみ処理委託業者一覧

3 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
(2) PCBやアスベスト等の有害廃棄物及び危険物

4 処理方法

被災ごみについては、災害の規模により本市の処理能力を大幅に上回る場合は、府及び近隣市等へ応援を要請する。

資料編	資料14-4	ごみ処理施設
-----	--------	--------

5 仮置場、一時保管場所の設置

仮置場の確保については、必要時に各関係部局等と、総合調整を図りつつ、又、必要に応じて国・府・他機関及び町会や自治会とも協議を行い、災害瓦礫の推計発生量、撤去作業等の進行状況などにより必要面積を算定し、仮置場を設置する。

6 住民への協力要請

状況により、住民に対し住民自らの処理あるいは集積場所への運搬、分別等の協力を求める。

第4 災害廃棄物等処理

1 発生量の把握

計画的に処理するため、速やかに災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

2 仮置場の確保

災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

3 処理活動

- (1) 災害廃棄物等の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 災害廃棄物等の処理において、最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、府に応援を要請するとともに、必要に応じて、他市町村、民間事業者等に応援を要請する。ボランティアの募集・受入・派遣等の運営は災害ボランティアセンターにて行うが、現場での活動に当たっては、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先、保管方法をボランティアに事前に説明する。また、活動中における危険性や健康被害を防ぐために、防塵マスクや安全ゴーグルの着用についても十分に周知する。
- (5) その他、災害廃棄物等の処理に際して、二次的環境汚染が発生しないよう監視する。

第5 死亡獣畜処理

大阪府南部家畜保健衛生所長と協議のうえ、環境衛生上、支障のない所で埋却又は焼却する。

第15節 遺体対策

活 動 の ポ イ ン ト	
1	遺体の捜索 ⇨ 警察等関係機関へ協力要請
2	多数の行方不明者 ⇨ 受付所を設置
3	遺体の一時安置 ⇨ 指定避難所の活用及び寺院等の借上げ
4	火葬場の稼働状況の把握
5	棺の調達及び遺体搬送の手配

■ 計画方針

地震発災時に死亡していると推定される者の捜索並びに遺体対策について松原警察署等の協力を得て迅速に実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 実施責任者	危機管理課、環境予防課、地域保健課
第2 遺体の捜索	関係機関
第3 遺体の検案等	地域保健課、関係機関
第4 遺体の処理	地域保健課、関係機関
第5 遺体の収容	環境予防課、関係機関
第6 遺体安置所の設定	環境予防課、関係機関
第7 遺体の火葬等	環境予防課、関係機関

第1 実施責任者

この計画は、市が主体となり実施する。

第2 遺体の捜索

- (1) 市長は、松原警察署等関係機関の協力を得て、早急に行方不明者の捜索を行う。
- (2) 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設置し、受付、手配、処理などの円滑を図る。
- (3) 遺体が流出等により他市にあると認められる場合は、府又は直接遺体の漂着が予想される市等に協力を求める。
- (4) 身元不明の遺体については、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示又は手配を行い、身元の確認に努める。

第3 遺体の検案等

1 検案等の実施

遺体は、警察官による検視（死体調査）及び医師による検案を実施する。

なお、災害に関連して亡くなった可能性がある者の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

2 遺体の輸送

検視等を終えた遺体は、本部長が指定する遺体安置場所に輸送する。

第4 遺体の処理

遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市（地域保健班）が代行して行うものとするが、自ら遺体対策の処理が困難な場合は、府に対して必要な措置を要請する。

第5 遺体の収容

- (1) 身元不明の遺体については、性別、推定年齢、特徴、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体収容所内に掲示するとともに、松原警察署その他関係機関に連絡し、身元調査に努める。身元確認の資料、遺品等は市役所又は市内寺院に依頼し保管する。
- (2) 遺体の身元が判明したときは、原則として、市長に連絡のうえ、遺族、親族等引取人に遺体を引き渡す。
- (3) 火葬等に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、寺院等の適切な場所に一時安置する。
- (4) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。また、必要に応じて、協定を締結している葬祭会社と連携し、遺体の安置に必要な資機材の確保に努める。

第6 遺体安置所の設定

- (1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
- (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内又は近接した場所において、警察及び医師による検視（死体調査）・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- (4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務

局担当者と協議、調整を行う。

- (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発動発電機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- (7) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。
- (8) 自ら遺体対策の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第7 遺体の火葬等

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず火葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合並びに身元の判明しない遺体について応急的に火葬等を実施する。遺体は、遺体処理台帳及び遺品を保存のうえ、原則として火葬に付する。

資料編 資料16-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第16節 自発的支援の受入れ

活 動 の ポ イ ン ト	
1	被災者のニーズの的確な把握
2	ボランティアの受入れ窓口 ⇒ 松原市社会福祉協議会
3	義援金品の受付 ⇒ 福祉総務課
4	緊急物資供給場所 ⇒ 各小中学校等
5	支援受入れ
(1)	確認事項 ⇒ ア 支援内容、イ 到着予定日時、ウ 到着予定場所、エ 活動内容等
(2)	受入れ準備 ⇒ ア 活動拠点、イ 宿泊場所、ウ 案内者、通訳

■ 計画方針

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、市は松原市社会福祉協議会との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

■ 施策

	担当課等
第1 ボランティアの受入れ	福祉総務課、市民協働課
第2 義援金品の受付・配分	福祉総務課
第3 海外からの支援の受入れ	市民協働課

第1 ボランティアの受入れ

市は、松原市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 受入れ窓口の開設

市は、災害ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、災害時ボランティアの窓口である松原市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に支援する。

2 受入方法

受入れは、府の「災害時におけるボランティア活動登録カード」に必要事項を記載する方法により行う。

資料編 資料5-4 災害時におけるボランティア活動登録カード

3 活動拠点等の提供

ボランティア活動拠点、活動資機材及び被災者ニーズなどの情報の提供に努める。

4 防災ボランティアの活動内容

災害時のボランティアの活動は、概ね次のとおりである。

- (1) 被災者に対する給食・給水支援
- (2) 救援物資の仕分け・配布
- (3) 高齢者・障がい者など要配慮者への援助
- (4) その他被災者に対する支援活動全般

第2 義援金品の受付・配分

市に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は、次により行う。

1 義援金

- (1) 受付
市に寄託される義援金は、福祉総務班に窓口を設置し、受け付ける。
- (2) 配分
市は、義援金配分委員会から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

- (1) 市に寄託される義援物資は、あらかじめ定められた防災備蓄センター等の備蓄拠点箇所において受付、保管する。
- (2) 義援物資の配分方法等は、関係部局等が協議して決定する。決定にあたっては、避難所等の被災者ニーズを十分に把握し決定する。
- (3) 義援物資は、配分決定に基づき、関係部局やボランティア等の協力を得て避難所等へ輸送する。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3 海外からの支援の受入れ

市は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 府との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、国からの照会に迅速に対応できるよう、あらかじめ府に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡しておく。

2 支援の受入れ

- (1) 市は、次の事項を確認し、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入体制
- (2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第3章 災害復旧・復興対策

第1節 生活の安定

■ 計画方針

市は、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進する。

■ 施策

	担当課等
第1 復旧事業の推進	全部全課
第2 被災者の生活再建等の支援	全部全課
第3 中小企業の復興支援	産業振興課
第4 農林業関係者の復興支援	産業振興課

第1 復旧事業の推進

市は、住民の意向を尊重しつつ、府と緊密に連携し、発災後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。

また、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

1 被害の調査

(1) 被害調査及び罹災台帳の作成

市は、府が行う被害の調査に協力するとともに、被災者支援システムを活用して罹災台帳を整備し、罹災した世帯の再建復興のために手続書類として、罹災証明書を発行する。

ア 固定資産税課税台帳及び住民基本台帳から全世帯の罹災台帳を作成する。

イ 住家等被害判定調査等の調査結果に基づき、必要事項を登録する。

(2) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 公共施設等の復旧

(1) 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(2) 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。

3 激甚災害の指定

府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

4 激甚災害指定による財政援助

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(2) 農林水産業に関する特別の財政援助

(3) 中小企業に関する特別の財政援助

(4) その他の財政援助及び助成

5 特定大規模災害

市又は市長は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により支援を要請する。

第2 被災者の生活再建等の支援

市は、府と連携して、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金及び災害見舞金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、松原市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより支給する。

ア 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

(ア) 市において5世帯以上の住家が滅失した災害

(イ) 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

(ウ) 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

(エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 次の場合、支給を制限する。

(ア) 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合

(イ) 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

ウ 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）のいずれかの者に対し、松原市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める順位で支給する。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

エ 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

(2) 松原市災害見舞金の支給

自然災害及び火災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、松原市災害見舞金等支給条例により、見舞金の支給を行う。

2 災害援護資金・生活福祉資金等の貸付

市は、府及び社会福祉協議会と連携して、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

(1) 災害援護資金貸付

市は、自然災害により市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、松原市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。

3 租税及び保険料等の減免及び徴収猶予等

ア 地方税法及び松原市市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

イ 国民健康保険法及び松原市国民健康保険条例に基づき、国民健康保険料等の減免について適切な措置を行う。

ウ 介護保険法及び松原市介護保険条例に基づき、介護保険料・居宅介護サービス費等の減免について、適切な措置を行う。

エ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合が行う保険料等の減免に係る申請の受付等を行う。

オ 松原市水道事業給水条例及び松原市下水道条例に基づき、水道料金、手数料等の軽減又は免除等について適切な措置を行う。

4 罹災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査にあつては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努めるものとする。

5 雇用機会の確保

市は、府及び関係機関と協力して、災害により離職した者に対する就職あっせん、被災事業者に対する雇用維持の要請に努める。

6 住宅の確保等

市は、府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

(1) 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- ア 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- イ 住宅修繕など建設者に関する相談・情報の提供
- ウ 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- エ 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

(2) 住宅復興計画の策定

市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

(3) 公共住宅の供給促進

市は、府と連携し、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- ア 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家活用

既存の空き家又は建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

- イ 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

- ウ 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあつ旋を行う。

(4) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係を巡る混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

7 被災者生活再建支援金

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

- ア 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを

目的とする。

イ 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市における自然災害
 - (イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市における自然災害
 - (ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した府における自然災害
 - (エ) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記(ア)～(ウ)に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
 - (オ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
 - (カ) (ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満のものに限る)

ウ 支給対象世帯

自然災害により、

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ・災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)
- ・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

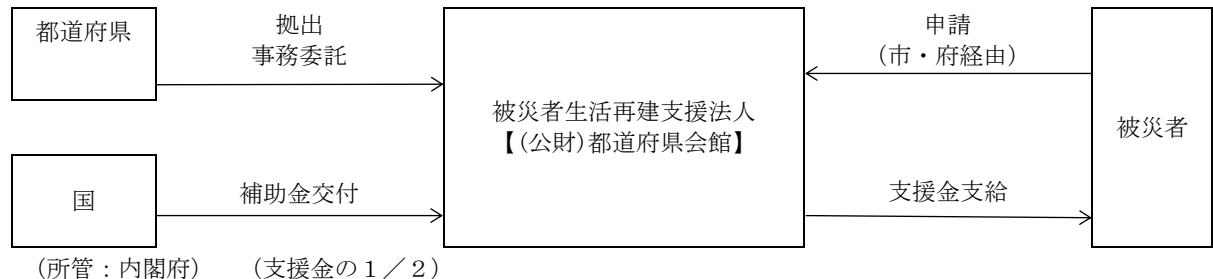
エ 支給金額

支給額は、下表の「(ア)」「(イ)」の合計額となる。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)	(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模半壊世帯 50万円 ・大規模半壊および中規模半壊を除く世帯 100万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅を建設又は購入した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・中規模半壊世帯 100万円 ・上記以外の世帯 200万円 ・住宅を補修した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・中規模半壊世帯 50万円 ・上記以外の世帯 100万円 ・住宅を賃借した場合(公営住宅を除く) <ul style="list-style-type: none"> ・中規模半壊世帯 25万円 ・上記以外の世帯 50万円
<p>※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。</p>	<p>※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。(中規模半壊世帯は1/2)</p> <p>※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。</p>

オ 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次のとおり。



第3 中小企業の復興支援

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

なお、府及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

- (1) 中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、国や府の講じる措置に協力するとともに、松原商工会議所その他関係機関と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。
- (2) 被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための資金を貸し付ける。

第4 農林業関係者の復興支援

市は、府及び関係機関と協力し、被災した農林業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

- (1) 農林業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- (3) 被災した農林業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- (4) 農林業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。
- (5) 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の地域指定を受けた場合は、府に対して利子補給金、損失補償金の交付を要請する。

第2節 復興の基本方針

■ 計画方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりをめざす。

■ 施策

		担当課等
第1	復興に向けた基本的な考え方	危機管理課
第2	本市における復興に向けた取組み	危機管理課

第1 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市、府は、発災後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市、府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにしたうえで、復興事業を実施していく。

第2 本市における復興に向けた取組み

- (1) 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。
- (2) 市は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」第10条に基づく復興計画を定める。
復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、府と共同して定めることができる。また、関西広域連合の「関西創生戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。
- (3) 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画 目次

第1章	総 則	2
第1	推進計画の目的	2
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	2
第2章	災害対策本部の設置等	3
第1	災害対策本部の設置	3
第2	災害対策本部の組織及び運営	3
第3	災害応急対策要員の参集	3
第3章	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	4
第1	南海トラフ地震臨時情報について	4
第2	防災対応について	4
第3	「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について	5
第4章	地震発生時の応急対策	6
第1	地震発生時の応急対策	6
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	9
第6章	関係者との連携協力の確保に関する計画	10
第1	資機材、人員等の配備手配	10
第2	自衛隊の災害派遣	11
第3	物資の備蓄・調達	11
第4	帰宅困難者への対応	11
第5	他機関に対する応援要請	11
第7章	防災訓練計画	12
第8章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	13
第9章	津波に関する事項	15

〈前文〉

- 東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「東南海・南海法」という。）」が制定された。
- また、予防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた東南海・南海地震防災対策のマスタープランとして、「東南海・南海地震対策大綱」が平成15年12月に中央防災会議で決定された。
- これらを受けて、中央防災会議は、平成16年3月に「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を、平成17年3月に、「東南海・南海地震の地震防災戦略」を策定した。また、東南海・南海法第3条の規定に基づき指定された1都2府18県652市町村に及ぶ東南海・南海地震防災対策推進地域においては、国、地方公共団体、民間事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進してきたところである。
- その後、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という）に改正され、同年12月に施行された。
- これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。
- この南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）は南海トラフ法第4条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、指定行政機関、関係地方公共団体等が定める南海トラフ地震防災対策推進計画及び関係事業者等が定める南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項等を定め、もって南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）における地震防災対策の推進を目的とするものである。
- この目標を達成するため、指定行政機関、関係地方公共団体、指定公共機関、関係事業者、地域住民等は、この基本計画並びにこれを基本として定められる南海トラフ地震防災対策推進計画、南海トラフ地震防災対策計画等に基づき、的確に地震防災対策を推進しなければならない。また、これらの計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したものとおかなければならない。
- なお、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」、「東南海・南海地震の地震防災戦略」及び「東海地震の地震防災戦略」は廃止する。
- また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、本計画も、国土強靱化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化に関する基本目標を踏まえ、作成しているものである。

第1章 総 則

■ 施策

	担当課等
第1 推進計画の目的	危機管理課
第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	危機管理課

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」における南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域内における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市の地域に係る地震防災に関し、市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第5節「防災関係機関の業務大綱」の定めるところによる。

第2章 災害対策本部の設置等

■ 施策

	担当課等
第1 災害対策本部の設置	危機管理課
第2 災害対策本部の組織及び運営	危機管理課
第3 災害応急対策要員の参集	危機管理課

第1 災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されえる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法23条の2第1項に基づき、直ちに松原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2 災害対策本部の組織及び運営

- (1) 災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、松原市災害対策本部条例及び松原市地域防災計画第3編地震災害応急対策（以下「地震災害応急対策」という。）第1章第1節第1「組織動員配備体制」に定めるところによる。
- (2) 本部長に事故等あるときの職務代理者の順位は、次のとおりとする。
 - ア 市長公室担当副市長
 - イ 前号の者に事故等あるときは、他の副市長
 - ウ 前2号の者に事故等あるときは、教育長
 - エ 前3号の者に事故等あるときは、市長公室長

第3 災害応急対策要員の参集

- (1) 市長は、夜間休日等勤務時間外及び通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を業務計画に定める。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

■ 施策

	担当課等
第1 南海トラフ地震臨時情報について	危機管理課
第2 防災対応について	危機管理課
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について	危機管理課

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定地震域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界意外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第2 防災対応について

府、市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家族等における備蓄の確認等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

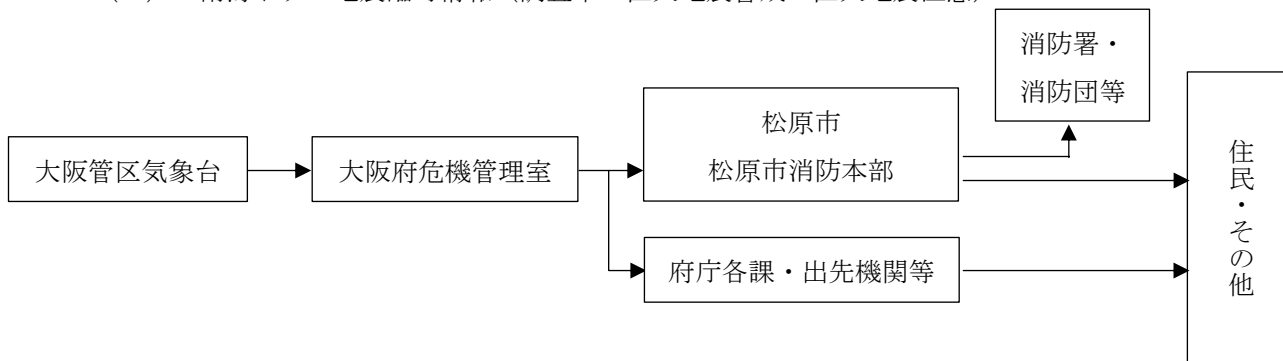
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲M7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

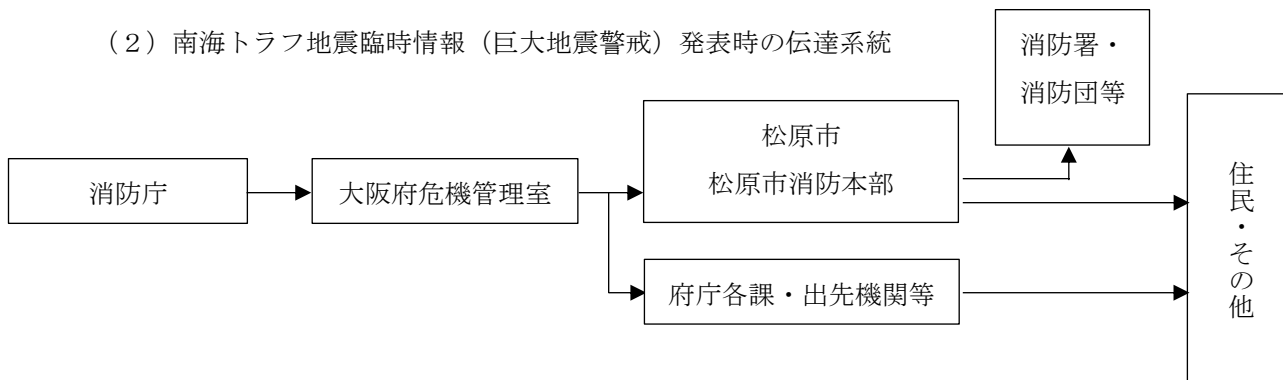
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第4章 地震発生時の応急対策

■ 施策

	担当課等
第1 地震発生時の応急対策	危機管理課、地域保健課、消防本部、関係機関

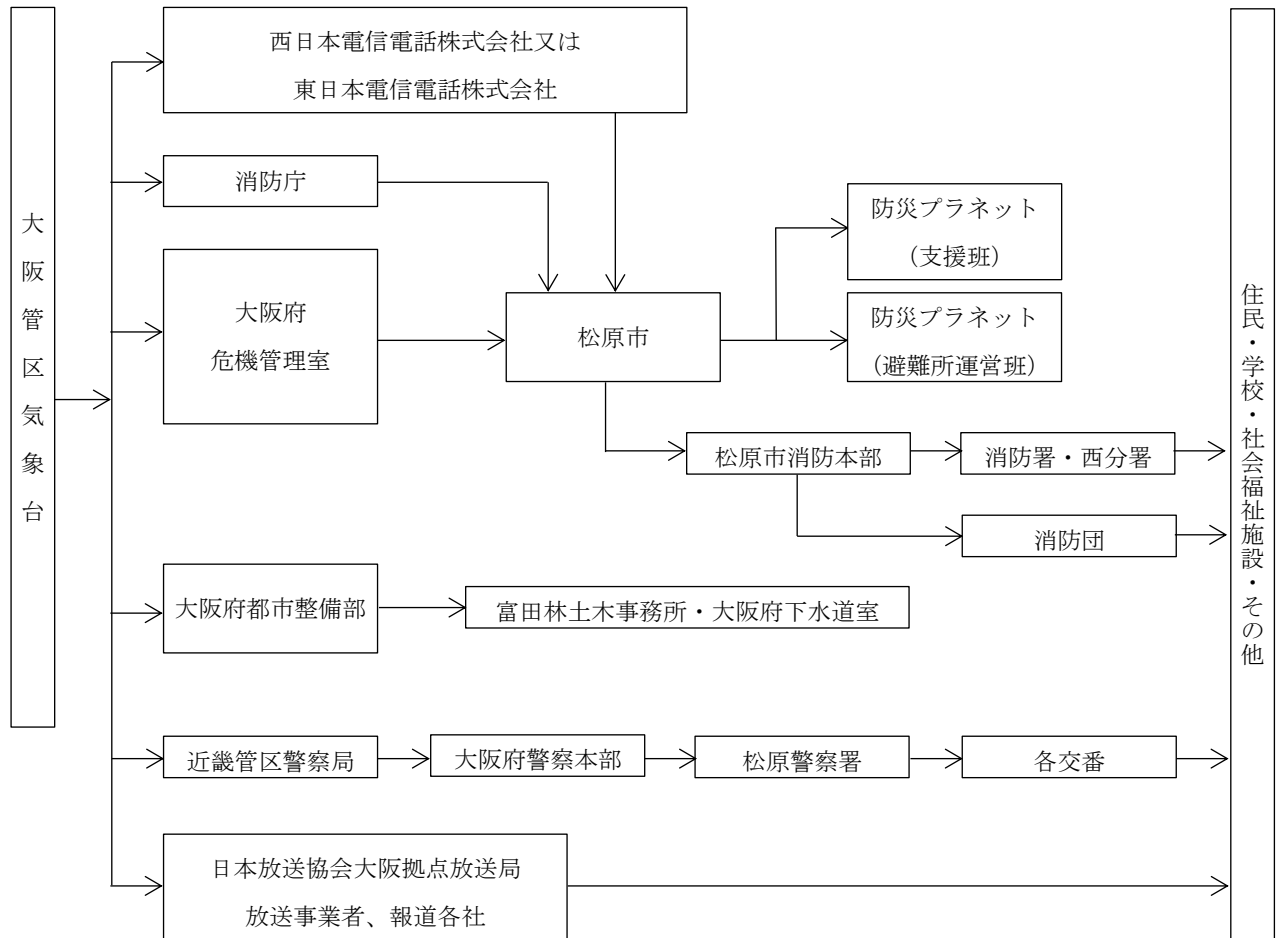
第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達における役割は、次のとおりとする。

地震及び津波の伝達系統は、次のとおりである。

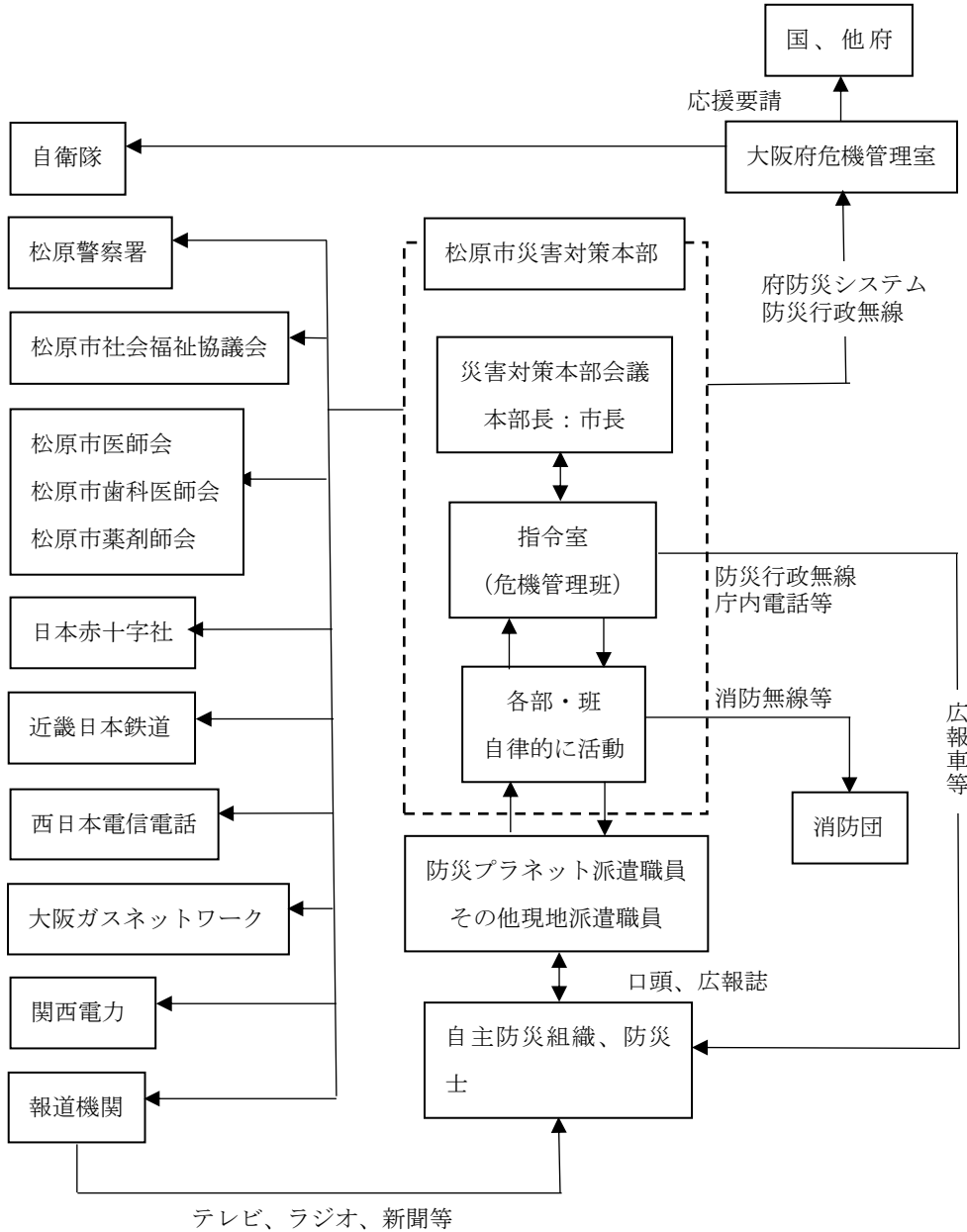
〈地震及び津波に関する情報伝達系統図〉



(2) 情報の収集・伝達については、情報の種類に応じて、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、ひとつの手段に支障がでてでも対応できるよう、バックアップ体制を検討する。

(3) その他通信連絡の必要な事項については、次のとおりとする。

〈災害情報収集伝達体制〉



2 施設の緊急点検・巡視

市は、地震発生後、必要に応じて市域内の公共施設等を防災活動の拠点とし、公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、危険物施設等の所有者等に対して必要に応じた施設の点検・応急措置をするよう指導する。

また、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

4 消火活動、救助・救急活動、医療活動

(1) 消火活動、救助・救急活動に関しては、第3編「地震災害応急対策第1章第8節（消火・救助・救急活動）」に定めるところによる。

- (2) 医療活動に関しては、第3編「地震災害応急対策第1章第9節（医療救護活動）」に定めるところによる。

5 輸送活動

輸送活動については、第3編「地震災害応急対策第1章第12節（交通規制・緊急輸送活動）」に定めるところによる。

6 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第3編「地震災害応急対策第2章第6節（保健衛生活動）」に定めるところによる。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

■ 施策

市は、地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

具体的な事業施行にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

1 建築物、構造物等の耐震化

建築物、構造物等の耐震化については、「松原市耐震改修促進計画」及び「第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～令和7年度）」による。

また、建築物の新築に際しても、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

2 避難地の整備

- (1) 避難地標識等による住民への周知を徹底する。
- (2) 周辺における耐震・耐火建築物の整備及び緑化を促進する。
- (3) 複数の進入口を整備する。
- (4) バリアフリー化を促進する。
- (5) 女性に配慮した更衣室、トイレ、授乳室等の設備を設ける。

3 避難路の整備

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備及び緑化を促進する。
- (2) 落下物・倒壊物等が生じないように安全対策を講じる。
- (3) バリアフリー化を促進する。

4 消防用施設の整備等

- (1) 避難誘導・救助活動のための拠点施設整備
- (2) 耐震性貯水槽・防火水槽
- (3) 消防車両等
- (4) 救急自動車
- (5) その他の消防用施設

5 通信設備の整備

市及び防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するため、次のとおり必要な通信施設を整備する。

- (1) 移動系・同報系市防災行政無線（周波数再編対応）
- (2) その他の防災関係機関等の無線

第6章 関係者との連携協力の確保に関する計画

■ 施策

	担当課等
第1 資機材、人員等の配備手配	危機管理課
第2 自衛隊の災害派遣	危機管理課
第3 物資の備蓄・調達	危機管理課
第4 帰宅困難者への対応	危機管理課、産業振興課
第5 他機関に対する応援要請	危機管理課、上下水道部、消防本部

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の資機材、物資（以下「資機材等」という。）の確保を行う。

緊急輸送路確保に用いる障害物撤去のための重機類
電気供給確保のための発電機、照明灯
通信確保のための市防災行政無線、携帯電話
水防用資機材
清掃活動のためのごみ処理等に必要車両
災害応急対策に必要な機械及び車両等の燃料
その他災害応急対策に必要な資機材

- (2) 市は、市域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅行者、ドライバー等（以下「旅行客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、大阪府（以下「府」という。）に対して供給を要請する。

2 人員の配置

市は、府に対して、人員の配備状況を報告する。

また、必要に応じて、第3編「地震災害応急対策第1章第6節（広域応援等の要請・受入れ）」に定めるところにより、府に対し、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣のあっせんを要請する。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 具体的な措置内容は、各機関において別に定める。

第2 自衛隊の災害派遣

市長は、第3編「地震災害応急対策第1章第7節（自衛隊の災害派遣）」に定めるところにより、府（知事）に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

なお、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。

第3 物資の備蓄・調達

- (1) 市及び防災関係機関は、地震発生後において、被害想定等を基にあらかじめ作成しておいた自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資に関する備蓄・調達計画を実行することとする。
- (2) 市は、前項に規定する備蓄・調達計画をあらかじめ作成しておく。

第4 帰宅困難者への対応

市は、第2編「第3章セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動による地域防災力の向上 第5節（帰宅困難者支援体制の整備）」に定めるところにより、関係機関と連絡を図りながら、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等の対策を検討する。

第5 他機関に対する応援要請

1 応援協定の運用

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し締結している応援協定は、資料編に掲げるとおりである。

市は、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

資料編	資料12-1	災害関連協定（危機管理課）
	資料12-2	災害関連協定（消防本部）
	資料12-3	災害関連協定（上下水道部）

第7章 防災訓練計画

■ 施策

- (1) 市及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- (3) (1)の防災訓練は、避難のための災害応急対策を含む。
- (4) 市は、府、防災関係機関、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会等と連携するとともに、地域住民等の協力と参加を得て、次のような訓練を行う。
 - ア 職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
 - イ 避難行動要支援者、滞留旅行者等に対する避難誘導訓練
 - ウ 情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難情報、自主避難による各避難所等の避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
- (5) 上記の防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

■ 施策

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。教育内容については、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、住民の自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育、啓発を行う。この場合、地域の自主防災組織の育成及び防災士の活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うように配慮する。なお、教育・啓発の内容については、次の事項を含むものとする。

また、住民が旅行先や職場等で津波に遭遇する可能性もあることから、避難に関する適切な知識についても普及に努める。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法

- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (8) 住民等自らが実施し得る、生活必需品の備蓄（7日分（最低3日分））、家具の固定、出火防止やブロック塀の倒壊防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

市は、関係機関と協力して、児童、生徒等に対する教育を実施する。また、学校等が行う児童、生徒等に対する教育に関し、必要な指導及び助言を行う。

教育方法については、学校等の実態に応じた具体的な手法により、実践的な教育を行い、内容については、概ね次の事項を含むものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の防災マップの作成に保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を
知ること
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

また、防災上重要な施設の管理者は、本市及び府が実施する研修に参加するよう努めることとする。

5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第9章 津波に関する事項

■ 施策

府内では、法第10条の規定に基づく、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生じるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域（「南海トラフ地震津波避難対策特別強化区域」）は指定されていない。

また、本市は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づいて府が設定した津波浸水想定区域にも含まれていないが、南海トラフ地震に伴い発生する津波が大和川を遡上し、市域内においても大和川河川敷が浸水する可能性も完全に否定できないため円滑な避難の確保に資するよう努める。

南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生し、津波遡上の危険があると判断されるときは、大和川河川事務所にも問い合わせ、必要があれば直ちに市民等に対して大和川河川敷から退去し、立ち入らないように市防災行政無線等を通じて緊急伝達・放送するとともに、消防団、自主防災組織、防災士等に対しても市民等にその旨の周知を依頼する。

第5編 風水害等応急対策 目次

第1章	災害警戒期の活動	1
第1節	気象予警報等の伝達	1
第1	気象予警報等	1
第2	住民への周知	7
第3	火災気象通報	7
第4	水位周知河川及び特別警戒水位	7
第5	水防警報及び水防情報	8
第2節	組織動員	10
第1	組織動員配備体制	10
第2	水防体制	11
第3節	警戒活動	12
第1	警戒期における水防活動	12
第2	ライフライン・交通等警戒活動	13
第4節	避難誘導	15
第1	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	16
第2	実施責任者	17
第3	避難の一般的基準	18
第4	避難の広報	18
第5	避難指示等の伝達方法（住民への周知）	19
第6	避難指示等の内容	20
第7	住民による確認事項	20
第8	学校、病院等防災上重要な施設の避難対策	20
第9	避難の方法	21
第10	避難者の他地区への移送	21
第11	知事への報告	21
第12	関係機関への連絡	22
第13	広域避難	22
第14	警戒区域の設定等	22
第2章	災害発生後の活動	24
第1節	災害情報の収集伝達	24
第1	情報収集伝達	24
第2	災害情報の収集伝達体制	25
第3	府及び国への被害状況等の報告	28
第4	被害状況調査の報告基準	29
第5	異常現象発見時の通報	29
第6	通信手段の確保	29

第2節	水防活動	31
第1	組織	31
第2	出動準備及び出動	31
第3	監視及び計画	32
第3節	災害広報・広聴	34
第1	災害モード宣言	34
第2	災害広報	35
第3	報道機関との連携	36
第4	広報資料の収集等	36
第5	広聴活動	36
第4節	広域応援等の要請・受入れ	37
第1	応援要請	37
第2	職員の派遣要請	38
第3	緊急消防援助隊の派遣要請	39
第4	応援受入体制の確保	39
第5	災害相互応援協定	39
第6	知事による応急措置の代行	39
第5節	自衛隊の災害派遣	41
第1	派遣要請	41
第2	災害派遣要請基準	41
第3	災害派遣要請手続	42
第4	自衛隊の自発的出動基準(要請を待ついとまのない場合の災害派遣)	42
第5	派遣部隊の受入体制	43
第6	派遣部隊の活動	44
第7	撤収要請	44
第6節	救助・救急活動	45
第1	市	45
第2	各機関による連絡会議の設置	49
第3	自主防災組織等による活動	49
第4	住民による初期救出活動	49
第5	惨事ストレス対策	49
第7節	医療救護活動	50
第1	医療情報の収集・提供活動	50
第2	現地医療対策	51
第3	後方医療対策	53
第4	医療器具、医薬品等の調達	53
第5	助産救護活動	54
第6	個別疾病対策	54
第8節	交通規制・緊急輸送活動	55
第1	緊急輸送	55

第2	交通規制	57
第3	運転者のとるべき措置	59
第9節	公共土木施設等・建築物応急対策	60
第1	公共土木施設等	60
第2	公共建築物	61
第3	応急工事	61
第10節	ライフラインの確保	62
第1	被害状況の報告	62
第2	各事業者における対応	62
第11節	交通の確保	65
第1	交通の安全確保	65
第2	交通の機能確保	66
第12節	農林関係応急対策	67
第1	農業用施設応急対策	67
第2	農作物応急対策	67
第3	畜産応急対策	68
第4	林産物応急対策	68
第13節	住民等からの問い合わせ	69
第14節	災害救助法の適用	70
第1	実施責任者	70
第2	適用基準	71
第3	住家滅失世帯数の算定基準	71
第4	適用手続	72
第5	救助の内容	72
第6	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	73
第15節	避難所の開設・運営等	74
第1	避難所の開設及び管理等	74
第2	避難所の早期解消のための取組み等	77
第3	避難所の閉鎖	77
第16節	緊急物資の供給	78
第1	給水活動	79
第2	食料・生活必需品の供給	80
第17節	保健衛生活動	82
第1	防疫活動	82
第2	食品衛生監視活動	83
第3	被災者の健康維持活動	83
第4	保健衛生活動における連携体制	84
第5	動物保護等の実施	84
第18節	福祉活動（避難行動要支援者への支援）	85
第1	避難行動要支援者の安否確認・避難支援等	85

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動	86
第19節 社会秩序の維持	88
第1 住民への呼びかけ	88
第2 警備活動の強化	88
第3 暴力団排除活動の徹底	88
第4 物価の安定及び物資の安定供給	89
第20節 住宅の応急確保	90
第1 被災住宅の応急修理	90
第2 住居障害物の除去	91
第3 応急仮設住宅の建設	91
第4 応急仮設住宅の借上げ	92
第5 公共住宅への一時入居	92
第6 住宅に関する相談窓口の設置等	92
第7 建設用資機材等の調達	92
第21節 応急教育等	93
第1 安全確保	93
第2 教育施設の応急整備	94
第3 応急教育体制の確立	94
第4 就学援助等	94
第5 応急保育の整備	95
第6 文化財の応急対策	95
第22節 廃棄物の処理	96
第1 実施責任者	96
第2 し尿処理	96
第3 ごみ処理	97
第4 災害廃棄物等処理	98
第5 死亡獣畜処理	98
第23節 遺体対策	99
第1 実施責任者	99
第2 遺体の捜索	99
第3 遺体の検案等	100
第4 遺体の処理	100
第5 遺体の収容	100
第6 遺体安置所の設定	100
第7 遺体の火葬等	101
第24節 自発的支援の受入れ	102
第1 ボランティアの受入れ	102
第2 義援金品の受付・配分	103
第3 海外からの支援の受入れ	103
第3章 その他の災害応急対策	105

第1節	危険物等災害応急対策	105
第1	危険物災害応急対策	105
第2	高圧ガス災害応急対策	106
第3	火薬類災害応急対策	106
第4	毒物劇物災害応急対策	107
第5	管理化学物質災害応急対策	108
第2節	航空機災害応急対策	109
第3節	その他の災害応急対策	109
第4章	災害復旧・復興対策	110
第1節	生活の安定	110
第1	復旧事業の推進	110
第2	被災者の生活再建等の支援	111
第3	中小企業の復興支援	115
第4	農林業関係者の復興支援	115
第2節	復興の基本方針	116
第1	復興に向けた基本的な考え方	116
第2	本市における復興に向けた取組み	116

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

活 動 の ポ イ ン ト	
1	気象予警報の伝達システムの周知徹底
2	通信途絶時の備え（ラジオ等の配備）
3	異常現象受報時の関係機関・地域住民への周知

■ 計画方針

市は、大阪管区气象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。

また、大阪管区气象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附するものとする。

■ 施策

	担当課等
第1 気象予警報等	危機管理課、消防本部
第2 住民への周知	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課、消防本部
第3 火災気象通報	危機管理課、消防本部
第4 水位周知河川及び特別警戒水位	危機管理課、消防本部
第5 水防警報及び水防情報	危機管理課、消防本部

第1 気象予警報等

1 気象予警報等の種類及び発表基準

大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

注意報、警報の種類及び基準は、次のとおりである。

(1) 注意報

気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために市町村毎に発表する。

種 類	発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報
	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が12m/s以上になると予想される場合 関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。
	強風注意報
	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が12m/s以上になると予想される場合 関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。
	大雨注意報
	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には、次のいずれかの条件に該当する場合である。 (松原市の基準) ・表面雨量指数基準 10 ・土壌雨量指数基準 114
	大雪注意報
	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で5cm以上になると予想される場合
	濃霧注意報
	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が100m以下になると予想される場合
	雷注意報 (注6)
	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報
	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合
	着雪注意報
	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合
	霜注意報
	4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合
	低温注意報
	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合
	融雪注意報
	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合
	着氷注意報
	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合
地面現象注意報	地面現象注意報
	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報	浸水注意報
	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合

洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 (松原市の基準) ・流域雨量指数基準 西除川流域 12.3 東除川流域 11.6
-------	-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に発表する。

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上になると予想される場合 関空島(アメダス)の観測値は25m/sを目安とする。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合 関空島(アメダス)の観測値は25m/sを目安とする。
	大 雨 警 報 (注4)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 (松原市の基準) ・表面雨量指数基準 21 ・土壌雨量指数基準 (土砂災害警戒情報の対象外であるため、設定なし)
	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上になると予想される場合
浸 水 警 報	浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪 水 警 報	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 (松原市の基準) ・流域雨量指数基準 西除川流域 15.4 東除川流域 14.6

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。

注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

注7 融雪及び着氷注意報は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めない。

(3) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

(4) 気象情報等

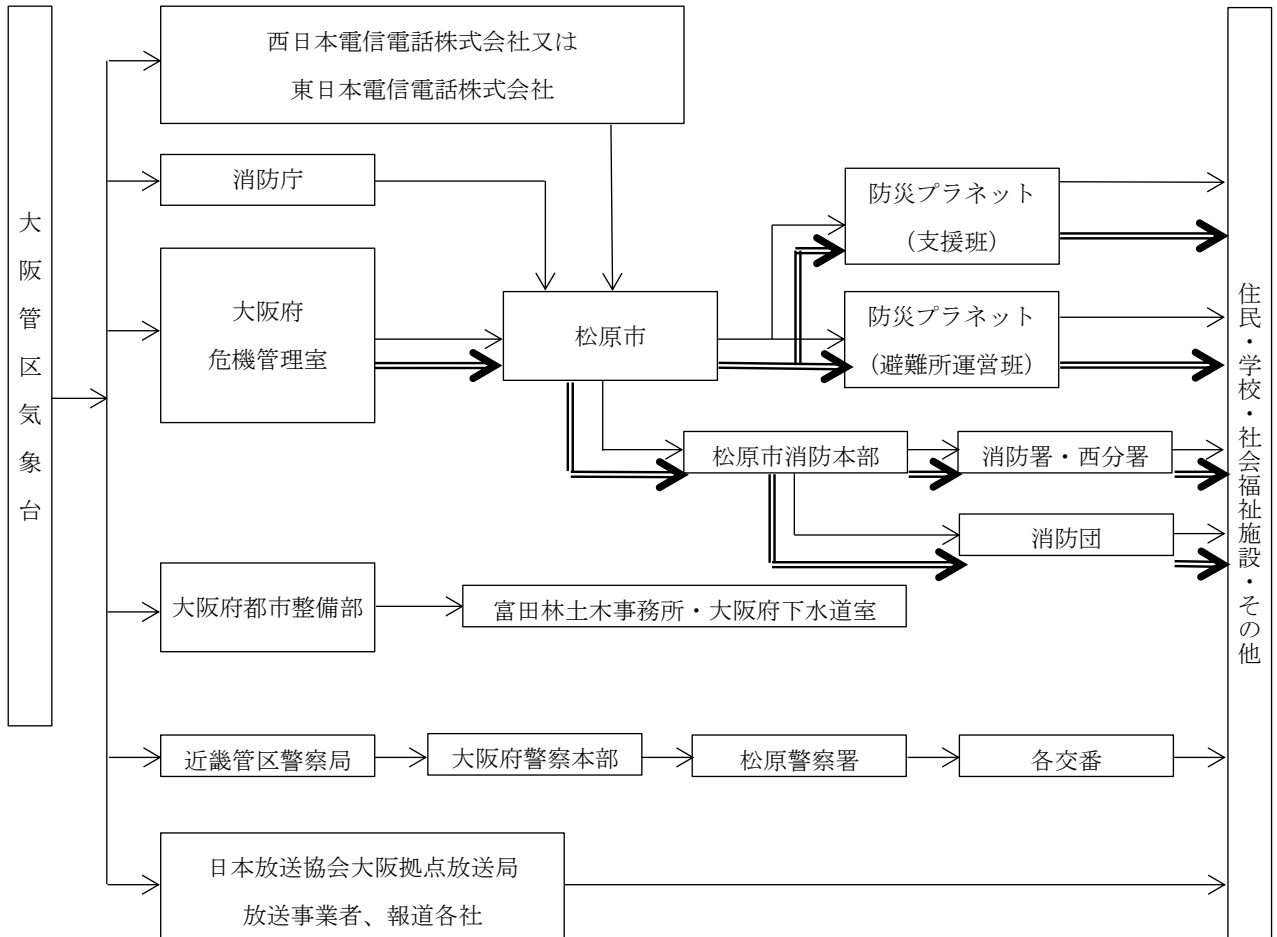
気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。

なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として気象庁が発表する。

特に、竜巻の目撃情報を得て発表される竜巻注意情報にあつては、別の竜巻が府内や近隣府県で発生する確率が高まることから、同注意情報（【目撃情報あり】）が発表された際には、多様な伝達手段を用いて遅滞無く住民に伝達する。

(5) 気象予警報等の関係機関への伝達経路

市は、気象予警報その他災害に関する情報等を、各防災関係機関の有機的連携の下に、迅速かつ確実に収集伝達して、その周知徹底を図り、的確に災害応急対策を実施することに努める。

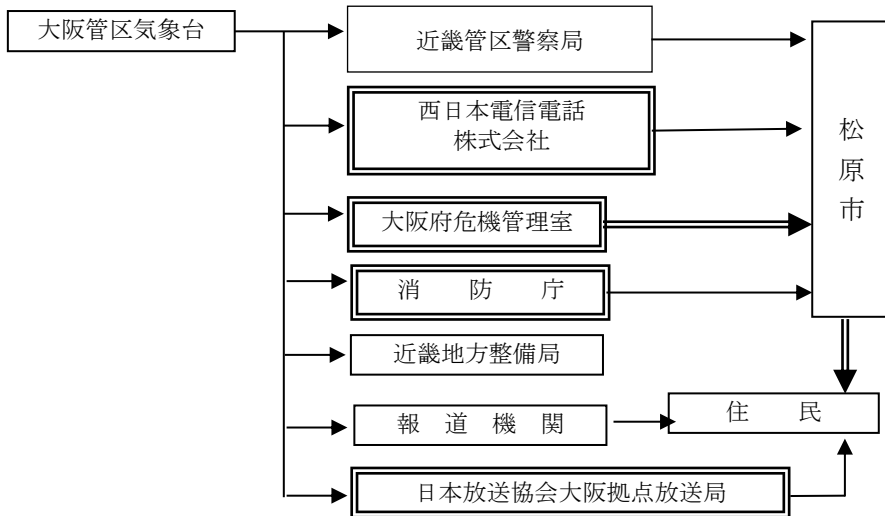


※・西日本電信電話株式会社からは警報のみが伝達される。

※・勤務時間外の場合、消防本部を通じて伝達される。ただし、勤務時間外においても状況によっては、府防災行政無線による一斉通信の伝達もある。

※・二重線は、特別警報（大津波警報）が発表された際に、通知もしくは周知の措置が行われる。

(6) 特別警報の関係機関への伝達経路



(注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。

2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

2 大阪管区気象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で発表する洪水予報

大和川の洪水に関する予報は、大和川洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で行う。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項)

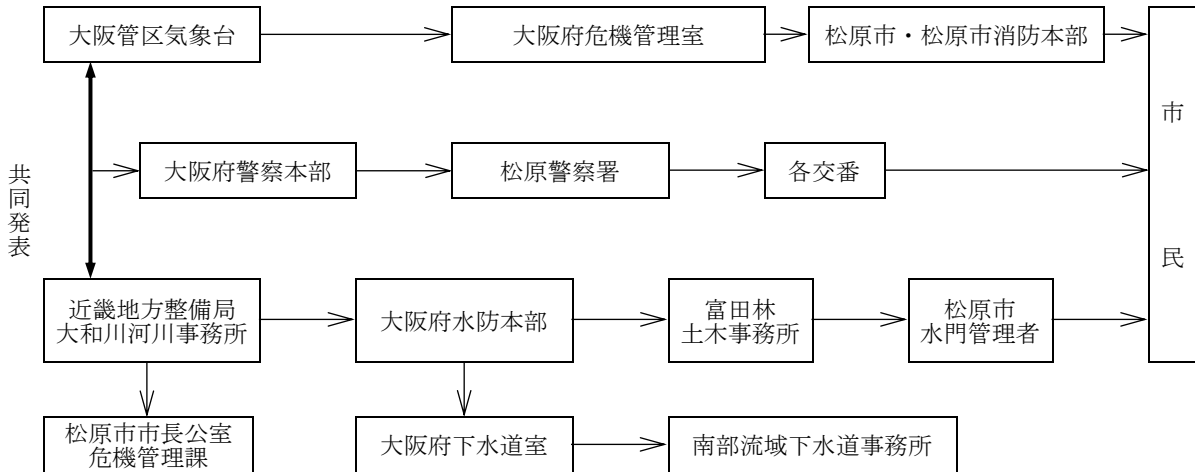
標題(種類)	発表基準
大和川氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大和川氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大和川氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく、氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
大和川氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

3 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
注域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の核河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

大和川洪水予報の関係機関への伝達経路



第2 住民への周知

市は、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

特に、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び气象台と情報共有・連携を密にし、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図るとともに、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努める。

第3 火災気象通報

大阪管区气象台が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報をもってその状況を知事に通報するので、市長が知事からこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。その発表基準は、大阪管区气象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

第4 水位周知河川及び特別警戒水位

1 水位周知河川

洪水予報河川以外の河川で、洪水により経済上相当な損害を生じるおそれがあるとして、東除川、西除川が水位周知河川として指定されている。

2 特別警戒水位

水位周知河川に定められている洪水特別警戒水位は、「避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の

目安となる水位)、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難指示等の判断の目安となる水位）」であり、市は、この特別警戒水位に到達した場合には、その情報等を住民に周知する。

東除川、西除川の特別警戒水位等は、次のとおりである。

河川・海岸名		区 域	延長 (km)	対象量水標		はん濫注意水位 (警戒水位) 避難判断水位 (特別警戒水位)
東除川	左岸	羽曳野市河原城地先（城之口橋下流端）から大和川合流点まで	6.8	全区域	大堀上小橋	2.90
	右岸	同上				3.20
西除川	左岸	大阪狭山市池之原2丁目地先（狭山池ダム洪水吐）から大和川合流点まで	12.7	下流域	布 忍 橋	2.50
	右岸	同上				3.70

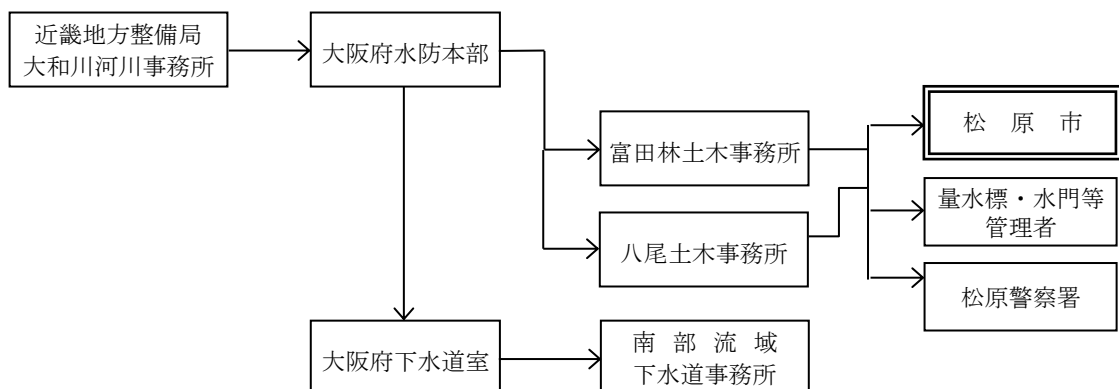
第5 水防警報及び水防情報

国土交通大臣又は知事が指定する河川等において、洪水等による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発令する（水防法第16条第1項）。

1 国土交通大臣が発令する水防警報

大和川について、洪水等が生じるおそれがあると認められる場合は、大和川河川事務所長は、水防警報を発し、知事（水防本部長）に通知する。

水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。



2 知事が発令する水防警報

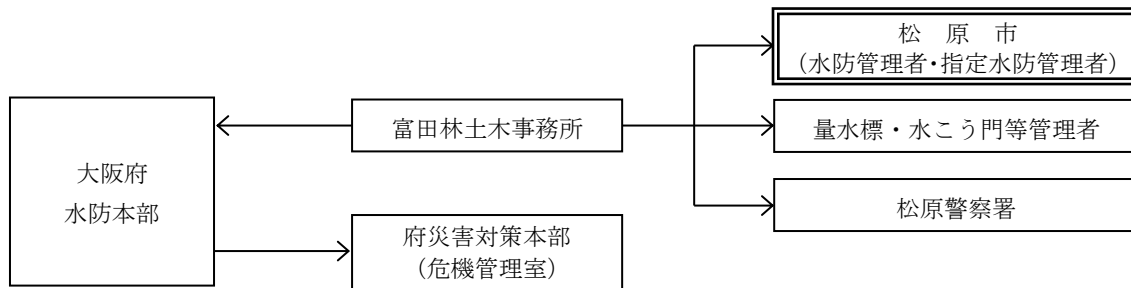
知事が指定する河川（東除川、西除川（下流域））において、洪水等が生じるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長は、直ちに水防警報を発令し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。

3 水防情報

大和川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜水防本部長（知事）に通知する。

水防本部長は、現地指導班長からの報告などにより、自ら掌握した情報も合わせて、関係水防管

理者に通知する。



第2節 組織動員

活 動 の ポ イ ン ト	
1	災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡
2	災害時における各課職員の担当事務の周知
3	災害対策本部を設置する前 ⇨ 災害警戒対策本部により対応
4	災害対策本部の設置場所 ⇨ 市庁舎内
5	時間内・時間外における迅速な動員伝達体制の確立

■ 計画方針

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

■ 施策

	担当課等
第1 組織動員配備体制	危機管理課
第2 水防体制	都市整備部、上下水道部

第1 組織動員配備体制

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確に災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織体制をとる。

1 災害警戒対策本部の設置

市は、市域に大雨警報、暴風警報、洪水警報等の気象警報が発表された場合は、災害警戒対策本部を設置するとともに、災害警戒対策本部の窓口となる指令室を危機管理課内に置く。

2 指令室の設置

市は、災害警戒対策本部と各部との連絡及び指示伝達等の窓口として、危機管理課長を責任者とする災害警戒対策本部指令室を危機管理課内に設置し、これによって、各部課が実施する初動活動の状況、被害状況等の情報一元化を管理し、効率的な配備を図る。

また、市民からの通報等の窓口となり、被害状況等の情報収集を行う。

3 職員の動員

災害警戒対策本部は、各部課の初動活動の状況及び動員状況などから応援が必要であると判断した場合、又は各部課より応援要請があった場合、時間内においては登庁職員、時間外においては未参集職員も含めた動員配備の調整を行う。

4 災害対策本部体制への移行

次の基準に基づいて、災害対策本部体制へ移行する。

- (1) 大規模な災害の発生が予想され、その対策が必要と認められる場合
- (2) 大雨特別警報、暴風特別警報が発表されたとき
- (3) 災害救助法の適用を要する場合
- (4) その他市長が必要であると認める場合

5 防災プラネットの設置

災害（災害警戒）対策本部指令室から指令があった場合、災害時における関係機関相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施し、通信連絡の窓口を一本化して通信系統を明確化するとともに地区災害の早期解決と応急対策の完璧を図るため、市内7箇所に防災プラネットを設置する。

防災プラネットにはあらかじめ指定された各地区の職員が参集し、防災プラネット（避難所運営班・支援班）を組織して、所定の任務を遂行する。

第2 水防体制

1 上下水道部

(1) 出動基準

市域に大雨警報が発表された場合、水防当番班は、勤務時間内においては上下水道部水防本部長の出動命令があり次第出動し、勤務時間外においては水防待機体制に入り、本庁上下水道部に出勤し、情報収集を行う。

市域に大雨注意報が発表された場合は、当番は、自宅待機し、気象情報に注意するとともに、状況により班長の判断を仰ぐ。

(2) 出動作業内容

水防当番班は、情報収集及び天美ポンプ場等の稼働状況の点検作業を行う。

2 都市整備部

(1) 出動基準

雨の多い5月～12月までの期間で、市域に大雨又は洪水警報が発表された場合、週番は本庁都市整備部に出勤し、情報収集を行い、当番水防班長に状況報告を行う（注意報の場合は本部長である都市整備部長の判断による）。当番水防班長は、状況に応じて当番水防班員を出動させ、また解散させる。それ以外の期間においては担当部署で対応する。

(2) 出動作業内容

水防当番班は、道路、橋りょう、河川、水路のパトロール及び公共物の点検作業を行う。

第3節 警戒活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1	気象予警報等の情報収集
2	水防区域の監視、重要水防箇所巡回 ⇒ 施設管理者への連絡、通報
3	事業者 ⇒ 必要に応じて警戒体制の確立

■ 計画方針

市は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

■ 施策

	担当課等
第1 警戒期における水防活動	危機管理課、上下水道部、消防本部
第2 ライフライン・交通等警戒活動	みち・みどり整備課、上下水道部、関係機関

第1 警戒期における水防活動

市は、市域において洪水による災害の発生が予想される場合には、府及び近畿地方整備局と連携して、迅速に水防活動を実施する。

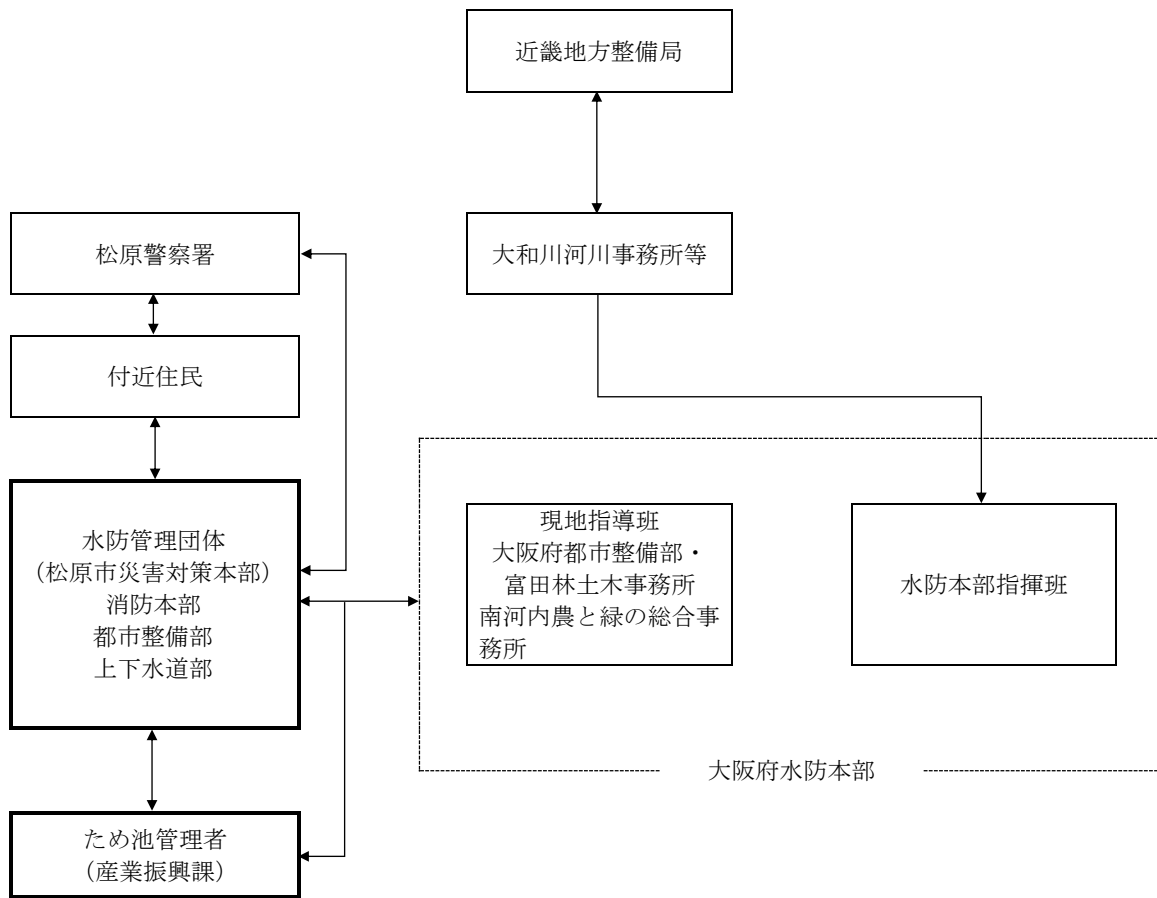
1 水防管理団体等

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、所轄の現地指導班長に報告する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの溢水状況
 - ウ ひ門の水漏れ
 - エ 橋りょう等構造物の異常
 - オ ため池の流入水・放出水の状況
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 水門等の管理者、操作担当者等

- (1) 気象予警報等を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に水門等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

3 水防連絡体制図



第2 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業所は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道、下水道（市）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力送配電株式会社）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保

ウ 主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整庄器等の巡回点検

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDD I 株式会社（関西総支社）等）

ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

- イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配備及び電源設備に対する必要な措置の実施
- オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ その他安全上必要な措置

2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設警備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

(1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

- ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ又は速度制限を行う。
- イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）

- ア 定められた基準により、通行の禁止、制限を行う。
- イ 交通の混乱を防止するため、自らが管理する道路において通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

3 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

第4節 避難誘導

活 動 の ポ イ ン ト	
1	避難者 ⇒ 指定緊急避難場所又は指定避難所へ避難
2	避難指示等の周知内容 ⇒ ア 避難対象地域、イ 避難理由、ウ 避難先、 エ 避難経路、オ 避難時の注意事項
3	避難誘導の留意事項 (1) 町会や自治会など集団避難の奨励 (2) 安全な避難経路の選定 (3) 避難行動要支援者の優先避難
4	住民の避難時の確認事項 (1) 複数の避難所・避難経路の確認 (2) 避難経路上の危険物の事前確認 (3) 避難行動要支援者の避難支援
5	児童生徒等の避難対策 ⇒ ア 的確な情報収集、イ 適切な行動、ウ 保護者への連絡
6	避難所の開設及び管理 (1) 管理責任者の派遣 (2) 避難者による自主的運営の促進

■ 計画方針

災害から住民の安全を確保するため、市は防災関係機関と相互に連携し、避難指示や誘導等必要な措置を講じる。その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、避難行動要支援者制度等に沿った避難支援に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	危機管理課
第2 実施責任者	危機管理課
第3 避難の一般的基準	危機管理課
第4 避難の広報	危機管理課
第5 避難指示等の伝達方法（住民への周知）	危機管理課
第6 避難指示等の内容	危機管理課
第7 住民による確認事項	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課
第8 学校、病院等防災上重要な施設の避難対策	子ども未来室、地域保健課、教育総務課、教職員課、教育推進課
第9 避難の方法	危機管理課
第10 避難者の他地区への移送	危機管理課

第11 知事への報告	危機管理課
第12 関係機関への連絡	危機管理課
第13 広域避難	危機管理課
第14 警戒区域の設定等	危機管理課、消防本部

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえ、洪水に対する避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成する。

(2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、改訂する。

避難情報と居住者等のとるべき行動(警戒レベルの詳細)

警戒レベル	行動を居住者等に促す情報	居住者等がとるべき行動	居住者等自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)
警戒レベル1	早期注意情報(気象庁が発表)	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報(気象庁が発表)	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意)
警戒レベル3	高齢者等避難(市が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒)
警戒レベル4	避難指示(市が発令)	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難)	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル(洪水)

		又は屋内安全確保)する。	警報の危険度分布) (危険)
警戒レベル5	緊急安全確保 (市が発令)	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))

注1 市は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注2 市が発令する避難指示等は、総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

第2 実施責任者

避難指示又は災害発生情報の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、市長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施する。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

実施責任者	災害の種類	要 件	根 拠 法
市長 (指 示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
市長 (「緊急安全確保措置」の指示)	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事 (指 示)	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき。	災害対策基本法第60条
警察官 (指 示) 及び (「緊急安全確保措置」の指示)	災害全般	市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員 (指 示)	洪水 地すべり	洪水、雨水出水による氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者 (指 示)	洪水	洪水、雨水出水による氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条
-------------	------	-----------------------------------	----------

- ※ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- ※ 市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

第3 避難の一般的基準

避難指示等は、原則として次のような状態になったとき発せられる。なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示し、これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難指示等に関する事項について、助言を求める。

- (1) 河川^注、ため池の水位が警戒水位を突破し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
- (2) 洪水、崖くずれ、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- (3) 爆発のおそれがあるとき。
- (4) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (5) その他、人の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

注) 河川の水位上昇に伴う避難指示等は、大阪管区気象台の発表する気象予警報（大雨警報、洪水警報）、今後の気象予測（予想降雨量）、市内の法河川（大和川、西除川、東除川、落堀川）において国土交通省及び大阪府が発表する水防警報、水位情報（氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位）、さらには災害対策従事者等の現地の巡視による報告等を総合的に判断して発令する。

第4 避難の広報

市長は、河川で警戒水位に達し、洪水等による被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」等を踏まえ、広報車等により避難指示等を広報する。広報内容は、次のとおりである。

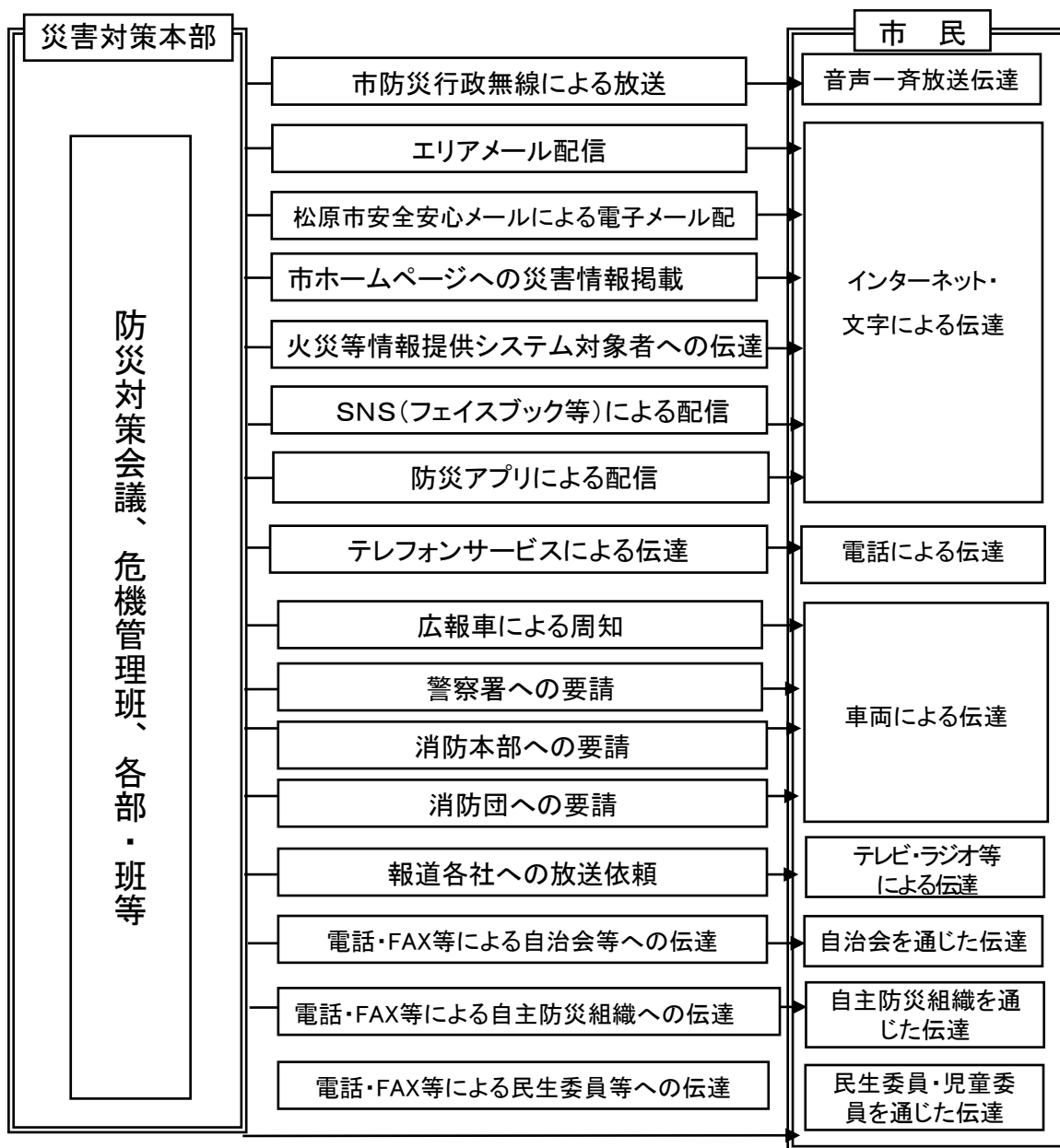
- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- (2) 避難者は、食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
- (3) 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。
- (4) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- (5) 貴重品以外の荷物は持ち出さない。

- (6) 上記のうちから、必要なものを「非常持出袋」に準備しておく。
- (7) その他避難指示等が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

第5 避難指示等の伝達方法（住民への周知）

高齢者等避難又は避難指示等を発令した場合は、市長は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、直ちに次の方法により当該地域の住民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、府及び市町村、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。



第6 避難指示等の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施する。

- 1 避難情報指示者名
- 2 避難対象地域
- 3 予想される災害危険及び避難理由
- 4 避難先

第7 住民による確認事項

風水害等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。

したがって、住民は災害等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行う。

- (1) 家から最も近い避難所を2箇所以上確認しておき、避難所に至る経路についても複数の道路を設定しておく。
- (2) 洪水ハザードマップ等で、避難所に至る経路に、洪水などによりに危険をとまなう場所やブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (3) 避難の際は近隣の浸水状況、被害状況を把握し、できるだけ浸水していないより安全な経路を選ぶ。
- (4) 避難行動要支援者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

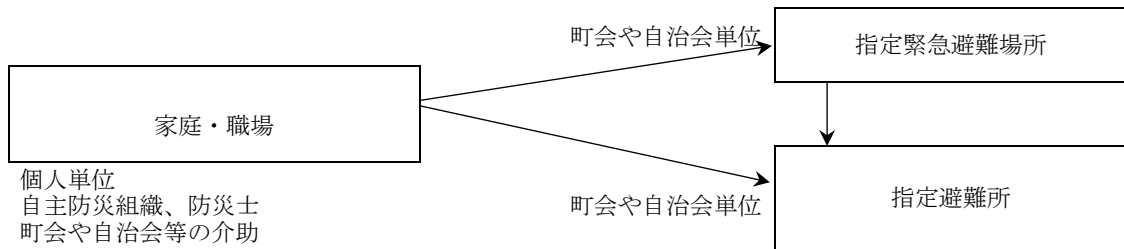
第8 学校、病院等防災上重要な施設の避難対策

- (1) 学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示等を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。
- (2) 保育所、幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。
 - ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
 - イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

第9 避難の方法

1 避難者の誘導

- (1) 市は、指定緊急避難場所又は指定避難所、避難路、浸水想定区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、避難者の誘導は、防災プラネット派遣職員、消防団及び松原警察署と連携をもって行い、町会や自治会を単位とした集団避難を心がける。避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所又は指定避難所に誘導する。



- (2) 避難路については、緊急時の混乱を避けるため、特に危険な箇所には誘導員を配置し、また夜間においては可能な限り投光機、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。
- (3) 避難にあたっては、携帯品を必要最小限度に制限し、早期に避難を完了させる。
- (4) 災害が広範囲で大規模な移送を要し、市では対応不可能なときは、府に協力を要請する。

2 避難の優先

避難にあたっては、傷病者、高齢者、障がい者等避難行動要支援者の避難を優先する。

3 避難者の確認

- (1) 避難指示等を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出する。
- (2) 避難指示等に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

第10 避難者の他地区への移送

- (1) 市長は、避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、市保有車両又は借上車両等により避難者を移送する。移送を行うにあたっては、松原警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請する。
- (2) 市長は、被災地域が広域にわたり、市の地域内に予定した避難所が使用できなくなったため、近隣市に移送する必要がある、かつ自己の能力で処理できない場合は、近隣市並びに府に応援を要請する。

第11 知事への報告

市長は、避難指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。

第12 関係機関への連絡

1 施設の管理者への連絡

市の指定避難所としている学校等の施設の管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

2 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため、警察等の関係機関に避難指示等の内容を伝えるとともに協力を求める。

3 近隣市への連絡

地域住民が避難のため、近隣市内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、近隣市に対しても連絡しておく。

第13 広域避難

1 市内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定緊急避難場所及び福祉避難所を含む指定避難所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。

第14 警戒区域の設定等

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定については、警察署、消防署、消防団等関係機関と連絡調整を図っておく。また、警戒区域を設定した場合には、退去の確認、並びにロープを張るなど立ち入り禁止の措置を講じるとともに、松原警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のパトロールを実施する。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるとき。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にいない場合	災害対策基本法第63条
消防職員又は消防団員	水災を除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。(消防警戒区域)	消防法第28条
消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。(火災警戒区域)	消防法第23条の2
消防職員又は消防団員	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。(水防警戒区域)	水防法第21条

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達

活 動 の ポ イ ン ト	
1	情報の取りまとめ ⇨ 危機管理班
2	被害状況の報告
	(1) 通常 ⇨ 府
	(2) 府への報告不能の場合 ⇨ 直接、消防庁
	(3) 消防機関への通報殺到の場合 ⇨ 府及び消防庁
3	各部の報告事項の周知徹底
4	通信設備の把握

■ 計画方針

市は、災害発生後、直ちに府防災行政無線や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 情報収集伝達	危機管理課
第2 災害情報の収集伝達体制	全部全課
第3 府及び国への被害状況等の報告	危機管理課、消防本部
第4 被害状況調査の報告基準	危機管理課
第5 異常現象発見時の通報	危機管理課
第6 通信手段の確保	危機管理課

第1 情報収集伝達

災害発生後、直ちに府防災行政無線や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

1 被害状況の収集

次に掲げる防災関係機関等からの情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防機関への通報状況
- (3) 警察署からの情報（通報状況等）
- (4) 防災関係機関からの情報

- (5) 自主防災組織、防災士、住民等からの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (7) 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害情報
- (8) その他

2 災害状況の伝達

市が収集した被害状況を、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 住民の生命財産の安否状況及び住民の避難状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、鉄軌道、河川、農地、ため池等の被害状況
- (5) 上水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防、医療救護等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) その他

第2 災害情報の収集伝達体制

1 災害情報収集伝達体制

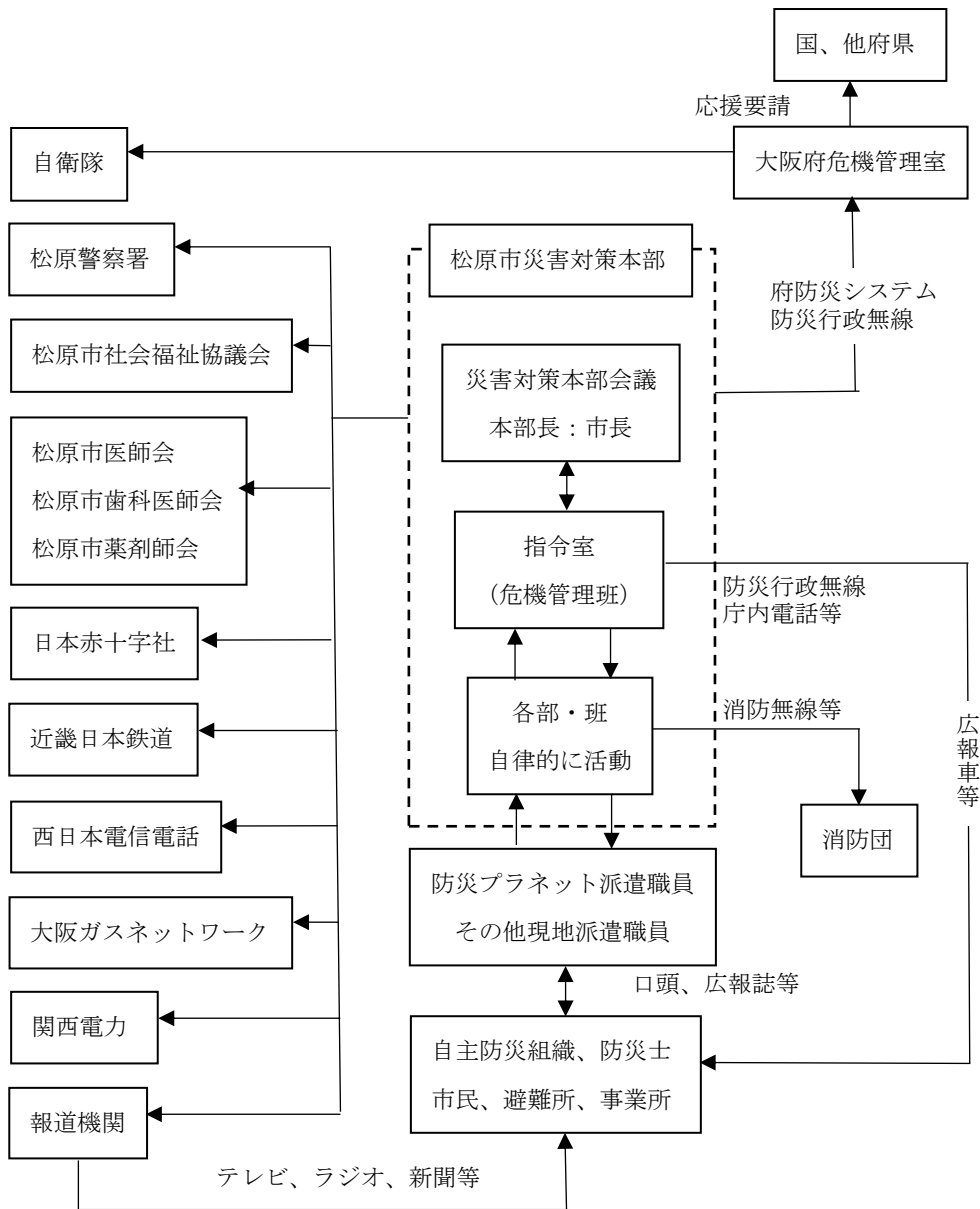
- (1) 危機管理班

危機管理班は、災害発生後、各部各班及び防災関係各機関等あらゆる経路を利用して災害情報を収集し、災害対策本部が必要とする情報を一元管理する。

- (2) 災害対策本部

災害対策本部は、危機管理班によって取りまとめられた情報のうち、必要事項について大阪府危機管理室へ報告する。

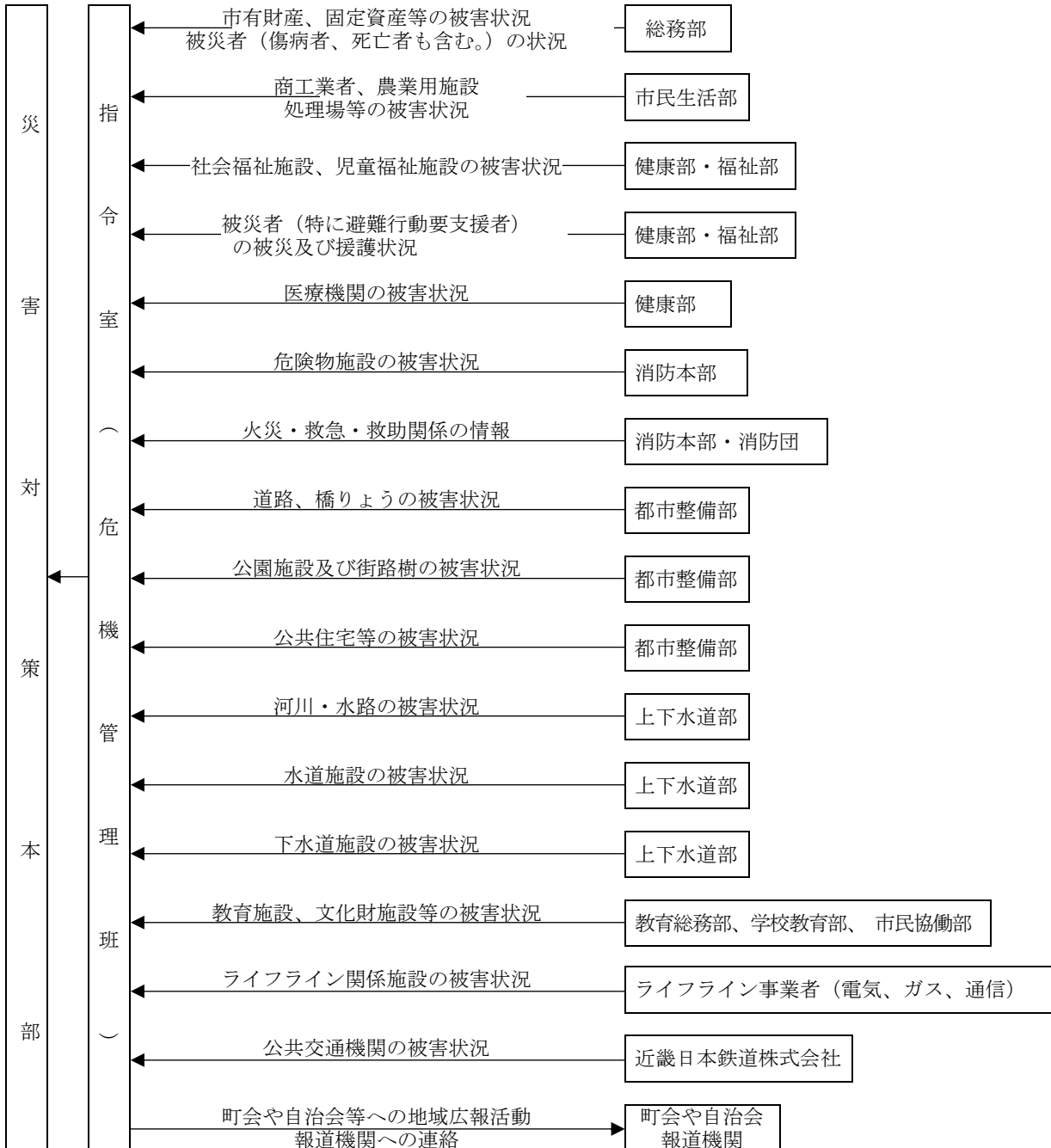
〈災害情報収集伝達体制〉



2 災害情報収集伝達の分担

- (1) 災害対策本部の分担は、次に掲げるとおりである。
- (2) 緊急を要する際の警報は、市防災行政無線・エリアメールなどによる。広報車・駅前ビジョンなどの活用により、周知の徹底を期する。

〈災害情報収集伝達の分担〉



3 調査収集報告の注意事項

- (1) 被害状況等の収集報告は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- (2) 被害状況等収集にあたっては、状況が明瞭にわかるよう写真撮影を行い、写真には、撮影年月日、場所、時刻、被害者氏名等を記入しておく。
- (3) 各部において収集した被害状況等は、事務局へ口頭等により速報し、調査が完了次第、文書等により報告する。

4 住民からの通報について

住民から被害状況等災害に関する通報があった場合は、その種類に応じ各部又は関係機関に連絡する。

第3 府及び国への被害状況等の報告

1 被害状況等の報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により、基本的に大阪府（危機管理室）へ報告する。また、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。

なお、府への報告は原則として府防災情報システムにより行うものとし、当該情報システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話、FAX等により行う。

また、人的被害の数について、報告を行う際には、府等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ 市が災害対策本部を設置したもの。

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

ア 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 突風、竜巻等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

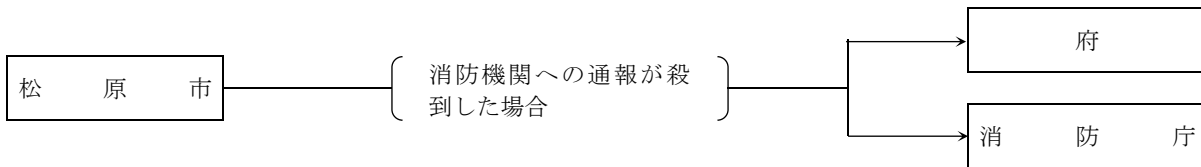
(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

資料編 資料15-1 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

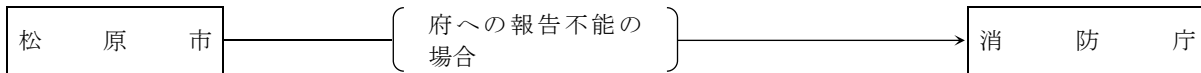
2 通報が殺到する場合

消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。



3 通信の途絶等の場合

府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。ただし、措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。



第4 被害状況調査の報告基準

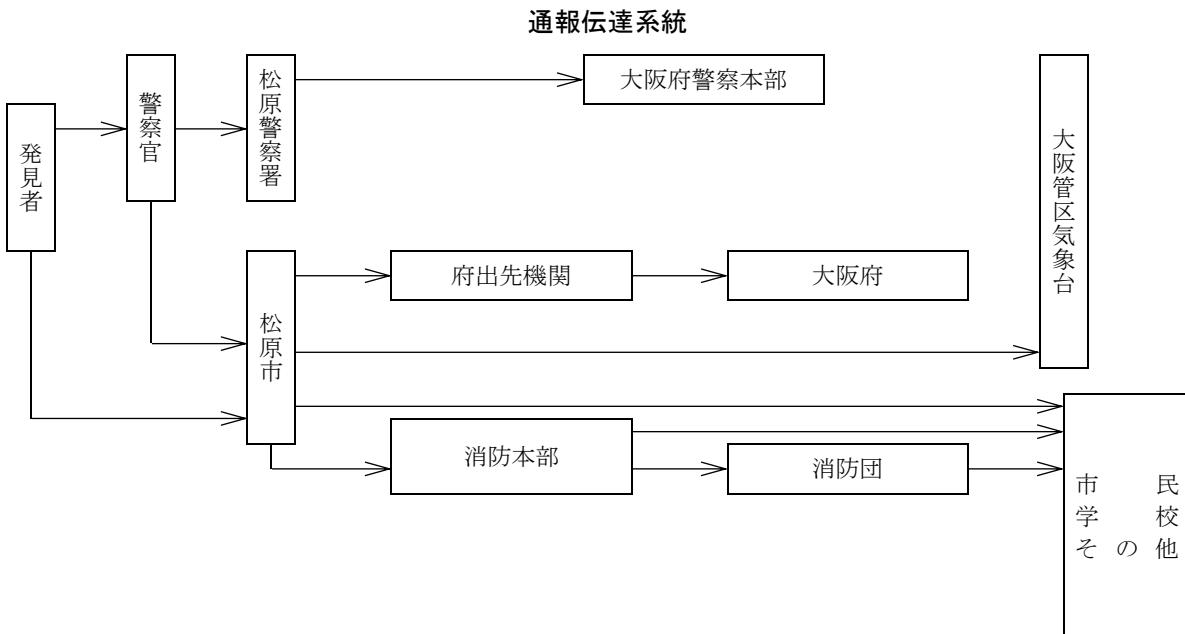
被害状況調査の報告基準は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 資料15-2 被害認定統一基準

第5 異常現象発見時の通報

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。



第6 通信手段の確保

市は、災害発生後、直ちに通信手段の確保に努める。

また、府、市は、災害応急に必要な通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。

1 通信機能の点検

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

2 災害時優先電話の利用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うものとするが、災害時においては加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難となることが予想される。

市は、非常・緊急事態が発生した場合には、あらかじめ登録してある災害時優先電話により通信を確保する。

3 大阪府防災行政無線の利用

大阪府防災行政無線を活用し、大阪府、府下市町村及び関係機関との通信の確保を図る。

4 非常通信の利用

災害のため有線通信系が不通となった場合、又は状況によりこれを利用することが著しく困難な場合には、電波法第52条第4号及び第74条に基づき、災害発生の通報、人命救助、被災者の救援及び応急復旧等に関し、通報を行う必要があるときは、消防本部、警察署、駅等において消防無線、警察無線、鉄道無線により通信の確保を図る。

5 市防災行政無線の利用

本部内での命令の指示、伝達及び災害状況の収集等については、有線電話等で行うほか、市防災行政無線を利用する。

第2節 水防活動

活 動 の ポ イ ン ト
1 河川、ため池等を随時監視
2 警戒区域の設定
3 決壊の通報 ⇨ 隣接水防管理団体等に通報
4 被害状況の把握 ⇨ 府（危機管理室）に報告

■ 計画方針

市域には、水防上特に重要な大和川をはじめ、西除川、東除川、その他各種河川及びため池が存在する。したがって、水防法第3条に基づき、河川又はため池の浸水、破堤等に伴う洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するために、各河川及びため池等に対する水防上必要な監視、予報、警戒等を実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 組織	消防本部
第2 出動準備及び出動	産業振興課、上下水道部、消防本部
第3 監視及び計画	危機管理課、産業振興課、上下水道部、消防本部

第1 組織

- (1) 河川又はため池等の溢水、破堤に伴う洪水による水災を警戒し、防御するために消防本部に警防本部を設ける。
- (2) 消防職員の長は消防長とし、部員は消防職員及び消防団員とする。
- (3) 消防職員の招集及び警戒の区分はその程度に応じ、消防本部の非常警備要綱に準じて行う。

第2 出動準備及び出動

1 出動準備

水防管理者（市長）は次の場合、災害対策本部、消防本部・消防団（水防団）及び上下水道部並びにため池管理者に対し出動準備の要請をする。

- (1) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき。
- (2) ため池の水位が上昇し、出動の必要が予測されるとき。
- (3) 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予知されるとき。

2 出動

水防管理者（市長）は、次の場合、直ちに消防本部・消防団（水防団）及び上下水道部並びにため池管理者に対し、出動の要請をする。

- (1) 河川又はため池の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) ため池の水位が上昇し、流水・決壊等の危険を感知したとき。
- (3) その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき、又は気象予報、洪水予報、水防警報等により出動を要すると認められるとき。

第3 監視及び計画

1 常時監視

- (1) 水防管理者、消防団長（水防団長）又は消防機関の長は、巡視員を設け、水防法第9条に基づき、市域内の河川、堤防、ため池を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、大阪府都市整備部又は水防管理者及び松原市災害対策本部長に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (2) ため池管理者は、上記（1）に準じて水防上危険であると認められる箇所があるときは、水防管理者に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

資料編	資料2-4	ため池施設一覧
	資料4-1	市内観測所一覧
	資料4-2	ため池水防資材一覧
	資料4-3	水防備蓄資機材一覧
	資料4-4	重要水防箇所一覧

2 非常警戒

水防管理者の出動命令により出動した消防署及び上下水道管理班は、水防区域の監視及び警戒を嚴重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側の3班に分かれて巡回し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに大阪府都市整備部、南河内農と緑の総合事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
 - (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
 - (3) 天端の亀裂又は沈下
 - (4) 堤防の溢水状況
 - (5) ひ門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
 - (6) 橋りょうその他構造物と堤防との取付部分の異常
 - (7) 取入口の閉そく状況
 - (8) 流域の状態
 - (9) 流入水及び浮遊物の状態
 - (10) 全水吐及び放水路付近の状態
 - (11) 重ね池の場合のその上部のため池の状態
 - (12) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ
- } ため池の場合のみ

3 警戒区域の設定

水防管理者又は消防長は、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずるものとする（水防法第21条）。

4 警察官の援助の要請

水防管理者は、水防の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにし、松原警察署長に対し、警察官の出動を求めるものとする（水防法第22条）。

- (1) 要請する事由
- (2) 出動希望人員
- (3) 機動力の概数
- (4) 希望する地区及び日時

5 居住者等の水防義務

水防管理者又は消防長は、水防のためやむを得ないときは、その区域の居住者又は水防の現場にいる者を水防に従事させるものとする（水防法第24条）。

6 決壊の通報及び決壊後の処置

水防管理者又は消防長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を大阪府都市整備部、南河内農と緑の総合事務所及びはん濫する方向の隣接水防管理団体等に通報するものとする（水防法第25条）。また、決壊後といえどもでき得る限り、はん濫による被害が拡大しないように努めるものとする（水防法第26条）。

第3節 災害広報・広聴

活 動 の ポ イ ン ト	
1	問い合わせ電話への対応
2	被害状況調査結果及び応急対策状況の把握
3	広報事項の整理（緊急広報事項の決定）
4	広報車両、掲示板等の確保
5	相談窓口の開設

■ 計画方針

市は、府及び防災関係機関と相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて、提供することに努める。

■ 施策

		担当課等
第1	災害モード宣言	観光シティ・プロモーション課、危機管理課
第2	災害広報	観光シティ・プロモーション課、危機管理課
第3	報道機関との連携	観光シティ・プロモーション課
第4	広報資料の収集等	観光シティ・プロモーション課
第5	広聴活動	市民協働課

第1 災害モード宣言

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

1 発信の目安

(1) 台風

気象台の予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合

(2) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

(1) 台風

ア 自分の身の安全確保

- イ 出勤・通学の抑制
- ウ 市が発令する避難情報への注意

第2 災害広報

市は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 災害広報の体制

- (1) 災害対策本部指令室
災害対策本部指令室では、災害広報に必要な情報を一元管理する。
- (2) 観光シティ・プロモーション班
観光シティ・プロモーション班では、災害対策本部指令室から災害広報に必要な情報を得て、各種メディアを通じて災害情報等を広報する。
- (3) 防災プラネット（支援班）
防災プラネット（支援班）は、災害情報、被害情報等を収集し、災害対策本部指令室へ伝達する。

2 災害広報の内容

観光シティ・プロモーション班は、災害発生後の時間経過に伴って変化する広報へのニーズに対応した的確な広報を実施することに努める。

- (1) 災害発生前後の広報
災害情報には、災害発生前と災害発生後に広報すべき情報がある。広報の内容は、概ね次のとおりである。

【災害発生前の広報】

ア 気象等の状況（気象警報、特別警報）
イ 避難指示等及び避難上の注意事項
ウ 要配慮者への支援の呼びかけ
エ 地域住民のとるべき措置
【台風接近時等の広報】
オ 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
カ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
キ 鉄道等の交通機関の運行情報等
ク その他必要事項

【災害発生直後の広報】

ア 災害時における住民の心構え
イ 災害に関する情報（洪水等による浸水状況）
ウ 気象の状況
エ 出火防止、初期消火の呼びかけ
オ 二次災害の危険性
カ 避難指示等及び避難上の注意事項
キ 要配慮者への支援の呼びかけ
ク 地域住民のとるべき措置
ケ その他必要事項

【その後の広報】

ア 避難所開設の状況
イ 二次災害の危険性
ウ 被災状況とその後の見通し
エ 医療機関などの生活関連情報
オ 被災者のために講じている施策
カ 電気、ガス、水道等の供給状況
キ 災害用食料、生活必需品等の供給状況
ク 交通規制及び交通機関の運行状況
ケ 義援物資等の取扱い
コ その他必要事項

- (2) 住民に対する広報
 - ア 広報紙の内容変更・臨時発行
 - イ 広報車による現場広報
 - ウ 市防災行政無線による広報

- エ 避難所への職員の派遣、広報紙・チラシの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ 松原市安全安心メール、インターネットやSNSの活用
- キ 点字やFAX、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用、外国語放送の要請等多様な手段を活用した、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人等の要配慮者に配慮したきめ細かな広報
- ク 町会や自治会、自主防災組織や防災士、民生委員、ボランティアの協力による災害情報の伝達
- ケ ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供、臨時災害FM局の開設

第3 報道機関との連携

市は、被災地での生活に関わる情報、市民の安否情報、ボランティア活動の受入情報等の災害広報に関わる情報を直接又は府を通じて報道機関に提供し、広報活動を実施する。

第4 広報資料の収集等

1 現地取材

観光シティ・プロモーション班は、各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における現地取材を行う。

2 災害写真の撮影

- (1) 災害現地に写真撮影員を派遣し、災害写真を撮影するほか、各部において撮影した写真の収集に努める。
- (2) 災害写真はデジタルカメラ等で撮影し、速やかに掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は個人情報の保護にも留意し提供する。

3 災害記録等の作成

災害の予防に資するため、災害に関する記事、写真、映画等を保存する。

第5 広聴活動

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、広聴活動を実施する。

1 相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは本部長が災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための専用電話及び専用FAXを備えた相談窓口を市民協働班が中心となり開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

相談窓口を開設した場合には、速やかに広報車等により市民へ周知する。

2 広聴内容の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第4節 広域応援等の要請・受入れ

活 動 の ポ イ ン ト	
1	応援要請先 (1) 近隣市、(2) 府、(3) 指定地方行政機関等
2	連絡窓口 ⇨ 市長公室
3	受入体制の確立 ⇨ (1) 作業内容、(2) 作業場所、(3) 宿泊場所等
4	応援部隊活動拠点 ⇨ 松原市民運動広場、大塚運動広場等

■ 計画方針

市は、住民の生命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、速やかに近隣市等、府等関係機関に対して応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊展開、宿営等のための拠点確保を図り、被災者の救助など応急対策に万全を期する。また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

府等が派遣する場合は、災害対応の進捗状況等や、その状況に応じた人的支援ニーズを把握し情報共有を図るなど、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

■ 施策

	担当課等
第1 応援要請	企画政策課、危機管理課、消防本部
第2 職員の派遣要請	企画政策課、危機管理課、消防本部
第3 緊急消防援助隊の派遣要請	危機管理課、消防本部
第4 応援受入れ体制の確保	企画政策課、危機管理課、消防本部
第5 災害相互応援協定	危機管理課、消防本部
第6 知事による応急措置の代行	危機管理課

第1 応援要請

1 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して文書により応援要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

2 他市町村に対する応援要請

災害対策基本法第67条に基づき他市町村長に対して文書により応援要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

3 応援要請基準

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- (1) 応急措置を実施するため必要があると認めるとき。
- (2) 市の消防力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合

4 応援にあたっての要請事項

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

第2 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応できない場合は、府、他市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

1 府、他市町村又は指定地方行政機関に対する派遣要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に、災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うものである。なお、その場合の手続きは、次の事項を記載し文書で行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 職員派遣のあっせん要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、災害対策基本法施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、市の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第4 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市長は、府及び他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を危機管理班に定める。

2 受入体制の確立

市長は、府及び他市町村等からの応援を速やかに受け入れ、また、動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、松原警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

(2) 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域的支援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第5 災害相互応援協定

市は、大阪府下広域消防相互応援協定、大阪府中ブロック消防相互応援協定をはじめ、広域的な災害相互応援協定を締結している。応援協定に基づいて、応援出動を要請する。

資料編	資料12-1	災害関連協定（危機管理課）
	資料12-2	災害関連協定（消防本部）
	資料12-3	災害関連協定（上下水道部）

第6 知事による応急措置の代行

被災により本市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため本市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により

実施すべき応急措置の全部または一部を、本市に代わって知事が行う。

第5節 自衛隊の災害派遣

活 動 の ポ イ ン ト	
1	派遣要請先 〔通常〕 ⇨ 知事 ⇨ 自衛隊 〔通信途絶時〕 ⇨ 直接、自衛隊に通知
2	派遣要請事項 ⇨ ア 災害状況及び派遣要請理由、イ 派遣希望期間、ウ 派遣希望区域及び活動内容、エ その他参考事項
3	受入体制の整備 ⇨ ア 必要資機材、イ 現場責任者の選定、ウ 宿泊予定地、エ 駐車場
4	災害時用臨時ヘリポートの選定 ⇨ ア 被災地との位置、イ 災害時用臨時ヘリポート及び道路の被災状況の把握

■ 計画方針

市長は、住民の人命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、知事に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

■ 施策

	担当課等
第1 派遣要請	危機管理課
第2 災害派遣要請基準	危機管理課
第3 災害派遣要請手続	危機管理課
第4 自衛隊の自発的出動基準（要請を待ついとまのない場合の災害派遣）	危機管理課
第5 派遣部隊の受入体制	危機管理課
第6 派遣部隊の活動	危機管理課
第7 撤収要請	危機管理課

第1 派遣要請

災害時における自衛隊の災害派遣要請は、市長が行う。（災害対策基本法第68条の2第1項）

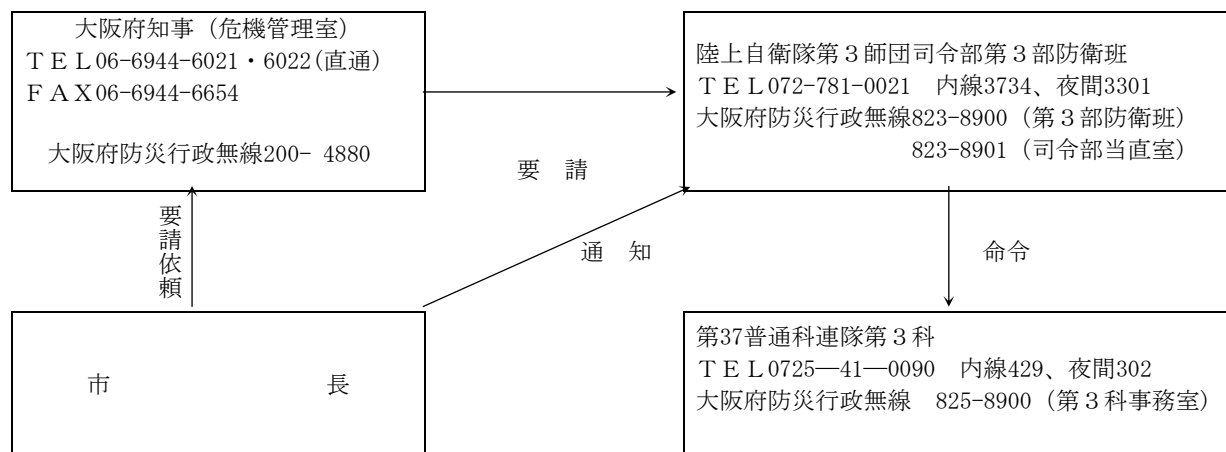
第2 災害派遣要請基準

市及び府並びに関係機関の機能をもってしてもなお応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に知事に対して派遣要請を行う。

第3 災害派遣要請手続

- (1) 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、迅速に警察署、消防本部等の関係機関と協議の上、知事に派遣要請を行う。
- (2) 知事に対して自衛隊の災害派遣を要請しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- (3) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の依頼ができない場合は、直接陸上自衛隊第3師団長に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

派遣要請系統図



第4 自衛隊の自発的出動基準(要請を待ついとまのない場合の災害派遣)

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合

- (5) その他災害に際し、(1) から (4) に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つとまがないと認められる場合

第5 派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定した場合は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう受入体制を確立する。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営場所の準備を行う。

資料編 資料13-2 応援部隊受入れ・活動拠点

- (2) 派遣部隊の到着場所、駐車場等については、あらかじめ松原警察署と協議のうえ適地を選定する。
- (3) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現地責任者を選定し、府の現地連絡責任者とともに、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業の推進を図る。
- (4) 自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- (5) 災害に際し、ヘリコプターの要請を行った場合は、被災状況に応じ災害時用臨時ヘリポートを選定する。市の災害時用臨時ヘリポートは、資料編に掲載のとおりである。

資料編 資料8-3 災害時用臨時ヘリポート一覧

第6 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。また、市長は、派遣部隊の活動状況を適宜府に報告する。

区 分	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応 急 医 療、救 護 及 び 防 疫	応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第7 撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなると判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により速やかに知事に撤収の要請を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出する。

資料編 資料13-1 自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書

第6節 救助・救急活動

活 動 の ポ イ ン ト
1 地域住民、各分団等から被害情報の早期把握
2 消防資機材・救出用資機材の現況把握
3 消防水利の位置及び容量の確認
4 救出活動 ⇨ 人命救助活動を最優先
5 応援要請 ⇨ 府、他市町村
[応援要請の際の情報提供事項] ⇨ ア 災害状況、イ 地理、ウ 水利

■ 計画方針

市は、府、警察及び自衛隊と、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

■ 施策

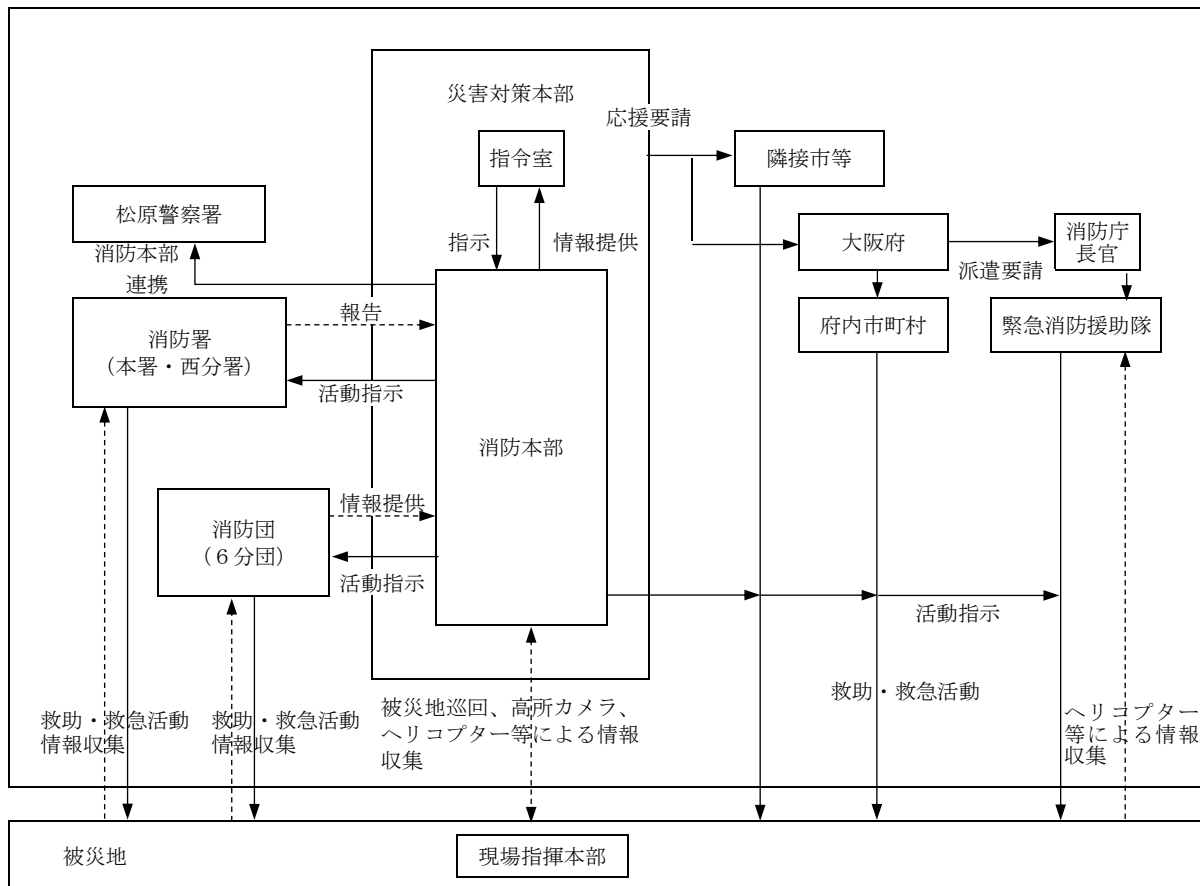
	担当課等
第1 市	消防本部
第2 各機関による連絡会議の設置	消防本部
第3 自主防災組織等による活動	危機管理課、消防本部
第4 住民による初期救出活動	消防本部
第5 惨事ストレス対策	消防本部

第1 市

1 救助・救急活動の指示系統と各機関の役割

災害時における救助・救急活動の指示・対応を迅速に行うための指示系統、各機関の役割は、次のとおりである。

(1) 救助・救急活動の指示系統



注) —▶ : 指示・要
 - - -▶ : 情報の流れ

(2) 各機関の役割

各 機 関	役 割
災害対策本部指令室	ア 消防活動の優先順位などについて消防長と協議を行う。 イ 消防活動と他の災害対策活動との連絡調整を行う。
消防本部	ア 被災地巡回、高所カメラ、消防署、消防団等からの情報を通じて被災状況を把握する。把握した情報は、災害対策本部指令室へ報告する。 イ 消防活動における指示内容に関して災害対策本部指令室と協議を行う。 ウ 消防署、消防団に対して消防活動の指示を行う。被災地には「現地警防本部」を設置し、活動指示がより迅速に行われるようにする。 エ 応援協定に基づき、隣接市、大阪府等に対して消防活動の応援要請を行う。 オ 外部の応援部隊に対して被災地での活動等を指示する。
消防署	ア 被災地巡回の報告を通じて被災状況を把握する。把握した情報は消防本部へ報告する。 イ 消防本部の指示の下に、実際の消防活動を行う。
消防団	ア 被災地巡回等を通して被災状況を把握する。把握した情報は、消防署へ報告する。 イ 消防本部の指示の下に、実際の消防活動を行う。

2 被災状況の早期把握

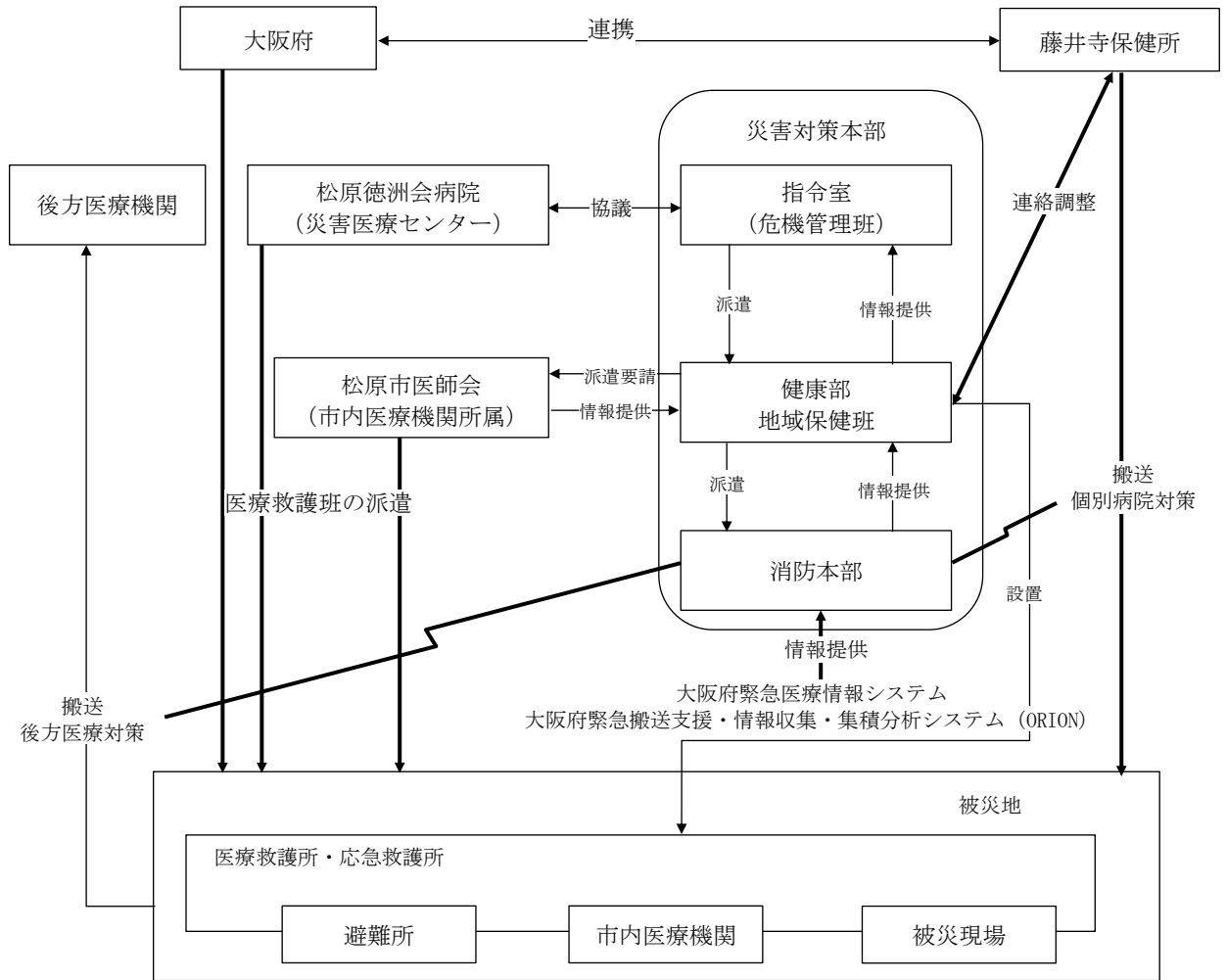
(1) 情報収集内容

- ア 危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況
- イ 救助・救急事案の状況（発生場所及び程度等）
- ウ 救助・救急活動上重要な道路、橋りょう等の被害状況及び交通障害（みち・みどり整備班と連携）
- エ 河川、堤防等の決壊状況（上下水道管理班等と連携）
- オ 家屋等の損壊状況
- カ 重要対象物の被害状況
- キ その他救助・救急活動上、参考となる情報

(2) 情報収集方法

- ア 高所カメラ、巡回・巡視による情報収集
消防職員・消防団員により市内の巡回・巡視を通して被害情報を収集する。
- イ ヘリコプター、高所カメラ等による情報収集
ヘリコプター、高所カメラ等の活用によって被害の映像情報を収集する。
- ウ 消防団による情報収集
消防団員は管轄地区において、消防無線等を活用して分団長に被災情報を報告し、分団長は情報内容を取りまとめて消防署に報告する。なお、各消防分団の管轄地区が被災していない場合は、他の被災地区の状況把握に努める。

<情報収集系統図>



3 救助・救急活動の体制

消防本部、消防署、消防団は、松原警察署も含めて互いに連携し、救助・救急活動を行う。また、これら市内の消防力で対応できないと判断される大規模な災害については、時機を失することなく、広域応援協定に基づき応援を要請する。

(1) 活動体制

- ア 消防長は、市民（被災者、自主防災組織、消防団など）や職員等あるいは松原警察署からの情報を基に、警戒区分を決定し、救助・救急活動方針を樹立する。
- イ 活動方針の下に、実際の救助・救急活動を実施する。
- ウ 消防本部のみで対応が困難な場合、消防長は、消防団長と協議の上、消防団員を招集する。この場合、副団長以上の本団は、消防本部に参集し、指揮本部要員として消防団部隊を指揮する。各分団長以下の団員は、各屯所に参集して、管轄区域の被害状況の掌握に努める。
- エ 消防団による消防力が加わっても対応不可能な大規模災害の場合は、事前に締結している応援協定に基づき、広域応援を要請する。
- オ 災害規模の大きさによっては、府に応援要請を行う。
- カ 被害が広範囲にわたる大規模災害の場合は、府に「緊急消防援助隊」の派遣要請を行う。
- キ 救助活動については、松原警察署や医療機関との連携の下に、迅速に対応する。

(2) 相互応援

- ア 市単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。
- イ 被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。また、応援市町村に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

4 救助・救急活動の要領

- (1) 救助・救急活動については、救命処置が必要な者に対して優先的に救助する。これと同時に大阪救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）や大阪府医療機関情報システムを用いた医療機関の選定やトリアージの実施などにより、迅速な救命処置を実施できるように努める。
- (2) 同時に多数の救助・救急事案が発生している場合は、的確な状況判断に努め、初動体制を確立するとともに人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施する。

第2 各機関による連絡会議の設置

市は、府、警察及び自衛隊と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行い、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第3 自主防災組織等による活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛の消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動の実施に努める。

また、消防署、警察署など防災関係機関は、自主防災組織と連携して効果的な救助・救急活動を実施する。

第4 住民による初期救出活動

発災時には地域の被害状況の把握及び負傷者の早期発見に努め、警察、消防機関等へ速やかに連絡するとともに、自発的に被災者の救出活動を行う。

第5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第7節 医療救護活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1	要救助者数の状況把握
2	医療機関の被害状況及び活動状況の把握
3	医療救護班の編成と医師会への応援要請
4	救護所の設置（設置場所の決定） ⇨ 地域住民へ広報
5	医薬品等の確保 ⇨ ア 薬剤師会、市内医薬店からの調達、イ 府へ要請
6	重傷者の搬送
	(1) 医療機関の受入状況の把握
	(2) 搬送手段の確保 ⇨ ア 救急車、イ ヘリコプター等

■ 計画方針

市は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

■ 施策

	担当課等
第1 医療情報の収集・提供活動	地域保健課
第2 現地医療対策	地域保健課、消防本部
第3 後方医療対策	危機管理課、地域保健課
第4 医療器具、医薬品等の調達	危機管理課、地域保健課
第5 助産救護活動	地域保健課
第6 個別疾病対策	地域保健課

第1 医療情報の収集・提供活動

市は、松原市医師会と密接な連携のもとに、大阪府医療機関情報システムや地域保健班等を活用して、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ正確な把握を行う。市は、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについての情報を把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

1 大阪府医療機関情報システムの活用

大阪府医療機関情報システムを活用して医療施設の固定情報や診療応需体制（「診療の可否」「手術の可否」「男女別空床数」等）を把握する。

2 松原市医師会災害本部の設置

松原市医師会は、原則として市役所に松原市医師会災害対策本部を設置し、災害時初期医療体制のコーディネーターとして、医療情報の一元化、他医師会への支援要請などを担うものとする。

3 地域保健班による情報収集活動

地域保健班は、松原市医師会等の協力を得て、市内医療関係機関の被害状況や空床状況など保健医療に関する情報を迅速かつ正確に把握し、災害対策本部指令室に報告する。

第2 現地医療対策

1 医療救護班の派遣

(1) 医療救護班の編成

災害対策本部指令室は、災害の状況に応じ松原市医師会災害対策本部と連携を図り、速やかに医療救護班を編成する。

ア 災害対策本部指令室の指示により松原徳洲会病院で医療救護班を編成する。

イ 松原徳洲会病院によって編成される医療救護班で十分に対応できない場合、災害対策本部指令室の指示により地域保健班は、松原市医師会災害対策本部に依頼し、市内民間医療機関による医療救護班を編成する。

ウ 医療救護班（緊急医療班）の構成人員及び班数は、次のとおりである。

構成人員	医師（1名）、看護師又は保健師（2名）、その他（1名）
班数	松原徳洲会病院 外科系／内科系：各1班 松原市医師会 適宜編成

(2) 医療救護班の派遣・応援要請

ア 消防本部は、災害現場の状況により、医療救護班の派遣を要請する。

イ 各避難所班長は、避難所内の傷病者の状況を把握した上で、必要と判断される場合は、地域保健班に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。

ウ 災害規模が大きく、市内医療機関による医療救護班のみで対応できない場合、災害対策本部指令室は保健所を通して日本赤十字社大阪府支部等に医療救護班の派遣要請を行う。

エ 医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

(3) 医療救護班の派遣基準

災害対策本部指令室は、災害の状況に応じ松原市医師会災害対策本部と連携を図り、速やかに医療救護班の派遣を指示する。

ア 地域保健班は、消防本部、各避難所班長、医療関係機関等の要請を受け、災害対策本部指令室の指示の下に、随時医療救護班を派遣する。

イ 救護所が設置された場所には、医療救護班を派遣する。

ウ 現場からの要請がなくとも災害対策本部指令室が必要と判断した災害現地には地域保健班が医療救護班を派遣する。

エ 松原市医師会災害対策本部、松原徳洲会病院長は、消防本部、避難所班長、災害現地等から直接要請がある場合で、急を要すると認められる場合は、地域保健班の指示を待たずに医療救護班

を出動させることができる。その場合は、速やかに地域保健班にその旨を報告する。

オ 医療救護班の派遣先については、災害対策本部指令室が指示を行う。

(4) 医療救護班の業務内容

- ア 患者に対する応急処置
- イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

2 救護所の設置

(1) 救護所の設置基準

災害対策本部指令室は、次の場合に救護所を設置し、医療救護班等による医療救護活動を実施する。

- ア 災害現地医療機関が被災し、その機能が喪失又は低下したため、市内医療機関では対応できない場合
- イ 被災現場での患者が多数で市内医療機関のみでは対応できない場合
- ウ 避難所に傷病者が多く、避難所内に救護所の設置が必要な場合
- エ 被災地から医療機関への傷病者の移送に時間を要するため、被災地での対応が必要な場合

(2) 救護所の設置場所

応急救護所を設置・運営するとともに、各小・中学校の保健室や適切な公共施設を災害発生時の医療救護所として位置付け、医療救護所を迅速に開設できる体制を整備する。

また、発災後、市内医療機関や他の避難所等においても設置する必要がある場合は、災害対策本部指令室の指示のもとに随時設ける。

資料編 資料6-5 医療救護所の設置予定施設一覧

3 搬送手段の確保

(1) 市内搬送手段の確保

医療救護班や傷病者の搬送は、救急車（消防本部所有）、公用車（市内医療機関所有）等で行う。

(2) 搬送手段の応援要請

ア 地域保健班は、医療救護班員や傷病者の搬送のための交通手段が不足する場合、災害対策本部指令室に要請し、搬送手段の確保を図る。

イ 災害対策本部指令室は、府に対して搬送活動の応援を要請する。なお、救急車での搬送が困難な場合は、ヘリコプターによる搬送を府に要請する。

4 救護所における現地医療活動

(1) 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に松原徳洲会病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

(2) 医療救護所における臨時診療活動

市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医

療や被災住民等の健康管理等を行う。この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

第3 後方医療対策

災害規模が大きく、市内の医療関係機関で対応できない場合、災害対策本部指令室は、危機管理室に対して災害拠点病院等の後方医療機関の利用を要請する。

1 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者については、被災を免れた医療機関に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。救急車が確保できない場合は、隣接市及び府に搬送車両を要請する。

イ ヘリコプター搬送

市は、ヘリコプターによる患者の搬送が必要な場合、府にヘリコプターによる搬送を要請する。

2 拠点医療機関（災害医療センター）等での受入れ

明治橋病院、阪南中央病院、松原徳洲会病院（災害医療センター）は、市域内における初期医療救護活動の拠点として患者を受け入れ治療を行う。

また、大震災等においては、発災後72時間の急性期救急医療体制が極めて重要となることから、松原市医師会では明治橋病院、阪南中央病院、松原徳洲会病院へ医療資源を集約させ、初期の医療活動を集中的効率的に実施する。

なお、上記医療機関での対応が困難な場合は、災害医療協力病院及び医師会と調整を行い、患者の受入れ治療を行うとともに、災害拠点病院に協力を求める。

資料編 資料6-1 大阪府内災害拠点病院一覧

第4 医療器具、医薬品等の調達

災害対策本部指令室は、災害医療センター及び災害医療協力店、松原市医師会が、医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、松原市薬剤師会、医薬及び医療品等関係機関並びに府に応援を要請し、調達する。

第5 助産救護活動

1 救護班の編成

助産に関する救護班については、医療救護班の中の医師等の構成に応じ産科系医師も組み入れて対応する。

2 助産救護活動の内容

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前後の処置

第6 個別疾病対策

市は、府と連携して、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動を行う。

第8節 交通規制・緊急輸送活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1	緊急輸送の方法 ⇒ ア 自動車、イ 鉄道、ウ ヘリコプター
2	公用車の集中管理及び配車 ⇒ 総務班（使用可能車両の把握及び配車計画の確立等）
3	車両及び燃料の確保
4	道路・橋梁等の被害状況調査及び安全点検 ⇒ 緊急交通路の確保
5	啓開作業実施者との作業手順の取決め
6	交通規制状況の把握及び広報の実施
7	避難用自動車の使用禁止等の広報の実施

■ 計画方針

市は、救助・救急、水防、医療及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるとともに、松原警察署、道路管理者が相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、必要により交通規制等を実施し一般交通の安全と緊急通行車両等の交通を確保する。

■ 施策

	担当課等
第1 緊急輸送	危機管理課、総務課、みち・みどり整備課、消防本部
第2 交通規制	みち・みどり整備課、消防本部
第3 運転者のとるべき措置	危機管理課

第1 緊急輸送

1 自動車による輸送

(1) 市保有車両

災害発生時における公用車の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務班が行い、各部は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは総務班に依頼する。

なお、市保有車両の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 資料8-1 市有車両一覧

(2) 車両の借上げ

各部からの要請等により市保有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、直ちに他の公共的団体に属する自動車又は市内の運送業者等に協力を依頼し調達を図る。

(3) 応援要請

市内で車両の確保が困難な場合は、知事に次の事項を明示して調達あっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集合場所及び日時
- オ その他必要事項

(4) 車両燃料の確保

市内の燃料取扱事業所の協力により災害時における車両燃料の確保に努める。

2 鉄道による輸送

一度に多くの輸送が必要な場合など鉄道による輸送が適当な場合には、近畿日本鉄道株式会社に緊急配車を依頼し、輸送の確保を図る。

3 ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市長は、府に災害時用臨時ヘリポートの利用可能状況を報告した上でヘリコプターによる輸送を要請する。

資料編 資料8-3 災害時用臨時ヘリポート一覧

4 緊急通行車両等の届出

(1) 届出

災害対策基本法第76条第1項に基づく通行禁止又は制限の交通規制が実施された場合において、災害応急対策や災害応急復旧などの実施に必要な人員、物資等を緊急に輸送する必要がある場合は、府（危機管理室）又は府公安委員会（府警察本部交通規制課又は警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両等であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

資料編 資料8-6 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証
資料8-7 緊急通行車両等確認申請書及び確認証明書
資料8-8 緊急通行車両等の標章

(2) 届出の対象車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

資料編 資料8-9 緊急通行車両等事前届出済車一覧

5 緊急交通路の確保

(1) 被害情報等の収集及および地域緊急交通路の確保

府、市、松原警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、地域緊急交通路に対しては、緊急輸送路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、松原警察署は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、車両の移動命令及び自ら移動について要請する。

資料編 資料8-2 市内緊急交通路一覧

(2) 指定された緊急交通路に対する応急措置

道路管理者は、府、市、松原警察署と連携して、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。

なお、緊急交通路については、次の措置を講じ、その結果を松原警察署及び府に連絡する。

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び松原警察署に連絡する。

イ 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、松原警察署と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

ウ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、松原警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

6 緊急交通路の周知

道路管理者は、市及び報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、松原警察署と連携を図り緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

7 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第2 交通規制

1 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び松原警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法第76条第1項

	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。	道路交通法第4条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第5条第1項
警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき。	道路交通法第6条第2項、第4項

2 相互連絡

府公安委員会、松原警察署、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び理由を相互に通知する。

3 迂回路の選定

道路の交通規制を行った場合は、松原警察署と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

4 交通規制の標識等

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、規制の対象、期間等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講じる。

5 警戒区域の設定等

災害が発生したときは、速やかに道路、橋梁の通行可否の調査を実施し、通行不能又は障害のある地域については、警戒区域の設定、交通規制を行うとともに、障害物の除去等により災害対策に必要な車両の通行路線を確保する。なお、警戒区域を設定し、又は交通規制を行うときは、あらかじめ松原警察署長と協議する。

6 広報（交通規制の周知）

道路の交通規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し、広報することにより一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。

7 通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

イ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、

自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講じる。

第3 運転者のとるべき措置

(1) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

- ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することもある。

第9節 公共土木施設等・建築物応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	
1	公共土木施設等及び公共建築物の被害状況及び危険箇所の把握 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限 (3) 災害が発生した場合 ⇨ 府へ報告
2	所要人員、資機材の調達体制の確立
3	応急工事 ⇨ 危険度をチェック

■ 計画方針

関係機関は、洪水などによる被害拡大の防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 公共土木施設等	みち・みどり整備課、消防本部
第2 公共建築物	施設所管課
第3 応急工事	施設所管課

第1 公共土木施設等

1 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
- (2) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 水防管理者又はその命を受けた職員は、避難のための立ち退きを指示する。

2 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、府との連携の下に被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、府との連携の下に

適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 橋梁など道路施設

- (1) 道路管理者は、二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

第2 公共建築物

市は、府と連携して、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第10節 ライフラインの確保

活 動 の ポ イ ン ト	
1	施設設備の被害状況の早期調査 (1) 被害が発生した場合 ⇒ 府に報告、関係機関に通報 (2) 二次災害が発生するおそれがある場合等 ⇒ 関係機関、付近住民に通報
2	復旧の順位 ⇒ 必要度の高いものを優先
3	関係機関、住民等への広報 ⇒ ア 被害状況、イ 供給状況、ウ 復旧状況、エ 今後の見通し

■ 計画方針

災害により途絶したライフライン施設、放送施設について、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行う。

■ 施策

	担当課等
第1 被害状況の報告	危機管理課
第2 各事業者における対応	上下水道部、関係機関

第1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。

第2 各事業者における対応

1 上水道（府内水道（用水供給）事業体）

(1) 応急措置

市は、被害の拡大のおそれがある場合、大阪府が設置する大阪府水道災害調整本部並びに（公社）日本水道協会関西地方支部と連携し、総合調整、指示、支援を行い、必要に応じて、消防本部、松原警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急給水及び復旧

ア 市は、大阪府が設置する大阪府水道災害調整本部並びに（公社）日本水道協会関西地方支部と連携し、総合調整、指示、支援を行い、また大阪市水道局へ人員派遣を要請する。

イ 給水車等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

ウ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、指定避難所、社会福祉施設等、緊急性の

高い施設から優先的に応急給水・復旧を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

(3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

2 下水道

(1) 応急措置

ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講じる。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急措置を講じる。

ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプの設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

エ 市は、被害の拡大が予想される場合は、府をはじめ関係機関との連携の下に直ちに施設の稼働を行うとともに、消防本部、松原警察署及び付近住民に通報する。

(2) 復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ 被害状況等によっては、他の下水道管理者に対し応援を要請する。

(3) 広報

ア 生活排水の抑制に努めるよう広報する。

イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3 電力（関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、市、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

オ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

カ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

（1） 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

（2） 応急供給及び復旧

- ア 被害状況・復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

（3） 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

（1） 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社（関西支店））。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

（2） 設備の応急対策

- ア 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

（3） 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第11節 交通の確保

活 動 の ポ イ ン ト	
1	施設の被害調査 ⇨ (被害が生じた場合) ⇨ 市及び府に報告
2	交通の確保 ⇨ 障害物の除去
3	復旧の順位 ⇨ ア 被害状況、イ 緊急性、ウ 復旧の難易度を考慮
4	関係機関への連絡
	○連絡事項 ⇨ ア 運行状況、イ 復旧状況、ウ 今後の見通し

■ 計画方針

鉄軌道、道路の管理者は、市及び府と連携して、迅速な初動対応と利用者の安全を確保するための対策を講じるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

■ 施策

	担当課等
第1 交通の安全確保	危機管理課、関係機関
第2 交通の機能確保	危機管理課、みち・みどり整備課、関係機関

第1 交通の安全確保

- (1) 各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、重大な損傷が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。
- (2) 各施設管理者における対応
 - ア 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）
 - (ア) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ又は速度制限を行う。
 - (イ) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防署、松原警察署等に通報し、出動の要請を行う。
 - (ウ) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。
 - イ 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）
 - (ア) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
 - (イ) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、松原警察署等に通報し、出動の要請を行う。
 - (ウ) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

市は、自らが管理する道路、道路施設に加え、市域内の道路に関わる各管理者に要請して、交通の支障となる障害物を除去する。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 道路施設

ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。

エ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第12節 農林関係応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	
1 農作物被害の発生	⇒ 応急措置の技術指導を実施
2 家畜伝染病の防除	⇒ 関係機関、関係団体による技術指導及び防疫対策

■ 計画方針

市は、府及び農業協同組合と連携して、農林業に関する応急対策を講じる。

■ 施策

	担当課等
第1 農業用施設応急対策	産業振興課
第2 農作物応急対策	産業振興課
第3 畜産応急対策	環境予防課、環境業務課、産業振興課
第4 林産物応急対策	環境業務課、産業振興課

第1 農業用施設応急対策

市は、府及び土地改良区等と連携して、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

1 市の措置

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講じる。

2 土地改良区等の措置

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

第2 農作物応急対策

1 技術の指導

市は、府及び農業協同組合と連携して、農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起しなど応急措置の技術指導を行う。

2 病虫害の防除

市は、府が実施する病虫害発生予察事業を活用した被災農作物の各種病虫害防除指導に、必要に応じて協力する。

第3 畜産応急対策

市は、府が実施する家畜伝染病の予防等、家畜被害の未然防止に関わる対策に必要な応じて協力する。

1 家畜伝染病の防止

- (1) 市は、畜産関係団体とともに、家畜の管理についての技術指導を実施する府に協力する。
- (2) 市は、府が防疫の万全を図るために策定する防疫計画に基づいて、必要な活動を実施する。
- (3) 市は、府が実施する伝染病発生畜舎の消毒に協力する。

2 一般疾病対策

一般疾病の発生に際して治療を要する場合は、獣医師会に対し協力を要請する。

資料編 資料6-4 松原市開業獣医師会

3 飼料対策

飼料需給安定法に基づく政府保管の飼料の払い下げを受け、被害状況及び家畜数に応じて、売渡しを行う。

第4 林産物応急対策

災害時において、林産物の被害を軽減するため、病虫害の防除等必要な対策に努める。

1 技術指導等

- (1) 市は、府に協力し、倒木に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 浸冠水した苗畑において速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

2 病虫害の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

第13節 住民等からの問い合わせ

■ 計画方針

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めたうえで、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第14節 災害救助法の適用

活 動 の ポ イ ン ト	
1	滅失状態の基準の周知徹底
2	滅失世帯数の早期把握 ⇨ 府に報告
3	住家滅失世帯数の算定基準
(1)	半壊・半焼等顕著な損傷世帯 ⇨ 1/2世帯
(2)	床上浸水・土砂堆積等による一時的居住困難世帯 ⇨ 1/3世帯
4	市の災害救助法適用基準
(1)	第1号基準 ⇨ 100世帯、(2) 第2号基準 ⇨ 50世帯

■ 計画方針

一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

■ 施策

	担当課等
第1 実施責任者	危機管理課
第2 適用基準	危機管理課
第3 住家滅失世帯数の算定基準	危機管理課、総務部
第4 適用手続	危機管理課
第5 救助の内容	危機管理課
第6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	危機管理課

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。併せて、知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事に代わって実施する。また、知事の職権の一部を委任された事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

なお、この場合、応急救助活動を実施したときは、直ちに知事に報告する。

第2 適用基準

災害救助法施行令第1条に定めるところにより、本市については、次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 市の区域内の住家が滅失した世帯数が100世帯以上であること。
- (2) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家が滅失した世帯数が50世帯以上であること。
- (3) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が12,000世帯以上であって、市の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害に被った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

第3 住家滅失世帯数の算定基準

1 住家滅失世帯数の算定基準等

- (1) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- (2) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

2 住家の滅失等の認定

- (1) 住家の全壊（焼）流出により滅失したもの
 - ア 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- (2) 住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの
 - ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
 - このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊する。
- (3) 住家の半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの
 - ア 損壊部分が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
- (4) 住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的に居住困難状態となったもの
 - ア (1) から (3) に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
 - イ 土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

- ・住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- ・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 世帯及び住家の単位

- (1) 世帯
生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (2) 住家
現実に居住のため使用している建物をいう。

第4 適用手続

- (1) 市長は、本市における災害が前記「第2 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法の適用について協議する。
- (2) 市長は、前記「第2 適用基準」の(4)及び(5)の状態被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請する。
- (3) 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受ける。

第5 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。但し、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

- (1) 受入施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編に掲載のとおりである。

なお、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

資料編 資料16-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第15節 避難所の開設・運営等

活 動 の ポ イ ン ト	
1	避難所の開設及び運営 (1) 管理責任者の派遣 (2) 避難者による自主的運営の促進 (3) 要配慮者への配慮
2	避難所の閉鎖 (1) 避難者が帰宅できる状態になったとき。 (2) 避難者が応急仮設住宅へ入居したとき。

■ 計画方針

市は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図れるよう努める。

また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設する。

■ 施策

	担当課等
第1 避難所の開設及び管理等	危機管理課、市民協働課、環境予防課
第2 避難所の早期解消のための取組み等	危機管理課
第3 避難所の閉鎖	危機管理課

第1 避難所の開設及び管理等

1 避難所の指定及び確保

災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、SNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

避難受入れが必要と判断した場合は、避難所運営マニュアルに基づき、直ちに指定避難所、緊急避難所等から必要な施設を選定するとともに、防災プラネット派遣職員等の避難所担当者を派遣し、避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、避難所担当者の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とする。

なお、避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請や、必要によっては屋外避難所を設置するとともに府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設することや、民間賃貸住宅等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、SNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

2 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
 - イ 現に災害を受けた者であること。
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難指示が発せられた場合
 - イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる者

3 避難所の管理

- (1) 市は、避難所の開設が必要と認めた場合、速やかに防災プラネット（避難所運営班）を派遣し、避難所の開設・管理に当たらせる。
- (2) 防災プラネット（避難所運営班）は、避難所を開設し避難住民を受け入れたときは、避難状況を把握する。
- (3) 避難所の班長は、次の事項を直ちに災害対策本部に報告する。
 - ア 避難所を開設したとき。
 - イ 避難者を受け入れたとき。（避難者名簿作成）
 - ウ 避難者に傷病等が発生したとき。
 - エ 避難者全員が退出又は転出したとき。
 - オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。

4 管理運営者及び管理運営方法

- (1) 各避難所では、避難所の班長、施設管理者、町会長や自治会長、ボランティア等が「自主管理組織」を発足させ、原則として当組織が避難所の管理運営に当たる。
- (2) 避難所の班長は、防災プラネット派遣職員とする。
- (3) 開設後一定期間経過した後、避難所の班長は、避難所の管理運営を町会長や自治会長、ボランティア等を管理運営責任者に委任し、当人は災害対策本部との連絡調整業務を主に行う。連絡調整の通信手段は電話を第一とするが、電話が利用不可能な場合は市防災行政無線等の代替通信手段を利用する。
- (4) 具体的な管理運営方法については、事前に作成する「避難所運営マニュアル」に従う。

- (5) 管理運営の概要は、次のとおりである。
 - ア 受入避難者に係る情報（避難者名簿の作成等）の把握
 - イ 避難者数の災害対策本部への定期的報告
 - ウ 避難所における広聴活動及び災害対策本部との連絡調整
 - エ 食料、生活必需物資等の供給
 - オ 秩序の維持（混乱防止のための避難者心得の掲示、動物飼養者の周辺への配慮の徹底等）
 - カ 復旧状況の掲示（応急対策の実施状況・予定等）
- (6) 要配慮者（要援護高齢者、障がい者、妊産婦、外国人等）に配慮した運営に努める。
- (7) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
- (8) 自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握に努める。
- (9) 避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (10) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (11) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮に努める。
- (12) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること。
- (13) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。
- (14) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (15) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- (16) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

5 避難行動要支援者への配慮

- (1) 避難行動要支援者が避難所において確認された場合、町会や自治会、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会、ボランティアの協力を得て、健康管理に努め、必要な生活用品等の支給に配慮する。また、避難行動要支援者に配慮した障がい者用トイレやベッドなどの設備の充実に努める。
- (2) 避難行動要支援者の避難所での健康状態などに応じて、福祉施設等での生活が望まれる者に

については、各施設への搬送について関係機関との調整を行う。

6 避難者の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。また、市は、応急対策の実施状況・予定等の情報、混乱防止のための避難者心得について避難住民に掲示し、人心の安定を図る。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) ごみ処理等生活上のルールへの遵守
- (3) 要配慮者への配慮
- (4) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

7 避難の中長期化への対応

避難の中長期化等の状況に応じて、次の把握に努め、必要な措置を講じる。

- (1) プライバシーの確保状況
- (2) 簡易ベッド、パーティション等の活用状況
- (3) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
- (4) 洗濯等の頻度
- (5) 医師や看護師等による巡回の頻度
- (6) 暑さ・寒さ対策の必要性
- (7) ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置等に配慮する）

第2 避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞る避難者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

第3 避難所の閉鎖

- (1) 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるとき、又は応急仮設住宅等へ入居したときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- (2) 避難所の班長は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- (3) 市長は、避難者のうち住居の倒壊等により帰宅が困難なもの、又は応急仮設住宅等への入居ができない者がある場合は、避難所を縮小若しくは他の公共施設等に移して存続させるなどの措置をとる。

第16節 緊急物資の供給

活 動 の ポ イ ン ト	
〈給水〉	
1	水道施設の被災状況の早期把握
2	給水資器材の確保
3	災害の状況に応じた給水体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> (1) 給水順序 ⇨ 緊急性の高い所から実施（医療機関、避難所、社会福祉施設等） (2) 給水量 ⇨ 1日1人当たり3リットル（各地区の被災者数の把握） (3) 給水方法 ⇨ ア 拠点及び指定避難所における給水、イ 給水車による搬送給水、ウ 仮給水栓の設置
4	市民への広報 ⇨ ア 応急給水の実施（給水方法、場所、時間帯等）、イ 復旧の見通し
〈食料・生活必需品〉	
1	供給要請の取りまとめ ⇨ 必要量・必要品目
2	災害時の調達 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内業者等に供給依頼 (2) 近隣市、府等へ応援要請
3	緊急物資供給場所 ⇨ 各小中学校等
4	炊き出しの実施 <ul style="list-style-type: none"> (1) 場 所 ⇨ 各避難所等 (2) 留意点 ⇨ 要配慮者への配慮
5	仕分け・配送要員の確保
6	調達体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内小売業者のリストアップ (2) 業者等との協定締結の検討
7	住民への備蓄推進についての広報実施

■ 計画方針

市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資器材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は府に要請することができるとともに、府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送するものとする。

■ 施策

		担当課等
第1	給水活動	上下水道部
第2	食料・生活必需品の供給	危機管理課

第1 給水活動

市は、市内の浄配水場等の応急給水拠点及び給水車を用いて、概ね各防災プラネットを中心とした給水活動を実施する。

1 給水方法

- (1) 拠点及び指定避難所における給水
飲料水の供給は、浄配水場等の拠点給水所及び指定避難所において実施する。
- (2) 給水車等による搬送給水
断水地域へは、浄配水場を拠点として、給水車により搬送給水する。なお、給水車等及び給水タンクが不足する場合は、近隣市等から応援を受ける。
- (3) 仮設給水栓の設置
配水管路の復旧状況に応じて仮設給水栓を設置して、給水を実施する。

2 給水量

飲料水の供給を行うときは、1日1人当たり3リットルを基準とする。

3 給水の優先順位

被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、指定避難所、社会福祉施設等緊急性の高い施設から優先的に応急給水・復旧を行う。

4 小中学校、松原防災備蓄センター、天美西防災備蓄センター、大堀町会防災センター

配備されているろ水機を活用し、自主防災組織、派遣職員又は避難者自らの手で、河川、池、プールなどから飲料水を確保することに努める。

5 広報（住民への給水活動に関する情報提供）

断水した場合には、市民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について広報車等により広報を実施する。なお、給水実施の広報については、給水方法、給水場所、時間帯その他必要事項の周知を図る。

6 補給水源

配水施設は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 資料7-1 応急給水拠点箇所一覧

第2 食料・生活必需品の供給

市は、防災備蓄センターに備蓄している食料・生活必需品を用いて、緊急に食料、生活必需品を必要とする避難者や要配慮者を優先して、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

1 食料

(1) 調達方法

ア 被災者等への食料の供給は、避難所の避難者数に応じて、防災備蓄センター等に備蓄している食料をもって行うが、協定を締結している事業者及び協定締結市町村等から必要量の食料を調達する。

イ 大規模な災害により、災害救助法の適用を受けた場合は、府と連携を図り、府の備蓄食料の供給及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領に基づく食料の緊急引渡しを知事に要請する。

(2) 食料の供給

被災者に対する食料供給については、被災者に不安を抱かせないように迅速に実施する。

ア 炊出しは、各避難所等において実施する。

市長は、各避難所等において炊き出しに使用する設備等の現況を把握しておくとともに、器材等の調達先を定めておく。

イ 要配慮者への配慮

高齢者、乳幼児に対する炊き出しその他による食料の供給は、温かいもの、軟らかいもの、調製粉乳など配慮したものを供与する。なお、避難行動要支援者のニーズやアレルギー対応等にも配慮する。

ウ 食料の供給については、品目、数量等被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。

エ 食料品の供給にあたっては、衛生面に注意して行う。

オ 住民等の協力

炊き出し及び食料の配給にあたっては、町会や自治会、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

(3) 災害時における食料物資輸送拠点

府等から輸送される食料は食料物資輸送拠に保管する。なお、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。また、災害時には管理責任者を配置し、管理に万全を期する。

(4) 食料備蓄の啓発

市は、食料の備蓄に努めるものとするが、市民に対し「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に則り、平素から各家庭で食料の備蓄を図るよう、広報紙等で啓発する。

2 生活必需品

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 調達方法

ア 市長は、避難所の避難者数に応じ、防災備蓄センター等の備蓄物資を配給、貸与するとともに、不足する品目等については、災害の規模に応じて災害応援協定を締結している事業者を中心

に必要な生活必需品等を調達する。

なお、本市のみで必要量が確保できない場合は、府に対し物資の調達のあっせんを依頼するほか、近隣市、協定締結市町村等に応援を要請する。

イ 災害救助法が適用された場合は、知事に対し大阪府備蓄物資の応急供給を要請し調達を図る。

(2) 生活必需品等の範囲

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（肌着等）

ウ 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）

エ 食器（茶わん、皿、はし等）

オ 保育用品（ほ乳びん等）

カ 光熱材料（マッチ、ローソク、燃料等）

キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク 衛生用品（おむつ、生理用品）

(3) 供給及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、町会や自治会、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

なお、配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等、被災者間に不公平が生じないよう適切に実施する。

(4) 救援物資の物資輸送拠点

調達した物資又は府等からの救援物資は物資輸送拠点に保管する。

資料編 資料8-5 物資輸送拠点一覧

第17節 保健衛生活動

活 動 の ポ イ ン ト	
1	被害状況の把握
2	被災地域及び避難所等における防疫指導
3	防疫用器具器材・薬品等の現状把握
4	防疫用器具器材・薬品等の確保 ⇒ ア 備蓄、イ 業者、府等からの調達
5	住民への衛生指導及び広報活動
6	巡回相談等による被災者の健康管理等

■ 計画方針

市は、府と連携して、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

■ 施策

	担当課等
第1 防疫活動	危機管理課、地域保健課、環境業務課
第2 食品衛生監視活動	危機管理課
第3 被災者の健康維持活動	地域保健課、人権交流室
第4 保健衛生活動における連携体制	地域保健課、環境予防課
第5 動物保護等の実施	環境予防課

第1 防疫活動

市は、府と緊密な連携をとりながら感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱に基づき、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自らの防疫活動が十分でないと認められるときは、府に協力を要請する。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から地域保健班と危機管理班が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 消毒活動

感染症が発生するおそれがある地区を重点的に消毒を実施するとともに（感染症法第27条）、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う（感染症法第28条）。

2 生活水の供給

感染症の予防上、知事が生活水の使用を停止したときは、知事の指示に従い、その停止期間中生活水の供給を行う。

3 住居等の消毒

被災地域等において感染症が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、保健所と連携し速やかに患者の住居及びその周辺の消毒を行う。

施設名	所在地	電話 (F A X)
藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1—8—36	072-955-4181 (072-939-6479)

4 避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生的観念の普及徹底を図る。

5 臨時予防接種の実施

被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、府の指示により市長は、予防接種の種類、対象者、期日又は期間を指定して、保健所、松原市医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する（予防接種法第6条）。

6 衛生教育及び広報活動

パンフレット等の配布、広報車の活用、また報道機関等を通じ、速やかに地域住民に対する衛生教育及び広報活動を行い、感染症の予防等に関する注意事項を周知させる。また、災害発生時には、あらゆる機会をとらえ、防疫指導等を行う。

7 薬品等の調達・配布

災害の状況に応じて関係業者から消毒薬剤、害虫駆除薬剤等を調達し、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症の予防に関する衛生指導を行う。

8 資器材の備蓄、調達

消毒用器具、器材は、定期点検により補充、整備に努める。また、大被害発生等により不足する場合に備え、事前に調達先を定めるなど協力体制の確立を図る。

第2 食品衛生監視活動

市は、府によって編成される食品衛生監視班や食品衛生協会等関係機関等が実施する食品衛生監視活動に協力する。

第3 被災者の健康維持活動

市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食品生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 市は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について指導する。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所の設置に努める。
- (3) 男性も女性も相談しやすい環境づくりと、相談窓口の設置と周知に努める。

第4 保健衛生活動における連携体制

市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5 動物保護等の実施

市は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。
- (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第18節 福祉活動（避難行動要支援者への支援）

活 動 の ポ イ ン ト	
1	安否確認・被災状況の把握 ⇨ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町会や自治会、自主防災組織等への協力要請 (1) 避難行動要支援者 (2) 社会福祉施設・職員・入所者等
2	搬送体制の確立 ⇨ 救急車等の調達
3	負傷者の受入れ医療機関の確保
4	福祉ニーズの把握 ⇨ 巡回相談の実施（被災住宅・避難所・応急仮設住宅等）
5	補装具・各日常生活用具の調達及び必要人数の把握
6	保健師等による巡回健康相談等の実施
7	心の健康に関する相談窓口の設置

■ 計画方針

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を被災市町村へ派遣し、支援する。

■ 施策

		担当課等
第1	避難行動要支援者の安否確認・避難支援等	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	危機管理課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課

第1 避難行動要支援者の安否確認・避難支援等

1 安否確認・避難支援

市は、発災時等においては、避難行動要支援者制度に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。なお、安否確認の手法については、通信が可能な場合は電話又はFAXにより、通信不通の場合は直接訪問により、それぞれ行うこととする。

また、府と連携して、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

2 被災状況の把握

市は、避難行動要支援者の被災状況の把握にあたって、健康部・福祉部が中心となって危機管理班と連携を取り、関係機関及び住民組織と協働して実施する。

(1) 緊急通報システム等の活用

市は、緊急通報装置を設置している人は、緊急通報システムを活用し、それ以外の人はFAX等を利用して、情報収集を図るとともに、聴覚障がい者に対しても、FAX等を利用して情報収集を図り、被災状況の把握に努める。

(2) 現地調査

担当各班は、民生委員、児童委員等と連携しながら、各戸訪問するなどして避難行動要支援者の被災状況の把握に努める。

3 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、市は、府と連携して、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等では、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

3 外国人に対する支援活動の確立

市は、社会福祉協議会等と連携して、被災した外国人に対して外国語による情報提供や相談活動を実施するボランティアを確保し、外国人に対する支援活動体制を確立することに努める。

4 広域支援体制の確立

市は、府に対して、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を伝達し、介護職員等の福祉関係職員の派遣や、他地域の社会福祉施設へ要支援者が迅速に入所できるよう、広域調整、支援体制の確立を要請する。

第19節 社会秩序の維持

活 動 の ポ イ ン ト	
1	松原警察署との連携体制の確立
2	被害状況、応急・復旧対策に関する情報の積極的な提供
3	松原商工会議所等に対する物価安定の協力要請
4	生活必需品等の必要量の迅速な確保

■ 計画方針

市は、府及び防災関係機関と連携して、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

■ 施策

	担当課等
第1 住民への呼びかけ	危機管理課
第2 警備活動の強化	市民協働課
第3 暴力団排除活動の徹底	市民協働課
第4 物価の安定及び物資の安定供給	産業振興課

第1 住民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動を取るよう呼びかけを行う。

第2 警備活動の強化

松原警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 暴力団排除活動の徹底

松原警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想される

ため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第4 物価の安定及び物資の安定供給

市は、府及び関係機関と連携して、買占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることで、被災者の経済的生活の安定と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市は、府と連携し、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売り惜しみをする業者に対しては、売り渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講じる。

2 消費者情報の提供

市は、府と連携し、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

市は、府と連携し、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民は、これに応ずるよう努める。

第20節 住宅の応急確保

活 動 の ポ イ ン ト	
1	応急修理対象範囲 ⇨ 必要最小限度の部分
2	応急仮設住宅の設置場所の選定 ア 公有地を優先、イ 保健衛生、交通、教育等を考慮
3	建設上の留意点 ⇨ 要配慮者に配慮した仮設住宅
4	応急仮設住宅入居者の選考 (1) 特定の資産のない被災者の実情を調査 (2) 要配慮者を優先
5	住宅相談窓口の設置

■ 計画方針

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

■ 施策

	担当課等
第1 被災住宅の応急修理	大阪府、都市整備部
第2 住居障害物の除去	環境業務課、都市整備部
第3 応急仮設住宅の建設	都市整備部
第4 応急仮設住宅の借上げ	建築住宅課
第5 公共住宅への一時入居	建築住宅課
第6 住宅に関する相談窓口の設置等	建築住宅課
第7 建設用資機材等の調達	都市整備部

第1 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

住宅の応急修理は、知事が実施する。ただし、知事がその職権を委任したときは、市長が行う。

2 修理対象範囲

- (1) 災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力では応急修理できない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

(2) 自らの資力では応急修理できない者を例示すると、次のとおりである。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない高齢者、障がい者等
- ウ ア及びイに準ずる者

第2 住居障害物の除去

1 実施責任者

住居障害物の除去は、知事が実施する。ただし、知事がその職権を委任したときは、市長が行う。

2 除去対象者

浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をでは除去できない者（上記の第1の2（2））であること。

3 除去方法

災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ市保有の機械器具を用い、又は市内土木建設業者の協力を得て速やかに行う。

4 府への応援要請

市長は、災害時において障害物除去が困難な場合は、府に対して要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請をする。

第3 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

建設型応急仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）の建設及び供与は、知事が実施する。ただし、知事がその職権を委任したときは、市長が行う。

2 供与対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では、住宅を確保することのできない被災者（上記の第1の2（2））であること。

3 建設場所等

建設場所、建設戸数等については、府と十分に調整して決定する。また、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、その場合には所有者等と十分協議する。

資料編 資料5-2 応急仮設住宅建設候補地一覧

4 建設の方法

なお、建設にあたっては、集会施設等生活環境の整備を促進するとともに、高齢者、障がい者に配慮するよう努める。

5 入居期間

入居期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

第4 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

第5 公共住宅への一時入居

市は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の各管理者へ同様の措置を要請する。

第6 住宅に関する相談窓口の設置等

- (1) 府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- (2) 市は、府と連携して、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第7 建設用資機材等の調達

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図る。

第21節 応急教育等

活 動 の ポ イ ン ト	
1	応急教育の実施 (1) 校舎の全部又は大部分が使用不可 ⇨ 集会所、公民館、寺院その他公共施設の利用 (2) 校舎の一部が使用可 ⇨ 特別教室、体育館等の活用
2	教職員体制の確立 ⇨ ア 当該校長との連絡・調整、イ 大阪府教育委員会との調整
3	保護者と連絡方法の確立
4	学校（園）の措置 ⇨ 園児・児童・生徒の安全確保
5	学校給食の確保 ⇨ 学校給食と避難者炊き出し用との調整
6	被災文化財の被害状況の調査 ⇨ 市及び府教育委員会へ報告

■ 計画方針

市は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

■ 施策

	担当課等
第1 安全確保	子ども未来室、教育総務部、学校教育部
第2 教育施設の応急整備	教育総務部、学校教育部
第3 応急教育体制の確立	教育総務部、学校教育部
第4 就学援助等	教育総務部、学校教育部
第5 応急保育の整備	子ども未来室
第6 文化財の応急対策	文化財課

第1 安全確保

1 園児、児童及び生徒の安全確保

(1) 登校（園）後の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各学校（園）長と協議のうえ、必要に応じて保育・授業打ち切りの措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童及び園児には教師が地区別に付き添う。

(2) 登校（園）前の措置

登校（園）前に臨時休業等の措置を決定したときは、直ちに広報車、電話等により伝達し、児童、生徒及び園児に対して周知徹底を図る。

2 保育所（園）児の安全確保

(1) 登所（園）後の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、保育所（園）長と協議のうえ、必要に応じて

て休所（園）の措置をとる。

直ちに電話等により保護者に伝達するとともに職員は、保育所（園）児の安全確保に努め、必要な措置をとる。

(2) 登所（園）前の措置

登所（園）前に臨時休所（園）の措置を決定したときは直ちに電話等により保護者に周知徹底を図る。

第2 教育施設の応急整備

市は、公立学校が被災した場合、授業実施のため、施設、設備の応急復旧を進める必要がある。この場合、写真撮影などにより被災の事実及びその状態を立証する措置を講じる。

また、校舎等の被災により代替施設を確保する必要がある場合には、近隣の公共施設やその他適当な場所を利用する。校舎の一部が被災している場合は、利用可能な教室等で、教育を行う。

第3 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校の措置

教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、市教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講じる。

ア 校舎が指定避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市の措置

学校が指定避難所に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 市教育委員会の措置

市教育委員会は、児童・生徒の転校手続等の弾力的運用を図る。

2 学校給食の応急措置

学校は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、市に報告し、協議のうえ給食実施の可否を決定する。この場合、下記の事項に留意する。

(1) 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。

(2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

(3) 被災地での学校給食については、伝染病発生のおそれが多いので、衛生については特に留意する。

第4 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

市は、市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講じる。

2 学用品の支給

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 児童・生徒の健康管理

市及び学校は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時の健康診断（学校保健安全法第13条による）、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第5 応急保育の整備

1 保育施設の応急整備

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、平常どおり保育できるよう努める。

2 保育所児の健康保持

保育所児の心と体の健康管理を図るため、必要に応じ、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

3 応急保育の実施

保育施設の被災により、通常保育が不可能な場合は、隣接保育所との合同保育、あるいは混合保育等応急保育の確保に努めるものとする。

4 保育所給食の応急措置

災害を受けるおそれが解消した場合、保育所開所にあわせ速やかに保育所給食が実施できるよう措置を講ずるものとする。ただし、次のような事情が発生した場合には給食を一時中止するものとする。

- (1) 給食調理室が被害を受け、給食実施が不可能なとき。
- (2) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (3) 給食物資の調達が困難なとき。
- (4) その他給食の実施が困難なとき。

第6 文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市を經由して府に報告する。市は、府と協議のうえ自ら所有又は管理する被災文化財の応急措置を講じるとともに、その他の所有者又は管理者に対し、応急措置に係る指導・助言に努める。

資料編 資料16-1 市内指定文化財等一覧

第22節 廃棄物の処理

活 動 の ポ イ ン ト	
1	処理施設等の被害状況の調査
2	臨時集積所の選定及び広報
3	災害廃棄物等不燃物の一時保管場所の選定
4	収集順序の確立
	(1) ごみ……………生活上重大な支障を与えるごみ、腐敗性の高い生ごみ、被災地域のごみ等
	(2) し尿……………避難所等
	(3) 災害廃棄物…危険なもの、通行上支障のあるもの等
5	市民への施設復旧状況の広報
6	市民への協力要請 ⇨ ア 自己処理、イ 集積場所への運搬、ウ 分別、エ 風呂の水の汲み置き等
7	仮設トイレの準備 ⇨ 避難所・住家密集地等への設置
8	ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 ⇨ 不足の場合 ⇨ 近隣市、関係団体への応援要請

■ 計画方針

市は、府と連携し、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 実施責任者	環境業務課
第2 し尿処理	環境政策課、
第3 ごみ処理	環境業務課、環境政策課
第4 災害廃棄物等処理	環境業務課、環境政策課
第5 死亡獣畜処理	環境予防課

第1 実施責任者

被災地における廃棄物の処理は、市が主体となって実施する。

第2 し尿処理

1 初期対応

- (1) 災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。

資料編 資料14-3 し尿処理施設一覧

- (2) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (3) 避難者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを避難所に設置する。

2 収集方法

仮設トイレの使用に伴い、し尿汲取量の激増が予想されるので、時期を失することなく許可業者等に協力要請して収集、運搬作業を実施する。

資料編	資料14-1	し尿くみ取り許可業者一覧
	資料14-2	浄化槽清掃業の許可業者一覧

3 収集順位

避難所など緊急汲取りを必要とする所から優先的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って実施する。

4 処理方法

市は収集したし尿の処理を、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき若しくは処理が困難な場合は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うものとし、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

必要に応じて、府、近隣市、関係団体に応援を要請する。

5 住民への協力要請

水洗便所を使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、風呂の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。

第3 ごみ処理

1 初期対応

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

委託業者と調整し、被災地を重点に効果的に清掃車両及び人員を投入し、迅速な収集を行う。なお、災害の規模、状況により府及び近隣市等へ応援を要請する。

資料編	資料14-5	清掃車両等一覧
	資料14-6	ごみ処理委託業者一覧

3 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) PCBやアスベスト等の有害廃棄物及び危険物

4 処理方法

被災ごみについては、災害の規模により本市の処理能力を大幅に上回る場合は、府及び近隣市等へ応援を要請する。

資料編	資料14-4	ごみ処理施設
-----	--------	--------

5 仮置場、一時保管場所の設置

仮置場の確保については、必要時に各関係部局等と、総合調整を図りつつ、又、必要に応じて国・府・他機関及び町会や自治会とも協議を行い、災害瓦礫の推計発生量、撤去作業等の進行状況などにより必要面積を算定し、仮置場を設置する。

6 住民への協力要請

状況により、住民に対し住民自らの処理あるいは集積場所への運搬、分別等の協力を求める。

第4 災害廃棄物等処理

1 発生量の把握

計画的に処理するため、速やかに災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

2 仮置場の確保

災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート of 確保を図る。

3 処理活動

- (1) 災害廃棄物等の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 災害廃棄物等の処理において、最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、府に応援を要請するとともに、必要に応じて、他市町村、民間事業者等に応援を要請する。ボランティアの募集・受入・派遣等の運営は災害ボランティアセンターにて行うが、現場での活動に当たっては、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先、保管方法をボランティアに事前に説明する。また、活動中における危険性や健康被害を防ぐために、防塵マスクや安全ゴーグルの着用についても十分に周知する。
- (5) その他、災害廃棄物等の処理に際して、二次的環境汚染が発生しないよう監視する。

第5 死亡獣畜処理

大阪府南部家畜保健衛生所長と協議のうえ、環境衛生上、支障のない所で埋却又は焼却する。

第23節 遺体対策

活 動 の ポ イ ン ト	
1	遺体の捜索 ⇨ 警察等関係機関へ協力要請
2	多数の行方不明者 ⇨ 受付所を設置
3	遺体の一時安置 ⇨ 指定避難所の活用及び寺院等の借上げ
4	火葬場の稼働状況の把握
5	棺の調達及び遺体搬送の手配

■ 計画方針

発災時に死亡していると推定される者の捜索並びに遺体対策について松原警察署等の協力を得て迅速に実施する。

■ 施策

	担当課等
第1 実施責任者	危機管理課、環境予防課、地域保健課
第2 遺体の捜索	関係機関
第3 遺体の検案等	地域保健課、関係機関
第4 遺体の処理	地域保健課、関係機関
第5 遺体の収容	環境予防課、関係機関
第6 遺体安置所の設定	環境予防課、関係機関
第7 遺体の火葬等	環境予防課、関係機関

第1 実施責任者

この計画は、市が主体となり実施する。

第2 遺体の捜索

- (1) 市長は、松原警察署等関係機関の協力を得て、早急に行方不明者の捜索を行う。
- (2) 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設置し、受付、手配、処理などの円滑を図る。
- (3) 遺体が流出等により他市にあると認められる場合は、府又は直接遺体の漂着が予想される市等に協力を求める。
- (4) 身元不明の遺体については、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示又は手配を行い、身元の確認に努める。

第3 遺体の検案等

1 検案等の実施

遺体は、警察官による検視（死体調査）及び医師による検案を実施する。

なお、災害に関連して亡くなった可能性がある者の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

2 遺体の輸送

検案等を終えた遺体は、本部長が指定する遺体安置場所に輸送する。

第4 遺体の処理

遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市（地域保健班）が代行して行うものとするが、自ら遺体対策の処理が困難な場合は、府に対して必要な措置を要請する。

第5 遺体の収容

- (1) 身元不明の遺体については、性別、推定年齢、特徴、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体収容所内に掲示するとともに、松原警察署その他関係機関に連絡し、身元調査に努める。
身元確認の資料、遺品等は市役所又は市内寺院に依頼し保管する。
- (2) 遺体の身元が判明したときは、原則として、市長に連絡のうえ、遺族、親族等引取人に遺体を引き渡す。
- (3) 火葬等に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、寺院等の適切な場所に一時安置する。
- (4) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。また、必要に応じて協定を締結している葬儀会社と連携し、遺体の安置に必要な資機材の確保に努める。

第6 遺体安置所の設定

- (1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
- (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視（死体調査）・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- (4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。

- (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発動発電機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- (7) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。
- (8) 自ら遺体対策の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第7 遺体の火葬等

災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず火葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合並びに身元の判明しない遺体について応急的に火葬等を実施する。遺体は、遺体処理台帳及び遺品を保存のうえ、原則として火葬に付する。

資料編 資料16-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第24節 自発的支援の受入れ

活 動 の ポ イ ン ト	
1	被災者のニーズの的確な把握
2	ボランティアの受入れ窓口 ⇨ 松原市社会福祉協議会
3	義援金品の受付 ⇨ 福祉総務課
4	緊急物資集積場所 ⇨ 各小中学校等
5	支援受入れ
(1)	確認事項 ⇨ ア 支援内容、イ 到着予定日時、ウ 到着予定場所、エ 活動内容等
(2)	受入れ準備 ⇨ ア 活動拠点、イ 宿泊場所、ウ 案内者、通訳

■ 計画方針

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、市は松原市社会福祉協議会との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

■ 施策

	担当課等
第1 ボランティアの受入れ	福祉総務課、市民協働課
第2 義援金品の受付・配分	福祉総務課
第3 海外からの支援の受入れ	市民協働課

第1 ボランティアの受入れ

市は、松原市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 受入れ窓口の開設

市は、災害ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、災害時ボランティアの窓口である松原市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に支援する。

2 受入方法

受入れは、府の「災害時におけるボランティア活動登録カード」に必要事項を記載する方法により行う。

資料編 資料5-4 災害時におけるボランティア活動登録カード

3 活動拠点等の提供

ボランティア活動拠点、活動資機材及び被災者ニーズなどの情報の提供に努める。

4 防災ボランティアの活動内容

災害時のボランティアの活動は、概ね次のとおりである。

- (1) 被災者に対する給食・給水支援
- (2) 救援物資の仕分け・配布
- (3) 高齢者・障がい者など要配慮者への援助
- (4) その他被災者に対する支援活動全般

第2 義援金品の受付・配分

市に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は、次により行う。

1 義援金

- (1) 受付
市に寄託される義援金は、福祉総務班に窓口を設置し、受け付ける。
- (2) 配分
市は、義援金配分委員会から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

- (1) 市に寄託される義援物資は、あらかじめ定められた防災備蓄センター等の備蓄拠点箇所において受付、保管する。
- (2) 義援物資の配分方法等は、関係部局等が協議して決定する。決定にあたっては、避難所等の被災者ニーズを十分に把握し決定する。
- (3) 義援物資は、配分決定に基づき、関係部局やボランティア等の協力を得て避難所等へ輸送する。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3 海外からの支援の受入れ

市は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 府との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、国からの照会に迅速に対応できるよう、あらかじめ府に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡しておく。

2 支援の受入れ

- (1) 市は、次の事項を確認し、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入体制
- (2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第3章 その他の災害応急対策

第1節 危険物等災害応急対策

■ 計画方針

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

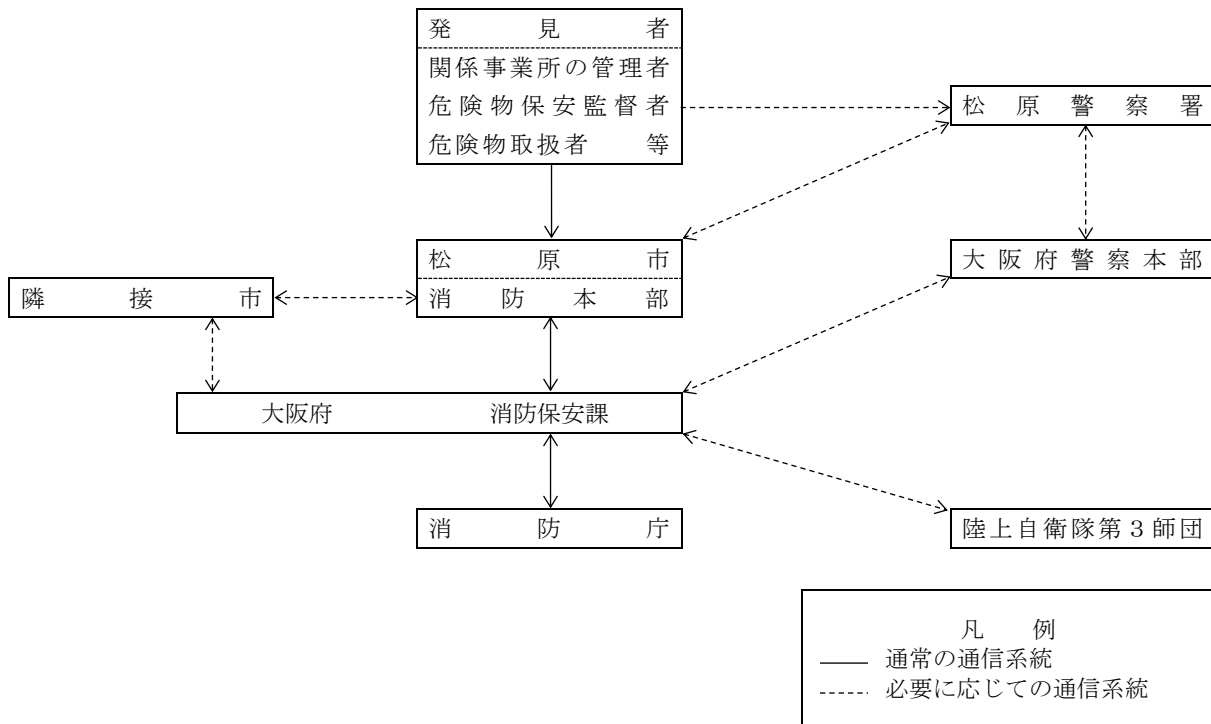
■ 施策

	担当課等
第1 危険物災害応急対策	消防本部
第2 高圧ガス災害応急対策	消防本部
第3 火薬類災害応急対策	消防本部
第4 毒物劇物災害応急対策	消防本部
第5 管理化学物質災害応急対策	環境予防課

第1 危険物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



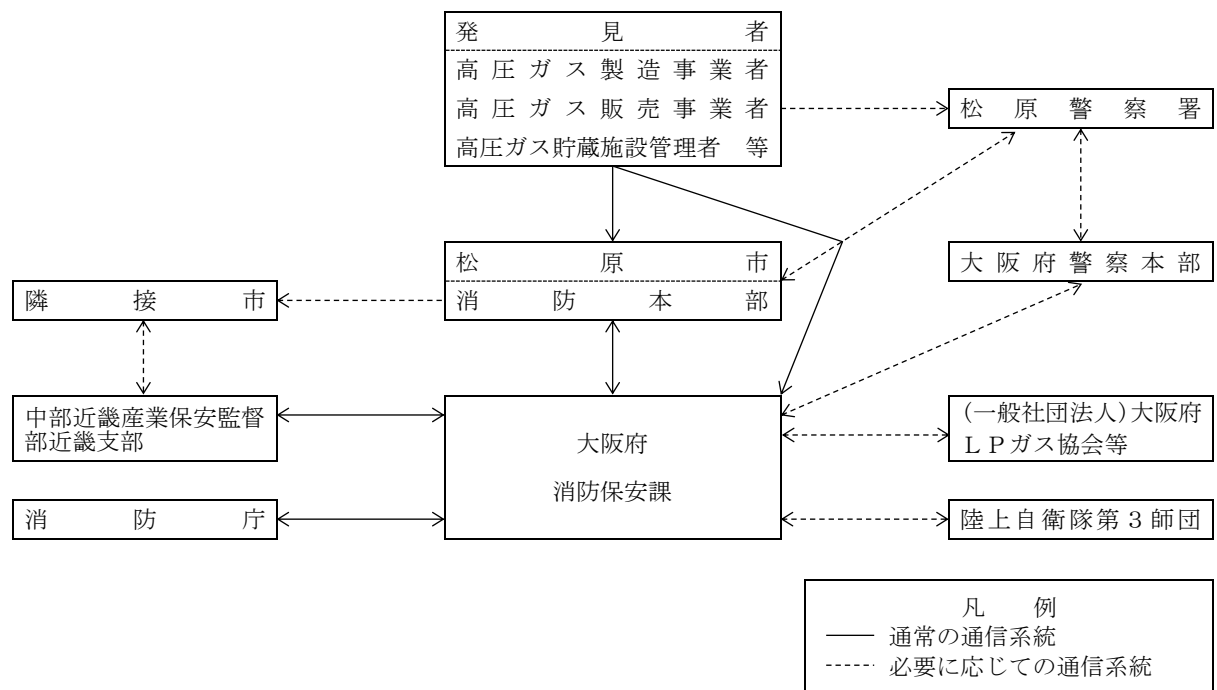
2 市の措置

- (1) 市は、松原警察署等の関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- (2) 市は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携等必要な措置を講じるよう指導する。
- (3) 市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



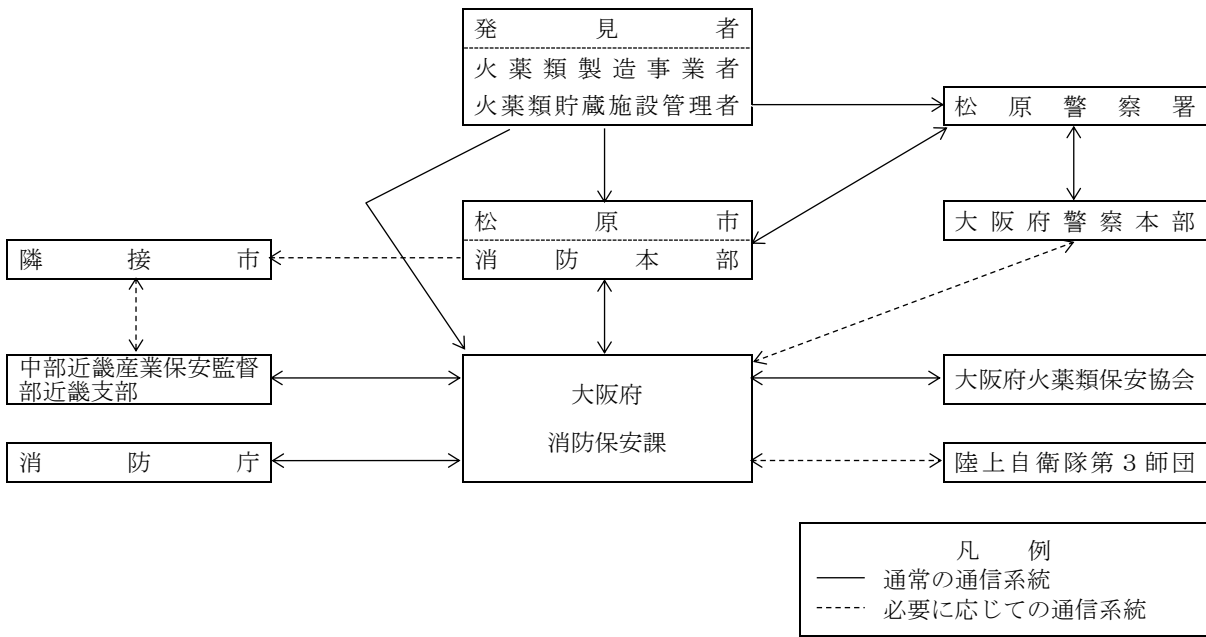
2 市の措置

高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また松原警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第3 火薬類災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



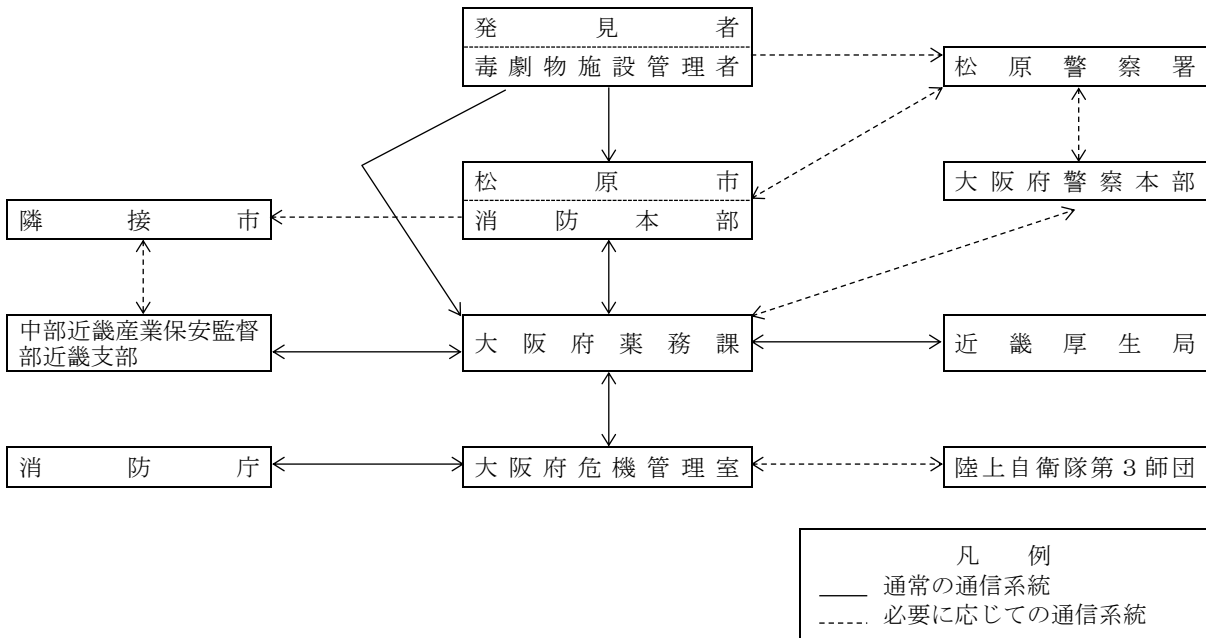
2 市の措置

火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また松原警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4 毒物劇物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



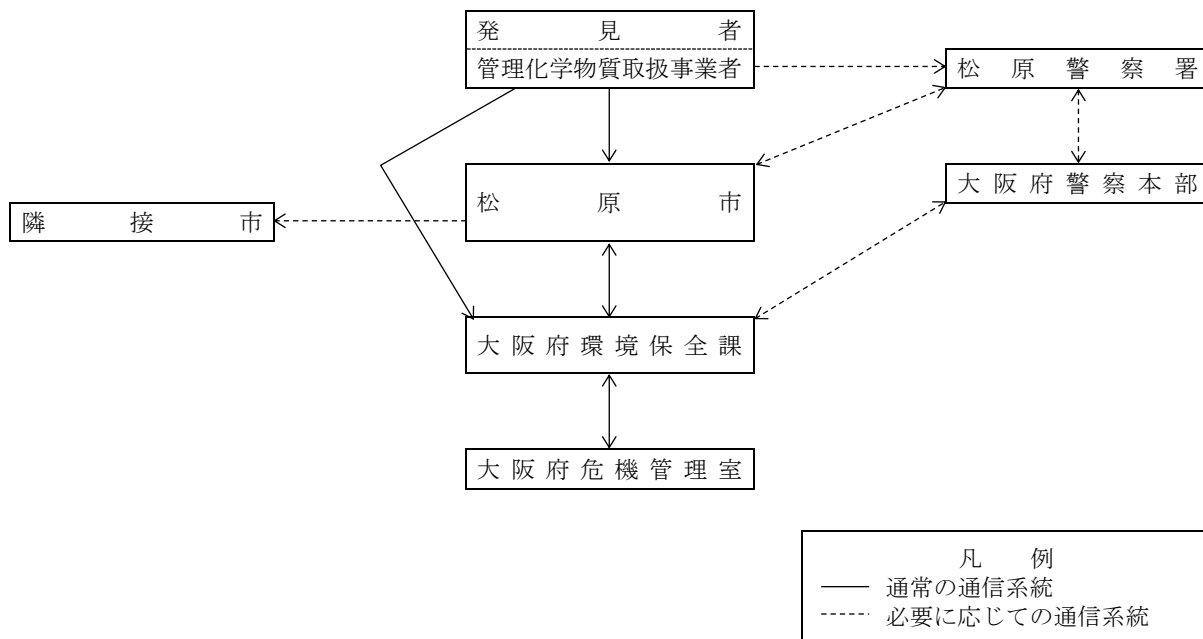
2 市の措置

毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また松原警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための地域住民に対する広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第5 管理化学物質災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市の措置

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、また松原警察署等の関係機関と連携して、災害の拡大を防止するための汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2節 航空機災害応急対策

■ 計画方針

本市上空は、大阪国際空港（伊丹空港）到着機の航空機の経路に当たり、また、八尾空港にも近接していることから、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

空港以外の地域において災害が発生した場合、市は、「大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定」等に基づき、協定締結市町村や府、関連する空港事務所等の防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

第3節 その他の災害応急対策

■ 計画方針

松原市地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、一方、その他の危険物運搬車両による交通事故、旅客列車の衝突転覆、高架道路の崩落等の事故や、大都市圏特有の不測の事故が発生する可能性もある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、第3編「地震災害応急対策」、第5編「風水害等応急対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じる。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 生活の安定

■ 計画方針

市は、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進する。

■ 施策

	担当課等
第1 復旧事業の推進	全部全課
第2 被災者の生活再建等の支援	全部全課
第3 中小企業の復興支援	産業振興課
第4 農林業関係者の復興支援	産業振興課

第1 復旧事業の推進

市は、住民の意向を尊重しつつ、府と緊密に連携し、発災後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。

また、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

1 被害の調査

(1) 被害調査及び罹災台帳の作成

市は、府が行う被害の調査に協力するとともに、被災者支援システムを活用して罹災台帳を整備し、罹災した世帯の再建復興のために書類として、罹災証明書を発行する。

ア 固定資産税課税台帳及び住民基本台帳から全世帯の罹災台帳を作成する。

イ 住家等被害判定調査等の調査結果に基づき、必要事項を登録する。

(2) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 公共施設等の復旧

(1) 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律

又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(2) 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。

3 激甚災害の指定

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

4 激甚災害指定による財政援助

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(2) 農林水産業に関する特別の財政援助

(3) 中小企業に関する特別の財政援助

(4) その他の財政援助及び助成

5 特定大規模災害

市又は市長は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により支援を要請する。

第2 被災者の生活再建等の支援

市は、府と連携して、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付け、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金及び災害見舞金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、松原市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより支給する。

ア 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

(ア) 市において5世帯以上の住家が滅失した災害

(イ) 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

(ウ) 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

(エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 次の場合、支給を制限する。

(ア) 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合

(イ) 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

ウ 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当

- 時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)のいずれかの者に対し、松原市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める順位で支給する。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。
- エ 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

(2) 松原市災害見舞金の支給

自然災害及び火災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、松原市災害見舞金等支給条例により、見舞金の支給を行う。

2 災害援護資金・生活福祉資金等の貸付

市は、府及び社会福祉協議会と連携して、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

(1) 災害援護資金貸付

市は、自然災害により市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、松原市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。

3 租税及び保険料等の減免及び徴収猶予等

- ア 地方税法及び松原市市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- イ 国民健康保険法及び松原市国民健康保険条例に基づき、国民健康保険料等の減免について適切な措置を行う。
- ウ 介護保険法及び松原市介護保険条例に基づき、介護保険料・居宅介護サービス費等の減免について、適切な措置を行う。
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合が行う保険料等の減免に係る申請の受付等を行う。
- オ 松原市水道事業給水条例及び松原市下水道条例（に基づき、水道料金、手数料等の軽減又は免除等について適切な措置を行う。

4 罹災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査にあつては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努めるものとする。

5 雇用機会の確保

市は、府及び関係機関と協力して、災害により離職した者に対する就職あっせん、被災事業者に対する雇用維持の要請に努める。

6 住宅の確保等

市は、府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

(1) 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

ア 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供

イ 住宅修繕など建設者に関する相談・情報の提供

ウ 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供

エ 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

(2) 住宅復興計画の策定

市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

(3) 公共住宅の供給促進

市は、府と連携し、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

ア 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家活用

既存の空き家又は建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

イ 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

ウ 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあつ旋を行う。

(4) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

7 被災者生活再建支援金

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

ア 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目

的とする。

イ 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は、次のとおりである。

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- (ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (エ) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記(ア)～(ウ)に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- (オ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- (カ) (ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満のものに限る)

ウ 支給対象世帯

自然災害により、

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ・災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)
- ・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

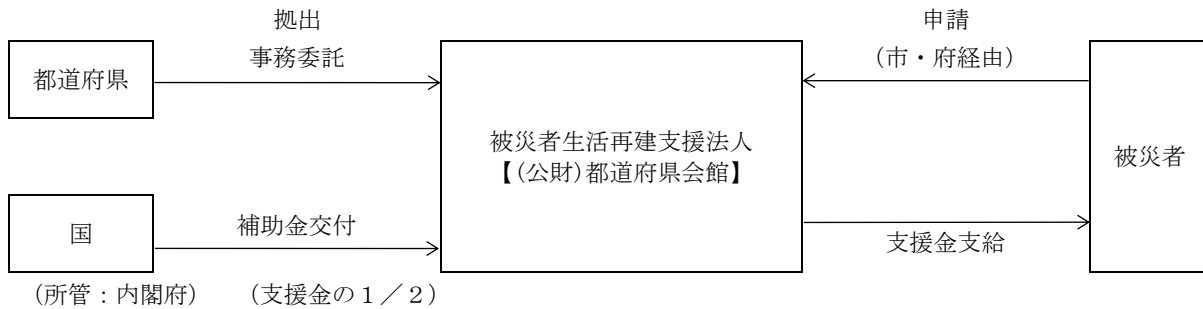
エ 支給限度額

支給額は、下表の「(ア)」「(イ)」の合計額となる。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)	(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模半壊世帯 50万円 ・大規模半壊および中規模半壊を除く世帯 100万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅を建設又は購入した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・中規模半壊世帯 100万円 ・上記以外の世帯 200万円 ・住宅を補修した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・中規模半壊世帯 50万円 ・上記以外の世帯 100万円 ・住宅を賃借した場合(公営住宅を除く) <ul style="list-style-type: none"> ・中規模半壊世帯 25万円 ・上記以外の世帯 50万円
<p>※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。</p>	<p>※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。(中規模半壊世帯は1/2)</p> <p>※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。</p>

オ 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次のとおり。



第3 中小企業の復興支援

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

なお、府及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

- (1) 中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、国や府の講じる措置に協力するとともに、松原商工会議所その他関係機関と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、融資相談窓口を開設する。
- (2) 被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための資金を貸し付ける。

第4 農林業関係者の復興支援

市は、府及び関係機関と協力し、被災した農林業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

- (1) 農林業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- (3) 被災した農林業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- (4) 農林業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。
- (5) 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の地域指定を受けた場合は、府に対して利子補給金、損失補償金の交付を要請する。

第2節 復興の基本方針

■ 計画方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりをめざす。

■ 施策

		担当課等
第1	復興に向けた基本的な考え方	危機管理課
第2	本市における復興に向けた取組み	危機管理課

第1 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市、府は、発災後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市、府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにしたうえで、復興事業を実施していく。

第2 本市における復興に向けた取組み

- (1) 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。
- (2) 市は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、府と共同して定めることができる。また、関西広域連合の「関西創生戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

- (3) 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにする

とともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- ア 復興計画の区域
- イ 復興計画の目標

付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応 目次

第1章	総 則	1
第1	目的	1
第2	基本方針	1
第2章	東海地震注意情報発令時の措置	2
第1	東海地震注意情報の伝達	2
第2	警戒体制の準備	2
第3章	警戒宣言発令時の対応措置	3
第1	東海地震予知情報等の伝達	3
第2	警戒体制の確立	4
第3	住民・事業所に対する広報	5

第1章 総 則

第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒体制をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

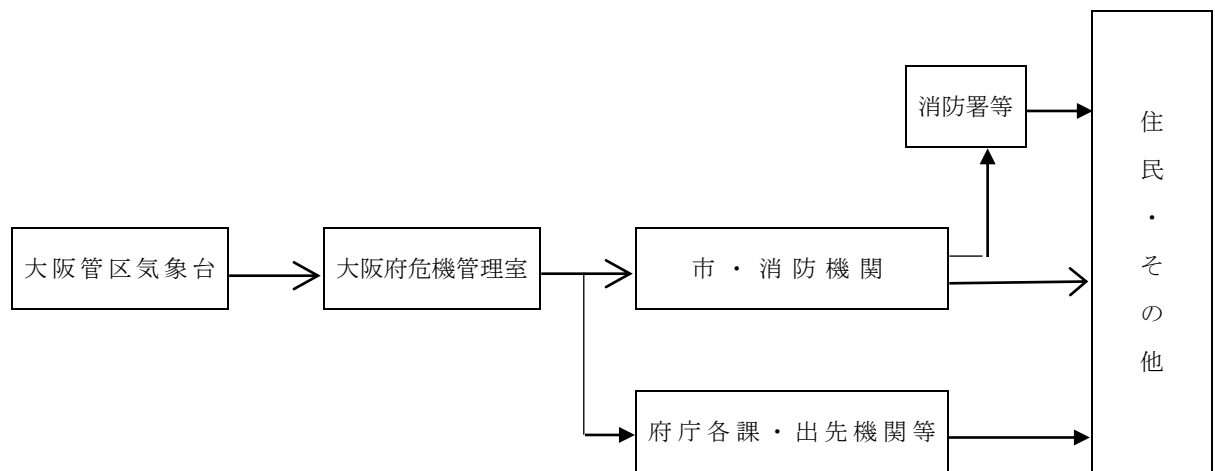
- 1 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、第2編「災害予防対策」、第3編「地震災害応急対策」で対処する。

第2章 東海地震注意情報発表時の措置

市は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

市は、職員の待機、非常配備など災害（災害警戒）対策本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。消防機関においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。

第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

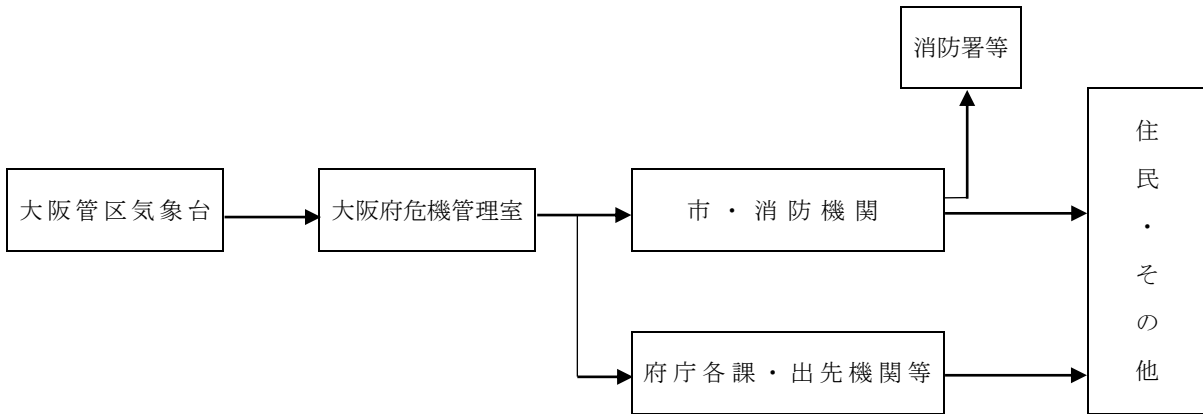
市は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講じるべき事前の対策を進める。

第1 東海地震予知情報等の伝達

市は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民・事業所に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

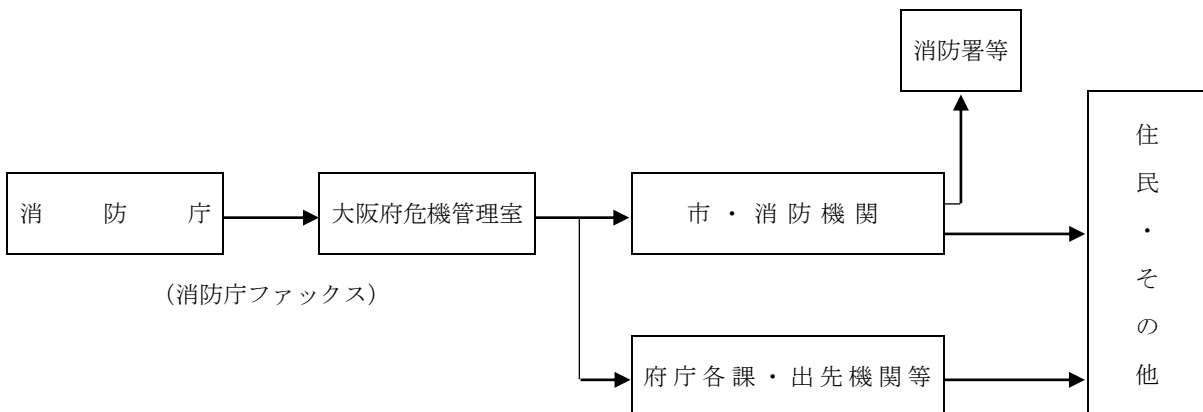


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

市は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、震度予想や地域の実情に応じて、災害警戒対策本部を設置する。
- (2) 市は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (4) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

市及び水防管理団体等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講じるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

松原警察署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと、情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講じる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じる。

6 危険箇所対策

- (1) 市は府と連携を図り、地震時において危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される箇所に係る住民については、市長は、松原警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

7 社会秩序の維持

(1) 警戒警備活動

松原警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警戒警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市は、府及び関係機関とともに、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講じる。

8 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、ホテル・旅館、高層ビル、地下街等多数の者を受け入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講じる。

第3 住民・事業所に対する広報

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力 など

2 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

資料編 目次

1	防災関係機関等.....	1
	資料1-1 防災関係機関一覧.....	1
2	災害・危険箇所等関係.....	4
	資料2-1 大阪府域に関する計測震度等想定結果一覧.....	4
	資料2-2 南海トラフ巨大地震による計測震度及び液状化の可能性想定結果一覧.....	7
	資料2-3 河川の浸水想定区域.....	8
	資料2-4 ため池施設一覧.....	10
3	消防関係.....	11
	資料3-1 消防本部等の配置及び分団担当区域.....	11
	資料3-2 消防水利の現況.....	12
	資料3-3 消防車両及び消防団無線機一覧.....	13
	資料3-4 危険物施設一覧.....	15
4	水防関係.....	16
	資料4-1 市内観測所一覧.....	16
	資料4-2 ため池水防資材一覧.....	16
	資料4-3 水防備蓄資機材一覧.....	17
	資料4-4 重要水防箇所一覧.....	18
5	避難所・仮設住宅・ボランティア等関係.....	20
	資料5-1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所.....	20
	資料5-2 応急仮設住宅建設候補地一覧.....	23
	資料5-3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧.....	24
	資料5-4 災害時におけるボランティア活動登録カード.....	32
6	医療機関等関係.....	35
	資料6-1 大阪府内災害拠点病院一覧.....	35
	資料6-2 救急搬送病院一覧.....	36
	資料6-3 市内医療機関一覧.....	37
	資料6-4 松原市開業獣医師会.....	44
	資料6-5 医療救護所の設置予定施設一覧.....	44
7	食料・給水・備蓄等関係.....	45
	資料7-1 応急給水拠点箇所一覧.....	45
	資料7-2 緊急給水拠点一覧.....	45
	資料7-3 災害用井戸（生活用水用）設置箇所一覧.....	45
	資料7-4 大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について.....	46
8	輸送等関係.....	48
	資料8-1 市有車両一覧.....	48
	資料8-2 市内緊急交通路一覧.....	49
	資料8-3 災害時用臨時ヘリポート一覧.....	49

資料 8-4	災害時用臨時ヘリポートの選定基準.....	50
資料 8-5	物資輸送拠点一覧.....	50
資料 8-6	緊急通行車両等事前届出書及び届出済証.....	51
資料 8-7	緊急通行車両等確認申請書及び確認証明書.....	52
資料 8-8	緊急通行車両等の標章.....	53
資料 8-9	緊急通行車両等事前届出済車一覧.....	54
9	防災プラネット関係.....	56
資料 9-1	防災プラネット設置箇所一覧.....	56
10	災害対策本部等関係.....	58
資料10-1	松原市防災会議委員一覧.....	58
資料10-2	松原市災害対策本部の組織及び事務分掌.....	59
11	条例等関係.....	65
資料11-1	松原市防災会議条例.....	65
資料11-2	松原市防災会議条例施行規則.....	67
資料11-3	松原市災害対策本部条例.....	69
12	協定等関係.....	70
資料12-1	災害関連協定【危機管理課】.....	70
資料12-2	災害関連協定【消防本部】.....	73
資料12-3	災害関連協定【上下水道部】.....	74
13	自衛隊等関係.....	75
資料13-1	自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書.....	75
資料13-2	応援部隊受入れ・活動拠点.....	76
14	廃棄物等関係.....	77
資料14-1	し尿くみ取り許可業者一覧.....	77
資料14-2	浄化槽清掃業の許可業者一覧.....	77
資料14-3	し尿処理施設一覧.....	77
資料14-4	ごみ処理施設.....	78
資料14-5	清掃車両等一覧.....	78
資料14-6	ごみ処理委託業者一覧.....	78
15	様式等関係.....	79
資料15-1	「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式.....	79
資料15-2	被害認定統一基準.....	87
16	その他.....	89
資料16-1	市内指定文化財等一覧.....	89
資料16-2	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準.....	90
資料16-3	気象庁震度階級関連解説表.....	98

1 防災関係機関等

資料 1 - 1 防災関係機関一覧

1 市

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
松原市役所	松原市阿保 1 - 1 - 1	072-334-1550	072-334-7870
松原市消防本部	松原市阿保 1 - 16 - 2	072-332-3102	072-332-0003

2 府

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
政策企画部危機管理室	大阪市中央区大手前3丁目1-43 大阪府新別館北館3階	06-6941-0351	06-6944-6654
環境農林水産部 流通対策室	大阪市住之江区南港北 1 - 14 - 16 大阪府咲洲庁舎（咲洲コスモタワー）2 3 階	06-6941-0351	06-6944-9604
都市整備部河川室河川環境課	大阪市中央区大手前 3 - 2 - 1 2 別館 4 階	06-6941-0351	06-6941-0381
富田林土木事務所	富田林市寿町 2 - 6 - 1 南河内府民センタービル	0721-25-1131	0721-25-6109
富田林土木事務所 松原建設事業所	松原市上田 3 - 1 - 25	072-335-4550	072-335-4146
南部流域下水道事務所	貝塚市港25番地	072-438-7406	072-438-8237
南河内農と緑の総合事務所	富田林市寿町 2 - 6 - 1 南河内府民センタービル内	0721-25-1131	0721-24-3231
藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺 1 - 8 - 36	072-955-4181	072-939-6479

3 府警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
松原警察署	松原市阿保 1 - 2 - 26	072-336-1234	072-334-0862

4 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
近畿農政局 大阪地域センター	大阪市中央区大手前 1 - 5 - 44 大阪合同庁舎 1 号館 6 階	06-6943-9691	06-6943-9699
大阪管区气象台	大阪市中央区大手前 4 - 1 - 76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6304	06-6949-6079
近畿地方整備局 大和川河川事務所	柏原市大正 2 - 10 - 8	072-971-1381	072-973-1480

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
陸上自衛隊第 3 師団 第 37 普通科連隊	兵庫県伊丹市広畑 1 - 1 和泉市伯太町官有地	072-781-0021 0725-41-0090	

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
松原郵便局	松原市上田 1—1—10	072—331—0200	072—331—7079
松原一津屋郵便局	松原市一津屋 1—21—19	072—336—4150	072—333—7049
松原駅前郵便局	松原市上田 3—6—1	072—333—4371	072—331—7406
松原岡郵便局	松原市岡 3—4—42	072—333—4375	072—333—7075
松原高見郵便局	松原市高見の里 3—4—2	072—333—4378	072—335—2806
松原三宅郵便局	松原市三宅中 3—11—6	072—333—4373	072—331—7096
松原新町郵便局	松原市南新町 1—13—5	072—333—4374	072—333—7074
松原天美西郵便局	松原市天美西 2—1—17	072—335—7025	072—336—0491
松原天美東郵便局	松原市天美東 6—15—14	072—333—4377	072—335—2843
松原天美南郵便局	松原市天美南 1—93—5	072—337—0620	072—336—7576
松原天美北郵便局	松原市天美北 3—14—25	072—336—2700	072—336—7578
松原天美郵便局	松原市天美南 5—2—34	072—333—1600	072—333—7069
松原別所郵便局	松原市別所 7—13—25	072—333—4376	072—333—7086
西日本電信電話株式会社 関西支店	大阪市都島区東野田町 4—15—82	06—6490—1324	06—6881—5044
株式会社 N T T ドコモ 関西支社	大阪市北区梅田 1—10—1	06—6457—8950	
日本赤十字社 大阪府支部	大阪市中央区大手前 2—1—7	06—6943—0705	06—6941—2038
日本放送協会 大阪放送局	大阪市中央区大手前 4—1—20	06—6941—0431	
西日本高速道路株式会社 関西支社	茨木市岩倉町 1—13	06—6344—8888	
阪神高速道路株式会社	大阪市北区中之島 3—2—4	06—6203—8888	06—6251—6933
K D D I 株式会社 関西総支社	大阪市中央区城見 2—2—72	06—4977—6600	—
大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部	堺市堺区住吉橋町 2—2—19	(平日昼間9:00~17:40)	
		072—238—2375	072—222—3476
		(上記以外)	
		072—222—0589	072—223—5584
		(ガス漏れ専用ダイヤル)	
		0120—3—19424	
日本通運株式会社 大阪支店	大阪市北区中津 5—4—10	06—6451—0987	06—6451—4443
関西電力送配電株式会社 羽曳野配電営業所	羽曳野市軽里 1—2—1	0800—777—3081	072—956—0171
近畿日本鉄道株式会社 河内松原駅 河内天美駅 布忍駅 高見ノ里駅	松原市上田 3—5—1 松原市天美南 3—15—41 松原市北新町 1—2—1 松原市高見の里 3—1—1	072—955—0037	072—955—0039
一般社団法人 大阪府医師会	大阪市天王寺区上本町 2—1—22	06—6763—7000	06—6764—0267
一般社団法人 大阪府歯科医師会	大阪市天王寺区堂ヶ芝 1—3—27	06—6772—8882	06—6774—0488
一般社団法人 大阪府薬剤師会	大阪市中央区和泉町 1—3—8	06—6947—5481	06—6947—5480
一般社団法人 大阪府 L P ガス協会	大阪市中央区船場中央 2—1 船場 センタービル 4 号館 405 号室	06—6264—7888	06—6264—7804

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
松原商工会議所	松原市阿保 1-2-30	072-331-0291	072-332-5720
松原市医師会	松原市新堂 1-602-4	072-333-3531	072-336-8647
松原市歯科医師会	松原市田井城 1-1-40 松原 市立保健センター 3 F	072-337-0286	072-336-3181
松原市薬剤師会	松原市田井城 1-1-40 松原市 立保健センター 3 F	072-337-8766	
代表 イソノ薬局 磯野元三	上田 1-10-9	072-331-0446	072-336-0999
松原市開業獣医師会	松原市田井城 2-1-7	072-331-3493	
松原市議会災害対応連絡会	松原市阿保 1-1-1	072-332-0021	072-330-1053
松原市社会福祉協議会	松原市阿保 1-1-1	072-333-0294	072-335-0294
大阪中河内農業協同組合			
天美支店	松原市天美東 7-8-17	072-332-8110	072-334-5674
恵我支店	松原市大堀 3-3-14	072-332-8080	072-332-7354
布忍支店	松原市南新町 1-9-20	072-332-1011	072-332-0790
松原営農センター	松原市三宅西 5-903	072-331-1881	072-331-1882
松原支店	松原市上田 5-10-35	072-332-8008	072-335-6463
三宅支店	松原市三宅中 3-16-9	072-332-8001	072-336-8139
今池水みらいセンター	松原市天美西 7-265-1	072-336-7655	072-330-1613

2 災害・危険箇所等関係

資料2-1 大阪府域に関する計測震度等想定結果一覧

想定地震（府域対象シナリオ）の断層パラメータ

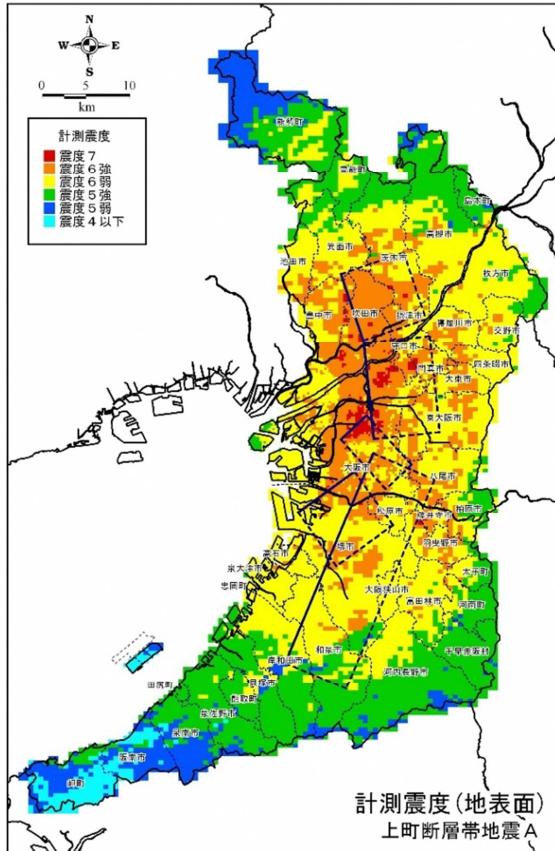
想定地震名称	対応断層名称	長さ(km)	幅(km)	走向(度)	傾斜(度)	断層タイプ	地震モーメント(dyne·cm)	モーメント・マグニチュード	気象庁マグニチュード	平均すべり量(m)	
上町断層帯地震	佛念寺山断層	8	58	18	342	逆断層	5.17×10^{26}	7.1	7.5-7.8	1.4	
	上町断層北部	12			354						
	上町断層南部	26			23						
	桜川撓曲	4			48						
	住之江撓曲	8			55						
生駒断層帯地震	田口断層・交野断層	16	54	18	20	逆断層	4.48×10^{26}	7.0	7.3-7.7	1.3	
	生駒断層・菅田断層	26			8						
	枚方断層	12			349						
有馬高槻断層帯地震	天王山断層	8	54	16	234	右横ずれ断層	3.81×10^{26}	7.0	7.3-7.7	1.3	
	有馬-高槻構造線・有野-淡河断層	48			262						
中央構造線断層帯地震	友ヶ島水道断層～根来断層	44	90	16	261	右横ずれ断層	1.12×10^{27}	7.3	7.7-8.1	2.1	
	五条谷断層	30			249						
	金剛断層帯	16			22						181
東南海・南海地震	東南海地震東部	130	640	110	235	逆断層	1.08×10^{29}	8.6	7.9-8.6	3.7	
	東南海地震西部	120			80						215
	南海地震東部	170			100					270	14
	南海地震西部	220			160					245	7

- 地震モーメント(M_0)は、断層面積(S)との経験式、 $S=4.59 \times 10^{-11} \times M_0^{1/2}$: Irikura et al. (2004)より想定。
 - 内陸地震の気象庁マグニチュードは、各種経験式*による想定値の範囲。
 - 平均すべり量(D)は、地震モーメントの評価式、 $M_0=\mu SD$ より、 $\mu=3.43 \times 10^{11}$ として換算。
 - 東南海・南海地震は、中央防災会議による想定値。長さ・幅は周辺も含めた場合。
気象庁マグニチュードは既往地震(慶長、宝永、安政、昭和)で推定されている値(単独も含む)
および経験式(佐藤式: $\log(M_0)=1.5M_j+16.2$)による範囲。
- * 松田式: $\log(L)=0.6M_j-2.9$ (Lは断層全長(km))、武村式: $\log(M_0)=1.2M_j+17.7$ 、中防式: $M_0=0.88M_j+0.54$

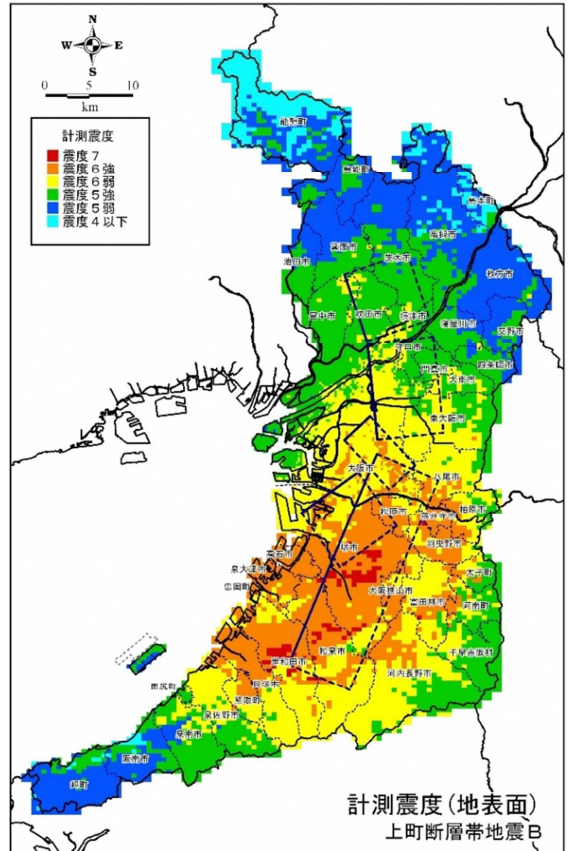
想定地震（府域対象シナリオ）の震度階の面積率

	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下
上町断層帯地震A	1% (72)	19% (1350)	43% (3065)	28% (1996)	7% (507)	2% (167)
上町断層帯地震B	1% (88)	18% (1270)	30% (2124)	28% (2021)	19% (1359)	4% (295)
生駒断層帯地震	1% (75)	11% (802)	23% (1615)	30% (2117)	27% (1928)	9% (620)
有馬高槻断層帯地震	0.4% (30)	6% (394)	21% (1520)	21% (1499)	17% (1224)	35% (2490)
中央構造線断層帯地震	0.1% (7)	9% (650)	23% (1629)	22% (1562)	26% (1893)	20% (1416)
東南海・南海地震	0% (0)	0% (0)	3% (247)	42% (2976)	37% (2675)	18% (1259)

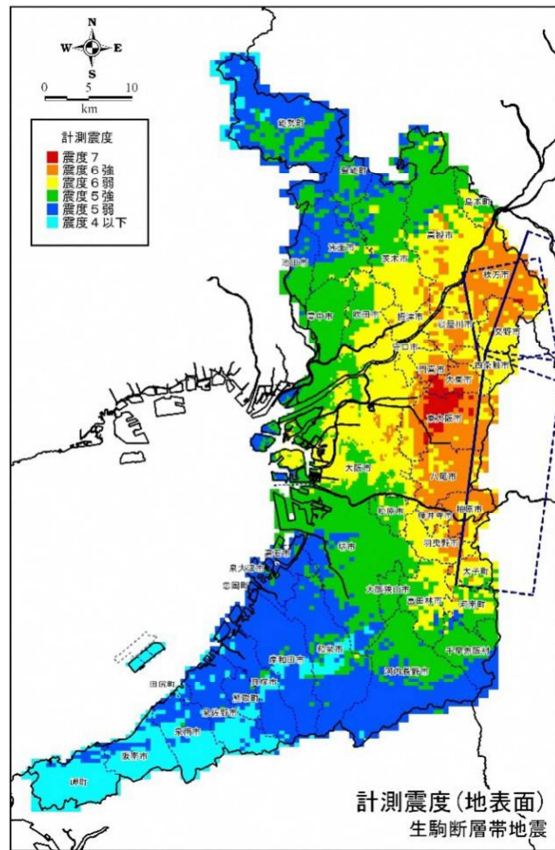
() 内は500mメッシュ数, 総数=7157



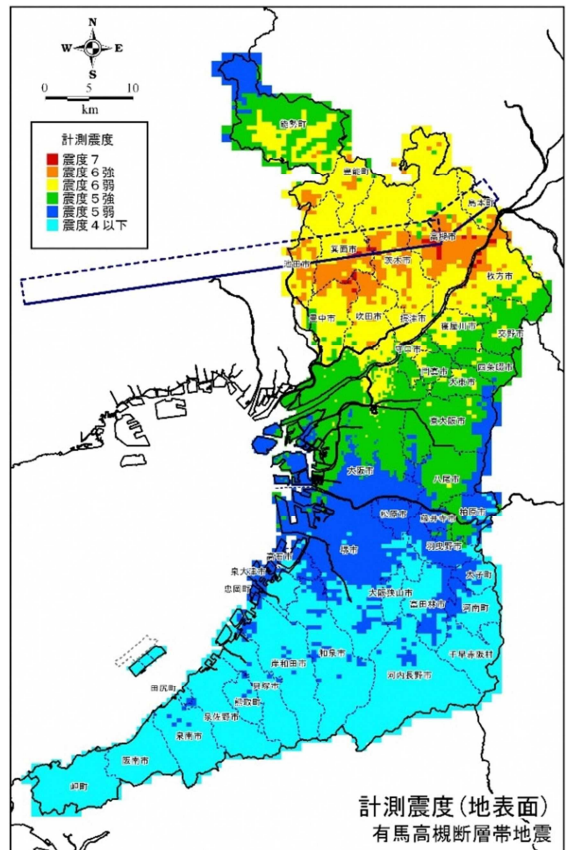
地震動予測結果〔上町断層帯地震 A〕



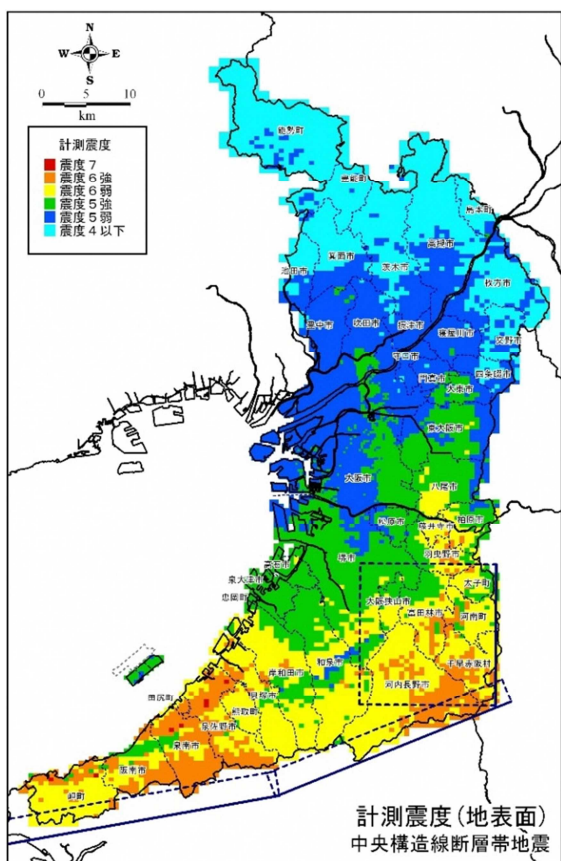
地震動予測結果〔上町断層帯地震 B〕



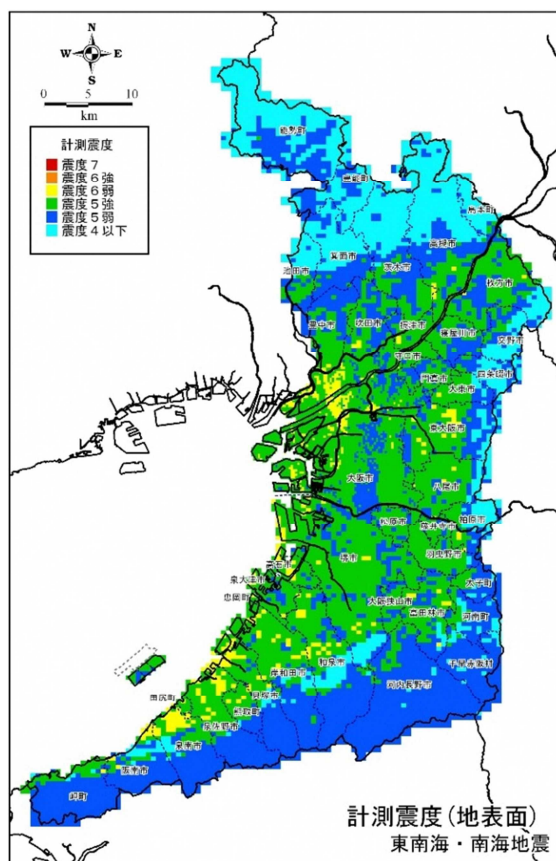
地震動予測結果〔生駒断層帯地震〕



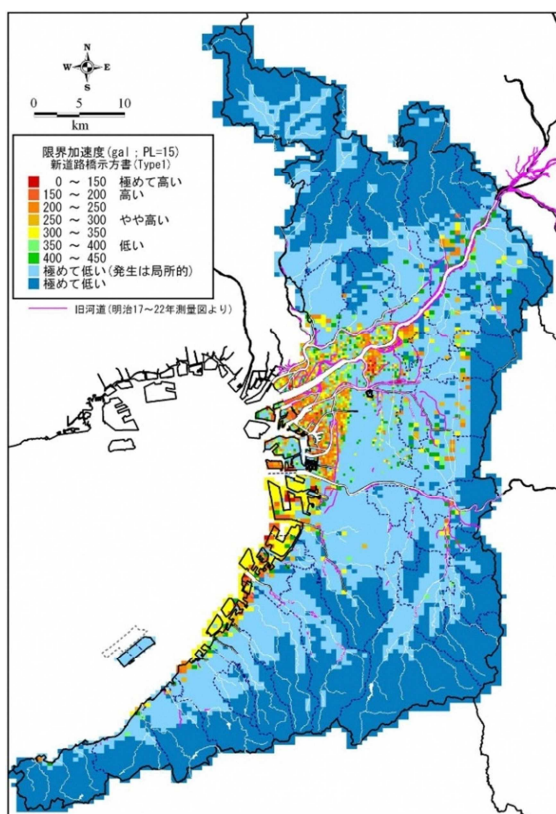
地震動予測結果〔有馬高槻断層帯地震〕



地震動予測結果〔中央構造線断層帯地



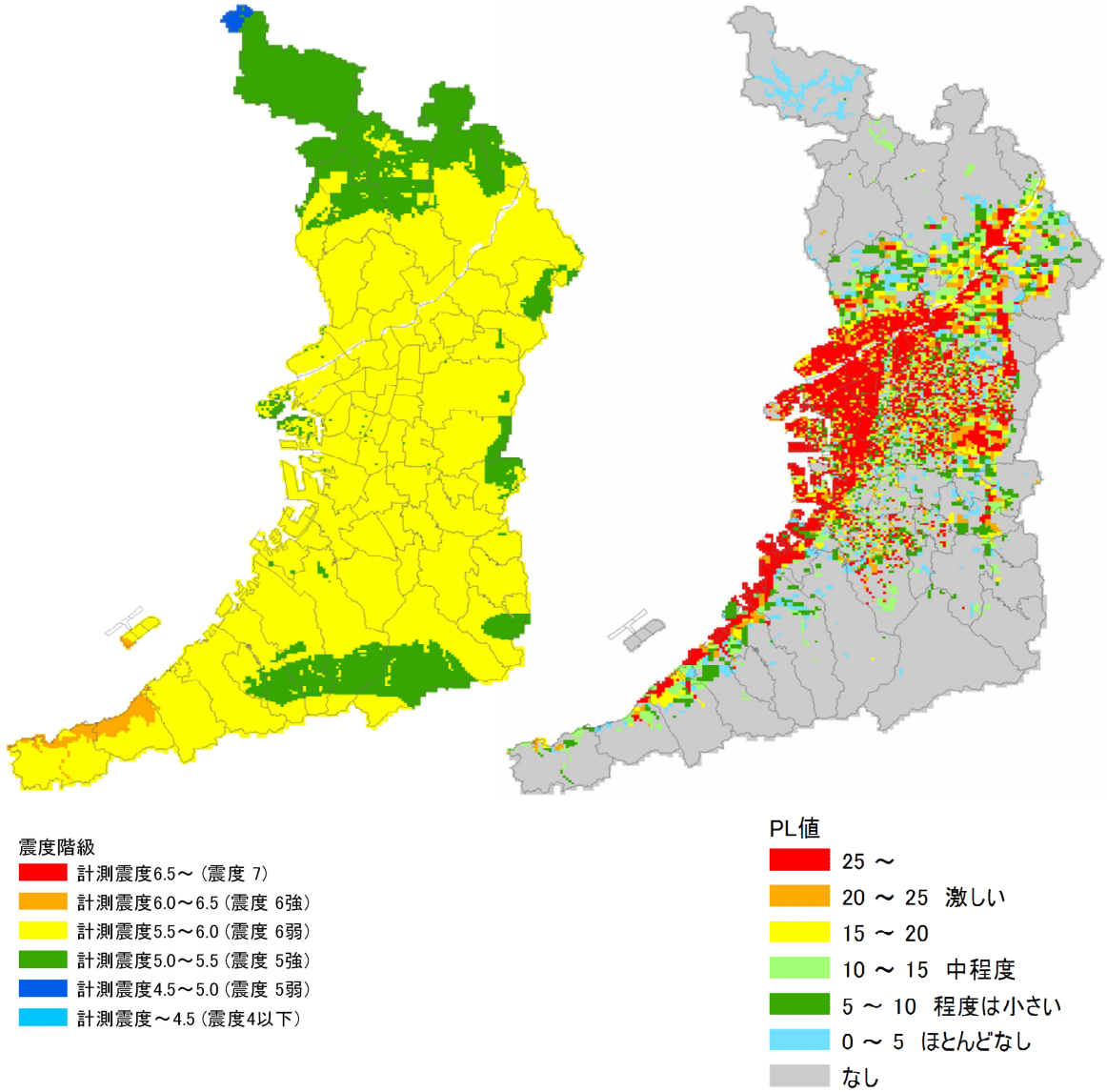
地震動予測結果〔東南海・南海地震〕



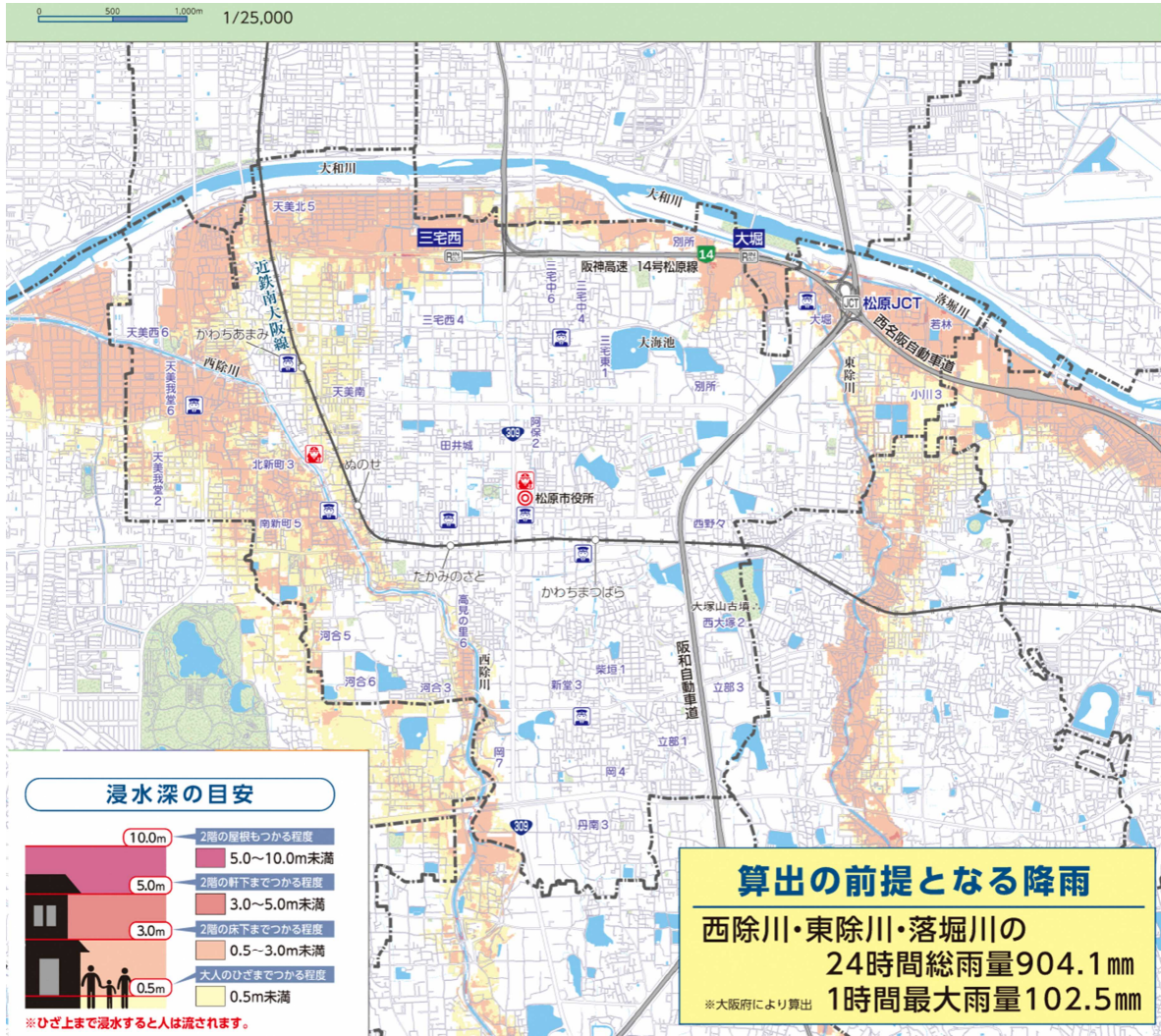
液化化危険度〔海溝型地震タイプ〕

資料 2-2 南海トラフ巨大地震による計測震度及び液状化の可能性想定結果一覧

8 / 8 (Mw=9.0)



西除川、東除川及び落堀川がはん濫した場合



資料 2 - 4 ため池施設一覧

1 重要な防災重点ため池

た め 池 名	所 在 地	た め 池 管 理 者
別所今池	松原市別所	別所水利組合
深淵池	〃 三宅西	三宅町土地改良区

2 防災重点ため池

た め 池 名	所 在 地	た め 池 管 理 者
三ツ池	松原市小川	小川水利組合
尻池	〃 河合	河合水利組合
増池	〃 岡	岡水利組合
菅池	堺市美原区大保	〃

(資料 令和4年度 大阪府水防計画)

3 消防関係

資料3-1 消防本部等の配置及び分団担当区域

1 本部等の配置

(令和4年3月31日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松原市消防本部	松原市阿保1丁目16番2号	072-332-3102
松原市消防署	松原市阿保1丁目16番2号	072-332-3104
松原市消防署西分署	〃 天美南4丁目5番12号	072-284-9550
松原コミュニティ消防センター	〃 西野々1丁目4番25号	072-331-0119
天美コミュニティ消防センター	〃 天美東8丁目12番20号	072-332-0119
第3分団屯所	〃 南新町1丁目10番9号	072-333-0119
恵我コミュニティ消防センター	〃 大堀3丁目19番11号	072-334-0119
三宅コミュニティ消防センター	〃 三宅中2丁目19番12号	072-335-0119
松原南コミュニティ消防センター	〃 岡4丁目1番63号	072-336-0119

2 消防団

〈消防団の分団担当区域〉

(令和4年4月1日現在)

分 団 別	所 在 地	電話番号・FAX番号	区 域
第1分団	松原市西野々1丁目4番25号	072-338-0091	阿保、上田、田井城、高見の里 河合（河合5丁目を除く） 西野々、松ヶ丘
第2分団	〃 天美東8丁目12番20号	072-338-0092	天美東、天美西、天美南 天美北、天美我堂
第3分団	〃 南新町1丁目10番9号	072-338-0093	東新町、南新町、北新町 河合5丁目
第4分団	〃 大堀3丁目19番11号	072-338-0094	大堀、別所、若林、小川 一津屋
第5分団	〃 三宅中2丁目19番12号	072-338-0095	三宅中、三宅東、三宅西
第6分団	〃 岡4丁目1番63号	072-338-0096	新堂、岡、立部、丹南、 西大塚、柴垣

資料 3 - 2 消防水利の現況

1 消防水利

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

消火 栓	防 火 水 槽														そ の 他			
	公 設			私 設				合 計				左のうち耐震性を 有しているもの			プ ール	貯 水 槽	池	合 計
公 設	40m ³ 以上	80m ³ 以上	合 計	40m ³ 未 満	40m ³ 以 上	80m ³ 以 上	合 計	40m ³ 未 満	40m ³ 以 上	80m ³ 以 上	合 計	40m ³ 以 上	80m ³ 以 上	合 計				
2,261	97	8	105	1	103	8	111	1	200	16	216	60	7	67	25	5	36	66

2 公設消火栓口径別数

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

75mm	100mm	150mm	200mm	250mm	300mm	350mm	400mm	500mm	合計
296	779	487	533	1	132	2	29	2	2,261

資料 3-3 消防車両及び消防団無線機一覧

1 消防本部及び消防署の車両

(令和4年3月31日現在)

配置	区分		名 称	
消 防 本 部	予防課		広報車 1	
			広報車 2	
	警防課		広報車 4	
	消 防 署	本		ST 1
				ST 2
				ST 5 (CAFS付)
				タンク車 (CAFS付)
				救助工作車
				梯子車 1 (40m級)
		署		指揮車
				支援車
				救急車 2
				救急車 4 (予備)
				救急車 5
			西 分 署	
		ST 4 (CAFS付)		
		梯子車 2 (15m級)		
		救急車 1		
		救急車 3		

2 消防団の車両

所 属	機 械 名
本団	本団車
第1分団	CD-I型ポンプ
	積 載 車
第2分団	CD-I型ポンプ
	積 載 車
第3分団	CD-I型ポンプ
	積 載 車
第4分団	CD-I型ポンプ
	積 載 車
第5分団	CD-I型ポンプ
	積 載 車
第6分団	CD-I型ポンプ
	積 載 車

3 消防団無線機配置状況

無線波 所 属	簡易デジタル無線		署活動系無線	
	種 別	呼 出 名 称	種 別	呼 出 名 称
消防団長	携帯移動局	だんちょう	携帯移動局	まつばら ほんだん 10
消防副団長	携帯移動局	ふくだんちょう	携帯移動局	まつばら ほんだん 11～13
第1分団	携帯移動局	だい1ぶんだん	車載移動局	うえだ ぼんぷ1・せきさい2
			携帯移動局	うえだ とんしょ3・うえだ10～14
第2分団	携帯移動局	だい2ぶんだん	車載移動局	あまみ ぼんぷ1・せきさい2
			携帯移動局	あまみ とんしょ3・うえだ10～14
第3分団	携帯移動局	だい3ぶんだん	車載移動局	しんまち ぼんぷ1・せきさい2
			携帯移動局	しんまち とんしょ3・うえだ10～14
第4分団	携帯移動局	だい4ぶんだん	車載移動局	えが ぼんぷ1・せきさい2
			携帯移動局	えが とんしょ3・うえだ10～14
第5分団	携帯移動局	だい5ぶんだん	車載移動局	みやけ ぼんぷ1・せきさい2
			携帯移動局	みやけ とんしょ3・うえだ10～14
第6分団	携帯移動局	だい6ぶんだん	車載移動局	おか ぼんぷ1・せきさい2
			携帯移動局	おか とんしょ3・うえだ10～14
消防本部	固 定 局	まつしょうほんぷ	携帯移動局	まつばら ほんぷ 1・10・11
	携帯移動局	じむきょく		

資料 3-4 危険物施設一覧

1 危険物製造所等施設

(令和2年3月31日現在)

区分	製造所	貯蔵所							取扱所				合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	一般取扱所	
施設数	0	27	1	5	21	1	24	0	33	0	0	19	131

2 圧縮アセチレンガス等・少量危険物・指定可燃物等施設

(令和2年3月31日現在)

圧縮アセチレンガス等						少量危険物		指定可燃物等
圧縮アセチレンガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石炭	毒物	劇物	少量危険物	移動タンク	
8	0	125	0	0	4	165	13	37

4 水防関係

資料4-1 市内観測所一覧

1 雨量観測所

観測所名	流域河川名	施設			所在地	管理者	観測者	既往最大 日降雨量
		日巻	月巻	テレメータ				
松原	西除川		○ (3)	○ 58 (無)	松原市上田3-1-25 松原建設事業所内	富田林土木 事務所長	所員 TEL 072 (335) 4550	S57.8.2 167mm

2 水位観測所

観測所名	観測級別	河川名	施設			通報水位 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標 線高 O. P. +(m)	既往最高位 水(量水標読) (m)	備考
			量水標	自記	テレメータ								
布忍橋	1	西除川	○		○ 54 (無)	1.00 2.50	左岸 5.05 右岸 5.80	松原市北新町 2丁目	富田林土木 事務所長	所員 TEL 072 -335-4550	12.460	H9.10.22 2.88	水晶水压式
大堀上 小橋	1	東除川	○		○ 54 (無)	1.80 2.90	左岸 6.788 右岸 6.788	松原市大堀	富田林土木 事務所長	所員 TEL 072 -335-4550	10,807	H29.10.22 4.30	超音波式

資料4-2 ため池水防資材一覧

A・B				C				計			
吠・土 のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦 (シート) (枚)	杭 (本)	吠・土 のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦 (シート) (枚)	杭 (本)	吠・土 のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦 (シート) (枚)	杭 (本)
295	95	30	107	480	158	51	181	775	253	81	288

(大座間池・管池含む。)

資料4-3 水防備蓄資機材一覧

(平成26年3月31日現在)

品名	数量	品名	数量
電子メガホン	40台	掛 矢	46丁
鉄 線	100kg	ス コ ッ プ	284丁
シ ー ト	100枚	ツ ル ハ シ	249丁
土 の う 袋	4,070枚	お の	139丁
縄 (ナイロン製含む)	100巻	か ま	20丁
土 入 り 土 の う	12,070袋	バ ー ル	259丁
一 輪 車	20台		

資料4-4 重要水防箇所一覧

河海	川岸	関係工事	土木事務所	担水防管団	当理名	種別	B 重要水防区域		A 特に重要な水防区域		重要水防区域延長計	摘要	
							区域	延長 (m)	区域	延長 (m)			
大和川	左岸	八富尾	尾林	大柏松藤	大阪市東南工営所市市				自奈良海	24,840	24,840	A：築堤	
落堀川	左岸	富田	林	松藤八	原寺市市	堤防形態【堀込区間】 (流下能力)	自東除川合流点 至中橋上流120m	3,390			3,390	B：溢水による浸水範囲に 家屋等がある一定の区間	
	右岸	〃	〃	〃	〃	堤防形態【堀込区間】 (流下能力)	自東除川合流点 至中橋上流120m	3,320			3,320	〃	
東除川	左岸	〃	〃	松羽堺大富	原野山 曳阪田	市市市市	堤防形態【堀込区間】 (流下能力)	自明治小橋上流260m	6,570	自菅生橋上流330m 至菅生橋上流350m	20	6,590	B：市街化区域内の区間
								自城之口橋					
	右岸	〃	〃	〃	〃	〃	堤防形態【築堤区間】 (流下能力)	自五軒家橋上流30m 至五軒家橋上流90m	60	自菅生橋上流210m 至菅生橋上流360m	150	210	堤防監視箇所：北脇橋上流50m
						水衝・洗堀	自平尾北橋下流220m 至平尾北橋下流30m	190			190		

				堤防形態【掘込区間】 (流下能力)	自明治小橋上流360m 自新川原橋上流100m 自下観音寺橋上流220m 自至栄橋上流80m 自至城之口橋下流140m 自至城南橋 自至多治井橋下流250m 自至多治井橋下流100m 自至新大阪橋 自至小平尾橋 自至維新橋 自至平尾小川合流点 自至菅生橋上流210m 自至菅生橋上流360m 自至下川原橋上流210m 自至下川原橋 自至ふる里橋上流160m 自至北脇橋上流50m 自至北脇橋上流70m 自至五軒家橋上流30m 自至狭山池	6,880	自新川原橋上流100m 自下観音寺橋上流220m 自至栄橋上流80m 自至城之口橋下流140m 自至菅生橋上流210m 自至菅生橋上流360m	630	7,510	B：市街化区域内の区間
西 除 川	左岸	〃	堺松原山市 大河阪内狭長山野	堤防形態【掘込区間】 (流下能力)	自大和川合流点 自至聖堂橋上流50m 自至西除橋下流120m 自至今井新橋上流150m 自至今井南新橋下流40m 自至法雲寺橋 自至渡丈橋下流240m 自至吊り橋上流120m 自至大正橋 自至大東茱萸木橋上流140m 自至天野大橋 自至無名橋上流20m	14,320	自天野橋下流90m 自至天野橋下流40m	50	14,370	B：市街化区域内の区間
	右岸	〃	〃	堤防形態【掘込区間】 (流下能力)	自大和川合流点 自至聖堂橋下流210m 自至西除橋下流120m 自至今井新橋 自至今井南新橋下流40m 自至法雲寺橋 自至渡丈橋下流100m 自至吊り橋下流180m 自至大正橋上流90m 自至大正橋上流190m 自至天野大橋	14,590			14,590	B市街化区域内の区間
				堤防形態【築堤区間】 (流下能力)	自大正橋上流90m 自至大正橋上流190m 自至大洞ヶ淵橋	820			820	

5 避難所・仮設住宅・ボランティア等関係

資料5-1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所

1 洪水対応の指定避難所一覧

【※最初に開設される指定避難所はNo.1～No.14です。】

No.	名 称	住 所	電 話	福 祉 避 難 所
1	松原中学校	新堂1-604-1	339-2501	-
2	松原小学校	新堂2-683-2	332-7000	-
3	河合小学校	河合2-405-1	336-5200	-
4	阪南大学南キャンパス	天美南1-108-1	332-1224	-
5	松原第三中学校	東新町3-1-23	339-2503	-
6	中央小学校	田井城3-72-2	334-0005	-
7	松原第四中学校	別所3-19-28	339-2504	-
8	松原北小学校	阿保1-16-3	332-0431	-
9	三宅小学校	三宅中2-14-21	332-0813	-
10	松原第六中学校	岡1-340	339-2506	-
11	松原東小学校	柴垣2-23-1	335-7200	-
12	松原南小学校	岡4-1-5	332-1650	-
13	松原第七中学校	一津屋2-1-9	339-2507	-
14	恵我南小学校	一津屋1-10-9	336-6900	-
15	中央公民館	新堂2-683-2	334-1330	-
16	総合福祉会館	新堂1-589-6	336-0805	○
17	ふるさとぴあプラザ	上田7-11-19	336-6800	-
18	第3保育所	上田7-11-34	332-8763	○
19	高見苑	高見の里5-458-2	332-9850	○
20	府立生野高等学校	新堂1-552	332-0531	-
21	松原公民館	田井城1-3-11	336-2816	-
22	はーとビュー	南新町2-141-1	332-5705	-
23	松原市文化会館	田井城1-3-11	336-5755	-
24	市立保健センター	田井城1-1-40	336-7100	○
25	まつばらテラス（輝）	田井城3-104-2	330-0326	○
26	三宅公民館	三宅中3-17-15	331-0039	-

No.	名 称	住 所	電 話	福 祉 避 難 所
27	松寿苑	阿保2-28-1	332-6240	○
28	三宅コミュニティ消防センター	三宅中2-19-12	335-0119	-
29	松原コミュニティ消防センター	西野々1-4-25	331-0119	-
30	松原市民道夢館	阿保4-210-7	338-0500	-
31	府立松原高等学校	三宅東3-4-1	334-8008	-
32	松原南コミュニティセンター	岡5-11-19	332-0373	-
33	松南苑	岡6-5-37	334-8383	○
34	松原南コミュニティ消防センター	岡4-1-63	336-0119	-
35	府立大塚高等学校	西大塚2-1005	332-7515	-
36	第7保育所	一津屋3-4-32	335-6116	○

2 地震対応の指定避難所一覧

【上記のNo.1～No.36についても地震対応の指定避難所となります。】

No.	名 称	住 所	電 話	福 祉 避 難 所
37	松原西小学校	新堂5-57	332-0130	-
38	阪南大学高等学校	河合2-10-65	332-1211	-
39	松原第二中学校	三宅西2-12-1	339-2502	-
40	天美南小学校	天美南1-108-3	332-8711	-
41	天美北小学校	天美東4-240-1	335-7400	-
42	弁天苑	天美東7-85	334-8399	○
43	阪南大学本キャンパス	天美東5-4-33	332-1224	-
44	四つ葉幼稚園	天美南4-276-1	332-0015	-
45	布忍小学校	南新町1-6-17	332-0001	-
46	新町公民館	南新町1-15-2	332-0022	-
47	新町福寿苑	南新町1-6-22	336-2417	○
48	つるかめ苑	南新町3-3-12	336-0516	○
49	第2保育所	南新町3-7-30	331-7846	○
50	松原第五中学校	天美我堂3-124-2	339-2505	-
51	第4保育所	天美我堂3-124-10	335-5660	○

No.	名 称	住 所	電 話	福 祉 避 難 所
52	天美小学校	天美東 8-12-22	332-0333	-
53	天美西小学校	天美西 6-238-1	333-1200	-
54	天美公民館	天美西 1-18-28	332-0259	-
55	天美荘	天美東 9-12-7	336-0517	○
56	天美コミュニティ消防センター	天美東 8-12-20	332-0119	-
57	恵我小学校	大堀 3-4-17	332-1212	-
58	恵寿苑	大堀 3-19-11	336-2410	○
59	恵我コミュニティ消防センター	大堀 3-19-11	334-0119	-
60	府立平野高等学校	大阪市平野区長吉川辺 4-2-11	334-7400	-

3 指定緊急避難場所一覧

【No.69～No.87施設は、災害時に地域の協力のもと、開設される避難場所です。】

No.	名 称	住 所	電 話	福 祉 避 難 所
61	大塚運動広場（※）	立部 3-399-1	-	-
62	天美西運動広場	天美西 4-230-1	-	-
63	松原市民運動広場（※）	岡 7-212	-	-
64	松原中央公園	田井城 1丁目地内	-	-
65	天美西公園（※）	天美西 5・6丁目地内	-	-
66	三宅東公園（※）	三宅東 3・4丁目地内	-	-
67	新町南公園	南新町 3丁目地内	-	-
68	北新町大池公園	北新町 3丁目地内	-	-
69	松原商工会議所	阿保 1-2-30	331-0291	-
70	丹南公民館	丹南 3-6-11	331-0526	-
71	立部公民館	立部 2-213-2	332-5413	-
72	高木町公民館	北新町 5-2-24	331-5338	-
73	向井公民館	北新町 1-5-16	333-7495	-
74	堀公民館	天美南 4-8-28	337-1126	-
75	西野々会館	西野々 2-8-23	333-7060	-
76	上田第三町会公民館	上田 3-2-14	382-7891	-
77	東代公民館	東新町 5-10-23	332-7792	-

No.	名 称	住 所	電 話	福 祉 避 難 所
78	岡新町公民館	岡 2-10-24	334-0439	—
79	岡公民館	岡 5-4-33	334-0439	—
80	新栄連合会館	東新町 2-168-2	332-6873	—
81	阿保公民館	阿保 4-210-1	333-5194	—
82	丹南町会総合会館	丹南 4-113-1	331-0526	—
83	池内総合会館	天美東 8-2-23	335-5700	—
84	別所公民館	別所 6-5-12	330-9722	—
85	新栄公民館	東新町 1-38-8	332-6873	—
86	池内記念会館	天美東 8-6-6	333-8839	—
87	河合公民館	河合 3-8-3	—	—

※ 特に災害の規模が大きい場合、災害の状況に応じて広域避難場所として利用する避難場所

4 避難所必要面積について

避難所避難者数（一人当たり 2㎡）を収容することができる避難所面積を確保するよう努める。

資料 5-2 応急仮設住宅建設候補地一覧

〈松原市〉

名 称	所 在 地	面 積 (ha)
松原中央公園	松原市田井城 1 丁目地内	1.2
北新町大池公園	〃 北新町 3 丁目地内	1.1
東新町公園	〃 東新町 5 丁目地内	0.73

資料 5 - 3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

No.	施設名	住所	学校						社会福祉施設				病院・診療所				
			幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	その他の学校	老人・介護福祉施設	児童福祉施設	障害者福祉施設	その他の社会福祉施設	病院	診療所	助産所	その他の病院・診療所	
1	市立天美荘	天美東 9 - 1 2 - 7							○								
2	市立弁天苑	天美東 7 - 1 2 - 3							○								
3	市立恵寿苑	大堀 3 - 1 9 - 1 1							○								
4	市立新町福寿苑	南新町 1 - 6 - 2 2							○								
5	市立つるかめ苑	南新町 3 - 3 - 1 2							○								
6	青い鳥学園	天美南 1 - 2 0 2								○							
7	ことり保育園	天美南 5 - 4 - 8								○							
8	天美保育園	天美東 8 - 6 - 3 5								○							
9	天美北保育園	天美北 1 - 3 6 0 - 1								○							
10	にじいろ保育園	天美東 7 - 1 3 - 2 6								○							

1 1	みつばち保育園	三宅西 2-4 6 6-4									○						
1 2	清水保育園	南新町 5-1 3-4									○						
1 3	こじか保育園	南新町 3-1 1 1-2									○						
1 4	第 2 保育所	南新町 3-7-3 0									○						
1 5	松原第二中学校	三宅西 2-1 2-1			○												
1 6	松原第五中学校	天美我堂 3-1 2 4-2			○												
1 7	天美南小学校	天美南 1-1 0 8-3		○													
1 8	天美北小学校	天美東 4-2 4 0-1		○													
1 9	天美小学校	天美東 8-1 2-2 2		○													
2 0	天美西小学校	天美西 6-2 3 8-1		○													
2 1	恵我小学校	大堀 3-1 9-1 1		○													
2 2	布忍小学校	南新町 1-6-1 7		○													
2 3	松原西小学校	新堂 5-5 7		○													
2 4	木の実幼稚園	天美北 3-1 0-1 8	○														
2 5	天美留守家庭児童会室	天美東 8-1 2-2 2									○						

26	天美南留守家庭児童会室	天美南1-108-3									○						
27	天美西留守家庭児童会室	天美西6-238-1									○						
28	恵我留守家庭児童会室	大堀3-19-11									○						
29	天美北留守家庭児童会室	天美東4-240-1									○						
30	布忍留守家庭児童会室	南新町1-6-17									○						
31	松原西留守家庭児童会室	新堂5-57									○						
32	いいともハウス（吉村病院内）	別所7-5-2									○						
33	カーサあまみ1・2	天美西1-18 府営天美住宅3棟201号301号									○						
34	地域生活支援センター カーサ	天美北5-10-37									○						
35	松原第4ホーム	三宅西2-19-5									○						
36	松原第6ホーム	天美南5-22-19									○						
37	松原第7ホーム（1） （2）	三宅中5-1-16新地マンション301号、302号、303号、305号									○						
38	Well Life 大堀事業所	大堀3-2-1									○						
39	アフター作業所	天美我堂6-134-2									○						
40	ホームズあまみ	天美北3-14-2									○						

4 1	松原ワークセンター・リサイクル	天美北4-2-4										○					
4 2	大堀リサイクル	大堀3-9-7										○					
4 3	支援センターあまみ・ピカイチ	天美東1-55-1										○					
4 4	ひまわり作業所	天美南2-190										○					
4 5	まーる	天美南6-8-8										○					
4 6	ごはんつづ	三宅西4-585-1										○					
4 7	ごはんつづ2	三宅中5-1-16										○					
4 8	阪南中央病院（在宅ケアサービスあおぞら）	南新町3-3-28										○					
4 9	ホーム空、ホーム風、ホーム東風（えるでヘルパーステーション、地域生活サポートセンターいこな含む）	南新町3-8-23										○					
5 0	第2えるで	南新町3-1-14										○					
5 1	ワークセンターまつのみ（生活支援センターれいんぼう含む）	南新町1-10-2										○					
5 2	オーディナリー	東新町4-13-12 102										○					
5 3	ぽぽろスクエア	天美我堂2-339-1										○					
5 4	相談支援センターふたば	天美北4-2-4										○					

55	グループホームだいち	天美東1-59-1									○					
56	グループホーム nico天美	天美西2-4-29									○					
57	アプリシェイト天美	天美北3-17-18								○						
58	フィオレ・ヴィータ松原	大堀3-20-22								○						
59	シニアコート徳洲会天美	天美北6-499-1								○						
60	セカンド・ライフ	天美北2-14-8								○						
61	フジパレス天美西あんしんらいふ	天美西3-4-21								○						
62	デイハウス若葉さんち	若林1-1-23								○						
63	松原なごみの里	別所7-12-26								○						
64	デイサービスセンター cocoro大堀	大堀2-18-14								○						
65	松原ケアセンターそよ風	天美我堂7-463								○						
66	デイハウス松原「ファミリー」	天美北6-446-5								○						
67	サービス付き高齢者向け住宅 春風	天美東9-11-2								○						
68	デイサービス寿	天美東7-10-20ロイヤルパレ天美1階E号								○						
69	総合ケアセンター河内天美	天美東1-93-2								○						

70	いちょうの郷	南新町5-1-40								○							
71	サービス付き高齢者向け 住宅コープスマイルホーム松原	岡7-232								○							
72	サービス付き高齢者向け 住宅スマイル	北新町4-2-36								○							
73	高木の郷（高木の郷Ⅱ含む）	北新町3-2-42（Ⅱは40）								○							
74	コープアイメゾン松原	岡7-229-1								○							
75	陽気荘	北新町6-17-25								○							
76	地域密着型特別養護老人 ホーム きらきら	南新町2-4-28								○							
77	グループホーム和み庵	北新町1-3-18								○							
78	サンリスペクト	天美南6-7-3								○							
79	レコードブック天美	天美北3-18-15								○							
80	リハステーションかえで	天美東8-14-20 サン ライズ天美103								○							
81	メープルコートあまみ	三宅西2-11-20								○							
82	彩乃里	天美我堂2-287								○							
83	Kコート南新町	南新町5-8-10								○							
84	植村耳鼻咽喉科	天美東7-7-1 メゾンブ ランシュ2F															○

85	江崎眼科	天美東7-7-14																○
86	御勢医院	天美東8-2-29																○
87	船井皮膚科	天美東7-7-20																○
88	箕浦医院	天美東6-18-37																○
89	李クリニック	天美東7-2-27																○
90	松原徳洲会病院（徳洲苑含む）	天美東7-13-26																○
91	片平内科	天美南2-83-3																○
92	武田整形外科クリニック	天美南2-90																○
93	ひのうえ眼科	天美東8-1-23																○
94	山田医院	天美南6-5-3																○
95	吉村病院	別所7-5-2																○
96	ほづみ小児科クリニック	天美我堂4-62-1																○
97	阪南中央病院	南新町3-3-28																○
98	木下整形外科医院	南新町5-1-35																○
99	西澤クリニック	東新町4-15-2																○

100	益海医院	南新町1-10-10															○			
101	森村医院	南新町1-11-27																○		
102	ディサービスにじいろ倶楽部まつばら	大堀3-2-1											○							
103	運動療育型児童デイあろは	天美東7-12-25-10 1											○							
104	みんなの木天美	天美東8-4-29 1階											○							
105	ハレタソラ天美	天美南6-8-9											○							
106	みらいっぽ	大堀3-7-29											○							

資料5-4 災害時におけるボランティア活動登録カード

災害ボランティア受付票（団体用）

受付日	年 月 日 ()	受付NO	
-----	-----------	------	--

太枠内のみご記入ください。

このセンターで受付 → 初めて ・ 回目									
フリガナ							担当者名		
団体名									
団体所在地	〒								
JEL				携帯電話					
活動希望期間	本日のみ ・ 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日								
来所方法 到着予定日	バス () 台 ・ 自動車 () 台 ・ その他 () 到着予定日：令和 年 月 日								
ボランティア活動保険	・ 加入済 () 名 ・ 未加入 () 名								
活動者 名簿 (別紙名簿 でも可) ※ボランティア活動保険未 加入者はNO に「O」をし てください。	NO	氏名	年齢	性別	NO	氏名	年齢	性別	
	1				11				
	2				12				
	3				13				
	4				14				
	5				15				
	6				16				
	7				17				
	8				18				
	9				19				
10				20					

ここに記載する個人情報は災害ボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

備考	
----	--

災害ボランティア受付票（個人用）

表面

受付日	年 月 日 ()	受付NO	
-----	-----------	------	--

- 1 このセンターで受付をしたことがある方は、太枠内だけをご記入ください。
 2 ここに記載する個人情報は災害ボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

このセンターで受付 → 初めて ・ 回目			
フリガナ		性別	男 ・ 女
氏 名		生年 月日	大正 昭和 年 月 日 平成 () 才
住 所	〒		
TEL		携帯電話	
緊急連絡先	上記以外にあれば記入してください		
活動予定 期 間	本日のみ ・ 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
ボランティ ア活動保険	加入済 ・ 未加入		
健 康 チェック	良好・心配なこと ()	その他の病気 有 () ・ 無	
	治っていないケガ 有 () ・ 無		
血液型	血液型 □:A □:B □:O □:AB // Rh□:+プラス □:-マイナス		
車輛の 提供	(不可・可) ※可の方へ → ボランティア活動中の車両における事故等については、自身の 保険等で対応します (ご署名)		
備考			

資格・特技等について

裏面

資格免許	<input type="checkbox"/> :運転免許（ <input type="checkbox"/> :普通 <input type="checkbox"/> :大型 <input type="checkbox"/> :自二 <input type="checkbox"/> :その他） <input type="checkbox"/> :医師 <input type="checkbox"/> :薬剤師 <input type="checkbox"/> :看護師 <input type="checkbox"/> :保健師 <input type="checkbox"/> :助産師 <input type="checkbox"/> :保育士 <input type="checkbox"/> :救急救命士 <input type="checkbox"/> :社会福祉士 <input type="checkbox"/> :介護福祉士 <input type="checkbox"/> :ホームヘルパー <input type="checkbox"/> :マッサージ師 <input type="checkbox"/> :理美容師 <input type="checkbox"/> :建築士（ 級） <input type="checkbox"/> :手話通訳士 <input type="checkbox"/> :調理師 <input type="checkbox"/> :栄養士 <input type="checkbox"/> :精神保健福祉士 <input type="checkbox"/> :ケアマネジャー <input type="checkbox"/> :防災士、防災介助士等、防災関連資格 <input type="checkbox"/> :アマチュア無線 <input type="checkbox"/> :その他（ ）
特技等	<input type="checkbox"/> :災害ボランティアの経験 <input type="checkbox"/> :イラスト <input type="checkbox"/> :パソコン <input type="checkbox"/> :介護 <input type="checkbox"/> :要約筆記 <input type="checkbox"/> :点字 <input type="checkbox"/> :手話 <input type="checkbox"/> :外国語通訳（ 語） <input type="checkbox"/> :電気工事関係 <input type="checkbox"/> :建築土木関係 <input type="checkbox"/> :自動車・自転車修理 <input type="checkbox"/> :事務 <input type="checkbox"/> :屋根上の修理補修 <input type="checkbox"/> :床はがし <input type="checkbox"/> :壁解体 <input type="checkbox"/> :泥かき <input type="checkbox"/> :室内洗浄・消毒 <input type="checkbox"/> :傾聴 <input type="checkbox"/> :その他（ ）

※これより下には何も記入しないで下さい。

受付NO	保険処理	受付担当
備 考		

6 医療機関等関係

資料6-1 大阪府内災害拠点病院一覧

1 災害拠点病院（基幹災害医療センター）

（令和元年5月1日現在）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数	I C U 病床数
大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3丁目1番56号	06-6692-1201	06-6606-7000	865	18

2 災害拠点病院（地域災害医療センター）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数	I C U 病床数
大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通2-13-22	06-6929-1221	06-6929-2041	1,063	7
国立病院機構 大阪医療センター	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	692	8
大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	964	12
大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121	06-6632-7114	972	4
大阪府済生会千里病院	吹田市津雲台1-1-6	06-6871-0121	06-6871-0130	343	12
大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1086	10
大阪府三島救命救急センター	高槻市南芥川町11番1号	072-683-9911	072-683-6111	41	7
大阪医科大学附属病院	高槻市大学町2番7号	072-683-1221	072-682-3822	882	6
関西医科大学附属病院	枚方市新町2丁目3番1号	072-804-0101	072-804-0131	751	7
関西医科大学総合医療センター	守口市文園町10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	477	8
大阪府立中河内救命救急センター	東大阪市西岩田3-4-13	06-6785-6166	06-6785-6165	30	8
市立東大阪医療センター	東大阪市西岩田3-4-5	06-6781-5101	06-6781-2194	547	4
近畿大学病院	大阪狭山市大野東337-2	072-366-0221	072-366-0206	929	11
堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1-1-1	072-272-1199	072-272-9911	487	3
りんくう総合医療センター（大阪府泉州救命救急センター）	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111	072-469-7929	388	
大阪警察病院	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051	06-6775-2838	580	8
多根総合病院	大阪市西区西九条1-12-21	06-6581-1071	06-6581-2520	304	

岸和田徳洲会病院	岸和田市加守町4-27 -1	072-445-9915	072-445-9791	341	
----------	-------------------	--------------	--------------	-----	--

3 特定診療災害医療センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数	I C U 病床数
大阪国際がんセンター	大阪市中央区大手前3 -1-69	06-6945-1181	06-6945-1900	500	6
大阪精神医療センター	枚方市宮之阪3-16-2 1	072-847-3261	072-840-6206	473	
大阪はびきの医療センター	羽曳野市はびきの3-7 -1	072-957-2121	072-958-3291	426	6
大阪母子医療センター	和泉市室堂町840	0725-56-1220	0725-56-5682	375	6

4 市町村災害医療センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数	I C U 病床数
松原徳洲会病院	松原市天美東7-13-2 6	072-334-3400	072-332-3512	189	8

5 災害医療協力病院

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数	I C U 病床数
阪南中央病院	松原市南新町3-3-28	072-333-2100	072-335-2005	235	6
明治橋病院	松原市三宅西1-358- 3	072-334-8558	072-334-8537	396	
寺下病院	松原市岡7-191-1	072-333-1411	072-333-1777	72	
吉村病院	松原市別所7-5-3	072-336-3101	072-336-3100	222	

資料6-2 救急搬送病院一覧

1 市内

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
阪南中央病院	〃 南新町3-3-28	072-333-2100	072-335-2005
松原徳洲会病院	〃 天美東7-13-26	072-334-3400	072-332-3512
明治橋病院	〃 三宅西1-358-3	072-334-8558	072-334-8537
寺下病院	〃 岡7-191-1	072-333-1411	072-333-1777
吉村病院	〃 別所7-5-3	072-336-3101	072-336-3100
松原中央病院	〃 阿保1-2-32	072-332-4161	072-335-2005

2 市外

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高村病院	羽曳野市恵我之荘3-1-3	072-938-2631
藤本病院	羽曳野市誉田3-15-27	072-958-5566
城山病院	羽曳野市はびきの2-8-1	072-958-1000
運動器ケアしまだ病院	羽曳野市壱山100-1	072-953-1001

青山病院	藤井寺市野中4-16-25	072-953-1211
大阪府済生会富田林病院	富田林市向陽台1-3-36	072-129-1121
さくら会病院	大阪狭山市半田5-2610-1	072-366-5757
檜本病院	大阪狭山市東菜葉4-1151	072-366-1818
辻本病院	大阪狭山市池之原2-1128-2	072-366-5131
近畿大学病院	大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221
八尾市立病院	八尾市龍華町1-3-1	072-922-0881
医真会八尾総合病院	八尾沼1-41	072-948-2500
八尾徳洲会病院	八尾若草町1-17	072-993-8501
厚生会第一病院	八尾市西木の本1-63	072-992-7055
清恵会病院	堺市堺区南安井町1-1-1	072-223-8199
堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1-1-1	072-272-1199
暁美会 田中病院	堺市美原区黒山39-10	072-361-3555
馬場記念病院	堺市西区浜寺船尾町東4-244	072-265-5588
ベルランド総合病院	堺市中区東山500-3	072-234-2001
堺若葉会病院	堺市北区新金岡4-1-7	072-255-1001
大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179-3	072-252-3561
近畿中央呼吸器センター	堺市北区長曾根町1180	072-252-3021
金岡病院	堺市北区中長尾町2-4-3	072-252-2461
緑風会病院	大阪市平野区背戸口1-18-13	06-6705-1021
長吉総合病院	大阪市平野区長吉長原1-2-34	06-6709-0301
東住吉森本病院	大阪市東住吉区鷹合3-2-66	06-6606-0010
阪和記念病院	大阪市住吉区苅田7-11-11	06-6696-5591
富永病院	大阪市浪速区湊町1-4-48	06-6568-1601
大野記念病院	大阪市西区南堀江1-26-10	06-6531-0819
大阪警察病院	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051
大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201

資料6-3 市内医療機関一覧

1 松原市医師会

名 称	所 在 地	電話番号 (局番072)
池下整形外科クリニック	松原市上田5-8-17	338-1682
市丸内科	〃 上田3-4-11 ペルルYTK2F	333-3808
鶴山耳鼻咽喉科医院	〃 上田3-6-1 ゆめニティまつばら2F	335-2105
岡田眼科	〃 上田3-4-8 ロイヤルアネックス201	330-4611
中山内科	〃 上田8-16-37	331-3040
西本内科医院	〃 上田3-3-8	332-1104
西本産婦人科	〃 上田3-7-25	331-0512

西本耳鼻咽喉科	〃 上田 6—7—26	336—3341
ヒフ科クリニックいつみ	〃 上田 3—1—13 サンライズビル 2 F	330—5743
増田整形外科クリニック	〃 上田 4—4—5 ウィーヴ・ウィーヴランド 1 F	331—9030
高田泌尿器科	〃 上田 2—2—22 松原北駅前ビル 2 F	337—0020
山名医院	〃 上田 5—16—2	332—5581
塩見内科ひふ科医院	〃 上田 2—2—22 松原北駅前ビル 1 F	337—8833
西山整形外科	〃 上田 2—2—22 松原北駅前ビル 2 F	321—8350
伊藤クリニック	〃 上田 1—10—12	332—0045
梶本こころのクリニック	〃 上田 3—1—13 サンライズビル 4 F	330—3007
たかはし形成外科・美容外科	〃 上田 3—6—1 ゆめニティまつばら 2 F	335—3000
こうもと内科・消化器内視鏡クリニック	〃 上田 4—3—19	331—3011
どいこころのクリニック	〃 上田 2—6—16 上西松原駅前ビル 2 F	333—3301
いしはまクリニック	〃 阿保 3—8—21	335—4043
井上小児科内科	〃 阿保 3—4—10	336—4537
クリニックいわた	〃 阿保 3—4—31	333—1801
清水医院	〃 阿保 3—15—25	331—0705
杉山クリニック	〃 阿保 3—6—22	331—3077
田中医院	〃 阿保 2—11—1	331—0265
中原耳鼻咽喉科	〃 阿保 3—4—29	331—0465
吉本眼科	〃 阿保 1—3—12 塩野ビル 2 F	333—8666
うえだクリニック	〃 阿保 3—1—2 6	337—9000
田中眼科	〃 阿保 3—5—25 中西第2ビルF号	339—5455
松原中央病院	〃 阿保 1—2—32	331—4161
クリニックいわた	〃 阿保 3—4—31	337—8821
上田診療所	〃 新堂 3—5—12	330—5525
本吉診療所	〃 柴垣 1—24—12	335—8630
いわくら内科クリニック	〃 松ヶ丘 1—6—25	332—4477
宮高医院	〃 松ヶ丘 3—3—18	336—7933
竹田耳鼻咽喉科	〃 岡 3—4—6	332—8118
ふくしまこどもクリニック	〃 岡 2—7—3 セントヒルマンション 1 F	338—2911
田上整形外科	〃 岡 3—2—1	336—4060
松本医院	〃 岡 2—11—29	332—4470
寺下病院	〃 岡 7—191—1	333—1411
たなか内科	〃 高見の里 4—8—31	338—6338
にしやまクリニック	〃 高見の里 3—4—30	338—2480
森山眼科	〃 高見の里 4—2—20	334—1115
西田耳鼻咽喉科	〃 高見の里 3—12—22	338—3341
にしの皮フ科・アレルギー科クリニック	〃 高見の里 4—2—17 M&Iビル 2 F	284—8111
吉村えみレディースクリニック	〃 高見の里 4—2—17	339—7710
ひろわたり診療所	〃 高見の里 1—2—30	333—2202
井上整形外科・胃腸内科クリニック	〃 田井城 1—1—1 カナートモール 1 階	334—5050
可児放射線科	〃 田井城 1—145—9	335—1112
阪倉クリニック	〃 立部 5—5—12	335—3111

はくいクリニック	〃 丹南 4-169-2	336-7711
オノクリニック	〃 西野々 2-2-10	330-2600
清田クリニック	〃 西野々 1-1-1	338-3177
青木医院	〃 天美我堂 1-17-4	331-1210
ほづみ小児科クリニック	〃 天美我堂 4-61-1	337-1811
植村耳鼻咽喉科	〃 天美東 7-7-1 メゾンブランシュ 2F	333-8741
江崎眼科	〃 天美東 7-7-14	332-6600
御勢医院	〃 天美東 8-2-29	331-2345
船井皮膚科	〃 天美東 7-7-20	330-5500
箕浦医院	〃 天美東 6-18-37	332-2882
李クリニック	〃 天美東 7-2-27	330-4663
松原徳洲会病院	〃 天美東 7-13-26	334-3400
うらの在宅クリニック	〃 天美東 7-61-5 ヴィラ花水木206	331-5050
ひのうえ眼科	〃 天美東 8-1-2 3	337-8186
松田医院	〃 天美西 1-21-13	331-1136
片平内科	〃 天美南 2-83-3	332-3687
北中耳鼻咽喉科	〃 天美南 5-22-1	334-3311
武田整形外科クリニック	〃 天美南 2-90-1 エスプレーシヴォ天美1階	332-6162
山田医院	〃 天美南 6-5-3	331-0463
たけもと内科クリニック	〃 東新町 3-14-20	334-5211
西澤クリニック	〃 東新町 4-15-2	331-0012
マサキクリニック	〃 東新町 4-11-2-103	334-1992
やの耳鼻咽喉科	〃 東新町 3-5-17-119 松原アーバンコンフォート1階	339-3387
山本医院	〃 東新町 3-5-17-119 アーバンコンフォート1階	331-6234
木下整形外科医院	〃 南新町 5-1-35	336-0381
益海医院	〃 南新町 1-10-10	331-0367
森村医院	〃 南新町 1-11-27	331-0430
阪南中央病院	〃 南新町 3-3-28	333-2100
江崎医院	〃 三宅中 5-8-23	335-3503
妻谷クリニック	〃 三宅東 4-1674-1	338-5577
明治橋病院	〃 三宅西 1-358-3	334-8558
石田診療所	〃 別所 3-17-22	330-5570
高橋眼科	〃 別所 3-17-18	338-8111
吉村病院	〃 別所 7-5-3	336-3101
松本クリニック	〃 一津屋 5-9-5	336-7264
西森整形外科	〃 一津屋 5-1-4	339-0022
黒岡診療所	〃 一津屋 1-21-25	330-5272
ふじもと内科小児科クリニック	〃 西大塚 1-5-22	349-8500

2 松原市歯科医師会

名 称	所 在 地	電話番号 (局番072)
いけおか歯科医院	松原市上田5-11-34	321-2010
池田歯科医院	〃 上田5-9-22	331-7310
岩間歯科	〃 上田3-8-22 ザウバーベルク2F	333-2475
上田にしもと歯科医院	〃 上田6-7-26	336-1887
高田歯科医院	〃 上田3-3-11	332-1484
タニ歯科医院	〃 上田3-1-13 サンライズビル3F	330-8041
ジョイファミリー歯科大士	〃 上田2-5-21	337-8855
ふじい歯科クリニック	〃 上田1-7-6	338-8114
よこうち歯科医院	〃 上田4-4-1 アルコート松原102	336-8241
伊藤歯科医院	〃 新堂4-38-2	331-2828
宇野歯科医院	〃 新堂3-4-10	333-5584
後藤歯科医院	〃 阿保1-3-12 塩野ビル3F	335-1418
しげた歯科&矯正歯科医院	〃 阿保3-5-21 MCビル1F	333-4618
弓立歯科医院	〃 阿保3-16-21	333-1313
カワムラ歯科診療所	〃 松ヶ丘1-6-15	336-6480
島田歯科	〃 松ヶ丘1-336	335-2070
枝川歯科医院	〃 田井城2-2-2 サンシティ松原1F	336-7272
小淵歯科医院	〃 高見の里4-2-19 PAL・SHビル2F	335-6644
ふくもと歯科	〃 高見の里2-20-8	334-7618
古橋歯科	〃 高見の里4-14-16	336-6220
松川歯科医院	〃 高見の里5-455-4	333-2418
松谷歯科医院	〃 高見の里1-15-5	334-6480
清誠歯科	〃 田井城1-1-1 カナートモール松原1F	349-1515
岡田歯科医院	〃 岡2-5-2	332-6474
寺下歯科	〃 岡7-191-2	334-0811
シモムラ歯科医院	〃 丹南4-117-83	335-3457
林歯科	〃 天美我堂1-7 アサヒプラザ松原F棟201	333-3585
わたなべ歯科	〃 天美我堂2-389-2	330-0822
ひがしの歯科医院	〃 天美我堂1-71	331-8020
塩井歯科医院	〃 天美東7-12-18 ジョイフル21 2F	336-2224
隅野歯科	〃 天美東8-1-9 清月ビル2F	331-3031
中辻歯科医院	〃 天美東7-3-4	333-6060
辻本歯科医院	〃 天美西1-4-28	336-8564
柴田歯科医院	〃 天美西1-16-9	334-3366
奥野歯科医院	〃 天美南1-98-25	336-1823
芝野歯科医院	〃 天美南5-18-7	333-9792
下野歯科医院	〃 天美南5-2-2	332-0418
すが歯科医院	〃 天美南5-20-30	338-4618
たなか歯科クリニック	〃 天美南2-197-5	333-8241
さつき歯科	〃 東新町3-5-17 (111) 松原アーバンコンフォート1F	335-8241

藤田歯科医院	〃 東新町 3—6—18	332—0858
鶴谷歯科医院	〃 南新町 1—12—29	334—9924
谷下歯科医院	〃 北新町 6—158—3	331—8964
堀内歯科医院	〃 三宅中 3—10—6	335—8824
いなだ歯科	〃 三宅中 1—2—25	338—5489
早川歯科医院	〃 一津屋 4—3—21	332—3660
福田歯科	〃 一津屋 4—5—9	337—0012
かねだ歯科クリニック	〃 天美東 7—1 0—2 0 ロイヤルパレ天美 1 階	337—5588
とも歯科クリニック	〃 天美南 3—1 5—5 7	338—2244
わたなべ歯科	〃 天美我堂 2—3 8 9—2	330—0822

3 松原市薬剤師会

名 称	所 在 地	電話番号(局番072) (F A X 番号)
イソノ薬局	〃 上田 1—10—9	331—0446 (336—0999)
日の丸薬局	〃 上田 3—4—4	331—0919 (332—0932)
わかば薬局	〃 上田 3—1—13	339—6630 (339—6640)
ピープル薬局	〃 上田 3—4—11	333—5900 (333—5911)
松原中央薬局	〃 上田 7—14—15	332—9332 (332—9332)
ライフオート松原薬局	〃 上田 5—10—37	341—0395 (332—0378)
ラビット松原薬局	〃 上田 2—2—22	349—0300 (349—0301)
いるか薬局	〃 上田 1—4—5	332—1721
アイセイ薬局 松原店	〃 阿保 3—15—24	338—3577 (338—3588)
アイ薬局	〃 阿保 3—5—25	349—0508 (349—0508)
いるか薬局	〃 阿保 1—4—12	332—1721 (332—1723)
あお薬局	〃 阿保 1—3—12	349—6646
品川薬局	〃 松が丘 1—4—21	331—4343 (331—4525)
漢薬堂薬局	〃 新堂 3—4—10	336—0067 (336—0207)
きらら薬局	〃 新堂 3—5—10	337—7622 (337—7623)

なないろ薬局 松原店	〃 高見の里 1—2—30	330—1890
おひさま薬局	〃 高見の里 4—8—27	338—5338 (338—5339)
セントラル薬局	〃 高見の里 1—13—13	332—9956 (332—9957)
井内薬局	〃 高見の里 3—4—42	331—4627 (331—4627)
オリーブ薬局	〃 高見の里 4—2—17	339—3223 (339—3223)
いちご薬局	〃 岡 2—7—5	336—1589 (336—1588)
トンボ薬局	〃 河合 1—1—26	338—8660 (338—8661)
宮崎薬局	〃 立部 1—121	334—7600 (334—5160)
天美ケンコー薬局	〃 天美東 7—2—28	337—7506 (337—7701)
ブラザ薬局 天美店	〃 天美東 2—135—2	336—0150
アイン薬局 松原店	〃 天美東 7—69	289—6286
ぱぷりか薬局	〃 天美南 3—13—14	289—8346
天美薬局	〃 天美南 5—17—18	331—0644 (331—0093)
林薬局	〃 天美南 5—18—17	331—0178 (331—0478)
やまと薬局	〃 天美南 5—20—2	338—3480 (338—3477)
太田薬局	〃 東新町 3—5—17	331—7352 (331—7352)
パートナーぬのせ薬局	〃 東新町 4—11—2	339—7771 (339—7772)
リーフ薬局	〃 東新町 3—5—17	369—4360 (369—4361)
うめ薬局	〃 南新町 3—2—29	349—1362 (349—1372)
芝池じゅんあい薬局	〃 南新町 1—105—3	336—1122 (336—3314)
アイセイ薬局 南新町店	〃 南新町 1—11—26	333—1051 (333—1052)
みやげ薬局	〃 三宅西 1—360—1	333—3975 (333—3903)
フロンティア薬局 一津屋店	〃 一津屋 1—19—14	338—0051
アリカワ薬局	〃 一津屋 3—5—27	334—2424 (334—2424)

別所うめ薬局	〃 別所 3—17—19	337—8165 (337—8166)
別所薬局	〃 別所 7—3—9	349—8875

資料 6 - 4 松原市開業獣医師会

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西田獣医	松原市上田 5 丁目 10 番 11 号	072-331-5454
松原動物病院	〃 田井城 1 丁目 174 番地の 1	072-331-3493
宇野犬ねこ病院	〃 高見の里 3 丁目 1 番 8 号	072-331-8569
あわづ動物病院	〃 立部 2 丁目 6 番 21 号	072-336-0099
田中動物病院	〃 天美我堂 4 丁目 10 番 28 号	072-330-3191
中島獣医科医院	〃 天美南 6 丁目 5 番 1 号	072-333-1565
梅原動物病院	〃 東新町 3 丁目 5 番 17 号	072-335-8341

松原市開業獣医師

サクライ動物病院	松原市岡 2 丁目 6 番 23 号	072-331-9171
天美動物診療所	松原市天美東 8 丁目 9 番 27 号	072-349-8064

資料 6 - 5 医療救護所の設置予定施設一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市立保健センター	松原市田井城 3 丁目 104 番地の 2	072-336-7100
市立中央公民館	〃 新堂 2 丁目 683 番地の 2	072-334-1330
市立三宅公民館	〃 三宅中 3 丁目 17 番 15 号	072-331-0039

7 食料・給水・備蓄等関係

資料7-1 応急給水拠点箇所一覧

応急給水拠点	所在地	電話
丹南浄水場	松原市丹南2丁目241番地	072-332-3345
阿保浄水場	〃 阿保5丁目20番4号	072-332-1122
天美我堂配水場	〃 天美我堂3丁目124番地の1	072-335-7575

資料7-2 緊急給水拠点一覧

名称	上下水道部 (本部)	丹南浄水場	阿保浄水場	天美我堂配水場	合計	
住所	松原市阿保 1-1-1	松原市丹南 2-241	松原市阿保 5-20-4	松原市天美我堂 3-124-1	—	
配水池	(給水塔)	○	○	○	—	
応急給水関係	給水車	1台 (2m ³)	1台 (2m ³)	—	—	2台 (4m ³)
	給水タンク	2基 (1.0m ³)	2基 (1.0m ³) 2基 (0.3m ³)	1基 (1.5m ³) 2基 (0.3m ³)	2基 (0.3m ³)	1基 (1.5m ³) 4基 (1.0m ³) 6基 (0.3m ³)
仮給水栓 (4栓式)	7基	4基	2基	3基	16基	

資料7-3 災害用井戸 (生活用水用) 設置箇所一覧

災害用井戸設置箇所	所在地	電話
松原市民運動広場	松原市岡7-212	072-334-1550 (危機管理課)
市立松原第七中学校	〃 一津屋2-1-9	072-339-2507
市立松原中学校	〃 新堂1-604-1	072-339-2501
市立松原第二中学校	〃 三宅西2-12-1	072-339-2502
市立松原第三中学校	〃 東新町3-1-23	072-339-2503
市立松原第四中学校	〃 別所3-19-28	072-339-2504
市立松原第五中学校	〃 天美我堂3-124-2	072-339-2505
市立松原第六中学校	〃 岡1-340	072-339-2506
あと小学校15校		
阪南大学系3箇所		

資料7-4 大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について

重要物資確保の基準について

(1) アルファ化米等

避難所避難者数 $\times 3 \times 1.2$ (注)により算出した数量を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(注)1.2という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。

(2) 高齢者用食

上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) を高齢者食とする。

(3) 粉ミルク又は液体ミルク

【粉ミルク】

避難所避難者数 $\times 1.6\%$ (0~1歳人口比率) $\times 70\%$ (人口授乳率) $\times 130\text{g}$ /人/日 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

【液体ミルク】

避難所避難者数 $\times 1.6\%$ (0~1歳人口比率) $\times 70\%$ (人口授乳率) $\times 1$ リットル/人/日 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(4) 哺乳瓶

避難所避難者数 $\times 1.6\%$ (0~1歳人口比率) $\times 70\%$ (人口授乳率) $\times 1$ 本(注)/人 を市町村が備蓄。
府は、予備分を備蓄。

(注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は、5回とする

(5) 毛布

避難所避難者数 \times 必要枚数2枚/人 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(6) 乳児・小児用及び大人用おむつ

【乳児・小児用】

避難所避難者数 $\times 2.5\%$ (0~2歳人口比率) $\times 8$ 枚(注)/人/日 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(注)8枚/人/日は3Hで1枚使用すると平均データから算出 (内閣府確認)

【大人用おむつ】

避難所避難者数 \times 必要者割合0.005 $\times 8$ 枚(注)/人/日 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(注)8枚/人/日は3Hで1枚使用すると平均データから算出 (内閣府確認)

(7) 生理用品

避難所避難者数 $\times 48\%$ (12~51歳人口比率) $\times 52\%$ (注) (12~51歳女性人口比率) $\times 5/32$ (月経周期) $\times 5$ 枚/人/日 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(注)対象年齢12歳から51歳、月経周期5日/32日については、日本産婦人科学会著書「女と男のディクショナリー」を参考

(8) 簡易トイレ

避難所避難者数 $\times 0.01$

※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型 (マンホールトイレ等含む)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。また、府及び市町村がそれぞれ備蓄

(9) トイレットペーパー

避難所避難者数 $\times 7.5\text{m}$ (注)/人/日 $\times 3$ 日 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(注) NPO緊急災害備蓄推進協議会(経済産業省推奨)によると、4人家族で150m巻き6ロールを

約1か月分としている。150m×6ロール÷4人×30日=7.5m/人/日

(10) マスク

避難所避難者数×3 を府及び市町村がそれぞれ備蓄

〈大阪府の被害想定に基づく松原市の整備目標〉

(最大避難所避難者数：17,700人)

(令和2年9月)

	アルファ化米	高齢用食	粉ミルク	液体ミルク	乳児・小児用おむつ	大人用おむつ
目標量	30,267食	1,593食	13,000g	99ℓ	1,770枚	354枚
備考	1日一人3食	1日一人3食	1日一人130g	1日一人1ℓ	1日一人8枚	1日一人8枚
	哺乳ビン	生理用品	簡易トイレ	トイレットペーパー	毛布	マスク
目標量	199本	1,726枚	177基	93パック	17,700枚	26,550枚
備考	一人1本	1日一人5枚	100人に1基	1日一人7.5m (1パック12ロール入り)	一人2枚	3日分

8 輸送等関係

資料8-1 市有車両一覧

車	番	車 種
1	和泉800さ1399	小型特殊
2	和泉80あ2135	軽 特殊
3	和泉480こ6552	軽 貨 物
4	和泉41ゆ8984 スピーカー付	軽 貨 物
5	和泉41ゆ7305	軽 貨 物
6	和泉480え7155 スピーカー付 MT	軽 ダンプ
7	和泉880あ1373	軽 貨 物
8	和泉480け6975 スピーカー付	軽 貨 物 天然ガス
9	和泉41ゆ8408 MT	軽ダンプ
10	和泉43あ4864	軽 貨 物
11	和泉41ゆ7306	軽 貨 物
12	和泉41る3531	軽 貨 物
13	和泉54や2891 ETC	小 型 乗 用
14	和泉301ふ7677 ETC	普 通 乗 用 P H V
15	和泉50よ7096 スピーカー付	軽 乗 用
16	和泉50よ7097 スピーカー付	軽 乗 用
17	和泉41よ3573	軽 貨 物

車	番	車 種
18	和泉200さ 32 ETC	普 通 マイクロバス
19	和泉41る3733	軽 貨 物
20	和泉41る3734	軽 貨 物
21	和泉100さ2044 スピーカー付	普 ト ラ
22	和泉43け5892 MT	軽 ダンプ
23	和泉41る4499 MT	軽 ダンプ
24	和泉300む5409 ETC	普 通 乗 用
25	和泉501め4195 ETC	小 型 乗 用 H V
26	和泉501も337 ETC	小 型 乗 用
27	和泉480こ6553	軽 貨 物
28	和泉301と243 ETC	小 型 乗 用 P H V
29	和泉480そ9401	軽 貨 物
30	和泉41る2935 スピーカー付	軽 ト ラ
31	和泉480た9495 スピーカー付	軽 貨 物
32	和泉480た9496 スピーカー付	軽 貨 物
33	和泉480ち6223 スピーカー付	軽 貨 物
34	和泉480つ7807	軽 貨 物

車 番	車 種
35 和泉480㊦7801	軽 貨 物
36 和泉400㊦9331	小 型 貨 物
37 和泉580せ546	軽 乗 用
合 計	3 7 台

資料 8 - 2 市内緊急交通路一覽

路 線 名		区 間	
広域緊急交通路	自動車専用道路	阪神高速大阪松原線	大阪市境～松原 J C T
		阪神高速大和川線	松原 J C T～大阪市境
		近畿自動車道	大阪市境～松原 J C T
		西名阪自動車道	藤井寺市境～松原 J C T
		阪和自動車道	堺市境～松原 J C T
	一般道路	国道309号	大阪市境～堺市境
		大阪中央環状線	大阪市境～堺市境
地域緊急交通路	府 道	堺大和高田線	堺市境～羽曳野市境
		大阪狭山線	堺市境～府道堺大和高田線
		大阪狭山線	府道堺大和高田線～大阪市境
		大阪狭山線	大阪市境～大堀堺線
		我堂金岡線	大堀堺線～堺市境
		大堀堺線	大阪狭山線～府道郡戸大堀線
		大堀堺線	堺市境～府道郡戸大堀線
		郡戸大堀線	大阪市境～府道堺大和高田線
		大阪狭山線	大阪狭山線～大堀堺線
		大阪狭山線	大阪狭山線～住吉八尾線
	住吉八尾線	大阪狭山線～大阪中央環状線	
	市 道	上田新堂東線	府道堺大和高田線～市道新堂南線
		新堂南線	国道309号線～大阪中央環状線

資料 8 - 3 災害時用臨時ヘリポート一覽

名 称	所 在 地
一津屋運動広場	松原市一津屋4丁目334番地の3
大塚運動広場	立部3丁目399番地の1
天美西運動広場	天美西4丁目230番地の1

松原市民運動広場	岡 7 丁目212番地
大和川西運動広場	天美北 4 丁目112番地の 2 先
大和川東運動広場	若林 2 丁目138番地の 1
三宅東公園	三宅東3, 4丁目地内

資料 8 - 4 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

<p>1 地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)</p> <p>2 地面斜度 6 度以内のこと。</p> <p>3 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。 [必要最小限度の地積]</p> <p>◎大型ヘリコプター … 100m四方の地積</p> <p>◎中型ヘリコプター … 50m四方の地積</p> <p>◎小型ヘリコプター … 30m四方の地積</p> <p>4 二方向以上から離着陸が可能であること。</p> <p>5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。</p> <p>6 車両等の進入路があること。</p> <p>◎なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。</p> <p>1 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。 これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。</p> <p>2 着陸点にはHを表示すること。</p> <p>3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。</p>

資料 8 - 5 物資輸送拠点一覧

名 称	所 在 地
一津屋運動広場	松原市一津屋 4 丁目334番地の 3
大塚運動広場	〃 立部 3 丁目399番地の 1
天美西運動広場	〃 天美西 4 丁目230番地の 1
松原市民運動広場	〃 岡 7 丁目212番地
天美西公園	〃 天美西5, 6丁目地内

資料 8 - 6 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証

1 緊急通行車両等確認事前届出

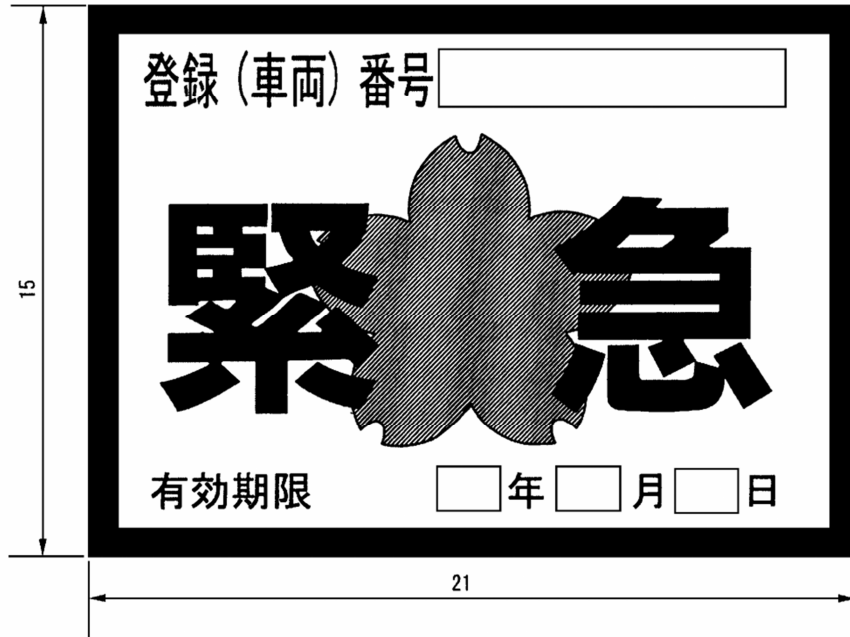
2 緊急通行車両等事前届出済証

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 大阪府公安委員会 殿 届出者住所 (電 話) 氏 名 印		() 第 号 災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 大阪府公安委員会 印	
番号標に表示されて い る 番 号		注意事項 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要なくなったとき。	
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあつ ては、輸送人員又は 品名）			
使 用 者	住 所 () 局 番 氏 名		
出 発 地			

注：1 指定行政機関等の保有する車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。

2 指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等の写し1通）を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署に提出すること。

資料 8 - 8 緊急通行車両等の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録 (車両) 番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録 (車両) 番号並びに年、月及び日を表示する部分を白地、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 8-9 緊急通行車両等事前届出済車一覧

車 両 番 号	種 別	用 途	形 状
和泉800さ1399	小型	特殊	身体障がい者輸送車
和泉80あ2135	軽自動車	特殊	車いす移動者
和泉480こ6552	軽自動車	貨物	バン
和泉41ゆ8984	軽自動車	貨物	バン
和泉41ゆ7305	軽自動車	貨物	バン
和泉480え7155	軽自動車	貨物	ダンプ
和泉880あ1373	軽自動車	特殊	道路作業用
和泉480け6975	軽自動車	貨物	バン
和泉41ゆ8408	軽自動車	貨物	ダンプ
和泉43あ4864	軽自動車	貨物	バン
和泉41ゆ7306	軽自動車	貨物	バン
和泉41る3531	軽自動車	貨物	バン
和泉54や2891	小型	乗用	箱型
和泉50よ7096	軽自動車	貨物	バン
和泉50よ7097	軽自動車	貨物	バン
和泉41よ3573	軽自動車	貨物	バン
和泉200さ 32	普通	乗合	バス
和泉41る3733	軽自動車	貨物	バン
和泉41る3734	軽自動車	貨物	バン
和泉100さ2044	普通	貨物	キャブオーバー 2t
和泉43け5892	軽自動車	貨物	ダンプ
和泉41る4499	軽自動車	貨物	ダンプ
和泉300む5409	普通	乗用	箱型
和泉501め4195	小型	乗用	箱型
和泉501も337	小型	乗用	箱型
和泉480こ6553	軽自動車	貨物	バン
和泉301と243	小型	乗用	箱型
和泉480そ9401	軽自動車	貨物	バン
和泉41る2935	軽自動車	貨物	キャブオーバー
和泉480た9495	軽自動車	貨物	バン
和泉480た9496	軽自動車	貨物	バン
和泉480ち6223	軽自動車	貨物	バン

和泉480つ7807	軽自動車	貨物	バン
和泉480つ7801	軽自動車	貨物	バン
和泉400て9331	小型	貨物	キャブオーバー
和泉580せ546	軽自動車	乗用	箱型
和泉88す7979	普通	特種	給水車
和泉800す5655	普通	特種	給水車

9 防災プラネット関係

資料9-1 防災プラネット基幹校一覧

防災プラネット		所在地	電話番号
第1地区	松原中学校	松原市新堂1丁目604番地の1	072-339-2501
第2地区	天美北小学校	〃 天美東4丁目240番地の1	072-335-7400
第3地区	布忍小学校	〃 南新町1丁目6番17号	072-332-0001
第4地区	松原北小学校	〃 阿保1丁目16番3号	072-332-0431
第5地区	天美小学校	〃 天美東8丁目12番22号	072-332-0333
第6地区	松原南小学校	〃 岡4丁目1番5号	072-332-1650
第7地区	恵我小学校	〃 大堀3丁目4番17号	072-332-1212

配備資機材

(各箇所当たり)

番号	品名	数量
1	コードリール	1基
2	バール	10本
3	大型ハンマー	5本
4	大ヨキ	5本
5	ノコギリ	10本
6	ツルハン	10本
7	スコップ	10丁
8	チェンソー	1台
9	ワンタッチリヤカー	1台
10	角型組立水槽	1基
11	二つ折担架	1基
12	サイレン付メガホン	1個
13	油圧ジャッキ	1台
14	発電器	1台
15	投光器	1台
16	可搬式動力ポンプ一式	1台
17	炊飯装置	1台
18	ろ水機	1台
19	作業服	30着
20	ヘルメット	30個
21	雨合羽	30着
22	長靴	30足
23	メガホン	2個
24	ライト	5個
25	ロッカー	2台

※尚、各倉庫の大きさに準じて備蓄するものとする

10 災害対策本部等関係

資料10-1 松原市防災会議委員一覧

会 長：松原市長

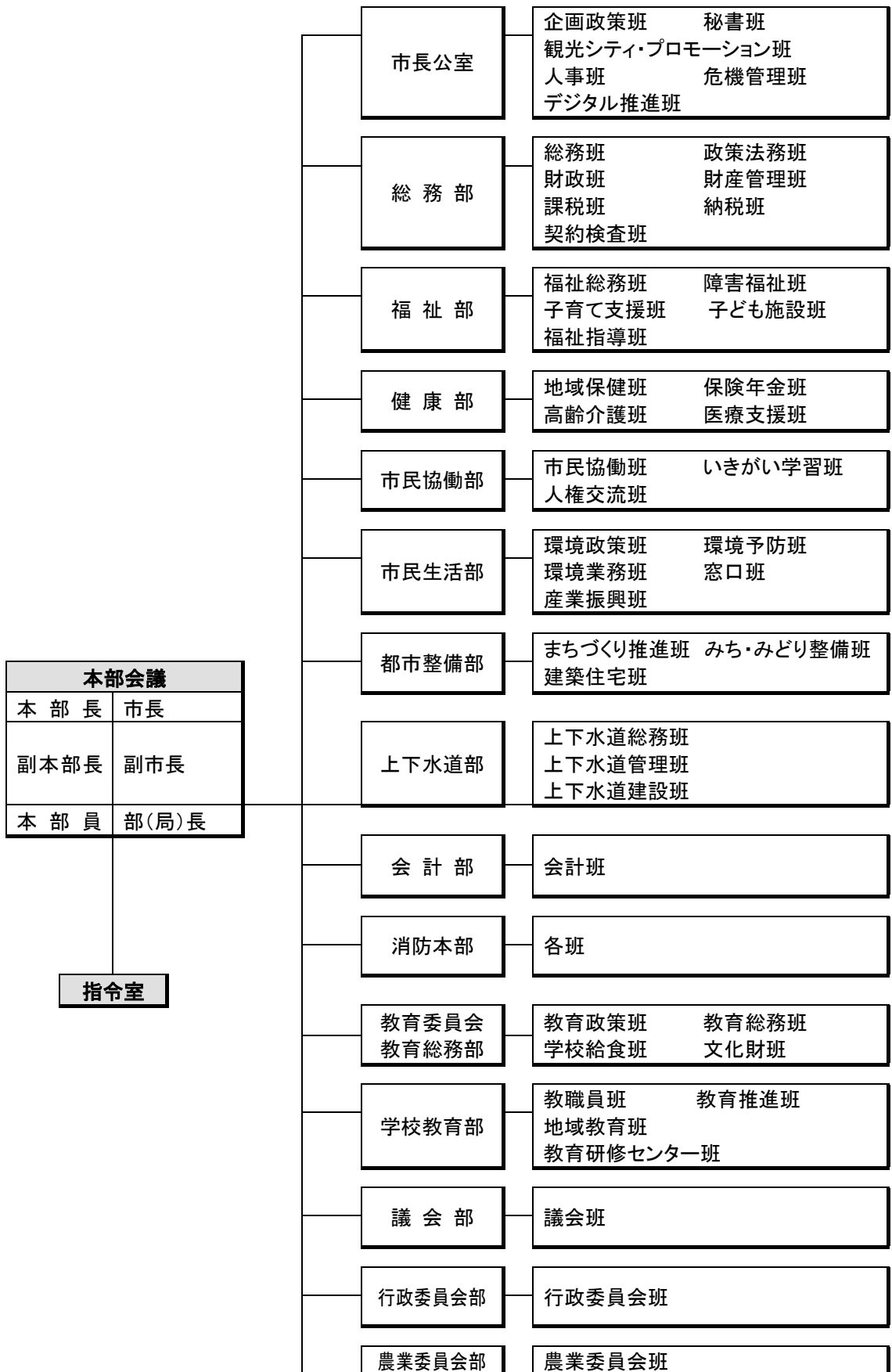
	職 名
条例第3条第5項第1号委員 (指定地方行政機関の長)	近畿地方整備局 大和川河川事務所長
	国土交通省大阪航空局八尾空港事務所空港長
条例第3条第5項第3号委員 (大阪府知事の部内の職員)	大阪府富田林土木事務所長
	大阪府藤井寺保健所次長
	大阪府富田林土木事務所 地域支援・企画課長
条例第3条第5項第5号委員 (市長が指定する市職員)	副市長
	副市長
	市長公室長
	都市整備部長
	上下水道部長
条例第3条第5項第8号委員 (指定公共機関又は指定地方公共機関の長)	日本郵便株式会社 松原郵便局長
	近畿日本鉄道株式会社 藤井寺駅長
	近鉄バス株式会社 営業部 松原営業所長
	西日本電信電話株式会社関西支店 設備部長
	関西電力送配電株式会社 大阪支社 東大阪地域統括長
	大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部 導管計画チーム マネジャー
条例第3条第5項第9号委員 (自主防災組織を構成する者 又は学識経験者)	松原防犯協議会 (会長)
	松原商工会議所 (会頭)
	松原市婦人防火クラブ連合会 (会長)
	松原市町会連合会 (会長)
	松原市自主防災組織連絡協議会 (会長)
	松原市赤十字奉仕団 (委員長)
	特定非営利活動法人 松原市防災士会 (理事長)
	松原市民生委員児童委員協議会 (会長)
	松原市医師会 (副会長)
	松原市PTA協議会 (副会長)
	松原市老人クラブ連合会 (女性部長)
	松原市社会福祉協議会 (評議員)
	阪南大学 (経済学部准教授)
	松原青年会議所 (理事長)

(任期指定のない委員)

条例第3条第5項第2号委員	陸上自衛隊第37普通科連隊第3中隊長
条例第3条第5項第4号委員	松原警察署長
条例第3条第5項第6号委員	松原市教育長
条例第3条第5項第7号委員 (消防長及び消防団長)	松原市消防長
	松原市消防団長

資料10-2 松原市災害対策本部の組織及び事務分掌

1 災害対策本部の組織



2 災害対策本部の事務分掌

部 名 (部長)	班 名 (班長)	分 掌 事 務
市長公室 (市長公室長)	企画政策班 (企画政策課長)	1 本部の庶務に関する事。 2 各部及び各執行機関との総合連絡調整に関する事。 3 災害救助法の適用申請に関する事。 4 災害復興計画に関する事。
	秘書班 (秘書課長)	1 本部長(市長)及び副本部(副市長)長の秘書に関する事。 2 自主防災組織との連絡調整に関する事。
	人事班 (人事課長)	1 職員の動員に関する事。 2 職員の動態及び被災に関する事。
	危機管理班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置等に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 他部からの被害状況のとりまとめに関する事。 4 配備指令に関する事。 5 防災行政無線に関する事。 6 災害情報の収集・伝達に関する事。 7 警戒レベルに関する事。 8 消防本部、消防団との連絡調整に関する事。 9 警察、関係機関等との連絡調整に関する事。 10 災害情報の収集及び府等への報告に関する事。
	デジタル推進班 (デジタル推進課長)	1 災害時における電子計算システムの管理及びデータ保存に関する事。
	観光・シティプロモーション班 (観光・シティプロモーション課長)	1 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 災害時の広報活動に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 観光客等の避難支援対策に関する事。 5 観光関係団体及び物産関係団体への情報提供及び情報収集に関する事。 6 災害記録、写真の撮影及び各種資料の収集に関する事。 7 被災観光客の帰省支援対策に関する事。
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	1 庁舎の被害調査及び応急対策に関する事。 2 市有車両及び車両の確保に関する事。 3 庁内放送に関する事。 4 緊急輸送車両の確認申請に関する事。
	政策法務班 (政策法務課長)	1 災害関係文書の收受、配布及び発送に関する事。
	財政班 (財政課長)	1 災害対策の予算措置に関する事。

	財産管理班 (財産管理課長)	1 市有財産の被害状況調査の総括に関する事。
	課税班 (課税課長)	1 土地、家屋、設備等の被害調査に関する事。 2 罹災証明の発行に関する事。 3 災害による市税の減免等に関する事。
	納税班 (納税課長)	1 課税班の応援に関する事。
	契約検査班 (契約検査室長)	1 被災者(傷病者、死亡者を含む。)の調査に関する事。 2 応急用災害物資の調達に関する事。
福祉部 (福祉部長)	福祉総務班 (福祉総務課長)	1 部内の応援調整に関する事。 2 福祉対策の総合企画、調整及び救助の実施に関する事。 3 民生委員及び児童委員等との連絡調整に関する事。 4 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 5 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 6 救援物資の受入れ、仕分け等に関する事。 7 ボランティアの受入れに関する事。
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1 総合福祉会館の被害調査及び応急対策に関する事。 2 障害者等の被害調査及び応急対策に関する事。
	子ども未来室子ども施設班 (子ども未来室子ども施設課長)	1 園児・児童の安全確保に関する事。 2 児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 3 保護者との連絡調整に関する事。 4 臨時保育所の開設に関する事。
	子ども未来室子育て支援班 (子ども未来室子育て支援課長)	1 子ども施設班の応援に関する事。
	福祉指導班 (福祉指導課長)	1 社会福祉法人の被害状況の調査及び連絡、調整、報告に関する事。
健康部 (健康部長)	地域保健班 (地域保健課長)	1 医療機関の被害状況の調査に関する事。 2 医療救護所の設置及び運営に関する事。 3 保健所との連絡調整に関する事。 4 医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社等関係団体との連絡調整に関する事。 5 保健センターとの連絡調整に関する事。 6 医療助産活動に関する事。 7 医療救護班の要請に関する事。 8 医薬品及び医療用資器材の確保に関する事。 9 感染症予防に関する事。 10 被災者の医療看護に関する事。 11 避難所への巡回相談に関する事。 12 被災者への臨時健康相談、健康診断に関する事。
	保険年金班 (保険年金課長)	1 部内の応援に関する事。

	高齢介護班 (高齢介護課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の避難誘導に関する事。 2 老人センター等の被害調査及び応急対策に関する事。 3 高齢者の被害状況の把握及び救護に関する事。 4 老人福祉関係団体との連絡調整に関する事。
	医療支援班 (医療支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の応援に関する事。
市民協働部 (市民協働部長)	市民協働班 (市民協働課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人等の避難誘導に関する事。 2 外国人等の被害状況の把握及び救護に関する事。 3 自治振興会(町会)との連絡調整に関する事。
	いきがい学習班 (いきがい学習課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 2 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 3 社会体育施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 4 少年自然の家等所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。
	人権交流班 (人権交流室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 2 部内の応援調整に関する事。
市民生活部 (市民生活部長)	環境政策班 (環境政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 部内の応援調整に関する事。 3 し尿、ごみ等災害時の廃棄物関係の総合対策に関する事。 4 し尿業者等関係団体との連絡調整に関する事。 5 災害時の総合環境対策に関する事。
	環境予防班 (環境予防課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 獣医師会に関する事。 2 死体の処理及び埋葬に関する事。
	環境業務班 (環境業務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症の予防対策に関する事。 2 ごみの処理に関する事。 3 がれきの処理に関する事。 4 防疫対策の実施に関する事。
	窓口班 (窓口課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 身元不明及び行方不明者に関する事。 2 部内の応援に関する事。
	産業振興班 (産業振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 商工業施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 主要食料の調達に関する事。 4 生活必需品等の調達に関する事。 5 農協、土地改良区水利組合等との連絡調整に関する事。 6 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事。 7 商工会議所との連絡調整に関する事。 8 商工業者の災害復旧資金のあっせん等に関する事。 9 農業金融に関する事。

都市整備部 (都市整備部長)	まちづくり推進班 (まちづくり推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう等土木関係の総合対策に関する事。 2 搬送車両及び重機類の確保・調達に関する事。
	みち・みどり整備班 (みち・みどり整備課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 道路交通の確保に関する事。 3 道路情報の収集・伝達に関する事。 4 都市公園施設等の被害調査に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 土木業者との連絡調整に関する事。 7 道路・橋等の災害復旧資機材に関する事。 8 都市公園施設等の応急対策に関する事。
	建築住宅班 (建設住宅課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 2 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急対策に関する事。 3 公共住宅への入居措置に関する事。 4 建築業者との連絡調整に関する事。 5 被災者の建築相談に関する事。
上下水道部 (上下水道部長)	上下水道総務班 (上下水道総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道復旧の総合対策に関する事。 2 部内の応援調整に関する事。 3 上水道施設被害のとりまとめに関する事。 4 上水道工事業者との連絡調整に関する事。 5 今池水みらいセンターとの連絡調整に関する事。 6 節水、給水等の広報に関する事。 7 下水道復旧の総合対策に関する事。 8 下水道施設被害のとりまとめに関する事。
	上下水道管理班 (上下水道管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事 2 上下水道施設の被害調査に関する事。 3 排水設備工事指定業者等との連絡調整に関する事。 4 給配水量の制限、水量調節及び応急給水に関する事。 5 仮設トイレの設置に関する事。
	上下水道建設班 (上下水道建設室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 上水道施設の復旧に関する事。 4 河川・下水道施設の復旧に関する事。 5 上水道災害復旧資機材の調達に関する事。 6 下水道災害復旧資機材の調達に関する事。 7 避難場所の給水設備等の点検整備に関する事。
会計部 (会計管理者)	会計班 (会計室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害用応急物資の検収に関する事。 2 義援金、見舞金の受付及び保管に関する事。 3 災害経費の収支に関する事。

消防本部 (消防長)	各 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防法に基づく消防活動に関する事。 2 消防団との連絡に関する事。 3 対策本部との連絡に関する事。 4 緊急消防援助隊に関する事。 5 消防・水防資器材等の整備及び調達に関する事。
教育委員会 教育総務部 (教育総務部長)	教育政策班 (教育政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設避難所との連絡調整に関する事。 2 市立学校施設の被害状況及び応急対策に関する事。 3 避難所(市立学校)の開設及び運営の協力に関する事。
	教育総務班 (教育総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の避難所開設の協力に関する事。 2 市立学校施設の被害状況及び応急対策に関する事。 3 市立学校施設の災害復旧計画に関する事。
	学校給食班 (学校給食課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食センターの被害調査及び応急対策に関する事。 2 学校給食センターとの連絡調整に関する事。 3 学校給食に関する事。 4 炊き出しに関する事。
	文化財班 (文化財課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の被害調査に関する事。
学校教育部 (学校教育部長)	教職員班 (教職員課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒の安全確保に関する事。 2 災害時における教職員の確保に関する事。
	教育推進班 (教育推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童・生徒及び教職員の保健管理に関する事。 2 被災児童・生徒の学用品の支給に関する事。
	地域教育班 (地域教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。
	教育研修センター班 (教育研修センター長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の応援調整に関する事。
議会部 (議会事務局長)	議会班 (参事)	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関する事。
行政委員会部 (行政委員会総合事務局長)	行政委員会班 (参事)	<ol style="list-style-type: none"> 1 他部の応援に関する事。
農業委員会部 (農業委員会事務局長)	農業委員会班 (参事)	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業振興班の応援に関する事。

1 1 条例等関係

資料11-1 松原市防災会議条例

(昭和37年9月28日)
(条例第14号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、松原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を掌理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうち市長が指定する職にある者
 - (2) 市の区域を警備区域とする陸上自衛隊の中隊長又はそれに準ずる職にある者
 - (3) 大阪府知事の部内の職員のうち市長が指定する職にある者
 - (4) 市の区域を管轄する警察署の署長
 - (5) 市職員のうち市長が指定する職にある者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうち市長が指定する職にある者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第1号、第2号（中隊長を除く。）、第3号、第5号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関

係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第5号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料11-2 松原市防災会議条例施行規則

(昭和43年8月28日)
規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、松原市防災会議条例（昭和37年条例第14号）第5条の規定に基づき、松原市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長がこれを招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 緊急を要し、会議を招集するいとまがないとき、若しくはやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、又は軽易な事項を処理する場合においては、会長は、会議が処理すべき事項（松原市地域防災計画の作成及び修正を除く。）を処分することができる。

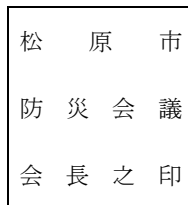
2 前項の規定による処置については、会長は、次の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(公印)

第4条 会長の公印を次のように定める。

かい書

方21mm



(庶務)

第5条 会議の庶務は、市長公室危機管理課においてこれを行う

(補則)

第6条 前各条に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、その都度会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 松原市災害対策本部規程（昭和39年規程第2号）は、廃止する。

附 則（昭和46年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年規則第26号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第13号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第20号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

資料11－3 松原市災害対策本部条例

(昭和37年9月28日)
(条例第13号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、松原市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(出先機関)

第4条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に出先機関を置くことができる。

2 出先機関に必要な職員を派遣する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

1 2 協定等関係

資料12-1 災害関連協定【危機管理課】

No.	防災関係協定等名称	締結日	備考
1	災害相互応援協定【中河内3市+南河内地域5市2町1村】	H17.2.1	
2	災害時における応急対策業務に関する協定書【松原建設業協会】	H18.10.3	道路交通確保のための障害物撤去作業、応急対策
3	災害時における応急対策業務に関する協定書【(一社)松原災害復旧支援協力会】	H18.10.3	道路交通確保のための障害物撤去作業、応急対策
4	災害発生時における避難者の受入れに関する協定書【堺市】	H21.3.26	
5	災害発生時における避難者の相互受入れに関する協定書【大阪市】	H21.3.26	
6	避難所の開設等に関する覚書【平野高等学校】	H21.4.22	
7	避難所の開設等に関する覚書【松原高等学校】	H21.5.27	
8	避難所の開設等に関する覚書【大塚高等学校】	H21.6.1	
9	避難所の開設等に関する覚書【生野高校】	H21.6.10	
10	災害時等における協力に関する協定【株式会社セルビス】	H22.12.16	緊急一時避難場所の提供、遺体の搬送、安置
11	災害時等における協力に関する協定【大阪屋】	H22.12.16	緊急一時避難場所の提供、遺体の搬送、安置
12	災害時等における協力に関する協定【仏光殿】	H22.12.16	緊急一時避難場所の提供、遺体の搬送、安置
13	災害時における避難所等施設利用に関する協定書【阪南大学】	H23.5.16	付録「避難所の鍵に関する覚書」
14	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定【石油基地自治体協議会加盟団体】	H23.7.12	
15	災害時における物資調達に関する協定【セツカートン株式会社】	H23.8.23	段ボールベッド
16	災害相互応援協定【南河内地域5市2町1村+堺市】	H23.9.1	
17	災害時における相互応援に関する協定書【大和市】	H23.11.17	
18	洪水予測を用いた的確な避難判断手法の検討に係る確認事項【国土交通省大和川河川事務所】	H24.7.18	
19	災害時等の応援に関する申し合わせ【国土交通省近畿地方整備局】	H24.7.18	災害対策用機械等の貸付け及び職員等の派遣
20	災害時における応急食料品の優先供給に関する協定【山崎パン大阪第二工場】	H24.9.10	
21	災害救助物資の緊急調達等に関する協定【株式会社スギ薬局】	H24.9.18	一般用医薬品、食料品、日用品
22	災害救助物資の緊急調達等に関する協定【ウエルシア薬局株式会社】	H25.2.20	一般用医薬品、食料品、日用品
23	災害救助物資の緊急調達等に関する協定【株式会社サンプラザ】	H25.3.19	一般用医薬品、食料品、日用品
24	災害時の医療救護活動に関する協定書【松原市医師会】	H25.4.15	

25	災害時の医療救護活動に関する協定書【松原市歯科医師会】	H25. 4. 15	
26	災害時の医療救護活動に関する協定書【松原市薬剤師会】	H25. 4. 15	
27	災害時の医療救護活動に関する協定書【阪南中央病院】	H25. 4. 19	
28	災害時の医療救護活動に関する協定書【松原徳洲会病院】	H25. 4. 19	
29	災害時の医療救護活動に関する協定書【明治橋病院】	H25. 4. 19	
30	災害救助用精米の供給等に関する協定【幸南食糧】	H25. 6. 13	精米の供給
31	災害時における避難者の受入れにかかる確認書【堺市及び南河内地域6市2町1村】	H25. 7. 1	避難者の相互受入れ
32	全国セーフコミュニティ推進自治体ネットワーク会議における災害時相互応援に関する申合せ	H25. 11. 16	
33	西除川聖堂橋西詰河川管理用スロープ扉の開放に関する覚書【河合自主防・富田林土木】	H25. 11. 20	河川管理用鍵の破壊を認める
34	災害に係る情報発信等に関する協定【ヤフー】	H25. 12. 18	避難所のマッピングやHPのキャッシュサイトの提供
35	防災への取り組みに関する協定書【グーグル】	H26. 1. 10	避難所のマッピングや安否確認情報の発信等
36	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【丹南地区連合会】	H26. 4. 1	耐震診断あり
37	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【上田第3町会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
38	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【東代第1町会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
39	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【岡新町町会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
40	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【岡地区連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
41	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【新栄住宅自治連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
42	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【新栄住宅自治連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
43	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【阿保自治会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
44	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【池内自治連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
45	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【池内自治連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
46	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【別所連合町会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
47	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定書【大阪府】	H26. 4. 1	O-D I S等の整備
48	松原市地域防災まちづくり推進協定【大堀町会】	H26. 4. 2	地域における防災力の向上、市民主体の防災環境づくり
49	防災施設の使用に関する協定書【大堀町会】	H26. 12. 12	大堀町会防災センターの一部を、市が救援物資を備蓄するために無償提供
50	災害発生時における応急対策業務に関する協定書【松原市水道工事業協同組合】	H28. 2. 10	応急復旧業務

51	災害時におけるL Pガス等供給の協力に関する協定書【一般社団法人大阪府L Pガス協会 南河内北支部 松原地区】	H28. 7. 8	設備の供給
52	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書【(株)ゼンリン】	H28. 11. 30	インターネットサービス (ZN ET TOWN) の無償利用について
53	松原市総合防災マップ協働発行に関する協定【(株)ゼンリン】	H28. 11. 30	
54	災害時等の緊急放送における協定書【(株)ジェイコムウエスト・(株)ジュピターテレコム】	H29. 2. 3	緊急情報のJ:COMチャンネルでの配信
55	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)まつのみ福祉会】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
56	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)大阪手をつなぐ育成会】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
57	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)風媒花】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
58	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)ひまわり】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
59	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)バオバブ福祉会】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
60	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)政和福祉会】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
61	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)大阪府障害者福祉事業団】	H29. 2. 3	福祉避難所の開設・運営
62	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)堺暁福祉会】	H29. 2. 7	福祉避難所の開設・運営
63	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)聖徳会】	H29. 2. 7	福祉避難所の開設・運営
64	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)博光福祉会】	H29. 2. 7	福祉避難所の開設・運営
65	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定書【(社福)松風福祉会】	H29. 2. 7	福祉避難所の開設・運営
66	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【河合連合会】	H29. 3. 31	指定緊急避難場所の提供
67	風水害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する覚書【丹南連合会】	H29. 4. 1	指定緊急避難場所の提供
68	風水害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する覚書【立部町会】	H29. 4. 1	指定緊急避難場所の提供
69	風水害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する覚書【高木第一町会】	H29. 4. 1	指定緊急避難場所の提供
70	風水害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する覚書【堀町会連合会】	H29. 4. 1	指定緊急避難場所の提供
71	風水害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する覚書【西野々第一町会】	H29. 4. 1	指定緊急避難場所の提供
72	災害時における指定緊急避難所としての施設利用に関する覚書【向井町連合】	H29. 6. 23	指定緊急避難場所の提供
73	災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定書【松原トラック協議会】	① H25. 8. 12 ② H30. 4. 10	① 物資等の緊急輸送 ② 物資の積み下ろし等場所の提供・一時保管
74	災害時における相互応援に関する協定書【宮城県東松島市】	H30. 4. 20	人的、物的支援にかかる相互応援

75	災害時における相互応援に関する協定書【岡山県総社市】	H30. 12. 18	人的、物的支援にかかる相互応援
76	地震等における一時避難場所としての使用に関する協定書【阪神高速道路(株)】	R2. 3. 29	阪神高速道路天美換気所の一時的避難場
77	阪神高速大和川線事業に伴い整備された施設を地域住民等の一時避難場所として使用することに関する協定書【阪神高速道路大和川線城連寺地区対策協議会】	R2. 3. 29	阪神高速道路天美換気所の一時的避難場所
78	災害時における支援協力に関する協定書【(一社)ドローン撮影クリエイターズ協会、(一社)地域再生・防災ドローン利活用推進協会】	R2. 5. 19	災害対応に必要な映像・画像等の情報収集及び災害地図作成等
79	災害時における障害者施設利用等に関する協定書【NPO法人障がい者支援ねっとまつばら、松原ライオンズクラブ】	R2. 8. 25	障害者施設における要配慮者支援の協力体制
80	地域防災力の向上を目指した地域社会の連携に関する基本協定書【大阪トヨペット(株)、トヨタカローラ南海(株)、ネットトヨタ南海(株)】	R2. 10. 9	外部給電車両からの電気供給
81	地震等における避難施設の使用に関する協定【三菱UFJ信託銀行(株)】	R3. 7. 7	
82	災害時等における避難施設の使用に関する協定【(株)富士通ゼネラル】	R3. 9. 2	
83	災害救助物資の緊急調達等に関する協定【エクシオグループ(株)】	R3. 10. 7	
84	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定【(株)エフ・イー・ティーシステム】	R3. 11. 17	
85	災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定【大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合松原支部】	R4. 4. 20	
86	地震等における避難施設の使用に関する協定書	R4. 5. 20	

資料12-2 災害関連協定【消防本部】

No.	防災関係協定等名称	締結日	備考
1	大阪府下広域消防相互協定【府下37団体】	H28. 4. 1	
2	大阪市・松原市航空消防応援協定【大阪市】	H22. 4. 1	
3	八尾市・松原市消防相互応援協定【八尾市】	H26. 4. 1	
4	大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定【14都市】	H26. 1. 31	
5	東大阪市、松原市消防相互応援協定【東大阪市】	H26. 4. 1	
6	西名阪自動車道消防相互応援協定【6団体】	H26. 4. 1	
7	大阪府中ブロック消防相互応援協定【6市2町1村】	R3. 4. 1	
8	松原市・堺市消防相互応援協定【堺市】	H20. 10. 1	
9	大阪市・松原市消防相互応援協定【大阪市】	H25. 11. 1	
10	災害時等の燃料供給等に関する協定書【有限会社アタック・ウイン】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める

11	災害時等の燃料供給等に関する協定書【株式会社 オータニ】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
12	災害時等の燃料供給等に関する協定書【株式会社 西日本宇佐美関西支社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
13	災害時等の燃料供給等に関する協定書【小杉石 油】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
14	災害時等の燃料供給等に関する協定書【コスモ石 油販売株式会社 大阪カンパニー】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
15	災害時等の燃料供給等に関する協定書【小森石油 株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
16	災害時等の燃料供給等に関する協定書【株式会社 フォルテンモ】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
17	災害時等の燃料供給等に関する協定書【山栄油 業】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
18	災害時等の燃料供給等に関する協定書【株式会社 大喜】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
19	災害時等の燃料供給等に関する協定書【タイガー 石油株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
20	災害時等の燃料供給等に関する協定書【田中石油 株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
21	災害時等の燃料供給等に関する協定書【手束石油 株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
22	災害時等の燃料供給等に関する協定書【ミータス 株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
23	災害時等の燃料供給等に関する協定書【サンイン ダストリアル株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
24	災害時等の燃料供給等に関する協定書【日之出石 油株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
25	災害時等の燃料供給等に関する協定書【松原油業 株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める
26	災害時等の燃料供給等に関する協定書【山本石油 株式会社】	H27. 4. 1	可能な範囲で燃料等の優先供給に努める

資料12-3 災害関連協定【上下水道部】

No.	防災関係協定等名称	締結日	備考
1	松原市・羽曳野市水道緊急連絡管に関する協定書 【羽曳野市水道事業管理者】	H19. 2. 1	
2	松原市上下水道部・大阪市水道局災害相互応援に 関する実施協定【大阪市】	H19. 1. 31	
3	大阪広域水道震災対策相互応援協定【36団体】	H31. 4. 1	
4	堺市・松原市水道緊急連絡管に関する協定書【堺 市上下水道】	H30. 4. 2	
5	災害時における応急給水栓設置及び運用に関する 協定【イズミヤ】	H25. 3. 13	

6	堺市・松原市 水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	H29. 2. 10	
7	災害時等の水道施設の応急復旧に係る資材供給に関する協定書【明和工業㈱】	H28. 4. 1	応急給水に必要な役務・応急復旧に火地様な役務及び資機材の提供等
8	大阪市と松原市の相互応援給水に関する協定書(三宅中7丁目)【大阪市】	H21. 3. 26	災害時の資材の優先的供給体制の構築
9	大阪市と松原市の相互応援給水に関する協定書(長吉川辺4丁目)【大阪市】	H27. 3. 31	
10	松原市・羽曳野市西大塚水道緊急連絡管に関する協定書【羽曳野市水道事業管理者】	H28. 3. 31	

1 3 自衛隊等関係

資料13-1 自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書

文 書 番 号 年 月 日
大阪府知事 様
松原市長
自衛隊の災害派遣要請について
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
記
1 災害の情况及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

文 書 番 号
年 月 日

大阪府知事 様

松原市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

資料13-2 応援部隊受入れ・活動拠点

受 入 拠 点 名	所 在 地	電 話
市民体育館	松原市田井城3丁目1番37号	072-337-0270
松原市民運動広場（付帯施設）	〃 岡7丁目230番地の1	

14 廃棄物等関係

資料14-1 し尿くみ取り許可業者一覧

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
脇田清掃 (株)	松原市南新町3丁目1番5号	072-331-4865	072-334-6713
小川清掃社	〃 天美西2丁目9番17号	072-332-3294	072-337-0696
松本清掃社 (株)	〃 岡3丁目3番3号	072-331-2862	072-331-6652
土師清掃社	〃 立部1丁目132番地	072-331-4457	072-335-2281
クリーン関西(株)	〃 小川4丁目17番5号	072-331-1014 072-331-1002	072-330-0765
(有)永田清掃	〃 天美西2丁目4番38号	072-331-4600	072-335-0202
(株)永田商会	〃 天美西5丁目129番地の1	072-336-8181	072-336-8200
岸田清掃(株)	大阪市平野区喜連1-5-40	06-6707-4019	06-6707-4019

資料14-2 浄化槽清掃業の許可業者一覧

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
脇田清掃 (株)	松原市南新町3丁目1番5号	072-331-4865	072-334-6713
小川工業(株)	〃 天美西2丁目9番17号	072-332-3294	072-337-0696
松本清掃社 (株)	〃 岡3丁目3番3号	072-331-2862	072-331-6652
土師清掃社	〃 立部1丁目132番地	072-331-4457	072-335-2281
クリーン関西(株)	〃 小川4丁目17番5号	072-331-1014 072-331-1002	072-330-0765
(有)永田清掃	〃 天美西2丁目4番38号	072-331-4600	072-335-0202
(株)永田商会	〃 天美西5丁目129番地の1	072-336-8181	072-336-8200
岸田清掃(株)	大阪市平野区喜連1-5-40	072-331-8691	06-6707-4019
平野工業所	大阪市平野区長吉川辺2-北4-28	06-6708-7822	06-6708-7858
新生和光(株)	八尾市沼2丁目135番地	072-949-9603	072-948-2392
柿本工業(株)	大阪市東住吉区中野1-14-24	06-6702-2722	06-6704-1180

資料14-3 し尿処理施設一覧

1 処理施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松原市サニテーション	松原市天美西7丁目-217番地 (今池水みらいセンター内)	072-331-7773

資料14-4 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電話番号
松原市分別（資源化）センター	松原市別所9-1-6	072-335-8055

資料14-5 清掃車両等一覧

市 所 有 車 両	台 数
パッカー車	18台
ミニダンプ	9台
垂直パワーゲート	1台
ホイールローダー	2台
アームロール車	1台
ダンプ車	1台

資料14-6 ごみ処理委託業者一覧

令和2年4月1日現在

委 託 業 者	住 所	電 話 番 号
大道興業(株)	松原市三宅西1丁目341番3号	072-332-0023
土師清掃(株)	松原市立部1丁目132番地	072-331-4457
脇田清掃(株)	松原市南新町3丁目1番5号	072-331-4865

15 様式等関係

資料15-1 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造階層		建築面積	m ²		
			延べ面積	m ²		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	棟 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼			林野焼損面積	ha
		ぼや				
り災世帯数			世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2. 危険物等に係る事故
 - 3. 原子力施設等に係る事故
 - 4. その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高压ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ()		物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高压ガス施設 4. その他 ()					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			重症 人 (人)			
			中等症 人 (人)			
			軽症 人 (人)			
消防防災活動 状況及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
			消防本部(署)	台人		
			消 防 団	台人		
			消防防災ヘリコプター	機人		
			海上保安庁	人		
			自 衛 隊	人		
		そ の 他	人			
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨〔「未確認」等〕を記入して

報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)		
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急 救助活動状況				
災害対策本部等の 設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所			発生日時	月 日 時 分					
被 害 の 状 況	人的被害	死者	人	重傷	人	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者数	人				軽傷	人	半壊	棟
		不明	人			一部損壊	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数									
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都 道 府 県			区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		田	流失・埋没	ha		
	第 報			冠 水	ha		
報 告 者 名	(月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
区 分			被 害		学 校	箇所	
区 分			被 害		病 院	箇所	
区 分			被 害		道 路	箇所	
人 的 被 害	死 者	人	そ の 他	橋 り よ う	箇所		
	うち災害関連死者	人		河 川	箇所		
	行 方 不 明 者	人		港 湾	箇所		
	負 傷 者	重 症		人	砂 防	箇所	
軽 傷		人		清 掃 施 設	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟		崖 く ず れ	箇所		
		世帯		鉄 道 不 通	箇所		
		人		被 害 船 舶 隻			
	半 壊	棟		水 道 戸			
		世帯		電 話 回線			
		人		電 気 戸			
一 部 破 損	棟	ガ ス 戸					
	世帯	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
	人						
床 上 浸 水	棟						
	世帯						
	人						
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
	世帯		り 災 者 数	人			
	人		火 建 物 件				

非住家	公 共 建 物 棟			災 発 生	危 険 物 件		
	そ の 他 棟				そ の 他 件		

区 分		被 害		災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	都 道 府 県	
公 立 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体					
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 適 用 市 救 助 村 法 名	計	団 体
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額		千円		119番通報件数		
災 害 の 概 況						
応 急 対 策 の 状 況	動 消防 機 関 等 の 活 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)				

資料編

	自衛隊の災害派遣	その他
--	----------	-----

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料15-2 被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。 （H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
住家全壊 （全焼・全流出）	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】）
住家半壊 （半焼）	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】）
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】）
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 （令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」）
半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】）

一部損壊 (準半壊)	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】)
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

16 その他

資料16-1 市内指定文化財等一覧

1 国登録

(有形文化財)

名 称	所 在 地
中山家住宅	松原市別所6丁目7番6号
田中家住宅	松原市南新町1丁目7番33号
田中家住宅	松原市高見の里3丁目9番21号
嶋田家住宅	松原市天美東8丁目3番1号

2 府指定

(有形文化財)

名 称	所 在 地
布忍神社本殿 附；木片（寛文3年銘）	松原市北新町2丁目4番11号

(天然記念物)

名 称	所 在 地
来迎寺のいぶき	松原市丹南3丁目1番22号

3 市指定

(有形文化財)

名 称	所 在 地
布忍神社 布忍八景扁額	松原市北新町2丁目4番11号
大林寺 木造 十一面観音立像	松原市北新町1丁目10番5号
栄久寺 紙本墨書 教如上人消息	松原市立部1丁目4番8号
西方寺 木造 阿弥陀如来立像	松原市三宅中5丁目11番16号
西方寺 木造 阿弥陀如来立像	松原市三宅中5丁目11番16号
西方寺 木造 十一面観音立像	松原市三宅中5丁目11番16号
来迎寺 紙本著色 融通念仏縁起絵巻	松原市丹南3丁目1番22号
来迎寺 木造 阿弥陀如来立像	松原市丹南3丁目1番22号

資料16-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

別表第1 (大阪府災害救助法施行細則第3条等関係)

(最新改正 令和3年規則第93号)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び 応急仮設住 宅の供与	避難所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 2 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 3 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日につき330円以内とする。 4 福祉避難所（高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、3の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 5 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。 	災害発生の日から7日以内

	<p>応急仮設住宅</p>	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>○ 建設型応急住宅（次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 2 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。 3 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 4 福祉仮設住宅（老人福祉法（昭和38年法律第533号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する2人以上のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。 5 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。 6 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。 <p>○ 賃貸型応急住宅（次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 	<p>完成の日から2年以内</p>
<p>炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p>	<p>炊出しその他による食品の給与</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者（以下この項において「被災者」という。）に対して行う。 2 被災者が直ちに食することができる現物による。 3 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,160円以内とする。 	<p>災害発生の日から7日以内</p>
	<p>飲料水の供給</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 2 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。 	<p>災害発生の日から7日以内</p>

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）又は全島避難等（一定の地域の全ての居住者等が避難等をするをいう。）により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>3 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

区 分	季別	世 帯 区 分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
	冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

備考 「夏季」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。

医療及び助産	医 療	<p>1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>4 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>	災害発生の日から14日以内
	助 産	<p>1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>3 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額</p>	分べんした日から7日以内
被災者の救出		<p>1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>2 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から3日以内

被災した住宅の応急修理	<p>1 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>2 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>3 支出することができる費用は、一世帯につき 次に掲げる額以内とする。</p> <p>イ ロに掲げる世帯以外の世帯 595,000円</p> <p>ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円</p>	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	<p>1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>3 貸付することができる金額は、次の額以内とする。</p> <p>イ 生業費 1件につき 30,000円</p> <p>ロ 就職支度費 1件につき 15,000円</p> <p>4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。</p>	災害発生の日から1月以内

学用品の給与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒等（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品</p> <p>3 支出することができる費用は、次の額以内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 1人につき 4,500円 (2) 中学校の生徒 1人につき 4,800円 (3) 高等学校等の生徒等 1人につき 5,200円</p>	災害発生日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内
埋葬	<p>1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺（附属品を含む。） ロ 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>3 支出することができる費用は、一体につき大人 215,200円以内、小人 172,000円以内とする。</p>	災害発生日から10日以内
死体の搜索	<p>1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>2 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生日から10日以内

死体の処理	<p>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検案</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>3 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>4 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき 3,500円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用することができない場合 1体につき 5,400円以内</p> <p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生の日から10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>2 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき137,900円以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>1 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援</p> <p>ロ 医療及び助産</p> <p>ハ 被災者の救出</p> <p>ニ 飲料水の供給</p> <p>ホ 死体の搜索</p> <p>ヘ 死体の処理</p> <p>ト 救助用物資の整理配分</p> <p>2 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

別表第2（第4条関係）

救助業務従事者の区分		実 費 弁 償 の 額		
		日 当	時間外勤務手当	旅 費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,500円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,600円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,500円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,600円		
	救急救命士	14,100円		
	土木技術者及び建築技術者	15,200円		
	大工	21,700円		
	左官	23,000円		
	とび職	24,800円		
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

別表第3（第5条関係）

対 象 者	支 給 基 礎 額
政令第8条第2項第2号に規定する労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の日前1年間におけるその者の所得（通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から1年間の所得の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第8条第2項第3号に規定する救助に関する業務に協力した者	<ol style="list-style-type: none"> 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「警察協力者令」という。）第5条第2項に規定する額に相当する額とする。 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第8条第2項第3号に規定する協力者（以下「協力者」という。）の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1の金額に警察協力者令第5条第3項に定める額を加算する。

資料16-3 気象庁震度階級関連解説表

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	—	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

* 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(注) 1 気象庁震度階級関連解説表から抜粋

2 ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。